

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19


Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak



593

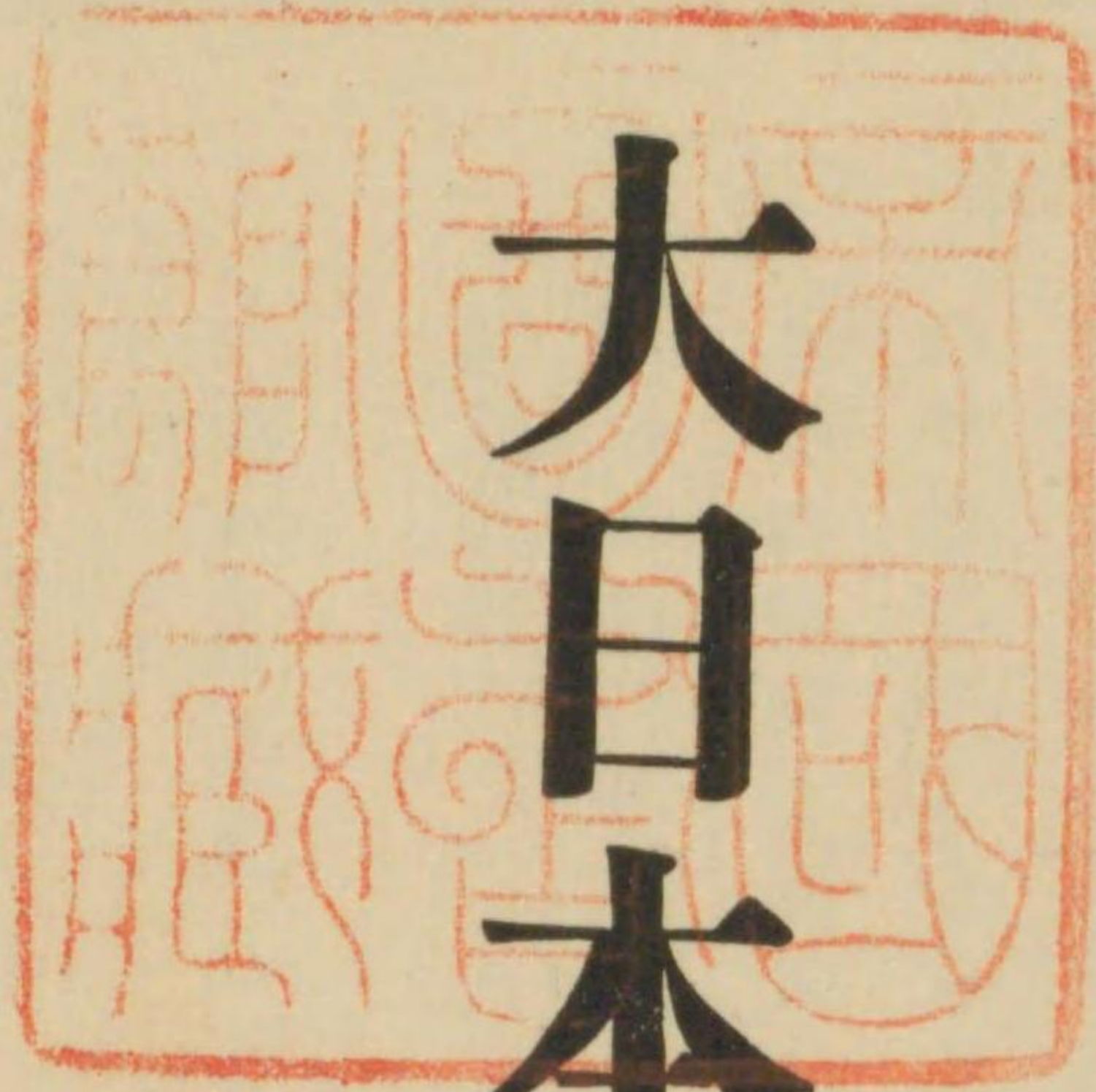
593-8
1200501526720





3A123

雄山閣編輯局編



大日本地誌大系

新編相模
風土記稿
五國



雄山閣版

593-2

大日本地誌大系 新編相模國風土記稿第五册例言

- 一 本卷には、新編相模國風土記稿全百二十五卷中、卷之第九十三より終卷卷之百二十五までの三十三卷を収載せり。
- 一 本卷は印刷の便宜上、明治十一年印行の活字本を底本とし、明かに誤字脱落と認めしもの外濫に之を改めず、可及的に原書の風貌を存せん事に努めたり。
- 一 本卷の印刷に關しては、總て前卷に同じ。
- 一 本卷の刊行に當りては、堀田璋左右先生より種々有益なる御援助を賜はれり、茲に謹んで謝意を表す。

昭和八年八月十五日

編者 識

例言

大日本新編相模國風土記稿第五册略目次

例言

卷之九十三	鎌倉郡卷之二十五山之内庄	一
卷之九十四	鎌倉郡卷之二十六山之内庄	二
卷之九十五	鎌倉郡卷之二十七山之内庄	三
卷之九十六	鎌倉郡卷之二十八山之内庄	四
卷之九十七	鎌倉郡卷之二十九山之内庄	五
卷之九十八	鎌倉郡卷之三十山之内庄	六
卷之九十九	鎌倉郡卷之三十一山之内庄	七
卷之百一	鎌倉郡卷之三十二山之内庄	八
卷之百二	鎌倉郡卷之三十三山之内庄	九
卷之百三	鎌倉郡卷之三十四山之内庄	一〇
卷之百四	鎌倉郡卷之三十五山之内庄	一一
卷之百五	鎌倉郡卷之三十六西見庄	一二
卷之百六	鎌倉郡卷之三十七深澤庄	一三
卷之百七	鎌倉郡卷之三十八江島	一四
卷之百八	三浦郡卷之一圖說	一五
	三浦郡卷之二衣笠庄	一六

卷之百九	三浦郡卷之三衣笠庄	三三七
卷之百十	三浦郡卷之四衣笠庄	三三八
卷之百十一	三浦郡卷之五衣笠庄	三三九
卷之百十二	三浦郡卷之六衣笠庄	三四〇
卷之百十三	三浦郡卷之七衣笠庄	三四一
卷之百十四	三浦郡卷之八衣笠庄	三四二
卷之百十五	三浦郡卷之九衣笠庄	三四三
卷之百十六	津久井縣卷之一圖説	三四四
卷之百十七	津久井縣卷之二毛利庄	三四五
卷之百十八	津久井縣卷之三毛利庄	三四六
卷之百十九	津久井縣卷之四毛利庄	三四七
卷之百二十	津久井縣卷之五毛利庄	三四八
卷之百二十一	津久井縣卷之六毛利庄	三四九
卷之百二十二	津久井縣卷之七毛利庄	三五〇
卷之百二十三	津久井縣卷之八毛利庄	三五〇
卷之百二十四	津久井縣卷之九人物部	三五〇
卷之百二十五	津久井縣御朱印並藝文部卷之十	三五〇

大日本系新編相模國風土記稿第五册略目次終

新編相模國風土記稿卷之九十三

村里部 鎌倉郡卷之二十五

山之内庄

○十二所村志不仁志 里俗に民戸十二所ありしより村名となると云ふ、按ずるに光觸寺境内に熊野十二所の社あり是を村鎮守とす、されば是より村名も起りしなるべし、應永二十三年上杉禪秀の亂に持氏當所を歴て佐介の館に到りし事【鎌倉大草紙】に見えたり日、應永二十三年十月二日、持氏は馬に召し、塔辻は敵箭を焼て、警固しける間、岩戸の上の山路を廻り、十二所に懸り、小坪より打出、前濱を佐介へいらせらる、

○小名 △川之上 △橋戸 △川端 △中屋 △上之山 △森戸 △御坊 △石切場 △岡松 △山之神 △明石ヶ谷 南方三浦郡界の接地にあり、此谷の中程に明石檢校塔と云へるあり由來傳はらず、○七曲り谷 東方峠村境にあり、○牛蒡ヶ谷 光觸寺の北にあり、此谷に首塚と云ふ巖窟あり里俗、首やぐらと云ふ、北條高時滅亡の時、一門の首を爰に埋めしと云傳ふ ○多々羅ヶ谷 三浦郡界に接す、○積善ヶ谷 是も同所にあり、切通の道あり登凡三町 幅六尺許 三浦郡柏原村

に出ると云ふ、○番場ヶ谷 本郷村境にあり、此邊に忠太屋鋪と字する所あり、○泉ヶ谷 是も本郷村境に接せり、御影堂と字する所あり、○羽黒山 明石ヶ谷の上であり、○御坊山 牛蒡ヶ谷の後山を云へり登三町許 中腹に岩穴あり、名馬の骨を埋めし所と云傳ふれど詳ならず、○林相山 小名森戸の上であり登凡二町 ○岡松山 月輪寺廢蹟の右にあり登二町 ○丸山 峠村境にあり登五町 ○番矢倉 泉ヶ谷の東にある岩穴を云ふ幅五町、長四町 ○滑川 光觸寺前を流る、○太刀洗水 【鎌倉志】には梶原が太刀を洗し所と記し、里俗は朝比奈と云傳ふ、

○稻荷社 番場ヶ谷字稻荷山にあり登三町許 明王院持、前徑を稻荷小路と字せり、應永二十五年七月持氏命を下し僧都助大を當社の供僧職に補任す明王院藏文書曰、五大補任也、者早守先例、可致沙汰之狀如件、應永廿五年七月廿九日、助大僧都御房、持氏華押、成氏の時は例歲六月七日十四日の兩日必管領の館に神輿を渡し神事を行ふ、管領神拜あり鎌倉年中行事曰、六月七日、稻荷、御車寄御透に、被立神輿、御神樂あり、其時御妻戸より、御一家一人被罷出、御幣持參、公方様は御妻戸之内にて、有拜御申也、奉公中は御縁に祇候、御絹御帷等、有懸御申也、同十四日同前、 ○尾佐八幡宮 林

相山の東方にあり、○白山社 御坊山の下にあり、

○明王院 飯盛山寛喜寺五大堂と號す 寺と呼ぶ、真言宗

京仁和 嘉禎元年正月二十一日將軍賴經建立す、是より

先寛喜三年十月五大堂建立の地を撰れ、二階堂永福寺、

大慈寺等の境内を巡檢あり、東鑑曰、寛喜三年十月六日、

其地於永福寺、大慈寺等境内、兩國司・駿河前司・出羽前司・隱

岐入道・信濃民部入道以下、相具陰陽師三人、巡檢令金藏房相

此地、亦於當座、召宅磨左近將監爲行圖繪之、以攝津守師員、

駿河判官光村等、被申御所乎、永福寺内地者、御臺所御願寺

料内々、被定云々、伊賀式部入道光西奉行、十六日方位并日時を校量せらる、

六日二階堂内、可建立五大尊堂之地者、本堂池上也、可糺

被方角之由、被仰下之間、周防前司親實、式部大夫入道光西、

(御堂奉行)藤内左衛門尉定員等、相伴陰陽師晴賢以下、攀上

本堂後山、校量方角、從御所相當與申間、不可有憚之由、

令一揆、然而明年者可爲王相方、而故二位殿御時、所被用本

所之僧坊、一字在之可爲御本所、彼坊自可被立御堂之地、當

乾方歟、猶以戌方分歟之由、晴賢申之各令歸參、言上其趣、

戊刻於武州御第、爲尾藤右近入道奉行、有御堂造營日時之定、

十九日二階堂の地を替へられ甘繩の地を巡檢あり、

日、改二階堂御堂之地、甘繩城太郎南、千葉

介之北、被點定西山之傍、兩國司亦巡檢給、廿日此地の方

位を校量せらる、西、藤内左衛門尉定員、相具泰貞晴賢等朝

臣、爲御堂地之方角向甘繩、是自御所坤

方也、方角無其憚、作事不可有難由申之、十一月十八日五大

堂供養日時定、廿一日供養の事により陰陽道より勘文

を召さる、堂供養事、召陰陽道勘文、二十五日又供養日

時定の議あり、大、廿五日、於武州御堂、五、六月廿八日拜

謝祭等を行はる、謝祭等、大、廿八日、今夜於新造精舎、被行拜

文元王相廣賴又供養之間、爲避魔障、被行南方高山祭、於

名越山上、辦法印良算奉仕之、毛利左近藏人親光爲御使、廿

九日入佛供養あり、將軍賴經參堂導師大阿闍梨定豪及

び請僧二十口に各布施敷品を引る、廿九日寅卯兩時、辨

僧正(定豪)、修之、辰魁、奉安置五大明王像於堂中、已二點

依可有明王院(五大堂)、供養、將軍家爲御參堂出御、(御束帶)

於西廓西向有反閉、忠尙朝臣奉仕、其後午二點有供養儀、曼

茶羅供也、執行師法橋快深、奉行會場事、願文大藏卿爲長草

之、清書内大臣(實氏公)、西冠事終還御、大阿闍梨辨僧正定

豪、職衆二十二口云々、布施導師分、被物三十重、(色々)裏

物一、(納染絹十五端)白綾三十疋、染綾三十疋、斗帳三十疋、

顯文紗三十端、丹後絹三十疋、卷絹三十疋、染付三十卷、唐

綾三十端、筋斗帳三十疋、紫村濃三十端、紫三十端、綾地三

十端、紺村濃三十端、帖絹三十疋、紺淺黃三十端、紺染紺三

十疋、白布三十段、紺布三十段、藍摺三十端、色革三十枚、

香爐箱一、居箱一、水精念珠、横被法服一具、香染衣一具、上

衣一具、宿衣一領、加布施砂金百兩、野劍一腰、此外供

米廿石、馬十疋、職衆分口別、被物十重、裏物一、白綾十端、

色々絹十端、卷絹十疋、帖絹十疋、染付十卷、染絹十端、白

尊像を造始らる、十一月十八日、將軍家御願、五大尊像、

十二月廿六日五大尊衣木供養あり、大尊御衣木、導師信濃

道禪嘉禎元年正月十五日五大尊堂門木作事始あり、

元年正月十五日、五大尊堂門木作始也、來月十日、依可被立

堂舎、先有此沙汰、周防前司親實、攝津左衛門尉爲光、奉行之

廿一日精舎建立の事はまで北條時房・泰時等、度々勝地

を撰れしに何れも煩あるにより當所を定められ、今日

總門を建らる、日、廿一日、御願五大堂建立事、相州・武州、

太郎甘繩地、猶不相叶、頗思食煩之處、相當于幕府鬼門方有

此地、毛利藏人入道西阿領也、依爲御祈禱、相應之所被點之、

即被引地説、仍今日先總門計被建之、相州・武州・大膳權大、二

月三日土公祭あり、公祭、陰陽道相替、連日可奉仕之由云々、

十日堂造立成れり、將軍賴經監臨工匠の徒に各被物あ

り、大膳大夫・駿河前司・長井左衛門大夫・山羽前司・加賀守

以下供奉、今日被立御堂、親職、晴賢、文元等朝臣參進、申

時尙事、及午尙有其儀、大工矢坂次郎大夫也、引頭四人參上、

事終大工等賜祿、判官代大夫隆邦・清判官季氏等爲奉行、大

工分馬二疋、一御馬(鹿毛)、野内太郎兵衛尉・同次郎引之、

二御馬(黒毛、葦)、本間次郎左衛門尉・同四郎十物十種、絹十

疋、染絹十端、綿十兩、白布十端、藍摺十段、奥布十端、直

垂絹十、帷絹十、色革十枚、引頭分馬一疋、五物五種、絹五

疋、白布五段、直垂絹五、帷絹五、奥布五段、以上人別定、

童裝束一具、宿衣一領、加布施砂金百兩、野劍一腰、此外供

米廿石、馬十疋、職衆分口別、被物十重、裏物一、白綾十端、

色々絹十端、卷絹十疋、帖絹十疋、染付十卷、染絹十端、白

布十端、絹布十端、藍摺十端、色革十枚、供米五石、馬三疋、

建長四年七月六日數日炎旱により當院及び大御堂・二

階等に於て祈雨の修法あり、日、建長四年七月六日、去月廿

仍祈雨事、被仰勝長壽院・永福寺、

明王院等、明行・景賴奉行之、元亨元年六月播磨律師

を別當職に補任す、仰旨如此、仍執達如件、元亨元年六月十

日、播磨律師御房、相模

守・華押、前武藏守・華押、貞治二年五月管領基氏、天下安

全の祈禱を命ず、日、天下安全祈禱事、殊可被致精誠之狀如

基氏の華

押あり、永徳元年十二月氏滿の命に因て愛染の法を修

し、相當如法愛染一七ヶ日、去十日鷲城以下、所々役落也、

法驗之至、尤以神妙彌可被致祈禱之狀如件、永徳元年十二

月十三日、遍照院僧正御

房、氏滿の華押あり、二年四月又命ありて金剛護摩等

の祈禱を修す、日、大小金剛護摩、二七ヶ日未滿、永賢自害

祈禱精誠之狀如件、永徳二年四月十五

日、遍照院僧正御房、氏滿の華押あり、至徳四年七月權僧正

頼印目安を捧て別當職を申乞し事あり、日、目安、權僧正

王院別當職事、右鎌倉明王院者、七條將軍入道殿の御願とし

て、四箇重職の隨一也、こゝに宰相僧正仲尊、寶篋院殿御代

頼經木像



同像

十月廿五日、小山義政對治御祈禱の爲に、嚴命そむきがたきによりて、同十一月十二日、

御陣下着、六字經法、急速に始行すべきよし蒙仰之間、同日、於殿中勤行之處、當中日、(十六日)はからざるに、當國一揆、鷲城をせめをとし畢、是は城没落のはじめ也、同日、二月三日、如法愛染法始行、結願の日に當り、五箇所鷲城、祇園城、(岩口城・新城・口城)木戸を開て降參、剩出家をとげて、大衣を着し、號永賢、同二年三月廿二日、祇園城を没落して、糟尾の城にたて籠る、同四月二日、大勝金剛護摩始行、同十三日、永賢自害畢、每度御感の御教書を下さるゝ者也、而於白旗一揆者、一身手負打死之者、浴恩賞、是は涯分忠節之賞也、彼は三箇度の效驗によりて、御敵をほるぼさる、御運と申ながら關東安全、併三密加持の力なり、いかでか忠賞なからん、若爲當職關所者恩賞に口補せられて、彌爲抽御祈禱精誠、目安言上如上、至德四年七月日、康應元年八月上野國の寺領地安堵の件、沙汰あり、岩井事、任度々御奉書旨、沙汰附院家雜掌候畢、仍渡狀如件、康應元年八月十六日、石見守能重華押、應永廿五年三月奉書を下され、上野國の寺領地長谷河山城守が押領を退けらる、照院雜掌印乘申上野國淨法寺内、平塚・牛田・岩井三ヶ所事、數通文書、明白之上、當知行無相違之處、長谷河山城守、押妨云々、太不可然、所詮不日退彼違亂、可被沙汰付下地於印乘之旨也、仍執達如件、應永廿五年三月廿日、兵衛尉華押、治部丞華押、成氏が時は例歳正月廿八日必參堂あり、日、正月廿八日、明王院(號五大堂)、不動御參詣、依爲、寬永中回祿に罹り四御近邊、御供人々、歩行にて被參、寬永中回祿に罹り四尊の像焼失して今は不動一軀を本尊とす、運慶作本願頼經の肖像をも置けり、上に縮寫す、寺傳に第一世は落成の導師

定豪を以すと云ふ、初鶴岡供僧たり、後藤長壽院、門前に古松あり、動きの松と呼べり、【寺寶】△古文書十八通一は足利基氏が祈念の令書、二は同氏滿が祈念の令書一は同滿兼が令書、一は同持氏が稻荷社供僧職の補任狀、一は同人令書、一は同人書翰、一は別當職補任の御教書、一は上杉憲實奉書、一は同人書翰、一は宗兵庫助重孝が別當職の渡狀、一は沙彌某が令狀、一は寺領地押領制止の下知狀、一は石見守能重が寺領の渡狀、一は前安藝守某が春日社領稅務の奉書、二は大慈寺釋迦堂領の渡狀、一は同領地に出せし制札。△春日社、寺域鎮護の神祠なり、按ずるに、鶴岡供僧我覺師資相讓狀に、鎌倉明王院鎮守、春日供僧、嘉禎元年二月四職之事云々、とあるは、當社の事なり、嘉禎元年二月四日北條時房、泰時等茲に參會して僉議あり、遂に堂の東方を社地と定められ、【東鑑】曰、嘉禎元年二月四日、於五大勸請于唐門外之由、兼日被思召之處、其地狭少之間、相州・武州、并大膳大夫・駿河前司等、參會于件地、各加評議可被下門内歟、又可被點堂後山歟、意見區分、但山者自堂地高所也、可爲何様哉之由、仰被合有職并陰陽道、仍如此、總社之地事、訪所處之例、強不及撰高下、宜依地形由、河内入道光行・親職、晴賢等、同申之、此上有沙汰、以堂東地、可定其所、頓て創立ありしなり、文和の頃上總國金田郷の内に當社領地ありし事所藏文書に所見あり、日、五大堂春日社、雜掌慶道申、上總國

金田郷内、萬石、大崎村等正稅事、訴狀如此、所申無相違者、可究濟若又有子細者、可算申之旨、達正員、可申左右之狀、依仰執達如件、文和三年十一月廿四日、地頭代、前安藝守華押、△北斗堂、仁治元年十月建立の議定あり、【東鑑】曰、仁治元年十月十三日、前武州並斗堂之由、十九日地曳始の奉行を命ず、日、十九日、大倉北渡前司、兵庫、閏十月廿八日、於御所、北斗堂事始以下日次等事、被定之、十一月十二日地曳事始あり、北條泰時監臨す、日、十一月十二日、大倉北斗堂、二年三月二十七日立柱上棟あり、日、二年三月廿七日、午尅大監臨給、前兵庫頭定員、信濃民部大夫入道行然等奉行之、八月七日供養導師の沙汰あり、日、八月七日、新造北斗堂供養間、二十二日七曜二十八宿等の星像安置せらる、日、二十二日午尅、新造北斗堂、被一字金輪像等、入夜被行堂鎮法、同御祭等、二十五日供養あり、將軍頼經參堂す、日、廿五日午尅、被遂北斗堂供養、將梨卿僧正快雅執蓋、肥前太郎左衛門尉胤家、兵庫頭家員、江石見前司能行執其綱、讚衆八人也、前準人正光重、奉行會場事、寬元二年正月四日將軍頼經の命あるにより隆辨當社にて月蝕雲履の法を祈誓す、十六日、其期に臨み、効驗

ありて細雨頻に降りしとなり 曰、寛元二年正月四日、及被仰大納言法印隆辨云、今年御本命宿月曜也、而來十六日月蝕、殊可有御憤之由、天文、宿曜兩道、所勘申也、今度不出現之様、可祈請者、隆辨一旦雖申子細、重被仰之間、領狀云云、十六日、自朝至戌刻、更無雲、臨月蝕之期、自未申方、片雲漸降、忽覆普天、細雨頻降、復未以後、朝月早現、隆辨法印自去八日、參籠明王院北斗堂祈請、今廢して堂趾も詳ならず、△鐘樓 今廢せり、洪鐘も亦失す、【東鑑】に據るに嘉禎元年三月起立あり 曰、嘉禎元年三月五日午刻、被立五州・武州被參、六月十九日鑄鐘成に及て破損す、鑄工が申に任せ後日又銅錢を増加して遂に成功し二十九日樓に登す 曰、六月十九日、被鑄五大堂洪鐘、而今日鑄損之、奉行人周防前司勘發鑄物師之處、陳申云、依銅不足如此、可被加銅鉄、二十一日、洪鐘可被鑄改之由、於御所有其沙汰廿九日、被行新造御堂安鎮、又被鑄直洪鐘、先日以銅錢三百貫文鑄損之、今度三十餘貫、○光觸寺 藤觸山と號す、時宗 藤澤清淨 本堂に寺號の額を掛く 醍醐天皇 開山は一遍なり、本尊彌陀作、觀音彌陀勢至、を安ず、此本尊を頼焼彌陀と云ふ 文和四年緣起曰、順德帝建保三年、京都臣家之招請に因て下向の刻、鎌倉の住人、すくりの氏女町の局、時歳卅五、雲慶に對面して、此佛を作らしむ、四十八日を限り、成就せん事を願ふ、雲慶其言に隨て成就す、來迎の三尊、長は法の三尺なり、氏女信心歡喜して、持佛堂に安置

し、香花を捧、持念怠らず、家に萬歳法師と云ふ下法師あり常に専修念佛して、信心有と云へども、依にして妄語偷盜、人を煩はしむ、人これを惡む、時に家々に、物の失する事あり、人互にこれを耻づ、起請誓文に及ぶ、獨罪を萬歳に歸す、氏女怒て命じて是を禁ず、我身は急用ありて、澁谷と云ふ所へ行、命を受ける者、萬歳をからめて、轡の水つきを焼て、左の頼に、火印をさす、退て見れば、火痕なし、氏女還り怒らんとことを恐て、再火印をさすと云ども、又痕もなし、氏女夢みらく、本尊枕の上に立て悲て曰、我煩を見よと、氏女夢覺て、本尊を見るに、火印の痕あり、涕泣懺悔して、萬歳が罪を赦し、龜谷より佛師を招て、火痕を修せしむる事、二十一重に及ぶ、終に復せず、宋代人に見せしめんが爲に、修することなかれと云て、其後氏女出家して、法阿彌佛と號す、此奇異に驚て、田代の阿闍梨に、寺地を請て、比企谷に岩藏寺と號し、一字を建立し、本尊を安置す、世にこれを、かなやき堂と云ふ、建長三年九月廿六日、氏女年七十三にして、此本尊に向ひ、端座合掌し、念佛して往生しぬ、萬歳は後に、大磯に菴を結び、彌々專修念佛し、名號を書きあきなふて、大往生を遂畢ぬと云々、緣起二卷あり、筆者は亞相藤馬相繪は土佐將監光興なり、跋に文和第四曆、暮秋下旬、權大僧都端嚴とあり、又【砂石集】曰く、鎌倉に町のつぼねとやらん聞へし徳人有けり、近く仕ふ女童、念佛を信じて、人目には忍びつゝ、密に數返しけり、此主は嚴くはしたなく、物を忌祝ふ事、けしからぬ程なり、正月一日に、かよいしけるが、申付たる事にて、心ならぬ南無阿彌陀佛と申けるを、此主斜ならぬ怒り腹立て、いましく、人の死たる様に、今日しも念佛申事、返々不思議也とて、頓てとらへて、錢を赤く焼て、片頼にあて、けり、念佛の故には、何なる科にも當れと思て

それに付ても佛をぞ念じける、思はずに痛み無りけり、さて主年始の勤などせんとて、持佛堂に詣て、本尊の阿彌陀佛、金色の立像を拜しければ、御頼に錢の形黒く付て見えけり、怪みて能々見るに、金焼にしつる錢の形此めらぶが額のほとにあたりて、見えけり、あさましなと云ばかりなくて、めらふを呼て見るに、聊も疵なし、主大に驚き、懺悔懺悔して、佛師を呼て、金箔を押しするに、箔は幾重ともなく、重ねれども、疵は都てかくれず、當時も彼佛御座す、かなやき佛と申あひたり、まのあたり拜て侍りし、當時は三角に、厨子は持見え侍る、慥の事なり云、是又異説と云ふべし、厨子は持氏寄進の物なりとぞ、堂中に尊氏・氏満・滿兼・持氏の牌あり、○熊野社 村の鎮守とす、十二所の村名是に發起すと云ふべし、○文六堂 字大六にあり、往昔大慈寺、今廢、域内の堂なり、大六彌陀を安置せり故に名とす、今其佛首のみを置く 横二尺、安貞元年閏三月廿九日泰時故二位の禪尼三回忌追福の爲、大慈寺の傍に伽藍創立の日次を陰陽師に命じてと定あり 曰、安貞元年閏三月廿九日爲故禪定二品第三年御追善、點大倉大慈寺傍、可被建立伽藍事、日來沙汰有治定、今日召日次勸文、親職、晴幸以下七人、陰陽師令連 四月二日上棟時房泰時監臨あり、四月二日、於大慈寺郭内、爲二位家第三年忌、武州爲り御願被立丈六堂、今日上棟也、相州・武州令監臨給、御家人等群參、匠 廿二日泰時陰陽師を招き、供養の鑑次を問はる 曰、廿二日、武州渡御大倉御堂於此所召 七月十日鎮祭を陰陽師之輩、被問新造堂供養之日次

行はる 曰、七月十日、入夜於新造堂舎、被行鎮祭、十一日供養ありて導師及工匠等に祿を與ふ、頼經の夫人及泰時・時房等參堂あり 曰、十一日、二位家第三年御佛事、丈六阿彌陀堂供養也、日次事度々雖有沙汰、遂以及今日、導師莊嚴房律師行勇、請僧廿口、舞樂被略之、御布施三十、物二十五、竹御所爲御聽聞渡御給、相州・武州、匠在以下結縁貴賤不可勝計、正嘉元年大慈寺諸堂修造の時、當堂も修理を加へらる 事は併せ見るべし、○地藏堂 一は金澤道の側にあり、石像を置く 長三、鹽嘗地藏と號す 里俗の傳に、何れの頃に出る毎に商の最花とて、鹽を此石地藏に供せし事あり、故に名づくと云ふ、光觸寺持、一は積善谷の山續きにて字長林坊と唱ふる地にありて延命寺の號あり、○梶原屋舖 五大堂の北方山際にあり、平三景時が居蹟なり、正治元年十二月破却して永福寺の僧坊に寄附ありしは此家なり 八日、景時事就諸人連署、今日被追出鎌倉中、其後破却 中程に梶原井戸と字する所あり、○羽黒社廢蹟 東南の山を羽黒山と云ふ是其社蹟なり、當社は明王院の持なり、成氏が時は例歳六月七日・十四日の兩日管領の館に神輿を渡し神事を行ふ、管領妻戸の内にて神拜ありし事【鎌倉年中行事】に見ゆ 稻荷社の條 ○大慈寺廢蹟 新御堂とも呼べり、建曆二

年四月君父報恩の志願として將軍實朝此に一勝地を卜して創立す、十八日上棟あり、【東鑑】曰、建曆二年四月十日、爲將軍家御願、大倉郷一勝地、令經始一寺給、今日午尅立柱上棟也、是爲報君恩父德云々、相州・武州、大官令等被參向、戊尅於此所、被行水神并七座土公、七月二十三日總門を建らる、二年七月廿三日、永福寺并大藏堂等、總門被建之、十月十一日實朝新造の堂舎巡覽ありて山水奇石等の沙汰に及ぶ、時に三善康信入道善信山水の圖を進し、且今日の草創去る建久九年夢想の告に協ふ旨夢物語を申す、將軍も又夢想の事ありて此企に及ぶ旨頻に感慨あり、即範高に仰せて此夢の記を記され當寺の縁起に備ふべき由内命あり、【東鑑】曰、十月十一日、爲渡御大倉、相州以下人々、多以風從、今日始及山水奇石等沙汰、此所有河有山、水木共得其便、地形之勝地、恐可謂仙室歟、善信獻山水繪圖、應自京都召下、殊所預御感也、此間善信於御前申云、去建久九年十二月之比、夢想云、善信爲先君御供、趣大倉山邊、爰有一老翁去、此地清和御宇、文屋康秀、爲相模、孫所住也、可建精舎、我欲爲鎮守、夢覺之後、啓此由、于時幕下將軍御病中也、忽催御信心、若及御平癒者、可有堂舎造營之由被仰之處、翌年正月、不被果之條、愚意潜爲恨、而當御代依自然御願、有此草創、併靈夢之所感應也、境内之繁榮也、仰云、上又先年、依有夢想之告、今所企之也、是何非合體之儀乎、古今事書者、文屋康秀爲三河掾、欲下向出立于縣見哉之由、誘引小野小町云々、彼兩人共達于仁明之朝、可當清和御宇否哉、善信云、夢中事誠以難備實證、但見古今陰書、康秀者元慶三年、任縫殿助歟、然者仕清和朝之條、

無異儀歟、相模孫事、未勘之云々、將軍家類以有御感、仰範高被記此問答之趣也、可被作當寺縁起、以此夢記、可爲事初之旨、内 建保二年四月十八日供養導師の事、北條義時以下參會ありて會儀あり、【東鑑】曰、建保二年四月十八日、於御所州・前大膳大夫廣元・大夫屬入道善信・山城判官行村等參候、供養導師可被召請京都高僧之由、有御氣色、廣元朝臣、行村善信等、勝長壽院以下伽藍供養、被請三井寺、醍醐禪德之時、往還之間、多以萬民之煩、非作善本意、於今度者、被用關東止住僧侶之條、可爲一、二十一日惣門に金剛力士の像を安置徳政之由、頻に申之、 七月一日惣門に金剛力士の像を安置あり、【東鑑】曰、四月廿一日、被造立金剛力士像、是爲安置于大倉新汰之、民部大夫、 七月一日僧正榮西を導師と定めらる、【東鑑】曰、以民部大夫行光爲御使、可爲、 大慈寺供養導師之由、被仰葉上僧正、廿七日供養あり、二位禪尼及び將軍實朝參堂あり、導師に被物を引かる、【東鑑】曰、廿七日大倉大慈寺(號新御堂)、供養也、已尅尼御臺所、渡御彼寺、午尅將軍家(御東帶)御出云々、導師葉上僧正榮西、率伴僧廿口參入、有供養之儀、其後及晚、被引、 十月十五日僧正榮西始て舍利會を行ふ、【東鑑】曰、十月十五日、於大慈寺、葉上僧正始行舍利會、 四年五月寺領を定めらる、【東鑑】曰、四年五月廿五日、 茲年實朝宋國能仁寺に使節を遣はし佛牙の舍利を乞求めらる、【東鑑】曰、併利殿の條、併せ見る、遂に得て勝長壽院に姑く安じ、後當寺に移す、

牙舍利記曰、遂到鎌倉、安勝長壽院、特建大慈寺遷之云々、按ずるに此時當寺新建と記せしは、彼記の訛にて、此時更に舍利殿を、こゝに創建ありしものか、後北條貞時、承久二年此舍利を圓覺寺に移せり、事は彼寺の條に詳なり、【東鑑】曰、承久二年十二月十五日、大慈寺舍利會如例、二月廿五日、大慈寺舍利會あり、 貞應元年十月十五日一切經會を行はる、【東鑑】曰、貞應元年十月十五日、大慈寺一切經會也、二位家御出、前奥州參詣、諸人群參、嘉祿二年三月十八日舍利會あり、 寺舍利會如例、竹御所并武州御參堂、四月泰時故二位禪尼追善の爲三重の塔建立あり、【東鑑】曰、四月四日、相州爲二奉建立三重寶塔、 十九日柱を立つ、【東鑑】曰、十九日、相州被建立、八今日事始也、 六月七日、相州造、【東鑑】曰、六月七日、相州造、 養を遂ぐ、導師に布施物あり、【東鑑】曰、十四日、二位家周關御州此間、大慈堂郭内、三重寶塔合建立、今日被遂、 安貞元年六月八日鑄鐘の沙汰あり、【東鑑】曰、安貞元年六月八日、大倉大後藤左衛門尉、清左、 寬喜元年八月四日北條泰時本願として如法經會あり、【東鑑】曰、寬喜元年八月四日、於大慈寺、 六月十八日泰時の長子修理亮時氏卒して當寺傍の山麓に葬す、【東鑑】曰、二年六月十八日、修理亮平朝臣時氏逝去、二十八日、二年六月十八日、修理亮平朝臣時氏逝去、二十八日、

山貞永元年五月十八日故時氏三周の忌辰に當り、當所彼墳墓堂にて泰時新造三尊の彌陀像供養あり、【東鑑】曰、貞永十八日、武州迎故修理亮時氏第三年忌辰、於彼墳墓堂、被供養新造阿彌陀像三尊、導師辨僧正定豪云々、今堂詳ならず、墳墓も、 嘉祿三年六月十一日故二位禪尼十三回忌供養の爲一切經會あり、【東鑑】曰、嘉祿三年六月十一日、奉爲二位家追善、於大慈寺供養一切經會、導師助僧正數海、題名僧六十口、有舞樂、施主左京權大夫也、將軍家爲御聽聞御出、 四年正月十一日當寺の前河にて鴉多く死す、【東鑑】曰、四年正月十一日、大慈寺前河、中、鴉二十一日死也、 六月廿五日佛供燈油料懈怠の事住持の訴に任せ御教書を秋田城介義景に下され、【東鑑】曰、六月廿五日、諸寺佛供燈油等、追日及下知を加へらる、 陵廢由、住持訴申之、仍今日有其沙汰、被下御教書、其狀曰、諸當寺用供米事、右陵遲無沙汰之間、有其訴、就中大慈寺者、右大臣家建立、異于他之間、可專御佛事之處、雜掌年存疎略、致緩怠之儀、尤以不便、早尋明子細、可被申沙汰之狀、依仰執達如件、【東鑑】曰、建長四年六月廿五日、秋田城介殿、相模、 正嘉元年破壊の諸堂修理を加ふ、【東鑑】曰、正嘉元年四月日修理成るに依て供養日時沙汰あり、 十四日、大慈寺殿破壊、此間被加修理、仍奉行藤肥前司松葉次郎助宗法師(法名行圓)等、參會彼等有供養日時沙汰、【東鑑】曰、八月廿一日、 供養導師及其餘の事會議ありて建長寺の例に任せらる、【東鑑】曰、八月廿一日、大慈寺供養、曼荼羅供、大阿闍梨等事、有評議、人々意見雖不同、任建長之例、三位僧正頼兼、

安祥寺僧正良瑜・若宮別當僧正隆辨・松殿法印良基等、可被定云々、彼書六函、被遣本願聖靈、右大臣家法華堂別當之許候、修七箇日護摩之後、廿三日供養布施物の事御教書を以て諸士に沙汰あり 日、廿三日、大慈寺供養御布施事、可廿八日供養導師の事僧正頼兼に命ぜらる 日、廿八日、法合取進之、披覽之處、三位僧 九月卅日北條時頼修理の形正頼兼名字、仍被觸遣僧正、 日、九月卅日、及晚相州狀を監臨す、奉行人等參會あり 禪室、爲覽修理之體、渡御大慈寺、常陸入道行 日、九月卅日、將軍尊宗日以下、奉行人等參會十月一日供養を行はる、 日、十月一日、大慈寺供養也、當寺本堂丈六親王參堂あり 日、十月一日、大慈寺供養也、當寺本堂丈六加修理、莊嚴之美、哈軼古跡、曼荼羅供、大阿闍梨三位僧正頼兼職衆三十口、御願文章給祈廣範、清書左大臣法印嚴惠、御諷誦文章廣範清書和泉前司行方、當日會場行事、參河前司教隆眞人、刑部權少輔政茂等、未明參寺門奉行之、庭上池南河、自釋迦堂向、至丈六堂向、東西行引幔、當南門内開幔門、又西者釋迦堂西角、至池河、東者自丈六堂角、至池河、各南北行引幔、各幔中央開幔門、今日供養堂塔、皆爲幔中、又當佛前階敷庭道、堂中每門懸彩幡華蓋、備佛供燈明、佛前西間、爲大阿闍梨座、東間以東北折、爲大阿闍梨手講衆座、北間以東折、爲自餘職衆座、又三井流爲大阿闍梨之時、不立散花札、不鋪童子座云々、仍今日守其式西廊内備御聽聞所、近習女房少々兼參候、東廊内備御聽聞所、丈六堂卯酉廊内、敷御布施取公卿殿上人座、同中間設諸大夫座、已尅將軍家御出云々、次到寺南門、稅御車下御、次先陣隨兵入門外

居池西河、漸入御之後、後陣隨兵又列于同東池南河、次經池橋並庭道及本堂廊東階等、入御籠中、此間黃門參進、賜御劍、供奉五位六位、祇候御聽聞所南庭、次公卿殿上人、經庭道着堂前、大夫判官泰清・上野判官廣綱、警固寺門、午一點、大阿闍梨三位僧正頼兼、到南門外橋下之際、遣手與令移垂之、到長門之際、執綱、越中前司頼業、長門前司時朝、執蓋、小山大郎左衛門尉等從役、又在堂中職衆、悉行向庭道突鐘打鉢頌讚、職衆(三十一人)、大阿闍梨上堂御誦經、鐘並法用訖之後、被引御布施於大阿闍梨、錦被物、並加布施、御劍、大阿闍梨御布施、法服一具、橫被一帖、水精念珠一連、上童裝束二具、童裝束四具、被物卅重、錦被物一、精好絹卅疋、白綾卅疋、色々綾十三疋、顯文紗三十疋、唐綾三十疋、斗帳三十疋、織筋三十疋、紫染物三十疋、紫村濃三十疋、絹村濃三十疋、染附三十疋、卷絹三十匹、帖絹三十疋、地白綾三十疋、淺黃染綾三十疋、色皮三十疋、白布三十疋、藍摺三十疋、香三百兩、錦三百兩、御馬十疋、供米二十石、御加布施銀劍一腰、砂金百兩、職衆御布施口別、青峽一萬疋、八木十裏、御諷誦物、奧布百疋、次被牽御馬、入幔門引立堂前、上童等請取之、其後應長年中僧中岩是に在住し 日、中岩月和子九歳、隨基立翁、遷大慈寺、應長 日、延慶元年戊申元年辛亥春、在池房秋歸大慈寺、僧義堂當寺に僧安雪を訪ひし事 安雪心觀八幡山圖云々、等纒に散見するのみ中古の事迹を傳ふる物なければ廢せし時代考ふべき由なり、今舊蹟五大堂の脇南の谷にあり、△釋迦堂 創建の時代詳ならず、嘉祿二年六月十三日故義時三回忌の供養此堂にて行はる 日、嘉祿二年六月十三日、右京兆第三年忌辰、依之大慈寺釋迦堂

被供養之、導師求 佛房施主武州也、正嘉元年修理を加へらる 日、東鑑の原文、十一月廿八日時頼武州入間郡横沼郷を堂領に寄附あり 鶴岡供僧、相承院藏文書曰、□□武藏國入東郡横沼郷事、右以當郷□寄進大慈寺内釋迦堂也、永代可爲彼寺領之狀如件 正嘉元年十一月廿八日、沙彌道崇、 曆應四年四月當堂領武藏國比企郡大塚郷濫坊狼藉を停止せらる 明王院藏文書曰、制札、新釋迦於彼所不可致濫坊狼藉、若令違犯者、可有其告之狀、如件、 應應四年卯月八日、華押、貞治三年六月御教書を下され堂領武州入間郡横沼郷の押領人を退けらる 同院藏文書曰、大慈寺新釋迦堂領、武藏國横沼郷事、任今月十一日御教書之旨、玉井藏人入道、相共在彼所、浪竹楊長門入道押領、沙汰付下地彼雜掌候畢、仍渡狀、 日、四月五日、長門、貞治三年六月廿五日、下總守泰直、華押、△新文六堂 嘉祿三年三月故二位の尼十三回忌追福の爲頼經建立あり 日、東鑑曰、嘉祿三年三月十日、明王院東、可被新造丈六堂事、今日有其沙汰、是今年相當于故禪定二位家、十三年御忌景之間、爲御追善也、可令佐渡守、二五日供養基綱、攝律民部大夫爲光泰行之旨、被仰下、 日、四月五日、の日次を沙汰す、之日時以下事、今日有其沙汰、 日、四月五日、豫供養導師等が布施取以下の事評議を経らる、 日、四月五日、二位家御菩提、被替精舍供養之間、布施取以下事、被經評議關東祇候雲客諸大夫等、當時在京分、可參向之由被仰遣伊賀六郎左衛門尉、七日地曳始あり、 日、七日大倉御堂地、被曳始光重爲奉行、七日地曳始あり、 日、主計頭、駿河前司等參向、

致其沙汰十七日京師の番匠散位長宗召に依て參着す 日、十七日、大工長宗、依召 十九日上棟將軍頼經監臨あり 日、十九日、自京都參着、 日、十九日、上棟也、將軍家令監臨給、近江四郎左衛門尉氏信役御劍、本間式部丞元忠、懸御調度、修理大夫、左京權大夫以下供奉、大工散位長宗(東豐)、相具引頭(東豐)、參上、事終有祿物等沙汰略之、六月廿二日五壇法を修せらる 日、六月廿二日、明日依可新丈六、廿三日供養を營む、頼經參堂あり、導師等に布施物品々を引る 日、廿三日、新造精舍(安丈六)、供養也、將軍家御出、御參堂之後、有供養之儀、七僧法會也、導師南都東北院僧正圓玄、呪願助僧正嚴海、導師布施三十物又法服、橫被、香爐箱、童裝束等也、此外自大相國禪閣、被物百重、鞍馬十疋、加布施銀槍扇置、砂金百兩、又御劍等、被送進之、入衣事終還御、 日、正嘉元年當堂も修理を加へらる事は前に 日、○一心院蹟 字明石にあり 里俗、明石の、其寺蹟の地を寺の蹟とも又は堂の庭とも呼べり、そこに巖窟あり、其内に木像の朽たるあり、是當時の本尊なりと云傳ふ、廢せし年代詳ならず成氏の時世には當寺護持僧あり下又同じ 遍照院、一心院、月輪院、此五人は、公方様の護持僧なり 日、○月輪寺蹟 字好見、與之にあり、此所に房屋鋪の唱あり、當時關東護持僧として走湯山の僧正弘賢當寺の別當を兼管せり 日、鶴岡八幡宮(社務職次第)曰、弘賢左衛門督法印西南院、治五十六年、至

新編相模國風土記稿卷之九十四

村里部 鎌倉郡卷之二十六

山之内庄

德四年丁卯六月、轉大僧正、關東護持奉行、走湯山別當月輪寺・松岡八幡宮・大門寺・勝無量寺・鐸阿寺・赤御堂・難足寺・大岩寺・越後國付寺・安房國清澄寺・宮根山平泉寺・雪下新宮・熊野堂・柳營・六天宮、此外數々所、別當職兼之、○昌樂寺蹟 羽黒山の東にあり、昌樂寺谷と字す、○能満寺蹟 小名川之上にあり、○大巧寺蹟 五大堂の傍山麓の邊を云へり、【鎌倉志】には今小町の大巧寺是なりと云ふ、又村内五大堂を、里俗大行寺と號すれば全く別所ならざるか今詳にし難し、

○淨妙寺村之也宇女宇自牟良 五山の一、淨妙寺所在の地なる故村の稱となれるなり、

○小名 △西坂小路 △稻荷小路

○宅間谷 報國寺の邊を云ふ、當時畫工宅間左近將監爲行と云者居住の地にして此名ありと云へり、執事上杉兵部少輔能憲此地に住せり、永和二年四月十七日僧義堂爰に能憲が病を訪ひしこと【日工集】に見えたり、永和四年戊午四月九日、赴湯醫於熱海、十七日余側聞檀那兵部病丞、草々發足徑入琢磨谷則日晚也、乃入兵部宅、正和の頃此地に寶篋印塔在しとなり、僧中岩禮拜せしこと【禪林僧傳】に載せたり、曰、中岩和尚自歷譜曰、正和元年壬子、百匠而歸拜弘法、大師像百拜云々、共に蚤く廢して其遺蹤を傳へず、○釋迦堂谷 大御堂谷の東隣なり、元仁元年十月泰時此地に釋迦堂を建立ありしより此唱あり、堂の事は、末懸谷 釋迦堂谷の東にあり、里俗は衣掛とも呼べり

新編相模國風土記稿卷之九十三

事は絹張山東鑑曰、の條に載す寛元の頃日光坊別當此地に住居す、寛元三年三月十九日、大納言家入御 永享十年十月三浦介時高逆意を日光坊別當大懸谷坊 起し、二階堂の人々と引合當所の在家を焼拂し事【東亂記】に見ゆ、曰、永享十年持氏武州高安寺へ御動座、十月三日、浦介時高、忽に逆意を起し、同十七日、二階堂の人々と引合、大藏犬懸等へ令夜懸、數十軒の在家へ火を懸たり、○胡桃谷 淨妙寺の東にあり、【廻國雜記】に此地名見えたり、曰、くるみか谷

倉山の山からや、胡桃か谷に秋を經ぬらん、○拾貳郷谷 飯盛山の右方にあり、○泉水谷 三浦郡界にあり、○絹張山高五町許 往時頼朝大藏に在任の頃夏頃此山に絹を張り、雲降たるが如くにして一覽せり、故に此名ありと云ふ、又の傳に此地に尼寺あり、住持の尼松樹の枝に衣を掛晒せしが故名づくとも云ふ、其松枝葉繁茂して今猶山上にあり、園一絹張松と呼べり、里俗山麓犬懸谷を衣掛と呼も此故なりと云ふ、山中に大平・西ヶ谷・蛇屋藏・地藏・久保など唱る所あり、又本巡禮道とて坂東二番、三浦郡久野谷村岩殿寺に達す、別に今巡禮道と唱へ峯通りに便路あり、山麓に岩窟十村あり、其内に古墳を存す、何人の墳墓にや、又山上に短冊石と云へるありと【鎌倉志】に見えたり、れど今はなし、此山報國寺境内に屬せり、○道乗山

絹張山に續きし峯を云ふ、○飯盛山 十二郷谷の右にあり、當時山上に淺間社ありしとぞ、管領成氏が時は例歳六月潔齋して參詣ありしとなり、鎌倉年中行事曰、富士御精進七日ありて、御近邊、今其廢跡を傳へず、○梶飯盛山の富士へ、御參詣有之、○上野山 淨妙寺の西にあり、○切通 釋迦堂谷の山上にあり、是より名越に出るなり、廣四五間許又小切通といへるもあり、是は山間を踈鑿して徑を開けり、○妙眞坂 犬懸谷にあり、【源平盛衰記】に犬懸坂とあるは此坂の古名なるべき歟、源平盛衰記小坪合戦の條曰、和田小次郎は、馬に打乗て見え、千駄屋藏 胡桃谷に續ける山上にある岩穴二を呼べり、各方五此邊に大なる塔あり、何の緣故を傳へず、此山下を塔の下と字あり、○座禪川 報國寺門前を流る滑川の downstream、寺門入口に橋あり渡月橋と呼ぶ、○胡桃川 胡桃谷の山間より出、公方屋鋪の傍を流れ座禪川に合す、往還の係る所小橋を架す、胡桃橋と名づく、又二階堂村境に熊野社の邊より出る小流あり、是にも小橋を架す熊野橋と唱ふ、○蛇ヶ井戸 泉水谷にあり、○御馬冷場 公方屋鋪の東山際に水涸し池あり頼朝の馬生暖・磨墨のすそせし所なりと云ふ、東

國紀行)にも此事を記せり 曰、磨墨・生暖ひやされし流れ、水さひいて、かげも見えず、

○八幡宮 公方屋鋪跡の傍にあり、小八幡と稱す、地形を推考するに「鎌倉年中行事」に成氏の勸請せし上の八幡と稱するは是なるべし 曰、御所の北は山にて、八幡宮を立御申あるなり、上の八幡と號す

例歳正月廿一日成氏鶴岡社參の後必當社に參詣ありと 同書に見ゆ 曰、正月廿一日鶴岡へ御社參、其以、永享の亂に持氏が季子永壽王幼名姑く當社に遁る 鎌倉大草紙曰、同姓持氏一亂の時、永享十年十一月朔日、永壽王と申す、五歳にて鎌倉小八幡社迄落しける、端泉寺昌在西堂懷候て、常陸國住人、筑波別當大夫、郎等二人御伴申し甲州へ忍びて、鍛冶が家に隠る、又享徳四年二月筑

波大夫潤朝が申状には其時父玄朝、持氏父子を當社頭に警固せしと載せたり 古證文曰、筑波大夫潤朝謹申、亡父享十年八月、父玄朝海老名御陣へ參、從御所中、可致警固旨蒙仰間、鎌倉へ罷上、同十一月朔日、當御天御所様、若君様、於小八幡社頭、警固申云々、例祭は十一月十五日なり、又享徳四年二月潤朝謹狀、

例祭は十一月十五日なり、又傍に小祠あり持氏を祀ると云ふ、例祭二月九日神酒を供す、○諏訪社二 一は大懸谷の東にあり、石の小祠なり義朝を勸請すと云傳ふ、楠・柳の三樹祠前に繁茂せり其接地に五輪塔あり、其事實を傳へず、一は宅間谷寶泉庵跡の傍にあり、○熊野社 泉水ヶ谷字東之澤寶生庵跡の東にあり、此谷を御坊と云ふ、村の鎮守

なり、○山神社 大懸谷にあり、

○淨妙寺 稻荷山と號す、臨濟宗五山の第五なり 寺傳略記曰、足利義滿、奏後圓融上皇賜勅書及御教書、列淨妙于五山之位、至于至徳三年、後小松帝勅昇當山於第五之階、令關西關左之五岳交爲實主又圓覺寺藏文書曰、都鄙五山座位事、京都御事書如斯、早守彼狀、可被致其沙汰之狀如件、至徳三年八月三日、圓覺寺長老、左兵衛督氏滿、華押、事書曰、五山座位次第事、第五淨妙寺、萬壽寺、隨京都鎌倉之所在、相互可爲實主禮矣、文治四年足利上總介義兼、茲に草創して極樂寺と號す

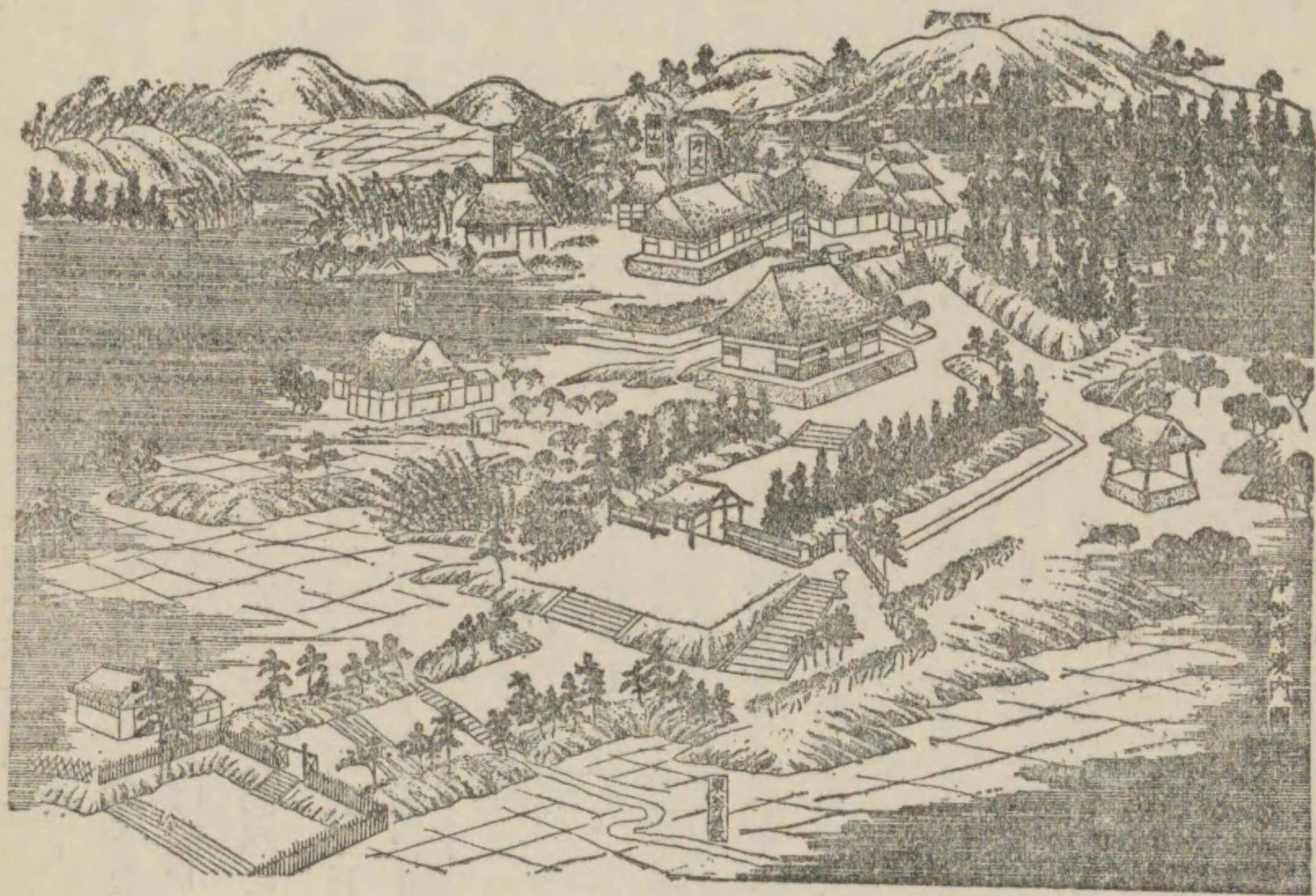
寺傳略記曰、爰有八幡太郎四代裔孫、足利源朝臣義兼、文治四年創寺號極樂、同五年五月廿九日、斷手云々、按ずるに、【高僧傳】には、副元帥泰時當寺を草創すと云ふ、當寺寶曆年間の碑文には建久六年と記す、律師行勇を請じて第一世とす 寺傳略記曰、特奉源公命、恭請永福之護衛

號退耕、相州酒匂人・童碑鍾髮、錯綜密乘、有聲講肆、爲鎌倉八幡宮供僧、權永福・大慈二院、二位平氏尼眞如、從勇受戒禮觀甚濕、屬明卷開壽福大播禪化、易衣頂調、勤侍左右、久之達法源尼眞如於高野山、建金剛三昧院、請明卷爲供養導師、建保乙亥明卷遷化、延勇正二世、久移京兆建仁、再歸三昧院、準建仁寺規置台密禪三宗、副元帥平泰時、建淨妙、東勝二刹、請勇爲開山初祖、所行之寺、海衆滿堂仁治二年七月五日、寂東勝正寢、壽七十九、余抵於淨妙寺、視開山入滅碑曰、永仁二年十月二十日寂、壽八十、若然明庵禪師之寂年、與勇公之誕歲同年、其爲謬也明矣、今據野峯名德傳、定年月日焉、

正治元年三月八日義兼卒す、茶毘して當寺の後山に塔を建つ 塔亡失せしにや、跡たになし、當時は密宗たりしが義兼の男左馬頭義氏禪風に歸依し、遂に當時密場を改めて禪刹とす 寺傳略記曰、義氏繼踵、官暇參師、問訊禪要、請師提綱演法、歸崇於師、最超先考、轉極樂密場、革爲禪窟、法經雲集時に建仁元年なり 實曆中の碑、建曆二年實朝大倉稻荷の夢想を感じ義氏に令して當時造營を加ふ、最華美を盡せり 寺傳略記曰、建曆二年、左大臣實朝、一夜夢僧坊、有神祠此地者藤祖護惜之靈跡、文室應瑞之舊址、請宜建佛堂、則我永鎮三寶、呵禁不祥、府君調焉、爰教義氏專沙法經營事不關庫賦、淑二層、三年四月功成て二位禪尼の白檀の彌陀と新造の釋迦とを安す 斷工即安置二品禪尼之白檀、導師大阿闍梨公顯請僧數口、緇白滿堂、建長六年十一月廿一日義氏卒して當寺に葬す 法名、法樂寺、元弘元年九月五日讚岐守貞氏卒しければ茶毘して當寺に塔を建つ 法名、淨妙寺貞山と云ふ、已上寺傳略記に見えたり、今は蹟たになし、元應元年に至り足利尊氏大倉稻荷の神徳に報ぜん爲、伽藍を修飾して山を稻荷と號し元亨二年上奏し、亡父貞氏の法名を執て寺を淨妙寺と改む 寺傳略記曰、足利尊氏、元應元年、爲報國圖改觀、稱山稻荷、以寶神德元亨二年奏京師、改寺淨妙、禪流輻湊、暮鐘朝鼓、叢林禮樂、殆盛于此、茲年閏五月廿六日繪旨を下され、寺領地の課役を免除せらる

淨妙寺の境内にあり、

淨妙寺境内圖



新編相模國風土記稿卷之九十四 村里部 鎌倉郡卷之二十六 一五

曰、官符淨妙寺、領事、萬壽官符、永曆仁安應下文、分明之上、停止左馬寮之濫妨、可全管領之由、可有御下知寺家旨、繪旨如此、以此旨可申入聖護院宮、仍、此時勅願所となし、執達如件、元亨二年後五月廿六日、大藏判、此時勅願所となされしと云ふ、應永三十一年正月廿五日、火災に罹り【鎌倉九代後記】曰、應永卅一、永享元年正月晦日又回祿に遭ふ【鎌倉九代後記】曰、永享元、管領成氏が時は例歳二月必當寺に參詣あり【鎌倉年中行事】曰、二月御寺御燒香、日也、御寺と申は、淨妙寺・長壽寺・大休寺・延福寺・瑞泉寺・長徳院・永安寺・勝光院・大平寺・天壽院・冷光院・保壽院以上十二ヶ所文明の末長享の始に至りては漸衰微せしと見え、其さま【北國紀行】に見え、淨妙寺に入て見るに、臺荒て奉今は少室一花開五葉の遺薫、草に傾き、檜皮朽て苔の縁に等しも、つきぬるかと思ゆ云々、寺領四貫三百文は天正十九年十一月御朱印を賜ふ、△佛殿 古は彌陀 立像、陳和卿作、置えたる、二位禪尼が、白を本尊とせしが今此を外殿に置檀の彌陀佛なるべし、を本尊とせしが今此を外殿に置き釋迦是も寺傳略記に見えし、建曆三年、を本尊とす、無量壽寶殿及び祈禱の額を掲ぐ、△法堂 正法堂の額あり、△經堂 龍宮海の額あり、△方丈 轉鐵の額ありし即之筆、方丈 △書院 春育の額あり、△寢堂 芝洞の額あり、△庫院 留香の額あり、△浴室 温泉の額あり

り、△僧堂 潛光堂の額あり、△衆寮 獅子林の額あり、△寮四字 一は瑞香、一は雲洞、一は桃源、一は聽泉の額を掲ぐ、△茶堂 喜泉の額あり、△鐘樓 返聞の額を掲ぐ、鐘は承應二年の銘あり、△惣門 扇して稻荷山とあり、△山門 淨妙廣利禪寺の額ありしが今失へりと云ふ、△中門 龍門の額を掲ぐ、△外門 古額は失亡して今若木寶所の額あり、△本寂堂 荒神不動を安ず 寺傳異記に據に、足利義兼、多年秘崇空海所筆授、荒神及不動二軸、建久九年正月、夢神相脱軸飄焉入師室、師亦說異人來謁、義兼丹悃敬伏、令佛工運慶、彫所夢二尊之等身、運慶奉命稽首、每下一刀、誦呪一遍、同年十二月廿八日兩尊功成矣、正治元年源公儀示薨、夫人政子、請師薦禮事畢、薨染受具、稱如實真如、後命師日誦尊勝經云々、又大臣鎌足の像を置く、△稻荷社 境内の鎮守なり【北國紀行】曰、淨妙寺に入て見るに杉の木高き社は、稻荷明神也、白狐顯る、時は、寺家に佳瑞あり、門外の叢祠は、鎌を手持侍り、往古の縁起失て、何



叙二品、敦執師資禮、同五月、眞如命朝公等、以剃髮二分之一、一庵之師禪室側、上建護摩壇、併安荒神、不動、開光安座供養、尼公特賜敷通和字書、又大臣鎌足の像を置く、△稻命師日誦尊勝經云々、又大臣鎌足の像を置く、△稻荷社 境内の鎮守なり【北國紀行】曰、淨妙寺に入て見るに杉の木高き社は、稻荷明神也、白狐顯る、時は、寺家に佳瑞あり、門外の叢祠は、鎌を手持侍り、往古の縁起失て、何

の御神とも知らずと云へり、さては此神社は、大織冠の御鎮坐なり、山なる鎮守は彼靈劍の鎌を納められし、鎌倉山是なりと覺て云々とあり、按ずるに大織冠の鎌を埋し地も、鎌倉山も、皆此地にあらず、是は全く、堯慧が暗推して、記せし訛なり、【鎌倉志】は、當社を大倉稻荷とす、是も誤なり、△祖塔 光明院と號す、開山の塔所なり、遍照の額を掛く開山及び足利直義の像あり、當院始は足利義兼入道正慧が爲其孫女權大納言隆親の室が開基せし所なり、故に今猶其夫人の牌あり光明院本覺大姉と書し、背に法樂寺殿嫡女八月廿日逝去と記せり、法樂寺殿と云へるは、開山勇が寂せし後足利義氏革て祖塔とす、應永元年三月古岩西堂寶篋院義詮の遺骨を捧げ關東に下りしかば、幼主金丸丸郊迎して分骨を此に收め佛事あり、時に寺主關職により義堂其事に預る【日工集】曰、應安元年戊申三月十八日、赴淨妙寺、迎京先府君遺骨、本府幼主郊迎而將之入寺、時無住持、首座領業、具禮門迎、京專使古岩西堂、捧遺骨兩班引入光明院、首座按骨安于壇前、燒香擧唱、福鹿諸公亦微之、余以禮入壇演唱、四月七日、爲寶篋院遺骨入壇佛事、余與古岩往而證明、△塔頭 直心菴 塔所なり、瑞は應永三十年 禪昌菴 釋智越字雲山、久參無隱範和尚十一月晦日寂す、禪昌菴 釋智越字雲山、久參無隱範和尚遂承印券、出世圓覺、後移淨妙、宗說兼貫、列利所崇、晚退禪昌菴、臨終謂徒曰、問佛々不知、問祖、不會、百不會、百不知是誰生、舊は此餘瑞龍菴・靈芝菴・芳雲菴・東漸菴・佛智

菴・萬春菴・知足菴等總て歴代の塔所二十字在しと傳ふれど今は前の二院存するのみ、餘は悉頽廢して遺蹤もなし、○報國寺 宅間谷に在り、境内最廣く東西凡四五町南北七八町許にして坤方絹張山も境内に屬せり功臣山報國建忠禪寺と號す、建忠の二字は、足利伊豫守家臨濟宗 原無本寺、中古よ、關東の諸山なり、建武元年足利伊豫守家時 家時は尊氏の祖父なり、康永二年二月、當寺を草創し、按ずるに、寬永宅間譜曰、重兼、宅間の元祖、修理亮と稱す、上杉憲房養て子とす、建武二年報國寺を建立して隱居す、其子左衛門佐能俊、引付一番の頭人、應永八年十月晦日に死す、法名道高、道號妙山報國寺の檀那と見ゆれど、今本文は寺傳及び、天岸を延て第一世とす【高僧傳】曰、釋慧【高僧傳】に從ふ、天岸を延て第一世とす【高僧傳】曰、釋慧氏武州比企縣人、及年十三、投佛光國師於建長、賜黃紙度牒、及染、即往南都受戒於東大戒壇、歸依佛國禪師於雲巖、其性伶俐、造詣益深、後歸圖覺、居第一座、元應二年、開天目中峯和尚道風、與同志物外什公等數十人、往太宰府、明年春浮洋、時年四十九、廣於船中、忽知中峯遷化、舉哀一寺曰、萬斛堅舟何所載、都廬一個大疑團、中峯昨夜利竿倒、打破疑團無應看、時同船上首物外等、唱和編曰、巨海一滴、廣登天目山以前寺呈寺主、主爲希有之想、以拄杖、並中峯和尚眞蹟、及幻住庵記與廣、謁古林茂清拙澄等、皆悉優賞、踏諸靈區、拜徑山正續塔、正中元年歸寓物外庵、元德二年春、受府帖、住相之淨妙、建武元年、伊豫守源家時(足利氏)、建報國寺、諸廣爲第一世、建武二年三月八日、遯病跣坐、書辭偈曰、末後

一句、佛祖不知、揭翻大海、躍倒須彌、又手而寂、行年六十、戒臘五十、諸徒塔于報國之側、庵曰休耕、勅諡佛乘禪師、所著偈讚曰、應安の頃は在中當寺に主たり、【日工集】曰、應安三年庚戌十月廿一日、余獨往訪在中於報國、蓋余今日三日、往謁見府君於武城行幕之次、舉在中於報國、且那上杉乃命董其席在中不嘗知余陰計之、余不敢矜其功於在中、而不向人言之、永享の亂に持氏の息義久十歳なりしが當寺に在て自盡せり、【東亂記】曰、永享十一年二月十日、持氏御自害同廿八日若君義久十歳にならせ給ひけるを、奉討べき由聞えければ、報國寺に御座せしが、人々馳参て、此由申ければ、佛前に焼香なされ、念佛十返唱へさせ給ひ、御守刀を引ぬ、文明の頃は相模・上總・武藏・上野・常陸等の國に寺領若干ありし事所藏文書に見えたり、曰、報國寺領、當知行之地、武州小山庭郷之内、那瀬村、開山塔休耕庵領當知行、相州深澤内常葉村、同國七澤之内(半在家)小野内(半在家)、舟子内(半在家)報國寺領、當亂來不知行、武州崎西郡柏間本郷、上野總二宮之内哇沼、常陸國信太庄青谷、相州一宮之内北殿分、享德二十六年九月十日、管領成氏の袖判あり、今本書は失ひて、寫を藏す、享德廿六年は、文明八年なり、此頃のものに、永正十七年五月敷地先規の如く寄附あるの旨後藤繁能より令を傳へ、【所藏文書】宅間報國寺敷地之事、如先規御寄進候、自然横合之義不可有之候、仍爲後日如件、永正十七庚辰五月廿三日、報國寺後藤孫次郎繁能、華押、天文廿年九月門内棟別諸役不入及び茶園の



家時木像 丈二尺餘

地子錢山林竹木の事等、北條氏より免許狀を授與あり、報國寺門内棟別之事、并諸役不入之事、同茶園之地子錢之事、(但門内)山林竹木之事、右三箇條、令免許狀仍如件、天文廿年辛亥九月廿日、鎌倉當寺敷地半分久しく龍源軒の内報國寺、虎朱印を押す、當寺敷地半分久しく龍源軒の所務たりしが先證分明たるが故、天正十七年五月大道寺政繁令して舊に復す、曰、報國寺敷地半分、有由緒之旨龍源軒數十年被拘候、雖然此度數通之御證文、並奉行衆之書出、御持參候、千言萬句者、讒之御敷地、半分々去候而者、一寺之建立不罷成由、無御餘義存候、因茲庚辰歲、並丁未歲鎌倉御檢地之砌、前々任御證文、龍源軒御抱之報國寺敷地半分、壹貫四百文、如御先規被返付、可然存旨龍源軒へ申届候間、無相違御請取、報國寺無大破様、御建立可爲肝要候、仍如件、己丑五月廿二日、報國寺御衆中、大道寺駿河守政繁華押、己丑は、天正十七年なり、今寺領十三貫文は慶應二年十月、始て御朱印を賜ふと云ふ、△佛殿本尊釋迦、長二尺二寸、普賢迦葉阿難、各三尺、等の像を安ず、共に宅間法眼が作にて、迦葉の像最其名高し、故に世俗當寺を或は宅間寺、又迦葉寺



など呼べり、開基伊豫守家時の像をも置けり、是は舊休耕庵に安ぜし像なり、△方丈 門内右方にあり、別門を構ふ、【寺寶】△文殊殊像一軸、宅門證、△開山佛乘禪師書三軸、開山天岸、南都東大寺にて受戒せし時の書と云ふ、△同度牒一通、△同鏡一面、圓徑八寸、△古文書四通、一は足利成氏が寺領地の目録、一は後藤繁能が寺領の寄附狀、一は北條氏康が諸役不入の免許狀、一は大道寺政繁が敷地還附の證狀、△地藏堂 出世地藏と云ふ、石像五尺餘、此地絹張山中にて昔より地藏ヶ久保の字あり、此像年久しく土中に湮埋せしを中古土人掘出して再出現せし故出世の名ありとぞ、△諏訪社 稻荷社 八幡宮 三峯社、以上、境内四方、△鐘樓 寶曆七年の鐘を掛く、△足利家時墓 後山老松の樹根に方石あり、是を斥て云ふ、△祖塔休耕庵 建武二年開山化寂の後塔所として經營せし所なり、【高僧傳】前條に引用す、文明の頃は菴領東國の内に若干あしりとなり、藏所文書に見ゆ、是も開基伊豫守家時の木像を置きしが中古前に注記せり、

廢菴となりしかば本坊の佛殿に移置す、△開山塔 本堂の西にあり、△井二 一は短冊井と云ふ、絹張山中宇大平にあり、一は同所本巡禮道中程にあり、六角井と名づく、○太子堂 泉水谷にあり、○大休寺蹟 淨妙寺域内にて石垣猶存せり、廢井二あり、當寺は熊野山と號し、熊野社あり、足利左兵衛督直義の創建にて月山希一を開祖とす、希一は玉山の法嗣なり、貞治五年六月十三日寂す、覺智禪師と諡す、淨妙寺傳略記曰、從三位源直義、世稱日本副將軍、參覺智禪師室、透得鐵關、薙髮號惠源入道、常誓言、建六十六州子六十六梵刹、先創大休寺於當山、請覺智禪師爲開山祖、此邊とも直義が宅地なりと云ふ、應永五年二月廿六日直義の忌日、直義觀應三年日卒す、大休寺贈正二位古山慧源と號す、牌は淨光明寺にもあり、又洛の村雲にも大休寺ありて、直義の菩提所なり、たるにより忌齋ありて氏滿參拜進香あり、應安五年壬子二月二十六日、大休寺忌齋、其頃雲心當寺に主たり、義堂府君相伴、齋羅府君還駕、其頃雲心當寺に主たり、義堂酬答の詩あり、【空華集】曰、奉酬大休雲心禪師、雲也無心曾下蒼生共、永和四年祖堂に開山覺智禪師の像を安ず、時に慶芳點眼の偈あり、【高僧傳】曰、釋慶芳字少室住淨智圓、永和四年、大休寺祖堂、安覺智禪師像、點眼偈曰、一十三年歸大定、音容長阻慕恩情、今朝忽爾起三昧、烟々碧眸秀色橫、管領成氏の時に當ては毎歲仲春を期とし、當寺に參詣

あるを格例とす【鎌倉年中行事】に據る、全文淨妙寺條に引用す、併せ見るべし、廢せし事 歴詳ならず、○延福寺蹟延或は淨妙寺域内西北にあり、足利左馬頭高義尊氏の庶、契忍禪尼讚岐守貞氏側室、高義母、曆應元年九月九日死す追福の爲爰に創建し、山を雲谷と名づけ足菴を開山祖とすと云ふ淨妙寺傳略記曰、契忍禪尼、爲早世左馬頭高義、勳建延福壽聖禪寺、以薦冥福、請足庵麟和尙爲一世、觀應三年二月廿六日直義入道惠源當寺に在りて頌滅せり【太平記】曰、高倉禪門、觀應三年壬辰二月廿六日、忽に死去し給、俄に黃疸と云ふ病に犯されはかなく成給けりと、外には披露ありけれども、實は鳩毒の故とぞ耳語けれ云々、【常樂記】曰、惠源四十五歳於鎌倉圓福寺圓寂、卯 管領成氏の時は年々二月必當時に參詣ある事【鎌倉年中行事】に見ゆ 全文、淨妙寺條に注記す、廢せし年代詳ならず、○唐絲土籠跡 釋迦堂谷の南にある巖窟なり、内に石塔あり、古傳に唐絲は頼朝の侍女なり手塚太郎光盛が女なる故木會義仲に内通し頼朝を弑せん爲、七首を懷にせしが遂に事露はれ、罪さり所なく此窟中に籠られけるとなん、○大樂寺蹟 胡桃谷にあり、即二階堂村大樂寺の舊跡にて今藥師堂の跡なりと傳へ礎石纒に残れり、彼地に移せし時代詳ならず、彼村の條照し見るべし、此餘宅間谷に慈昌寺・慈眼寺・寶泉菴、泉

水ヶ谷に權行寺・寶生菴、十二郷ヶ谷に類長菴、飯盛山の山上に泰安寺等の寺跡と呼べる所あれど廢置の年代當時の事迹ふつに其傳なし、○釋迦堂蹟 釋迦堂谷にあり此本尊は今杉本觀音堂に置けり、元仁元年十一月故義時周關追福の爲泰時伽藍を建立し、十八日柱立あり【東鑑】曰、元仁元年十一月十八日、武州爲故右京兆同關、御追福、被建立伽藍、今日柱立、右近將監景綱奉行、嘉祿元年六月十三日供養を遂ぐ、【脫漏】曰、嘉祿元年六月十日、武州新造釋迦堂、被遂供養、導 安貞元年二月十九日故二位の尼第三周追福の料として新に佛堂創建の企ありて此堂を曳移すべき旨衆議有しが曰、貞安元年二月十九日大藏御堂曳進之、彼跡二位家第三年御料、可被建立、新御堂之由有其沙汰、且有憚哉否、評定衆被尋問、三月一日此事止むべきに治定す曰、三月一日、大倉御堂可被曳進、重而有沙汰、不可被曳之旨治定、後廢せし年代傳はらず、○公方屋鋪蹟 淨妙寺の東芝野を云ふ間方二、足利尊氏茲に在住し、後其子孫關東の管領たる數世此館に在て兵馬の權を執れり、當時管領を斥て將軍或は公方又御所なと稱せしより今に土俗公方屋敷蹟と呼べり、古昔を推考するに抑當所は鎌府草創の後足利上總介義兼爰に卜居せしより子孫相襲て居住せしなり、其證は【東鑑】に文治三年夫人政子、躬づ

から義兼が第に、彼室の病を訪ひしとあるも此所なり曰、文治三年十二月十六日、上總介義兼北方頓病頗危急、爲令訪之給、御臺所渡御彼宿所、是爲御妹妹之故也、正治元年義兼卒せし後三男左馬頭義氏父の遺趾を襲て此に居住せしなり、嘉禎三年四月將軍頼經此亭に入て遊宴ありし事【東鑑】に見えたり曰、嘉禎三年四月十九日、監臨給以還御之次、入御于左馬頭義氏朝臣之家、御遊非一云々、又同書寶治二年の條に後十二月十日將軍頼嗣方違として足利左馬入道正義が大倉亭に入御と見えたるも、當所の事にて當時大倉と唱ふる地最廣く此邊總て其管内たり、今雪下村大藏町は其遺名の纒に存するものなり、正義は義氏の道號を云へり、其男右馬頭泰氏は早く世を遁れて野州足利に籠居すと大系圖に見えれば鎌府に參勤せざりしならん【東鑑】にも、泰氏に三子あり、太郎家氏・次郎兼氏・三郎利氏と云ふ、各武衛に奉侍して屢供奉等に候せし事【東鑑】に往々見えたれば是等の入必當所に居住せしなり、【東鑑】大系圖を參考するに家氏は後中務權大輔に任じ判官になされ、大夫判官と稱せり石橋斯波等の祖なり、兼氏は後義顯と改め澁川次郎と稱す、澁川の祖なり、利氏は康元々年頼氏と改め後治部權大輔に任ず、頼氏が子を伊豫守家時と云ひ其子を讚岐守貞氏と云ふ、是等當所居住の事

歷古記の徴するなけれど家時村内に報國寺を開くと云ひ、又寺後に今猶其古墳あるに據れば當時必爰に在住せし事推て識るべし、貞氏も元弘元年卒せし時村内淨妙寺當時は、極樂寺と稱せり、に茶毘して塔を彼所に建しと彼等傳略記に見えたれば淨妙寺條照し見るべし是又父に襲て爰に居住し終焉も又當所在住の際と考ふべし其子即尊氏なり【太平記】に據るに、今參考【太平記】に載する所、天正本の文義に據る、元弘元年尊氏父の喪に籠れるを高時入道強て催促し、六波羅勢の援將とす、又同三年所勞ある時も六波羅の援兵として京都の警固に催されしかば遂に高時に遺恨を懷き上洛して逆心す曰、足利高氏も、上洛あるべき由、度々に及て、催促せられけり、高氏は去々年上洛の催促の時、父貞氏頓滅の事ありていまだ七日を終へず、悲歎の涙乾かざるに、攻上せらる、今年は病霧身を侵して、負薪の憂いまだ休まず又征伐のため催さる、事、返々も遺恨なれ云々、所詮重て向上洛の催促を加ふる程ならば、一家を盡して上洛し先帝の御方に參り、六波羅を攻落して、家の安否を定むべきものをと、心中に思ひ立れるを人更に知事無りけり、相模入道はかゝるべき事とは思寄らず、工藤左衛門尉を使にて、御上洛延引心得ずと、一日の中に、三度迄こそ責られけれ、足利殿は反逆の企、已に心中に思定られければ、中々異議に及ばず、不日に上洛仕るべしとぞ、返答せられける、是等皆當所在住の事迹なり、されば【鎌倉九代記】に此時二男千壽王を人質として大藏ヶ谷に留め置しと記し曰、將軍尊氏公の男、左馬

頭義詮と申は、童名千壽王と號す、元弘三年四月、父尊氏鎌倉の催促に因て、上洛の時、人質として、大藏谷に留め置しに云々、【太平記】に茲年五月二日の夜半、千壽王潛に大藏ヶ谷を落て行方しらすと見えたる、皆當所の第を云へるなり、曰、足利治部大輔高氏、敵に成給ひぬること、道遠ければ、飛脚いまだ到着せず、鎌倉には曾其沙汰無りけり、かゝりし處に、元弘三年五月二日の夜半に足利殿の二男、斯千壽王殿(義詮)大藏谷を落て、行方しらす成給ふ云々、斯て相模入道滅亡の後六月千壽王、下野國より再茲に還住あり、尊氏卿の二男千壽王殿、三歳に成給ひしが、軍散じて六月三日、下野國より立歸て、大藏谷におはしける云々此頃左馬頭直義將軍成良親王の執權として關東に下向ありと同書に、曰、今天下一統に歸して、囊中無事なりと云へども、朝敵の餘黨猶東國に在ぬべければ、鎌倉に深題を一人置かでは、悪かりぬべしとて、當今第八宮を征夷將軍になし奉て、鎌倉にぞ置進らせられる、足利左馬頭直義執權として、東國の成、見えれば直義も又敗を司どれとも、法令皆舊を改めず、見えたれば直義も又此に在住せしなるべし、其後建武二年千壽王叙爵せられ名を義詮と號し、足利家官位記曰、實篁院殿義詮建武二年四月七日叙從五位下六歳、幼稚ながら東國を管領して爰に在住ありしなり、【鎌倉九代記】曰、東國の武士等、尊氏に歸伏し、此幼君に従ひ屬す云々、尊氏公京都西國所々に赴き合戦ある内は鎌倉に在りて、東國の管領たり、四年南朝延、元二年奥州の國司北畠顯家鎌倉を攻伐んと、奥の

精兵を從へ馳上りし時、幼稚の義詮茲に在て兵馬を指揮し、【太平記】曰、北畠源中納言顯家卿、鎌倉を攻落して、上洛すべしと建武四年八月、白川の關を立て下野國へ打越給ふ、鎌倉管領足利義詮、此事を聞給ひて上杉民部大輔、細川阿波守、高木和守、其外武藏相模の勢八萬餘騎を相副て、利根川にて支へよく軍事を議す、鎌倉には上杉民部大輔、同中務大將義詮の御に參て、評定あり云々、いまだ思慮あるべき程にても、おはせざりけるが、つくづくと此評定を聞給ひて、抑是は面々の意見とも、覺えぬ事かな、軍をする程にては、一方負ぬ事あるべからず、それ口に怖れば、軍をせぬものにてこそあらめ、苟も義詮東國の管領として、適鎌倉に在ながら敵大勢なればとて、爰にて一軍もせざらんには、後難遁れ難くして、敵の欺ん事、尤當然なり、されば縦、御方小勢なりとも、敵寄來たらば、馳向ひて戦はんには、叶はずば討死すべし、若又遁つべくは、一方打破て、安房上總へも引退き、敵の後に從て上洛し、宇治勢多にて、前後より攻たらんに、なごか敵を亡きまらんと謀濃に、義に當て宣ければ、勇將猛卒、均しく此一言に勵されて、さては討死するより、外の事なしと、偏に思切て、鎌倉五年直義退隱の後には義詮上洛して是に代る、關東より左馬頭義詮を、急ぎ上洛あらせて、直すべきに、定りけり云々、十月四日、左馬頭鎌倉を立て同二十二日、入洛し給ひけり、因て義詮の舍弟基氏時に十歳なるが關東の管領として茲年下向、文和元年十三歳にして元服し、左兵衛督に任ぜらる、【鎌倉大

貞和五年御下向、十歳、文和元年二月廿五日、御元服、十三歳、【鎌倉九代記】曰、足利基氏は、尊氏公の二男、義詮同腹の御連枝なり、童名龜若殿と申す、十三歳の春、元服、斯て茲にありて、左兵衛督に任ぜられ、基氏として號しける、斯て茲に在住する十九年、貞治六年四月逝して其子左兵衛督氏滿繼て管領たり、【鎌倉九代記】曰、氏滿は基氏の嫡男、童名金王丸と號す、貞治六年四月に、父基氏に後れ給ひ、御年僅に六歳なれば、何の御思慮もおはしませず、關東の世の中、如何有べきと、諸人殆み奉ける處に、京師の將軍義詮殊に御愁傷あり、又若君の御事、深く御愛憐ましませし、御教書を成下され、故左馬頭の如く、東國の管領として上杉民部大輔父子、相違なく、應安四年此第造營を加ふ、【鎌倉九代記】曰、應安四年の冬、鎌倉大藏谷、御所の、應永五年十一月造營、成就しければ左馬頭殿御移徒あり、同十六年六月廿九日の夜失火して殿宇悉烏有となる、【鎌倉九代記】曰、管領の事、御息滿兼相違なく、關東の政理執行はるべき由、御教書を差下され、左兵衛督に任せしめらる、同十六年六月廿九日の夜失火して殿宇悉烏有となる、【鎌倉九代記】曰、應永十六年六月廿九日の夜、鎌倉の御所、俄に炎上公方滿兼は、遠江守が宿所へ、御移あり、按ずるに、【鎌倉九代記】には、是を十四年八月の事とす、是年七月より造營事始ありて十二月成功し、移徙の儀あり、【鎌倉大草紙】曰、七月十三日より、御普請の事始まり八月廿七日棟上、十二月十八日御移徙、惣奉行上杉右衛門佐氏、十七年七月滿兼逝し、【鎌倉大日記】曰、應永十

兵衛督持氏管領職を襲て此に居住す、【鎌倉九代記】曰、土使者とし、御教書をなし下され、左兵衛督滿兼の御息持氏を左馬頭に任ぜられ、關東の管領遺跡、相違あるまじき旨、仰下されけり、持氏今年十二歳、童名幸王殿とぞ申ける、同廿三年上杉禪秀亂を發すに及び持氏一旦茲を没落して佐介に遁れ、又駿州に潛む、【鎌倉大草紙】廿三年十月の條に曰、禪秀は御所へ參り、持氏公を、討取奉るべしと支度しけり、木戸將監滿範、御座近く參り云々、唯今御所中へ、敵紛れ入ん、分内狭く防ぐに馬の駆引叶ふべからず、一まづ御出あり、佐介へ御入候へと申す、程こそあれ馬に召し、塔ノ辻は、敵箭を焼て警固しける間、岩戸の上の山路を廻り、十二所に係り、小坪を打出、前濱を佐介へ、入らせ給ふ云々、佐介の館に、火懸りしかば、人力防に叶はず、持氏落させ給ふ云々、駿河國大森の館へ落給ひ、爰も分内狭く、小勢にて如何にも叶ひ難し、其上甲州の敵程近し、是より駿府、今川上總介御頼可然と、評定有て、駿河の瀨名へ御通、同廿四年正月十日禪秀が徒、悉滅亡しければ、今月十七日持氏鎌倉に入り當所の館修造ありて四月廿八日茲に還住あり、持氏御所、十七日鎌倉還御なり、淨智寺ければ、三月廿四日、梶原美作守屋鋪へ入御なり、卯月廿八日、大藏の御所へ還御なる、其後京都鎌倉確執起り、剩執事上杉憲實とさへ不和となりしかば、遂に國家の亂となり、永享十年十一月三浦介時高等が爲に當所を燒撃せられ、持氏没落に及ぶ、【東亂記】曰、永享十年十一

月三浦介時高將にて、二階堂の人々、持朝の被官一味同心して、大藏御所へ押寄ける云々、寄手は大勢なれば、追出せば荒手を入替、責入れれば、防矢射ける人々、一人も残らず討れにけり、さる程に、館に火を懸た云々、【鎌倉大日記】曰、永享十年十一月二日、持氏鎌倉歸座、淨智寺、同十一年二月十日、持氏滿貞於永安寺自害、奉公面々廿四人、討死とあり、かりしかば其男義久・春王・安王等或は自害し、或は討れ、末子永壽王は遠く信濃國に隱る、永享十一年二月義久於報國寺自害、嘉吉元年四月、將軍家令殺、是より此第廢蕪する凡九年、文安四年正月京都將軍の沙汰として永壽王赦免せられ、上洛して父の遺址を襲ぎ、【鎌倉大日記】曰、文安四年正月御沙汰有て、土岐左京大夫持益に預けられし、永壽王殿を赦し、亡父持氏の跡を賜はり、公方御對面あり、御下さる、九月鎌倉に下着、淨智寺に入て當所營作あり、同月九日、鎌倉へ還御、初は山内龍光院に御入、十一月造營なりしかば茲に還住し、元服ありて左馬頭成氏と稱し關東を管領す、同十一月晦日、御所出來、御移りあり、京よ馬頭成氏、然るに執事上杉憲忠と不和の事より又擾亂起り、享德三年十二月遂に憲忠を誅伐あり、【結城】中務大輔成朝、武田右馬助、信長。

里見民部少輔義實・印東式部少輔等、三百餘騎相催し、享德三年十二月廿七日、鎌倉西御門の館へ、押寄て鬪をつくる云々、防ぎ戦ひけれども叶はず、是より合戦止時なく同四年六月京都の下知として今川上總介範忠鎌倉に攻入、此第を始神社佛閣等を焼拂ふ、享德四年六月、成氏退治とて教書を帶し御旗を賜はり海道の御勢を引率し鎌倉へ發向す云々、六月十六日、鎌倉へ亂入、御所を始として、谷七郷の神社佛閣を追捕し、成氏敗して武藏國少府に落行き、後下總國古河に遷る、敵勢雲霞の如くなりければ、終に叶はず打負、武州府中へ落行、成氏は武州少府に落着夫より總州葛飾郡、此時より廢趾とは成にけり、頼朝卿以後、古河縣に落着、昌は、元弘の亂に滅亡し、尊氏公より、成氏公の御代に至り、六代相續の財寶、此時皆焼亡して、永代鎌倉亡所となりて、田畑も荒果けり、かゝる都會の地なりしも今は山麓瀨海の村落となり、荒墟空壕空く黍離の歎を増のみ、夫より後も猶古河の公方還住のをりあらんかとして田圃も闕かず芝野となして置りとなり、此事今も里老の口碑に残れり、遺民の思慕亦想ふべし、

新編相模國風土記稿卷之九十四之終

新編相模國風土記稿卷之九十五

村里部 鎌倉郡卷之二十七

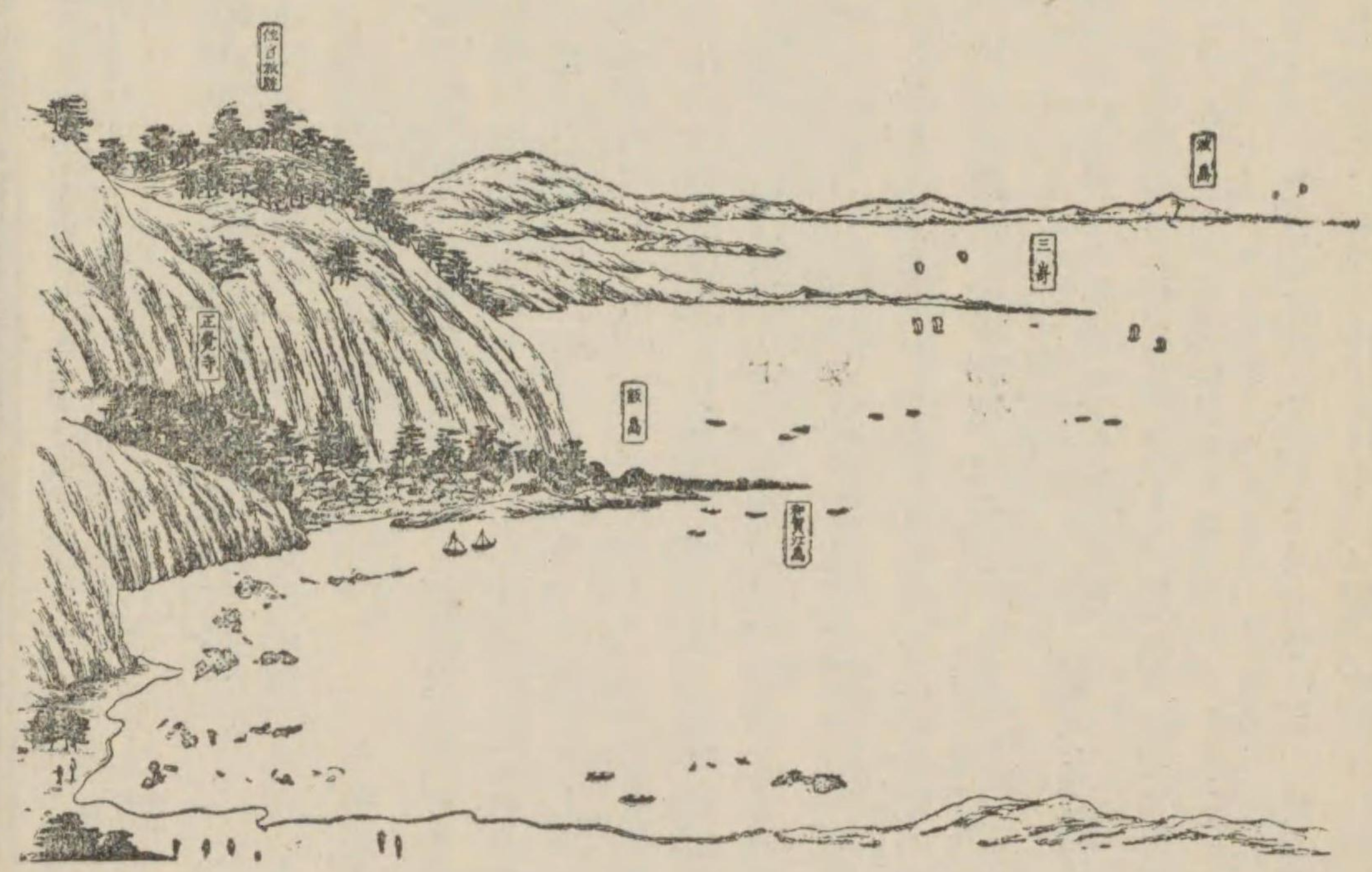
山之内庄

○材木座村 佐伊茂久、小坂郷に屬す、江戸より行程十二里餘、正保の改には當村一村たりしを元祿の改に至り分て二村とし、亂橋村・材木座村と別稱す、今猶然りと云へども土人は舊に因て一村の如く、村名も二名を合して唱呼す、故に四隣廣袤住民の戸數等、悉分記し難ければ姑く爰に括載せり、民戸百八十一、東西十五町許南北五町許東、三浦郡小坪村、西、長谷、坂之下二村、南、由比濱、北、大町村、其地域北方は亂橋村にて當村は沿海にあり、【東鑑】に和賀と見えたるは即此地の古名なり、同書に西濱・小坪和賀、日、承元三年五月廿八日、西原太郎家茂、逍遙于小坪浦、歸去之處、土屋三郎宗、是梶遠、依兼有宿意相逢于和賀邊、殺害家茂之故也、と列書するをもて其地理のさま推して識るべし、其後貞永元年に至り海灣に一島を築き、【東鑑】に見えし處、下の和賀江島と名づくるも爰の地名に因れるなり、又同書に其和賀の津口に材木を置き、奉行入して其寸法を點定せしめし事見

えたり、建長五年十月江津材木事、近年不法之間、依難用造作、被定其寸法、所謂樽長分八尺、若七尺、令不足者、令點定之、奉行入可申、是に據れば、當時木料の港たり、故に往年材木座の名は負はせしなり、今も鶴岡修造の時此港に筏木を運漕すと云ふ、建長三年此地に市廛を置く、【東鑑】曰、三年十二月三日、鎌倉中左々處々、小町屋及買賣設之事、可加制禁之由、日來有其沙汰、今日被置處々、此外一向可被停止之旨、嚴密觸之被仰之處也、佐渡大夫判官基政、小野澤左近大夫入道光運等奉行之云々、鎌倉中小町屋之事、被定置處々、大町、小町、米町、龜谷辻、和賀江、天正御分國已來御料所にて光明寺領交れり、飛地大町、永別二貫、長谷、貫九十一文、二村の内にあり、三浦郡浦賀・三崎等への往還海濱を通ず、

○高札場 ○小名 △飯島 海濱にあり、此地三浦郡小坪村に跨れり、壽永年間此地に伏見冠者廣綱が家、今其を傳、在し事、【東鑑】に見えて舊き稱呼なり、又當時西濱とも稱せり、【東鑑】承元三年の條に見、貞和の間は極樂寺樂寺村に、の所務たりしと見え、敷地舛米并築島の事足利尊氏より令を下せし事、寺院舊文に出づ、日、飯島敷地升、殺生禁斷事、如元有御管領云鳥築興行、云殺生禁斷、可被致嚴密沙汰、殊於禁斷事者、爲天下安壽算長遠也、任忍性菩薩之例、可有其沙汰候、恐々謹言、貞和、應安三年、水溢五年二月十一日、極樂寺長老、尊氏華押、應安三年、九月の災に罹りて人家悉盡盡せし事あり、十三日、行算語云去

和賀江島圖



月十九日、廿日兩日、相模國大水、四十年來、未有如此之事、鎌倉へ向へる、號飯島之孤島在家三百餘宇、富饒所云々、皆以流失、不知在所、希代事也。△中島 △河尻 △沼浦

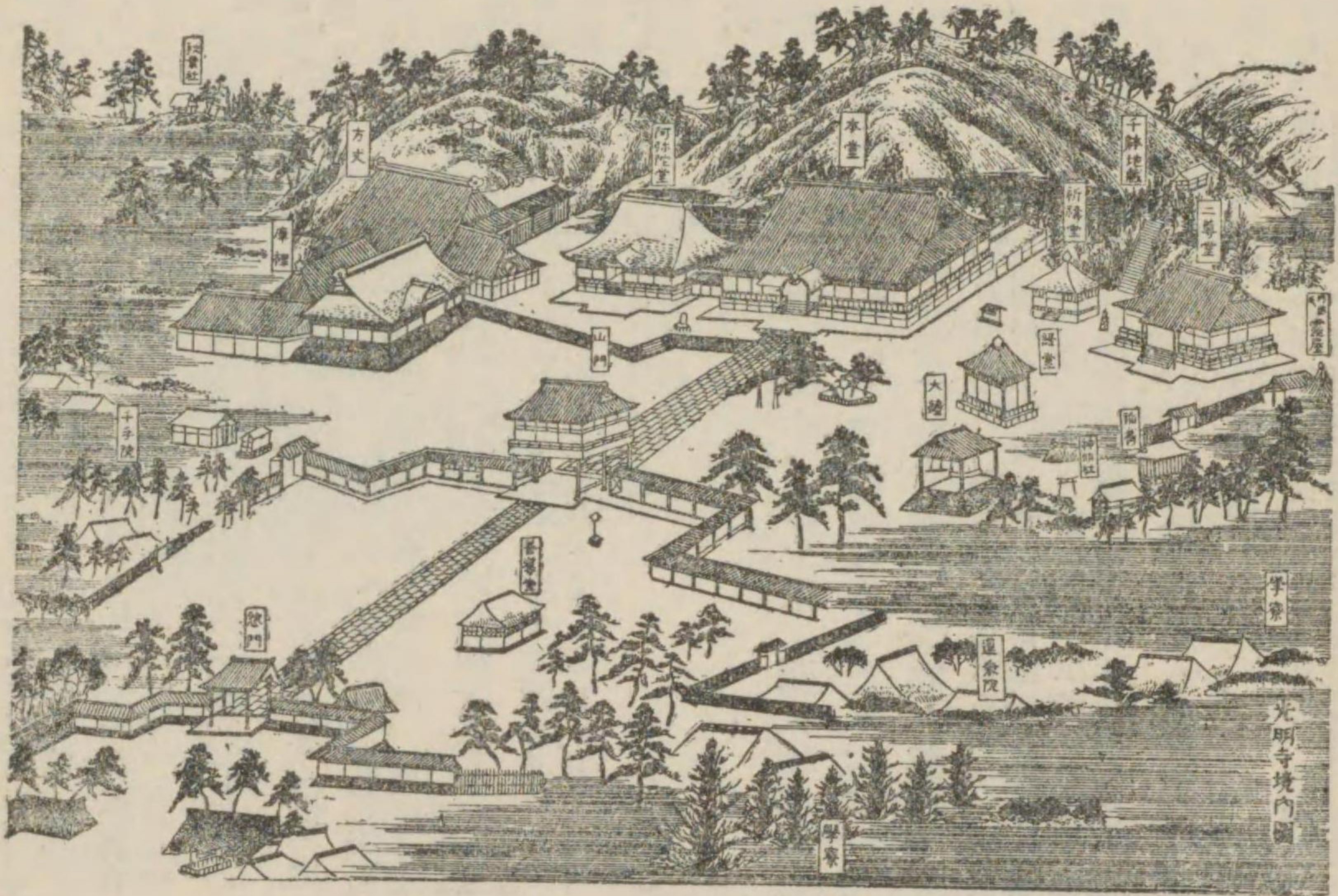
○海 西南即由比濱なり、江戸迄海路二十七里餘、漁船三十七艘あり、村民漁獵を業とし堅魚・海老・石決明・鰯の類獲る所多しと云ふ、○桐谷 【回國雜記】に此地の詠あり 曰、此里の古井のものと桐カ 谷、落葉の後は波人もなし、世に桐谷と稱する櫻の一種あり、もと此地に産せしなりと云ふ、○閻魔川村西を直流して由比濱に入る、○六角井 飯島にあり又矢根井とも唱ふ、石にて六角に疊たり鎌倉十井の一なり、里俗の話に昔鎮西八郎爲朝大島に在て我弓勢昔に變らずやとて天照山 村内光明寺の後山 を斥て遠矢を射る、其矢十八里を越て此井中に落たり、里民其矢を取揚げるに鎌は井底に残る、今も井中を浚へば其鎌を見るに云ふ或時取出して明神に納ければ井水濁たり又井中に投すれば元の如く涌出すと云へり、鎌の長四五寸許ありと云ふ、○和賀江島 飯島崎ともいへり、飯島の西の出崎にて屢潮汐に崩壊して今海際纔に亂礁を存せり、貞永元年勸進比丘、往阿彌陀佛が申請に任せ舟船着岸の煩無らしめん爲築島の事を令す、平三郎左衛門尉盛綱其事を督し、是年八月其功を終ふ 【東鑑】曰貞永元年

七月十二日、勸進聖人、往阿彌陀佛就申請爲無舟船着岸煩、可築和賀江島之由云々、武州殊御勸喜、令合力給、諸人又助成云々、十五日、今日築初和賀江島、平三郎左衛門尉盛綱行向、八月九日和賀江島終其功、仍尾藤左近入道、平三郎左衛門尉、諏訪兵衛尉、建長四年正月海水赤色に變せし事あ爲御使巡、檢云々、建長四年正月七日未尅、海濱波濤色如紅、就中自由比浦、至和賀江島如此、是年二月水色又血の如く晚に及て消滅すと云ふ、二月廿八日申尅、自腰越海及晚消滅畢、親行が紀行に海上眺望の詠あり 【東關】曰、和賀江島、三浦の三崎などいふ、浦々に行て見れば、海上の眺望、哀を催して、來し方に名高く、面白かりし所々にも、劣らず覺ゆ、寂しさは過こし方の浦々も、ひとつ詠の中の釣舟、

○諏訪社 補陀落寺持、
○光明寺 天照山蓮華院と號す、淨土宗、關東總本山と稱し十八檀林の第一位にして六派の本寺なり、仁治元年北條武藏守經時佐介谷に於て淨刹を創立し蓮華寺と名づく時に僧良忠 【高僧傳】曰、釋良忠字然阿石州三陽縣人母伴氏夢一貴女授以明鏡及篋即娠、正治元年生裁在提孩、器度踰群十一歲聞三智法師談往生要集、忻慕淨土十三從雲州鷗淵寺信蓮法師讀書、一時誦八十、悟眞寺に在り經時延て開行十六剃髮納戒常持法華云々、悟眞寺に在り經時延て開山初祖とし、武州足立郡箕田の地を寄附して寺領とす仁治元年、肩住相之鎌倉住住吉谷悟眞寺勸唱念佛、副元帥平經時請忠信内受戒聽法、崇信日勤於佐介谷建蓮華寺、延爲開

山祖割附武州箕田地、備三寶供、暇日相從問法、寬元元年今の地に移轉して堂宇を修復す斯て經時夢兆に感じて光明寺と改む 寺傳曰、の御宇寬元元年此地に轉地し、同年五月三日、光明寺と改むと云ふ、【高僧傳】曰、平帥梵光明一道從寺起而照日本國寤而益信遂草寺額 四年閏四月經時卒し 【東鑑】曰、寬元四年閏四月一日、入道正五位下行武藏守平朝臣經時卒、二日禪室奉葬佐々目山麓と見ゆ、法名は蓮華寺安樂禪定門と號す、嗣子相模守時頼相承て崇信す、實治二年良忠洛の尼院にあり、後嵯峨上皇の戒師となり、香衣并に上人號を賜ふ 【高僧傳】時頼、相續崇信、實治二年復在洛之尼院、日講三郎淨教、後嵯峨上皇、召忠離宮、開淨土教、稟菩薩大戒、賜香衣並上人號、建長元年鎌倉に歸る、時頼由良の地を割て寄附せり、建長元年歸鎌倉、副帥時頼、割由良寄光明寺、諸士崇禱聘招、忠弘安十年七月六日寂す弘安九年歸光明寺、府檀據淵、與馬塞門、明年季夏、罹痢不癒、初秋大漸、念佛不退、近邑道俗、或見紫雲變結界上、或聞奇樂鬚鬚虛空中、自五日晡、異香發室、六日中夜、向西端座、并彌陀像、鳴磬唱佛、三百餘遍、湛然氣絕、享齡八十九、座臘七十四、門侶檀那等、齊嘆曰、法燭長滅、慈航已摧翌日茶毘、葬虛骨於住吉瓶子山下、永仁元年勅諭ありて記主禪師と號す 寺傳曰、永仁元年七月、後宇多號す、【高僧傳】曰、永仁元年賜諭記主上人、淨土傳燈錄には、滅後勸諭、號記主禪師、未詳何帝と見ゆ、忠、先師聖光の筆記を削定し速作頗多し 【高僧傳】曰、初聖光滅後、檀越要阿夢、光語

光明寺境内圖



曰、平昔所演義談疏章、皆契佛意、但涉紛冗、弟子然阿、可
以削定焉、夢寤告忠以故、忠所著作五十餘卷、合併名題以報
夢鈔、所謂論註記五卷、安樂集記二卷、喜導疏記二十三卷、
宗要鈔五卷、要集鈔八卷、選擇鈔五卷、授手印決答二卷、三
心日記一卷也、建武二年九月當寺造營の爲修理田一町を寄附あ
り、證狀曰、光明寺修理日壹町、可被付寺家候、相構造營之沙
汰、可申候也仍如件、建武二年九月卅日、南方政所殿
〔華押、此文書、今小〕貞治二年二月福利基氏上總國湯井
町觀應三年の例に任せ、寄附ある旨證狀を授與す、
郷觀應三年の例に任せ、寄附ある旨證狀を授與す、
所藏文書
曰、上總國湯井郷事、沼田藤七入道妙覺、雖申子細、於妙覺
者、可宛給其替、至當郷者、任觀應三年十月十五日御寄進狀
旨領掌、不可有相違之狀如件、貞治二年
二月廿七日、光明寺長老、基氏華押、
其後祐崇永正六年
十一月八日寂す、當寺の住職たり、是を中興の祖とす
〔高僧傳〕曰、釋祐宗字觀譽、巡歴東關、明應四年崇禁宮に
習學積勤、住相之光明寺、講經多衆、
明應四年、唱導都下、遂入
禁宮講彌陀經、奏說協旨
此時講經の宣旨及彌陀經を賜ふ、寺傳曰、後土御門院祐崇
并彌陀經、勅して慈覺大師傳來の明聲を諷せしむ、崇業
僧を率て彌陀經及念佛を誦唱し、香衣並に上人號を敕
許あり、〔高僧傳〕曰、敕令諷慈覺大師傳來聲明、乃率眞如堂之
寺傳には此時、常紫衣給旨、勅願、誦唱彌陀經及念佛、賜香衣上人號
所の給旨、額一枚を賜ふと見ゆ、崇奏して殿修の式を永
世光明寺に行ふ、今に十夜念佛と唱るもの茲に濫觴す

勅記 禪師主 謚

後花園帝宸翰額一面

と云ふ、崇奏以殿修式永世移行于光
明寺、重賜紫袍於光明寺、
方今專念之寺、初冬唱十
夜念佛者、自崇而始む、享祿五年
七月三浦郡南北の内、一向宗門
の徒悉當寺の檀越たるべき由下
知あり、所藏文書曰、三浦郡南北一
向衆之檀那、悉錄倉光明寺
之可參檀那者也、仍如件、享祿五
年七月廿三日、光明寺朱印あり、寺
傳は足利義晴之
文書と云傳ふ、
天正十九年當所
門前永十貫文の地を賜ひ延寶三
年六月三浦郡柏
原にて寺領百石
の御朱印を賜ふ
△本堂 開山の
像を置く、△客
殿 三尊の彌陀
を安す、中尊は運
慶作餘は
作人知、△方丈 彌
陀を安す、運慶作
裏に運慶が骨
を収むと云ふ、〔寺

天照山

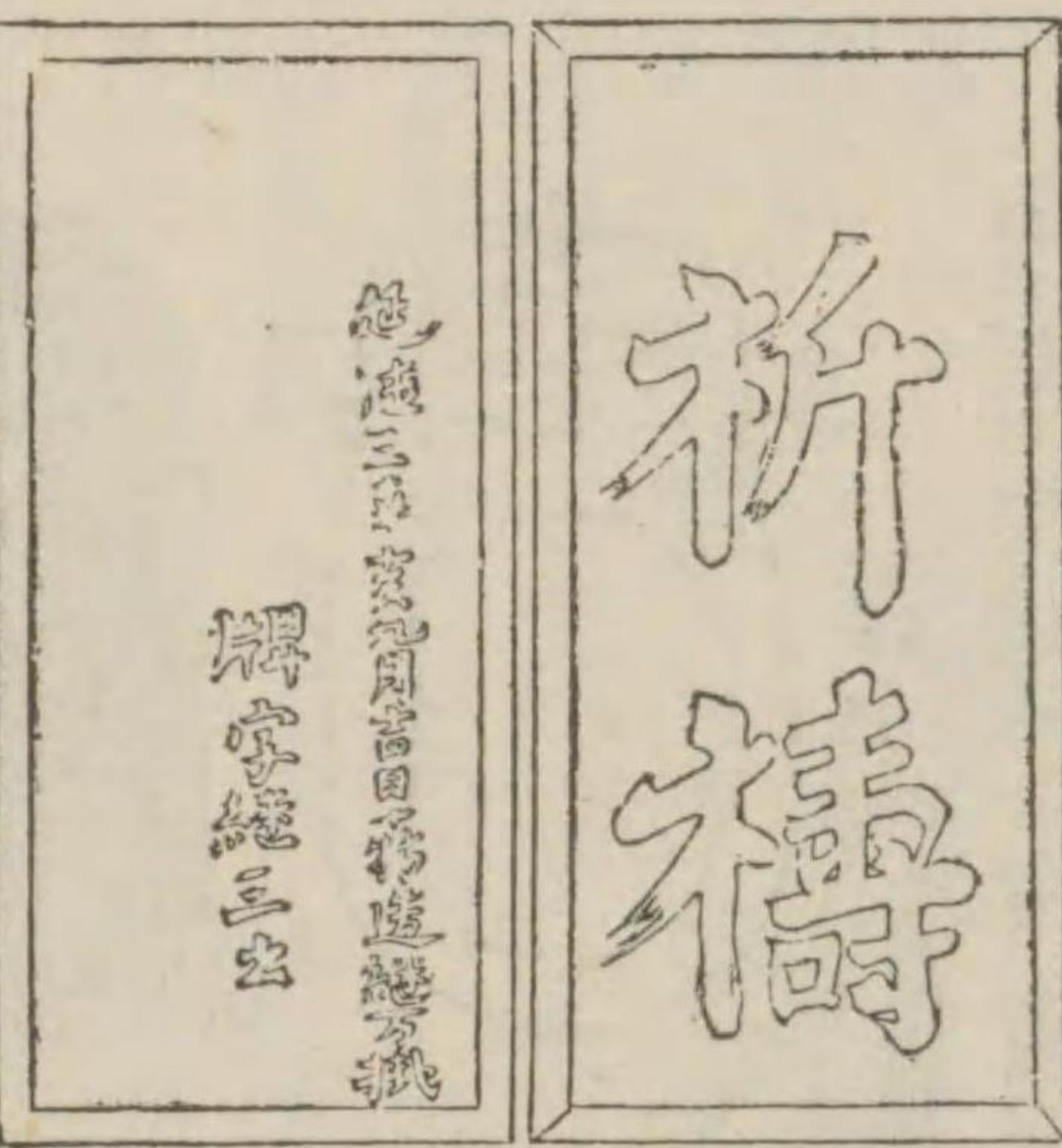
永亨八年
十二月五日
後花園帝

新編相模國風土記稿卷之九十五 村里部 鎌倉郡卷之二十七

祈禱

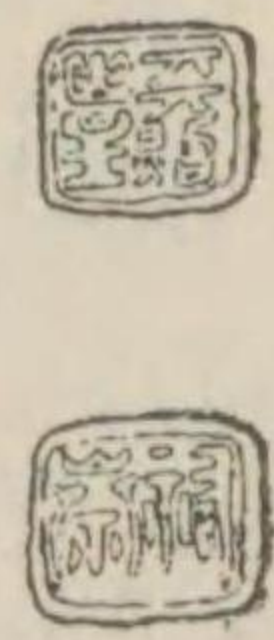
後土御門帝宸翰額一面

〔寶〕 △後土御門帝給旨一通は初願所、一
宸翰額一面 △天照太神像一軀長三寸許、應神
帝御作と云ふ、△阿彌陀
勅願所額一面 中興祐
願所

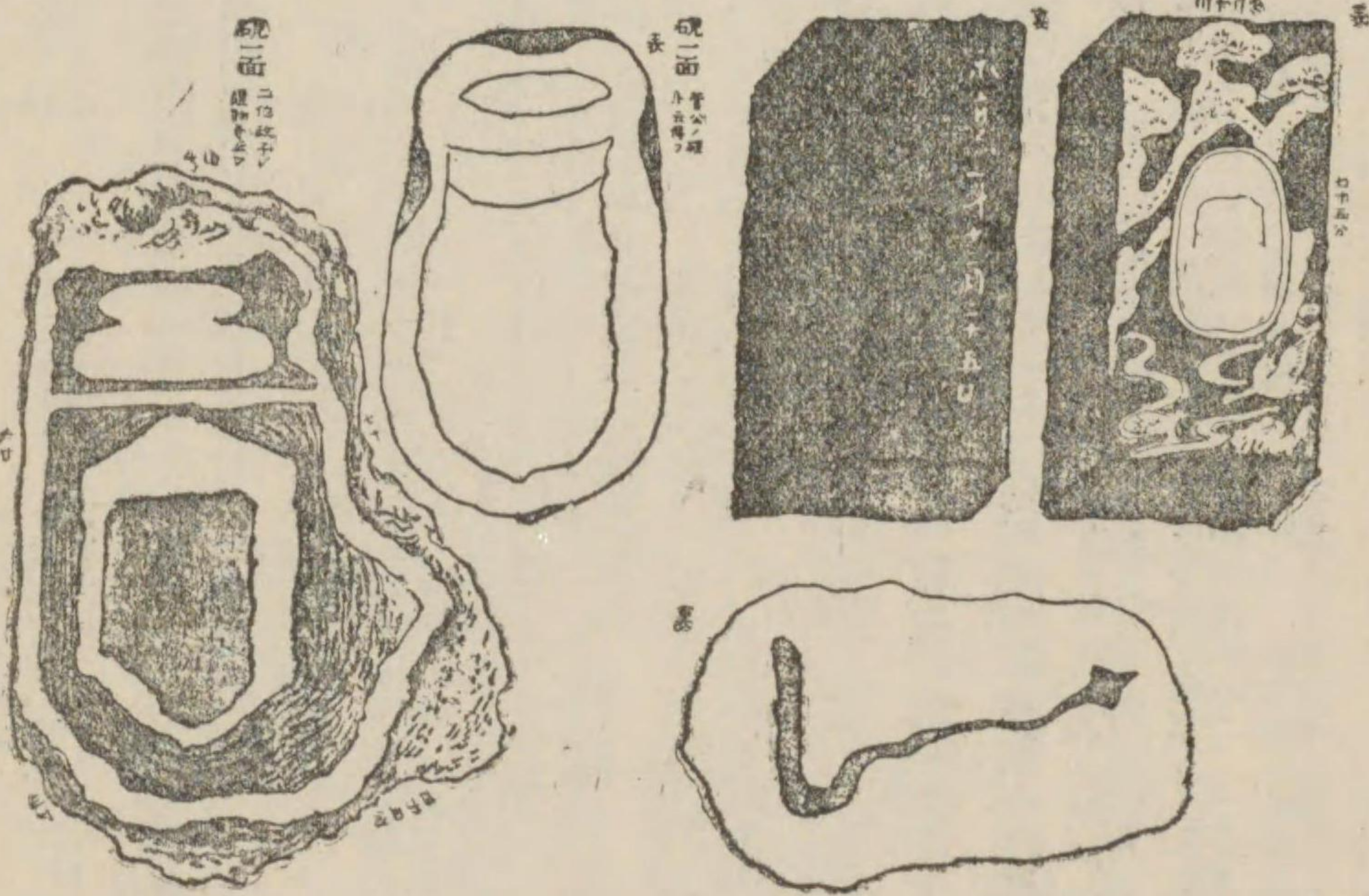


畫像四幅 一幅は後陽成帝宸
筆三幅は慧心筆、△同繡像一幅 中將姫
然上人畫像一幅 影と云ふ、△記主禪師畫像一幅 鏡の影
と云ふ、△十九羅漢畫像一幅 唐隆信忠
竹布にて九條なり、法然當初叡山に在て、台家
の碩學たり、故に叡空より是を相傳ふと云ふ、△阿彌陀經
一部 祐崇に給ふ所と云ふ、△淨土三部經一函 法然筆、
は不足にて、萬無上人紺紙、△稱讚淨土經一卷 中將
金泥にて、書副たりと云ふ、△稱讚淨土經一卷 中將

浄土真宗開東總本山九世
今上戒師賜紫崇書



像經一卷善導 △六字大名號一幅弘法筆、長九間、廣九名號と云ふ、初房州佐野金胎寺、什物なりしとなり、弘法佐野の砂場にてこれを書したる故に、佐野の名號の名ありと云ふ
 △阿彌陀名號一幅法然筆なり、脇書に西光往生、保延辛酉三月十九日、當承安四年甲午父三十三回忌故、源空書之とあり △名號一幅紀侯綱 △浄土曼荼羅一幅慧心當麻の曼荼羅を寫せり △同緣起二卷詞書は後京極良經筆、畫 △善導大師繪詞傳詞書は世尊寺行俊、繪は土佐光茂、表題は狩野探信と云ふ △開山記主禪師傳一冊沙門道光撰とあり、道光諱は了慧、望西樓と號す、良忠の弟子なり △聖光墨蹟 △記主禪師墨蹟 △一枚起請一幅尊鎮法親王筆 △十八通一冊了譽の △色紙十四枚、押繪十二枚色紙は近衛殿及秀頼の筆と



△紫石硯一面唐玄宗の松蔭の硯と稱す、相傳て平重衡あり、聖光又記主に譲ると云へど、背に永享の年號あり、是法然記主の時代にあらず、是非詳ならず △古文書三通 一は貞治二年基氏が寺領の寄附狀、一は享祿五年一向宗の門徒改宗の下知狀、一は天正十八年豊太閣の制札
 △祈禱堂 △彌陀堂 △二尊堂自作、衣に金經を書たり、文字皆消て、今は生の字見ゆ、猶善堂の條、合せ見るべし、辨財天江島奥院の分江島辨財天の像、或時暴風吹來て、此の如する事三度なり、因て寺僧御圍を取に、當寺に止まるべき由なり、故に爰に安ずとい、及び聖德太子の像を置く、△經堂 △千體地藏堂 △善導堂 總門内松林中にあり、金銅の像を安ず【鎌倉志】には是を善導塚と擧げ、古傳を引て昔善導の像僧と化し唐船に乗て筑紫に渡來す、時に鎮西善導寺の開山聖光夢に善導來朝して筥崎にあり、來り迎へよと告ると見しかば頓て彼地に至る果して像あり、其地に一字を建立す、其後善導寺に移す、後良忠鎮西にて光より其像を附屬せらる忠靈像に向て吾是より關東の諸國に化を施さんと思ふ、其間何國にても有縁の地に蹟を留め給へと云て海中に投ず、其後忠鎌倉に至り佐介谷に居す、山比の澳に光明赫奕たり、漁父奇とする

處靈像忽然として由比濱に着岸す、忠因て一字を建立して彼像を安ず、光明寺是なり、漂泊の地を善導塚と名づくと載せられたれど此靈像の爲に忠當寺を創建せしと云ふは寺傳と齟齬せり、さて舶來せしは今二尊堂に安ずる像にて是なるは其模像なりとぞ、△神明宮 八幡春日を合祀す、域内鎮護の祠なり、△秋葉社 △九頭權現社 △藏王窟 後阜にあり、△開山塔 山上にあり、△内藤家祠堂 阿彌陀定朝如意輪等の像を安じ、内藤備後守、同氏播磨守先世代々の靈碑を置く、△鐘樓 正保四年鑄造の鐘を掛く按ずるに當寺に、竹園山法泉寺の鐘ありしが、今は失へりと云ふ、△學寮 五宇、△記主水 寺の山麓にあり開山の加持水なりと云ふ、△總門 昔佐介谷に在し時は、經時の弟時頼、淨後花園帝の宸筆なり、其圖什寶の條に出す、△塔頭 蓮乘天照山の額を扁す△塔頭 蓮乘院總門を入て右にあり、當院は本坊草創已前密刹にて蓮乘寺と號せり、開山良忠此寺に居て光明寺を建立す故に今に住持入院の時は先此院に入て後方丈に入る古例なりと云ふ、本尊は彌陀の雕像にて肚裏に紙片あり貞治二年三月十五日修復之の十二字を記す、是運慶が作にて千葉介常胤が守護佛なりと傳ふ、△千手院 總門を入て、左にあり按ずるに、鎌倉志、專修院に作る、千當時しか書記せしにや、詳ならず、

手觀音を本尊とす、○補陀落寺 南向山歸命院と號す
 古義眞言宗 往昔京都仁和寺に屬せしが、開山は文覺にて
 養和元年頼朝祈願所として創建あり 進帳の切あり、首尾
 破れて詳ならず、其中に文覺鎌倉へ下向の時、頼朝比來の恩
 を報ぜんとして、此寺を建られしとあり、思ふに此勸進帳の文
 は、中興の僧、頼朝其後頼廢せしを鶴岡の供僧頼基 次第に
 佛乘房淨國院頼基大法印、文和四年二 鶴岡供僧
 月二日寂す、千田大僧都と號すとあり、中興せり、天文二
 十三年十一月北條氏より棟別錢免除の下知あり 別錢先
 年半分赦免、殘所五拾四文、重而當年令免除狀如件、天文廿
 二年癸丑十一月十五日、鎌倉補陀落寺、虎朱印あり、又同事
 同年月の文書あり、五十四文を七拾文に作り、本尊不動長三
 宛名鎌倉歸命寺とあり、詳なる事しれず、



頼朝木像
 證作、平家調伏の像と
 云ふ、按ずるに【鎌倉
 志】には、本尊 及び藥
 師三三七七 日光・月
 光・十二神寸、長各二尺八
 寸行基作 長三尺
 慶十一面觀音 長三尺
 作 八寸許
 供基作、往昔の 地藏
 本尊なりと云ふ、地蔵
 二軀 一は鐵佛、長一尺
 許、門前の井中よ

り出現せしと云ふ、一尺七寸大黒傳作、大日寸許、實頭盧、長三尺已
 は弘法作、長一尺七寸大黒傳作、大日寸許、實頭盧、長三尺已
 等の像を置く、又頼朝の木像あり 長八寸許、四十二
 御影と稱せり、同位牌あり 征夷將軍二品幕下神儀
 覺の牌もあり 開山權僧正法眼 【寺寶】 △八幡畫像一幅
 東帯にて袈裟をかけ、數珠を持しむ、 △寶滿菩薩像一幅
 冠より一寸ばかり上に、日輪を畫く、 △寶滿菩薩像一幅
 應神帝の姨にて、見 △卓圍一張 頼朝の寄附にて、平家調
 目明神と稱すとなり 頼朝の打敷と云ふ、孔雀鳳
 旗 圖 鳳の繡 △旗一流 平
 文あり 赤旗と稱し、文字は相
 國清盛の筆と傳ふ、



大道寺周勝が修補料寄進狀一通、某年文龍の書翰一通
 天正十八年豊臣太閤の制札一通、
 △牛頭天王見目明神合社 大道寺源六周勝社領二貫三
 百文及び寺内修補の料を寄附せし事所藏文書に見えた
 りし見るべし、照 △住吉社
 ○鐘樓蹟 舊觀應元年の古鐘あり、兵亂の爲に亡失せし
 を後松ヶ岡の農民地中より掘出し同所東慶寺に收むと

と云ふ、今尙あり 山之内村、東慶寺
 浦にあり、今も餘地なり村内妙長寺の舊地なりとぞ、
 ○亂橋村之牟良 小坂郷に屬す、江戸より行程十二里餘
 村内小渠に架せる石橋の名に因て村名は起れるなり、分
 村の年代詳ならずとされど正保の後元祿已前にあり、四隣廣
 袤、其餘分記し難き物倉前村に括載せり、本村も御料所
 にて鶴岡社領交れり、村西に三浦郡浦賀・三崎等への往
 還係れり、

○小名 △高御倉小路 鎌府盛なりし時此地に倉廩を建
 らる故に此名遺れり、承久元年九月火災に罹りし事、
 【東鑑】に見えたり 曰、承久元年九月廿二日、鎌倉中焼亡、上
 延永福寺總門、建長五年十二月又回祿の災あり 曰、建長
 下至濱庫倉前、建長五年十二月又回祿の災あり 五年十二
 月廿二日、丑刻經師谷口失火、北風頻、明德・享徳の頃は最
 扇、餘炎迄濱高御倉前、燒死者十餘人、明德・享徳の頃は最
 寶寺領 今三浦郡野 たりし事彼寺所藏の文書に見えたり
 曰、鎌倉高御藏前敷地内太子堂に立事、任貞治三年三月二日
 寄進狀並應安三年九月廿日、寄進狀等之旨、領掌不可有相違
 狀如件、明德四年十二月六日、鎌倉最寶寺、治部少輔華押、
 又享徳の文書にも、此地名見えたり、辨谷の條に引用す、
 △新御堂
 ○普賢像山 登半 東方にあり、其山形象に似たり、○辨
 谷 崇壽廢寺嘉曆二年の鐘銘に飯嶼之良鎌倉之巽辨谷

云々と見え、又享徳中三浦郡野比村最寶寺領たりし事
 同寺藏文書に見ゆ 曰、鎌倉辨谷、高御藏、最寶寺領事、任
 有相違之狀、如件、享徳元年十一月 元弘鎌倉攻の時相模
 九日、當住持明諭御坊、持清在判、入道の幼子龜壽、入道の
 入道の幼子龜壽、入道の妾二位の局と共に此地に在り
 諏訪三郎盛高潜に俱して信濃國へ落し事、【太平記】に
 見えたり 天正本に據るに曰、相模入道殿の舍弟、四郎左近大
 郎盛高、左近大夫入道の宿所に來ければ、入道傍の人ののけ
 させて、竊に盛高が耳に宣ひけるは、姪にてある龜壽を匿し
 置き、時至ぬと見ん時、再大軍を起し、素懷を遂らるべしと
 云々、盛高は御前を罷立て、相模殿の妾二位殿御局の辨谷に
 おはしける處へ參り、龜壽殿を抱取て、鎧の上に昇負て、内
 より外へ走立、云々、其後盛高、此若君を具足して、信濃へ落
 下り、諏訪祝を憑て有しが、建武元年の春、暫關東を劫略し
 て、天下大軍を起し、中前代の大將に、相模二郎と云は是なり
 【回國雜記】には紅谷と記せり 曰、紅力谷を通りて、假粧
 カ谷より移り來て、早 一説には別谷とも謂しとなり 系圖
 くも越る假粧坂かな、 田代
 名を別賀と云ふ、故に別谷と云也とあり、 ○觀音寺谷
 崇壽寺廢蹟の邊此唱あり、○閻魔川 村西を流る、
 ○橋 亂橋と名づく、通衢の小流に架せる石橋にて鎌
 倉十橋の一なり、【東鑑】に濫橋と載たる是なり 曰、寶
 六月十八日、寅刻濫橋邊一許
 町以下南雪降其如霜、云々、

○三島社 村持

○感應寺 由比山寶幢院と號す、眞言宗京都三寶院末不動を本尊とし、神變菩薩理源大師の像あり、中興を養源と云ふ境内に俱利迦羅龍王の古碑あり

○來迎寺 隨我山と號す、時宗藤澤清淨

光寺 開山一向建治元年寂すと云ふ、本尊三尊彌陀を安す中尊、長二尺五寸、左右各長一尺五寸、共

像あり、又三浦義明の木像を置く、△三浦義明墓 五輪塔なり、義明は庄司義繼が長子なり、治承四年八月衣笠に於て自盡す、今三浦郡大矢部村衣笠庄に屬す即義明自盡の所と傳ふ、建久年中義明が追福の爲頼朝其地に一寺を創立して滿昌寺と號せり、其域内に義明が廟あり尙彼寺の條に詳なり、此に義明の墳墓ある其緣故を知らざれと思ふに冥福を修せんが爲寺僧の造立せしならん、○向福寺 圓龍山と號す本寺前三尊彌陀を安す各立像、安阿彌作

○九品寺 内裏山靈嶽院と號す、淨土宗京本末本尊三寶を安す

○啓運寺 松光山と號す、蓮宗京本末本尊三寶を安す

△稻荷社 船守稻荷と號す、○妙長寺 海潮山と號す

日蓮宗比企谷妙本寺末開山は日實と云ふ元弘元年十月廿三日寂本尊釋迦を

士恁事、和尚答曰、吹毛急用不如前、高重此一句を聞て、問訊して、門前より馬引寄打騎て百五十騎の兵を前後に相隨へ、笠驗かくなり奔、閑に馬を歩せて、敵陣に紛入、其志偏に義貞に相近づかば、組て勝負を決せん爲なり云々當時愛甲郡厚木郷當寺領たりし事瑞泉寺藏文書に見えたり

曰、崇壽寺領、相州厚木郷事、雜掌僧被申旨其理非難存知事候間、輒不可被申候由令申候所於理非者、可仰御裁斷候所申之趣委細被聞食候之様、可捧一行之由、被仰候之間、□染筆候、恐々謹言、問七月十三日、武藏守殿、疎石華押、按ずるに、疎石は、觀應三年四月先規に任せ、厚木郷の地を當寺に寄附ある旨圓覺寺傳宗菴藏文書に見ゆ國、相模

庄内、厚木郷下方事、任七月廿四日御寄狀並施行旨、齋藤雅樂四郎入道、相共沙汰付下地於崇壽寺雜掌畢、仍渡狀如件、觀應三年四月八日、應永三十一年八月寺領の百姓逃散の事により寺主士恩等契約の事同寺所藏の文書に見えたり

曰、崇壽寺領、相州毛利庄厚木郷下方、百姓等逃散仕、院領へ罷越事候者、堅不可有御許容、院領御百姓等逃散仕、寺領へ罷越事候者、堅不可有許容候、若復他領へ罷越事候者、相互申談可塞通路者也、仍而爲後日契約狀如件、應永三十一年甲辰八月十二日、正續院侍衣禪師、其後廢せし年代詳ならず、開山士雲嘉曆二年の鐘銘あり曰、飯嶼之良、鎌倉

輪禪苑、芟夷荆榛、聳出輪奐、山曰金剛、劫石横偃、寺號崇壽、祝延聖算、群岫轟々、長江袞々、漁翁釣雪、牧童歸曉、補陀大士、儼坐岸畔、入三摩地、慈眼悲觀、音聞圓通、根塵消淡、爰慕豪雄、洪鐘圓範、四悉爲爐、六度爲炭、和眞性金、百鍊

安す、小名沼浦に當寺の舊地あり、今も除地なりと云ふ、何の頃此に移りしにや、○實相寺 弘延山と號す豆州玉澤妙法華寺末開山日昭元亨三年三月廿六日寂す本尊三寶を安す、○崇壽寺廢蹟 辨谷にあり金剛山と號せしなり、元亨元年北條相模守高時入道崇鑑が創立にて僧士雲高僧傳曰、釋士雲號南山、遠州人、姓藤家世簪纓也、生質不常、豐頓犀角神志高邁、閭里以神童稱之、蚤依聖一國師、稍長嚴諸老之門、從待佛源禪師於建長壽福圓覺、去參佛光禪師、研精入室有所契悟、光以聖一所贈之衣付之、首衆子圓覺永仁五年住筑之承天、一香酬聖一、遷濃之法藏、相之東勝、延慶二年、副元帥平貞時、奏雲行業勸住東福、正和二年退院、未幾起童壽福圓覺、住職稍久構傳宗庵而退居、元應庚申中建長、開山の祖とな云々、建武二年十月初七化、壽八十又二、

開山の祖となり、當寺を諸山の列に進む【禪林僧傳】南山行實曰、元亨元年創金剛崇壽寺、陞諸山之列、【高僧傳】同新田義貞鎌倉攻の時、長崎次郎高重先當寺に來り士雲を揖して問て云、如何なるか是勇士恁事、士雲答て吹毛急用不如前と云、高重此語を聞て門前より馬引寄せ打騎て敵陣に馳入て奮戦せり【太平記】曰、長崎次郎高重は、五月廿二日、鎧をば脱捨、筋の帷の月日押たるに、精好の大口の上に赤絲の腹巻着て小手をば差す、兎雞と云ける坂東一の名馬に、金具の鞍に小總の鞆懸て乘たりける、是を最期と思ひ定めければ先崇壽寺の長老、南山和尚に參じて、案内申ければ、長老威儀を具して出合給へり、方々の軍急にして、甲冑を帶したりければ、高重は庭に立ながら、左右に揖して問曰、如何是勇



新編相模國風土記稿卷之九十五之終

新編相模國風土記稿卷之九十六

村里部 鎌倉郡卷之二十八

山之内庄

○長谷村波世 江戸より行程十三里、小坂郷に屬す、觀音堂起立ありしより寺號によりて村名となすとす、壽永元年十二月頼朝鶴岳宮寺の承仕榮光に村内甘繩の内、田一町を與ふ【東鑑】曰、壽永元年十二月七日、夜深人定之後、武衛御參鶴岳、佐々木三郎・和田次郎等之外、無御供人、而於拜殿御念誦宮寺承仕法師榮光來曰、着于君御坐誰人哉、早可退去云々、武衛御感之餘、召出御前、賜甘繩邊田一町、文治二年九月頼朝村内深澤及び由井濱邊歷覽あり 二年九月二品令歷覽由井深澤給、是年十月江太景國、政子の氣色を蒙阿崎四郎義實獻賦、是年十月廿三日、長門江太景國、蒙御臺所り深澤の地に屏居せり 十月廿三日、長門江太景國、蒙御臺所露也、今日景國地 御氣色、是奉扶持御妾若公事、依令顯若君、隱居深澤邊、寬喜三年十月周防前司親實・伊賀式部入道光西・藤内左衛門尉定員等、五大堂創立の事により村内甘繩の地を檢す 寬喜三年十月廿日、周防前司親實、伊賀式部等朝臣、爲御堂地之方角向甘繩、是自御所、相具泰定晴賢坤方也、方角無其憚、作事不可有難由申之、嘉禎三年十一月

洪水の爲に、村内稻瀬川邊の民屋十餘宇流失せり嘉禎三年十一月七日丑尅、甚雨洪水稻瀬河邊、民屋十餘宇流失、下女二人漂没、仁治二年三月前濱の邊失火し、甘繩山麓の數百宇延燒す 仁治二年三月十七日、自前濱邊宇建長三年二月廿日、甘繩山麓の數百宇延燒す 仁治二年三月十七日、自前濱邊三年二月十日、甘繩山麓の數百宇延燒す 仁治二年三月十七日、自前濱邊一年二月十日、甘繩山麓の數百宇延燒す 仁治二年三月十七日、自前濱邊 建長三年二月廿日、甘繩山麓の數百宇延燒す 仁治二年三月十七日、自前濱邊三年二月十日、甘繩山麓の數百宇延燒す 仁治二年三月十七日、自前濱邊一年二月十日、甘繩山麓の數百宇延燒す 仁治二年三月十七日、自前濱邊

如くなる焔煙の中に交りて、五十町が外へ飛散て、共民戸百に燒こと二十餘ヶ所、一度に明火となりければ云々、

一、東西五町餘南北七町餘、東、亂橋村、西、極樂寺村、長谷小路より神明町を経て上町に至るまで人家櫛比し、或は旅舎を構へ旅客を延て農間の餘業とす、又新宿にも小聚をなし漁獵を業とする者もあり、關東御分國となりし後は御料所にして長谷寺領交れり、三浦郡三崎・浦賀等よりの往還二條村内を通ず、一は江ノ島道、折して坂之下村に至る、幅凡四間より、一は藤澤道なり、間半當村人馬の繼立をなせり、東方、三浦郡小坪村へ一里、北方、藤澤宿へ二里を送る、

○高札場 ○小名 △長谷小路 入口十字街頭の左に塔あり、塔ノ辻と云ふ、右に庚申塔あり、△神明町 △上町 △新宿 已上四所、皆往還、△甘繩 神明社邊より東の方、安達盛、長が宅跡に至る迄を云ふ、△深澤 大佛の邊、都谷 大佛の西にあり、已上三所は、東、△愛染堂 按ずるに、高徳院に、愛染の像あり、寺傳に宗尊親王、大佛殿前に、堂宇を營み、安置せられし像なりと云ふ、此地大佛と相近し若くは其舊、△宿屋 光則寺境、△長者ヶ久保 △大谷 △小谷 △入地

○御輿嶽 東方にあり、舊くは左京大夫顯仲が詠歌に此名みえたり、堀川百首曰、鎌倉や御輿力嶽に雪、又御輿ヶ

崎の唱あり、按ずるに、或説に御輿崎は、【古風土記】及【瓊玉集】に據ば、海に臨める山勢にて、御輿嶽の一名と謂がたし、【萬葉拾遺抄】に、見安を引て、見越崎は稻村崎なりと云ふ、【鎌倉根元記】には稻村崎、靈山崎を云にやとあり、されど御輿嶽は、大佛の後の山岳より連延して、靈山崎に至る迄の疊嶂、數百歩の間を、總て稱し、其山脈海岸に接する處を、御輿崎と云へるなり、今尙激浪峻崖を蹴て、岩石の落る狀、古歌に彷彿たり、御輿崎の名は【萬葉集】に顯はれ乃、伎美我久由倍伎己許呂波母多自、【歌枕名寄】にも此所の詠歌見え、東路の路の長路を尋れ、宗尊親王の集にも所見あり、【瓊玉集】曰、崎の初秋といふことを、都にははや吹ぬらし鎌倉の、御輿、○兜山 東方御輿嶽の石に時つ、登一カ崎の秋の初風、其名義を傳へず、○大佛坂 大佛の西にあり、登四十地を大佛切通と唱ふ、○海 南方にあり、即由井濱なり、江戸迄海路二十三里餘、漁船大小五艘あり、○稻瀬川 源は御輿ヶ嶽より出て南流し、村内にて由井ヶ濱に會す、往古は水無の瀬川と云へり、【萬葉集】に始て其名見え、相模國歌、麻可奈思美良能美、堀川百首中に、奈能瀬河泊爾思保美都奈武賀、今この川名は、も所見あり、雪消てみなせ川に水増るなり、今この川名は、【東鑑】に始て見え彼書往々稻瀬川とのみ記せり、其他所見に隨て爰に採録す、治承四年十月夫人政子豆州より鎌倉に到着ありしが日次宜しからずとて數日河邊の

民居に止宿あり【東鑑】曰、治承四年十月十一日卯尅、御臺雖令到着給、依日次不宜、元曆九年八月賴朝此邊に淺敷止宿稻瀬河邊民居給、

を構へ參河守範賴が平家追討の出陣を覽す、元曆元年八月八日、參河守範賴爲平家追討使赴西海、午尅進發、旗差一人、弓袋一人、相並前行、次參州、(着紺村濃直垂加小具足栗毛馬駕)次扈從輩一千餘騎、並龍蹄云々、武衛構、

遠の志を遂げ、勅使を河邊に迎へ故義朝の遺骨を請取り南御堂の地に葬る、文治元年八月三十日、二品御素意、偏有事、嚴閑天亡給、而今被企一伽藍作事、可安先考御廟於其地之由、存念御之間潜伺奏此由、法皇亦勸感動功之餘、去十二日、仰判官於東獄門邊被尋出故左典廐首、相副正清、號鎌田二郎兵衛、尉首江判官公朝、爲勅使被下之、今日公朝下着、仍二品爲令奉迎之、參向自稻瀬川邊給、御遺骨者、文覺上人門弟僧等奉懸頸、二品自奉請取之、還向、于時改以前御裝束(綠色水干) 寬喜二年二月鎌倉故なきに騷擾し兵馬幕府の邊に聚る、制止すれども止ず、時に尾藤左近入道・平三郎左衛門・諏訪兵衛尉等僞て逆徒ありと稱し幕府を馳出づ、彼衆兵も是が爲に謀られ、皆其跡を追ひ此河邊を指て離散せり、寬喜二年二月廿日丑尅、鎌倉中騷動着甲被加制止、及數百騎之間、輒離靜謐、已移時云々、内々依有被命之旨歟、尾藤左近入道・平三郎左衛門・諏訪兵衛尉、引率郎從出門外、稱有謀叛之輩、指濱馳向之間、忽以徒于彼三人之後、到于稻瀬河、道然以下、相逢于所馳來之軍士、云無叛逆

之族、只爲鎮御所近々之騷動也、元弘の役に新田義貞川の東西に火を放て亂入す【太平記】曰、去程に濱面の在家并稻瀬川の東西になる炎、黒煙の中飛散て、十町二十町が外に燃附事、同時に二十餘箇所なり云々、安藤左衛門入道聖秀三千餘騎にて、稻瀬川へ向ひたりけるが、世良田太郎が稻村崎より、此役に義貞が濱の手の大將、大館次郎宗氏此河邊にて討取れぬ、

【梅松論】曰、義貞の勢は稻村崎を経て、前濱の在家を燒拂ふ云々、高時の家人、諏訪・長崎以下の輩身命を捨て、防戦ける程に當日の濱の手大將大館稻瀬河に於て、

討捕、其手引退て、靈山の頂に陣を取る、 曆應元年九月京方の兵船暴風に遭て海濱に漂流す、其敵廿一人を生捕り此川上にて誅戮す、鶴岡社務記録曰、曆應元年九月十三日多被生取之内、關八郎左衛門尉、其中大將云々、已上皆今の被誅畢、十七日於稻瀬河御敵廿一人被誅畢云々、

川名を書す、されど治承已後元弘已前も猶舊名を存せり、即後徳大寺左府實定の詠、

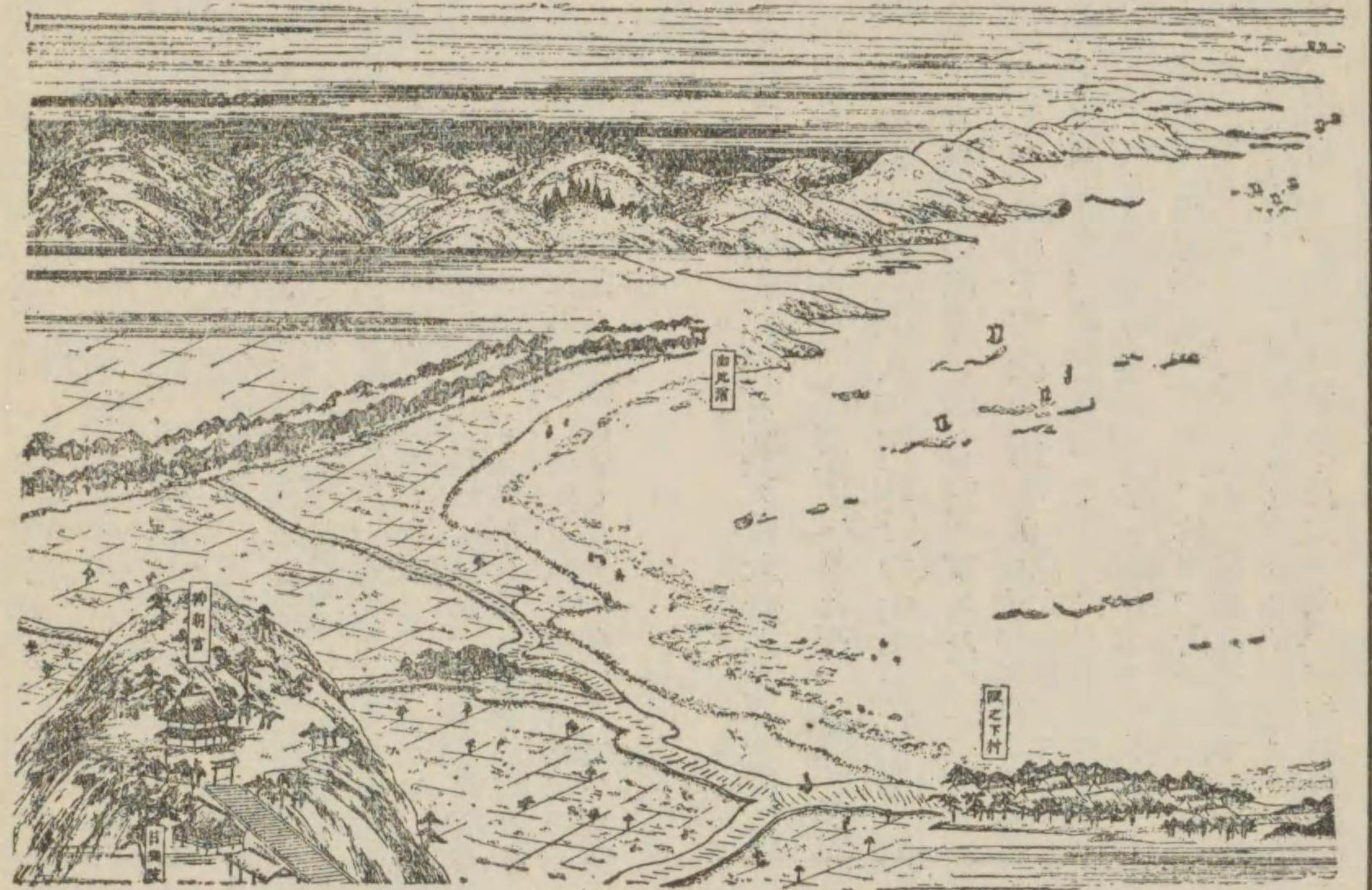
【名寄】曰、後徳大寺左大臣、ひるまもみえ 冷泉爲相の集、

曰、汐よりも霞や先に満ぬらぬ五月雨の頃、みななせ川の秋の夕霧、等に見え三位爲實の詠、

【夫木集】曰、立まがぶ波の汐路も、等に見えたり、又【東國紀行】にも舊名見ゆ、

曰、みななせ川近き所頭浪頻にして、夜の雨を聴明す、水淺き濱の、是等に據れば眞砂を越す浪の、みななせ川に春雨ぞ降る、

神明宮眺望圖



今の川名は正しく水無瀬川と云べきを舊く土人の訛稱せしに發起せしならん、【名所方角抄】に波の瀬川など記せしも當時の訛稱なり、

曰、波の瀬川・片瀬川など云ふ小名大谷の溪間より涌出する小川あり、上ノ町を経て南流し村内にて稻瀬川に合す、此川に石橋を架す、兵ヶ橋と呼、鎌倉十橋の一なり、

○神明宮 【東鑑】に伊勢別宮とある是なり、

建久五年六月原文下、引用す、

里俗は甘繩明神と唱ふ神躰は義家の守護神と云傳へ秘して開扉を許さず、義家の木像をも安ぜり、

長一尺五寸、東文治二年正月頼朝當社に參詣あり、

【東鑑】治二年正月二日、二品并御臺所、御參甘繩神明宮、以御還向便路入御藤九郎盛長家、是歳十月社殿を修理し雞栖を建つ、

十月廿四日、甘繩神明寶殿被加修理、今臨給、

同五年十月夫人政子當社に詣す、

五年十月十七日、岳宮并甘繩神明、建久五年正月奉幣あり、

建久五年正月四日、甘繩宮尉知家、六月頼朝參詣し、

六月廿六日、將軍家御參爲御使、

閏八月廿一日、將軍家御參甘繩宮、

是伊勢別宮也、

閏八月又參詣あり、

別宮等給、

御還向之次、

入御安達右衛門尉景盛、

今當村の鎮守にして年々九月十六日神事あり、

△末社 疱瘡神 稻荷四 △別當甘繩院 神輿山と號す、臨濟宗心寺末本尊地藏を安ず、天平年中行基の草創にして開基は染屋太郎大夫時忠と云ふ、境内より江山臨眺の景尤佳なり、○山王社 光則寺持、大佛陸奥守貞直が勸請と云ふ、按ずるに、東鑑建保三年の條に、甘繩院の次、安達右衛門尉景盛が家に、入御ありと見ゆ、景盛が亭跡、神明社の東にあり、さては日吉の別宮と云ふ、當社なるべし、されど大佛貞直が、勸請と云ふ、合期せず、貞直は、北條陸奥守宣時が三男、民部少輔宗泰が子にて、元弘三年五月、由井濱の戦に討死す、建保を距る事、百年に過たりさては時代合せず、思ふに社は古くより、此に在て、貞直が再興勸請せしなるべし。

○觀音堂 海光山新長谷寺と號す、本尊十一面觀音は長丈六尺、和州長谷の觀音と同木同作なりとぞ、緣起に據に元正天皇の御宇德道上人和州長谷の山中に巨木の倒れ臥たるより異香常に薰し瑞光の現するを見て是を怪み其所に往て視るに十丈餘の楠なり、營公が長谷寺緣起曰、現施利生、爲造動佛像、欲求佛像、大師答曰、善哉不遠神河浦靈木尤吉矣云々、德道聖人歡喜、而人王四十二代、文武天皇即位十年丙午歲、長谷郷古老檢案内、答曰、所命之木、來于此之後、此里人民多漂不平、今村里合力將遠送他里由來我等所不知也、但傳聞、近江國高島郡三尾前山有深谷、號白蓮花谷彼谷、有大臥木、猶如有心長十餘丈楠也、不知自何所來、再興勸請せしなるべし。

導師行基上人云々、斯て一軀は其地にとゞめ、一軀は有縁の地に出現し、衆生を濟度し給へと海中の波濤に泛ぶ、後十六年を経て天平八年六月十八日當國三浦郡長井村の海上に現出す、此事寂聞に達し藤原房前原文房前に作、再勅命蒙り此地に下向し當山に一字を草創して安置し、僧德道を迎て開山とし、海光山新長谷寺と稱すと云へ、按ずるに、佛像二軀を彫刻せしと云ふこと、前に注記せしり、昔公の長谷寺緣起に記されず、其他にも所見なければ、疑なきにあらざれど、其頃模造して此地に靈場を開きし、古刹なる事は知るべし、今姑く本文は、爰の緣起に従ふ、又或説に、此觀音大和の長谷より、洪水に流され、馬入に流れ寄たるを上て、飯山に有しを、忍性と大江廣元と謀て此所に移すと云ふ、忍性が行狀略頌に合、康永元年三月尊氏佛鉢を修飾し箔を彩り、妙相を修治して莊嚴を加へ、明德二年十二月義滿後光を造立す、行基作の同像尺八、を前立とし傍に勢至、座像長五尺、安阿彌作、島山重、如意輪、座像長二尺、大黒弘法作、惠比須、運慶、及び三十三身の觀音像、各三尺五寸、義政、愛敬地藏、禪尼の寄附と云ふ、大日、三尺五寸八分、彌勒、二尺、並に開山德道、許自作、等の像を置く、天文十六年十月北條氏より當寺敷地二貫文の分、先規の如く寄附あり、所藏文書曰、敷地之事、貳貫文の分、任永正十七、庚辰歲落着之旨、令寄附者也仍如件、天文十六丁

此木放瑞光薰異香云々と見えて茲に傳ふる所と、聊異なり、今考據に備へんが爲、悉注記す、下是にならへ、德道殊に悦び、かゝる靈木にて觀音薩埵の像を雕刻し、末世の衆生に結縁せしめ普く救世の大悲を蒙らしめん事を志願して靈木に向ひ誦經禮念す、養木引上東峯、結菴備香花、篤懇三寶之加被、夙夜勤匪懈、重立願禮靈木曰、爲聖朝安穩藤氏繁昌乃至平等利益、欲奉造十一面像、大悲弘誓感我願、靈木自茲に老翁二人來たりて我等尊像を彫造しまいらせんと云ふ、德道歡喜し、二翁の姓名を尋るに稽文會稽首動と云へる佛工なりと答ふ、德道即十一面大悲の尊容を彫造せんと請けるに二翁承諾して彼木を兩斷となし纒に三日を経て二軀を成就し、或は天照大神・春日明神なり、衆生利益の大願を成就せしめん爲に爰に來たりて彫刻せりと告て忽雲中に化し去ぬ、時に養老五年三月なり、曰、聖武天皇即位、天皇踐祚之初、房前日勅云々、同六年己巳歲四月八日辰時、以吉日良時、加持御衣木、其役道慈律師、同時始三箇日之間、奉造十一面觀自在菩薩像、高二丈六尺、其工匠者、稽文會、稽主動也、造始佛像、當第二日、樵夫吉野津麻呂、入山欲取薪之因、向佛所遙見稽文會、六臂地藏菩薩、又見稽主動、不空羼索、藤原房前勅を奉じて和州長谷に下向し、僧行基を導師として開眼供養の法會を修す、曰、天平五年癸酉歲五月十八日、房前臣奉勅、付長谷寺、同廿日捧法味、調音樂、奉開眼供養、

龜山帝宸筆額 二尺
未十月十二日、長谷寺、虎朱印を押す、
天正十九年十一月、初て寺領二貫文の御朱印を賜へり、
慶長五年關原役の前東照宮御參あり、同十二年更に命ありて堂宇を修整せらる、棟札曰、大日本、郡鎌倉府、海光山長谷寺、荒廢、七零八落、年久矣、於茲征夷大將軍源朝臣家康、修造再興上棟、不日成就、豈不觀音方便乎、伏願官門長保南山壽久爲北闕尊、次冀佛法紹盛、的々相承億滿年、維皆慶長十二年、
文丁未七月十二日大工吉野九郎右衛門尉、棟梁增田四郎左衛門尉、造營奉行石川吉兵衛尉、代官深津八九郎貞久、奉行伊奈備前守忠次、別當春宗敬白、背に、
福山寶球庵元祥珪書焉とあり、
正保二年酒井讚岐守忠勝資財を抛て再修復せり、棟札曰、當寺者觀音堅坐之靈場、威勝資財を抛て再修復せり、力自在之効驗、舉世皆崇信之、雖

4171

祈禱

後十御門帝宸筆額 一尺七寸

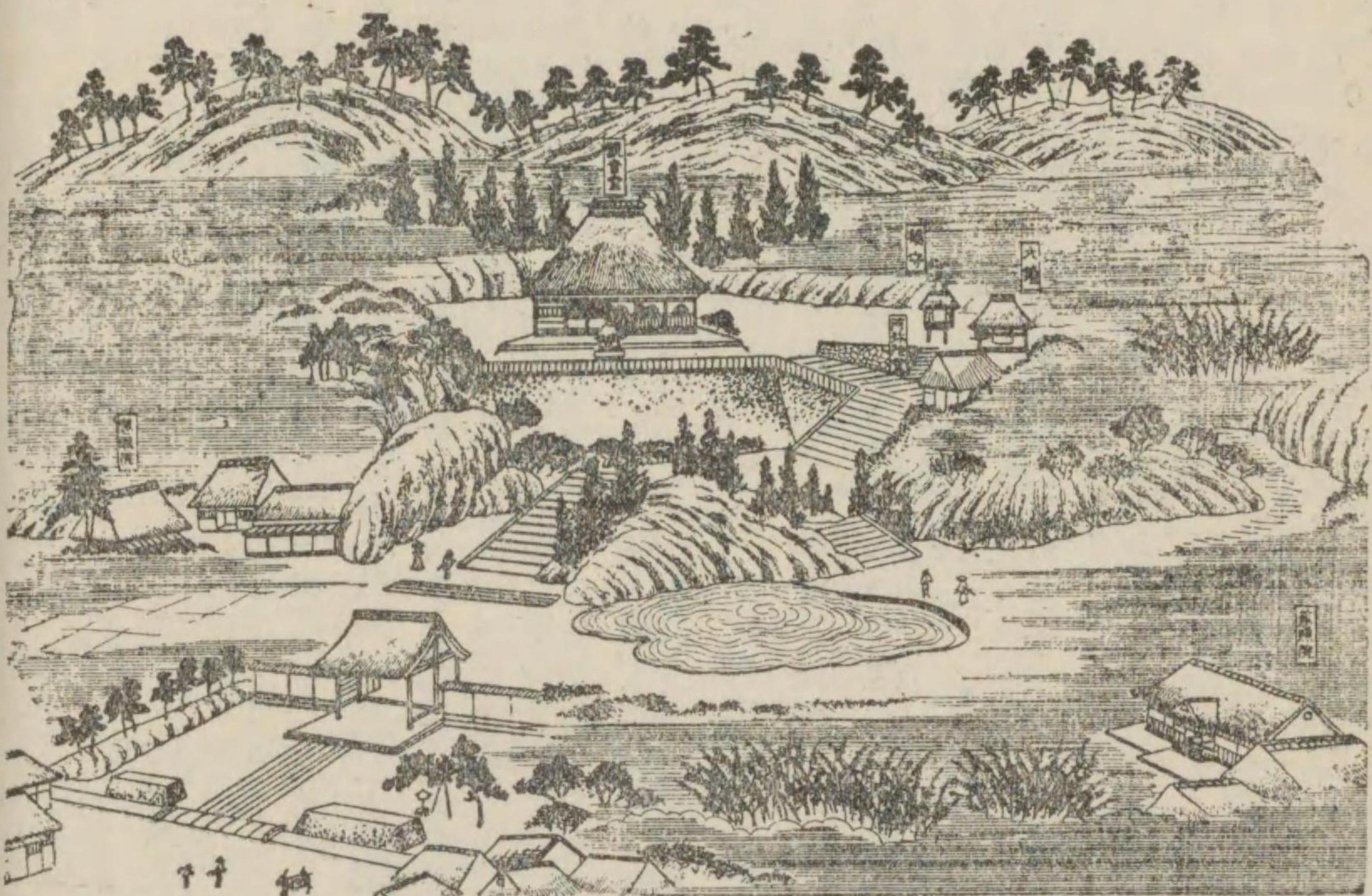
5271 表

長谷寺

文丁未七月十二日 住持令悉
征夷大將軍源義尚

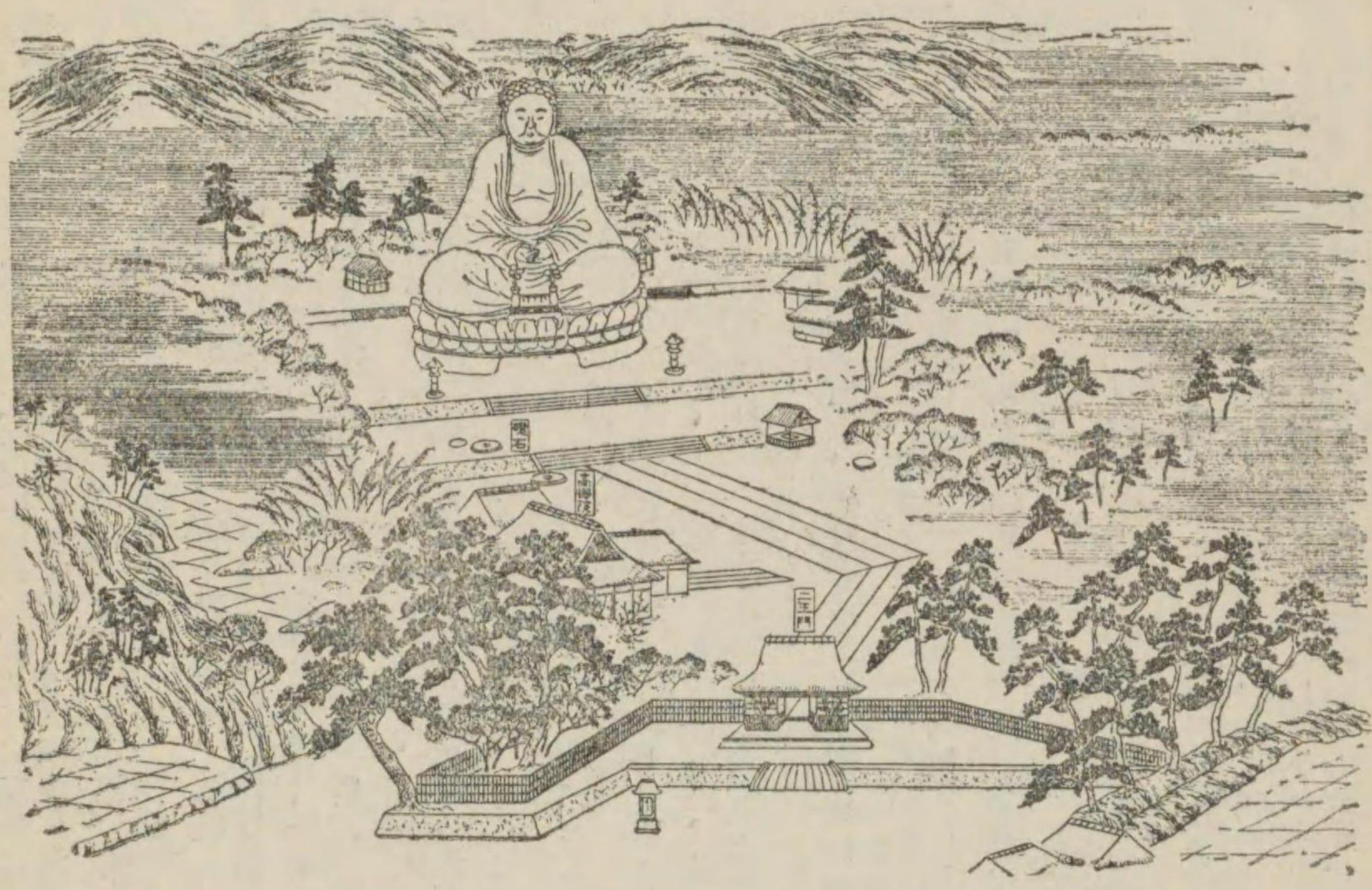
新編相模國風土記稿卷之九十六 村里部 鎌倉郡卷之二十八 四一

觀音堂境內圖



然大破年久、不能興焉、方今爲武門永昌國治平之祈念、入圓通之境、開普門之道、乃使巧匠終土木之功、而所經營造替也、相模州鎌倉長谷觀音堂、正保二年乙酉月日、若狭國主、從四位上左近衛少將、兼讚岐守源朝臣忠勝、奉行成田助右衛門尉飯田新兵衛尉、大工桐山源四郎とあり、故に忠晴の位牌を、堂内に安ず、空印寺殿傑傳長英大居士とあり、中興を奉宗、應安元年正月、再中興を辨秋と云ふ、元祿七年三月十七日、本尊並諸尊佛具等、坂東札所第四なり、堂上長谷寺の額を掲ぐ、子純が書なり、毎年六月十七日當寺の會にて貴賤老少群參す、【什寶】△坂東巡禮三十三所供養彫刻板木、惟康親王の△縁起一卷、菅公の筆、△繪入縁起二卷、△彌陀堂、本尊坐像、元は大町村内に建しを元祿年間當寺寂譽が時此に移すと云ふ、△五社明神社、神明・春日・白山・稻荷・天神を合祀す、村の鎮守なり、例祭九月十五日、△荒神社、神跡は運慶作觀音の尊像、海中より出現の時佛跡に蝕せしめ、社を勸請すと傳へ貝柄荒神と唱ふ、△辨天社、巖窟の内に安ず、法作、或は運慶作とも、△水瓶池、開山徳道本尊供養の瓶水を汲し池なりと云ふ、△鐘樓、文永元年鑄造の古鐘を掛く、銘曰谷寺、惟鐘威力、十方施主、消除不祥、消除災難、心中所願、決定成就、檀波羅密、具足圓滿、文永元年甲子七月十五日、當寺住持眞光、勸進沙門、淨佛、大工物部季重、△惣門、海光山の額を掲ぐ、

大佛境內圖



△下馬札 △制札 其文天正十八年豊臣太閤の出世しものなり、惣門の外に建つ、△別當二院 慈照院淨土宗、材木座村、本尊彌陀を安ず、慈照院に同じ、本尊は彌陀開山を明譽と云ふ、○大佛、獅子吼山寺は大興寺と號す、金銅の廬遮那佛なり、惣高五丈、髮際より跌坐周圍十六間二尺、石坐高四尺五寸、面長八尺五寸、横一丈八尺、白毫周圍一尺五寸、眼大四尺、眉大四尺二寸、耳長六尺八寸、鼻縱三尺八寸、横二尺三寸、口徑三尺二寸、強、肉髻高八尺、徑一尺四寸、螺髮各高八寸、徑一尺、其數八百三十顆、膝徑六間餘、大彌陀、木像長一尺二寸、を腹籠とす、抑當佛殿は沙門淨光普く募縁して營作を企て、曆仁元年三月遂に此地に新造の事始あり、【東鑑】曰、曆仁元年三月廿二日、相令勸進、尊卑緇素、企此營作云々、五月大佛の妙好相始て成る、五月十八日、大佛御頭奉舉、仁治二年三月上棟の儀あり、仁治二年三月廿七日、深澤大佛棟之儀、四月囚人逐電の事により預人等が過意の料を修造の費に充らる、四月廿九日囚人逐電事、預人罪科不輕、爲清左衛門尉滿定奉行今日有議定、新田太郎政義分三千疋、毛呂五郎入道蓮光分五千疋、各來八月中可令辨償、寛元元年六月落成して供養あり、立一字精舎、安八丈餘阿彌陀像、今日展供養導師僧正良信、讚衆十人、勸進、聖人淨光房、此六年之間勸進都鄙尊莫不奉加、此時造立

の佛像は木像なり 按ずるに、別當高德院所藏に、正嘉二年九月、勝長壽院別當權少僧都最信が清淨泉寺建立序次之記と題せし寫あり、曰、大佛造立本願、右大將賴朝、建久六年乙卯三月、賴朝卿與夫人政子同、詣南都大佛殿、歸敬發願誓曰、又於我東國、如是造立大佛、然後局、稻多野發無上大願、奉申二位夫人大禪尼、亦我君可所願滿足、大勸喜而有造立同心之命、又命之局仰受於鶴岡之神力、將欲造立御本地無量壽如來之大像、即是乞冥助于八幡宮、所謂二位大夫人、及與源賴朝公、建立於山上、稱小八幡者、爲造立守護之神、遂得新大佛殿造營之勅許者也、外護大檀那二位大夫、將軍源賴經公、將軍源賴朝卿、將軍宗尊親王也、歷仁元年戊戌三月、起始而木像之大佛、並大殿、十二樓、山門二王門落成す、【東關紀行】曰、由比浦といふ所に、阿彌陀佛の大佛を、奉造出語人あり、頓て誘て參れば、尊く有難し、事の起を尋ぬるに、本は遠江國の人、定光上人と云ふ者あり、過に延應の頃より關東の貴賤を勸て、佛像を造り、堂舎を建たり、其功既に三か二に及ぶ、烏瑟高く顯て、半天の雲に入、白臺新に磨て、滿月の光を輝す、佛は即兩三年の功、速に成、堂は又十二樓の構、望に高し、彼東大寺の本尊は聖武天皇の製作、金銅十丈餘の盧遮那佛なり、天笠震且にも類なき佛像とぞ聞ゆれ、此阿彌陀は、八丈の御長なれば、彼大佛の半よりも進めり、金銅木像のかはりめこそあれども、末代に取ては是も不思議といひつべし、建長四年八月改て金銅の佛像を鑄る【東鑑】長四年八月十七日、今日、當彼岸第七日、深澤里奉鑄始金銅八丈釋迦如來像、按ずるに、是宗尊親王の時にして、今の銅佛是なりと云ふ、或云此銅像も何の頃にや亡失し、今の大佛は盧遮那佛なり、此佛を改め造りし來由は詳ならずと云ふ、今

何れが是なるを知らず、暫く、建武二年八月鎌倉の軍兵堂内に遁入て大風を避けるに棟梁折て是が爲に壓せられ、死する者五百餘人とぞ【太平記】曰、相模次郎時行我身を大將として、東海東山西道を押して攻上る、其勢三萬餘騎、八月三日鎌倉を立んとしける夜、俄に大風吹て、家々を吹破ける間、天災を遁んとて其邊近く宿りける軍兵共、大佛殿の中へ遁入、各身を縮て居たりけるに大佛殿の棟梁微塵に折て倒ける間、其内に集り居たる軍兵五百餘人一人も残らず、壓にうて、死ける 應安二年九月大風の爲に堂宇顛倒す【鎌倉九代後記】曰、應安二年九月三日大風鎌倉大佛殿轉倒、明應四年八月由井濱の海水激奔して又佛殿破壊に及べり【鎌倉大日記】曰、明應四年八月十五日洪水由比濱海水激揚して、大佛の堂を破る、其後はたゞ礎石のみを存して佛像は露座せり、【梅花無盡藏】にも露座のさまを詠ぜし詩あり 曰、見長谷觀音之古道場相去數百歩、洞、應容數百人、背後有穴、脫鞋入腹、愈云此中往々博奕者、白晝呼五百之處也、無堂宇而露坐突兀、冷諺云、南都半佛東福、詩曰兄在南都弟東福、可憐佛亦去年貧、寶跡歷無堂宅、腹瘦纒容數百人、今に至て猶堂再建に及ばず、石座の前に銅燈檠二基あり 野鳥氏 又寺城の後山を後光山と呼ぶ、佛像造立の時後光の現ぜし故此名ありと云へり、古は建長寺の持なりしが今は別當を置て高德院と云ふ、△鎮守社 八幡・春日・雨寶童子三

神を合祀す、△秋葉社 △天神社 △辨天社 △疔瘡神社 △二王門 獅子吼山の額を掲ぐ、△國分寺碑 聖武帝帥創東三十三箇國總國分寺と彫す、往古の國分寺跡とするは非なり、事は高德院の條に辨す、△別當 高德院淨土宗 材木座村 此地もと眞言宗、淨泉寺の舊趾にて其先天平年中行基淨泉寺を開基しけるに其後星霜を経て明應年中廢寺となり 按ずるに所藏に、正喜二年九月が記せし、清淨泉寺建立序次之記の寫曰、帥創本願聖武帝也、天平九年丁丑年三月、創建東國總國分寺、斯乃東之國分寺、建立之權輿也、内道場之本尊、釋迦・藥師・觀世音之三尊、大般若經一部六百軸、皇帝寄附之意、詳見奉行時忠卿大般若經之卷尾、開山沙門行基菩薩、以本願皇帝・行基菩薩・良辨僧正・善薩僧正之四哲、以稱國分寺草創同心之四聖、蓋天預待后光明皇后之勸請者、示度生方便之次乎、抑可以信也と見ゆ、按ずるに、今高座郡國分寺に、國分寺の舊蹟あり、彼條に詳なり、當寺を東國總國分寺と云、最非り、浮屠氏の妄誕往々此の如し、又按ずるに、【東鑑】に曆仁元年、大佛造立の事載せ、之より梵刹ありし事、所見なし、且舊は建長寺の持なりしと云へば、古より清淨泉寺の有しと云ふ疑へし【注畫贊】に、文應元年十月十一日、通狀遣十箇所、所謂建長寺道隆、極樂寺良觀、大佛別當云々也、と見えれば、其頃別當ありしと覺ゆれど、寺號を云はざれば、明證を得がたし、今本文起立の事、姑く寺傳に従ふ、大佛のみ有しを近世正徳年間増上寺主顯譽祐天再興の志を發せしに江戸神田に住る商賈、野鳥新左衛門祐天に歸依し、

資財を捨て共に當寺を興立し、山號を獅子吼と改め寺號は清淨泉寺の舊に従ひ、宗旨を改て光明寺の末に屬す、故に祐天を中興の開祖とし、松參詮察を第二世とし新左衛門を中興の開基とす、本尊彌陀 木像長一尺五寸、惠心作、を安ず、又同像 是も惠心作、坐 及び愛染 尊親王、大佛殿前に一字を建て、安ぜ の像を置く、【寺寶】 △三社之畫像 三幅 有德院殿の △錦曼陀羅名號一幅 尾州鶴姫君、十七歳歳の時の御筆なりと云ふ、此二品は當寺の住職然的の時、尾張家に内縁あり、故に當寺に傳はると云へり、 ○光則寺 行時山と號す法華宗 本寺末、寺域はもと北條時頼が臣宿屋左衛門光則入道最信が宅地なり、故に今も城内ばかりを宿屋と號す、昔日蓮龍の口にて刑に臨し時弟子日朗・日眞二人檀那四條金吾父子四人を光則に預られ、土の牢に入らる然るに日蓮不思議の奇瑞有て害を免れしかば是より光則深く渴仰し、宅地に一字を營み、光則が父の名を行時と云ひしが故其名を山號とし、我名を寺號とし、日朗 元應二年正月廿一日寂す、を開山始祖とすと云へり、其後古田兵部少輔重恒が室 法名大梅院 寛文九年七月十二日死 堂宇を再興せり、故に或は大梅院とす、境内に其墓あり、堂宇を再興せり、故に或は大梅院とも唱ふ、本尊三寶を安ず、日蓮 坐像長一尺の像あり、

後悔歟、若猶追討者、我先可申其、是よりして先難髪して蓮西と號し、二年四月廿六日死す、時に六十六歳なり其子景盛は始彌九郎と稱し、實朝に仕へ建保二年右衛門尉に任ぜらる、父に襲て爰に住す、建保三年四月實朝甘繩神明宮より還路の次此第に來臨あり【東鑑】曰、建保三年四月二日、令詣甘繩神明并日吉別宮給、還路之次入御于安達右衛門尉景盛之家、七年實朝遭害の後景盛悲歎に堪す、祝髮して大蓮房覺地と號し、高野山に遁る、其子義景は初城太郎と稱す、後出羽權介に任じ、秋田城介を兼ね、父に繼て當所に居住せり、曆仁元年正月賴經上洛の首途として此邸に來入す【東鑑】曰、曆仁元年正月廿日、將軍家依可御上洛、爲御門出、入御于秋田城介義景甘繩家、被召御與、御立烏帽子御直垂也、供奉人行粧同奉模其、寬元元年正月、同二年八月賴經來臨あり、月五日、將軍家入御秋田城介甘繩家被用御車、又曰二年六月十二日、將軍家御元服、御任官之後、今日有御行始之儀、入御于秋田城介義景甘繩家、四年正月賴經及び母儀夫人共に此邸に狂駕す、四年正月四日御行始、將軍御母儀及寶治元年四月入道覺地高野より下着し、義景泰盛等に諷詞を加ふ【東鑑】曰、寶治元年秋田城介入道覺地、自高野下着、在甘繩本家、十一日高野入道覺地、對于子息秋田城介義景、諷詞令突鼻孫子九郎泰盛云々、是三浦一黨當時秀于武門、傍若無人也、澆及澆季者、吾等子孫、定不足對揚之儀歟、尤可廻思慮之處、云義景、云泰盛

盛緩怠稟性、無武備之條奇怪云々、五月義景此第に在て旗を揚ぐ【東鑑】曰、五月十八日、田城介義景甘繩家、白旗一流出現、人觀之、六月義景父入道覺地の策に従ひ兵を進めて三浦泰村と決戰す、六月五日、爰高野入道覺地、傳子泰盛、盡諷詞云、被遣和平御書於若州之上者、向後彼氏族獨窮窮益茂如當家之時、顯對揚所存者、還可逢殃之條、置而無疑、只任運於天、今須決雌雄者依之城九郎泰盛、大曾根左衛門尉長泰、武藤左衛門尉景賴、橋藤摩十郎公義以下、一味之族、引卒軍士馳出甘繩之館、同門前小路東行到若宮大路云々、進子筋替橋北邊、飛鳴鎗而泰村、今更乍仰天、令家子郎從等、防、二年五月十八日景盛入道高野山に在て卒す、建長三年正月賴經の母儀及夫人爰に來臨あり【東鑑】曰、建長三年正月五日、二位殿、并二棟御方等御行始秋田城介義景甘繩第入御、五年五月義景削髮入道して願智と號す、六月三日四十四歳にして卒す、五月十三日、入夜秋田城介義景遂素懷法、其子泰盛は始城九郎と云名願智、若宮僧正爲戒師云々、後秋田城介に補し評定に列す、父と同じく爰に住せり、正嘉二年正月此第火災に罹れり【東鑑】曰、二年正月、田城介泰盛甘繩宅失火す、泰盛從來北條氏の姻家たる故北條貞時權を執るに及び其勢を權ておのづから肆横なり、其子城介宗景も亦、性狂躁にして奢侈父に超たり、貞時が宰平左衛門賴綱是を憎み屢貞時に讒す、弘安八年十一月遂に貞時が爲に泰盛父子害せられ其族茲に滅亡せり、

其時此第も滅却せられしなるべし、此餘甘繩に宮城四郎・松下禪尼稻瀬川の邊に藤澤左衛門清近等居住の事、【東鑑】に見えたれど今其傳を失ふ、〇四條金吾賴基宅蹟 入地に在り今田畝となる、賴基其父祖詳ならず、日蓮歸依の俗弟子たり【注書】曰、四條金吾賴基、是元祖英禪隨一也、文永八年九月日蓮既に擒となり由井濱に至り、童子熊王をして此由を賴基に告ぐ、賴基兄弟四人徒跣して馳到り、日蓮に謁し其場にて自殺せんと契約す【東鑑】曰、文永八年辛未九月十日爲副元帥平時宗之使者、賴基已下數百人武士等、來名越小庵、擲取聖人云々由井濱止馬四條賴基許、遣童子熊王、令告如此由、兄弟四人徒跣來聖人曰、今夜頭被切罷也、此數年之間、願事是也、於此娑婆世界、成雄時囑鷹成鼠時食猫、或爲妻子失身事、多於大地微塵、爲法華經一度無失然日蓮生貧道身、父母孝養不足心無可報國恩之力、今度奉頸於法華經、其功德回向父母、其餘可省弟子檀那、申是也云々、然漸至龍ノ口之海邊、兵士打圍軒詢時見之、賴基悲慟、聖人切諫是吾喜何汝憂然、則賴基聖人刎頭、即座可自殺申云々、日朗も師と同罪たらんと望けれど、是も許されず、遂に賴基日朗等六人宿屋光則に預られ、土牢に入らる、日朗者雖望爲與師同罪、不許之、脱射入宿屋土樓、刀入樓、共餘檀越、十人閏五月赦免あり、按ずるに是月日朗等、各被預于人、十年閏五月赦免あり、按ずるに是月日朗賴基等も赦免ありしなる、是より又當所に還往せしや、事蹟の傳ふるものなければ詳ならず、〇染屋太郎大夫時

忠宅蹟 長者ケ久保に在り、今は陸田たり時忠世系詳ならず、其頃人みな由井長者と稱せしとなり、今此地長者久保の稱呼殘れるを以て考は、其家饒富にして豪族なりしと覺ゆ【詞林采葉抄】に、大織冠の玄孫文武天皇の御宇より、聖武天皇の御宇に至るまで、鎌倉に居住し、東八箇國の總追捕使となりて、東夷を鎮むとあり、此人なら、村内神明宮の別當甘繩院は時忠の開基なり、堂内に位牌あり、牌面に通稱を記し、背に神龜五年戊辰十月八日と記せり、

〇坂之下村 佐加乃之 江戸より行程十三里餘、小坂郷に屬す、村名の起りを傳へざれど山麓の村落にて隣村極樂寺切通しの坂下は當村の聚落なり、されば村名是に起れるなるべし、正保の改に此村名見えず、さては其後何れの村よりか分村せしなるべきか今其傳を失ふ、此地陸田のみにて亂橋・長谷二村と入會にして御料所なり、東西二町半南北二町、東北、長谷村、西、極樂寺村、南は海濱なり、戸數九十八、海濱居住の民は漁獵を業とする者多し、三浦郡三崎浦賀よりの往還係れり、江島道と唱ふ【幅二】

〇高札場 〇小名 △磯崎 △入地

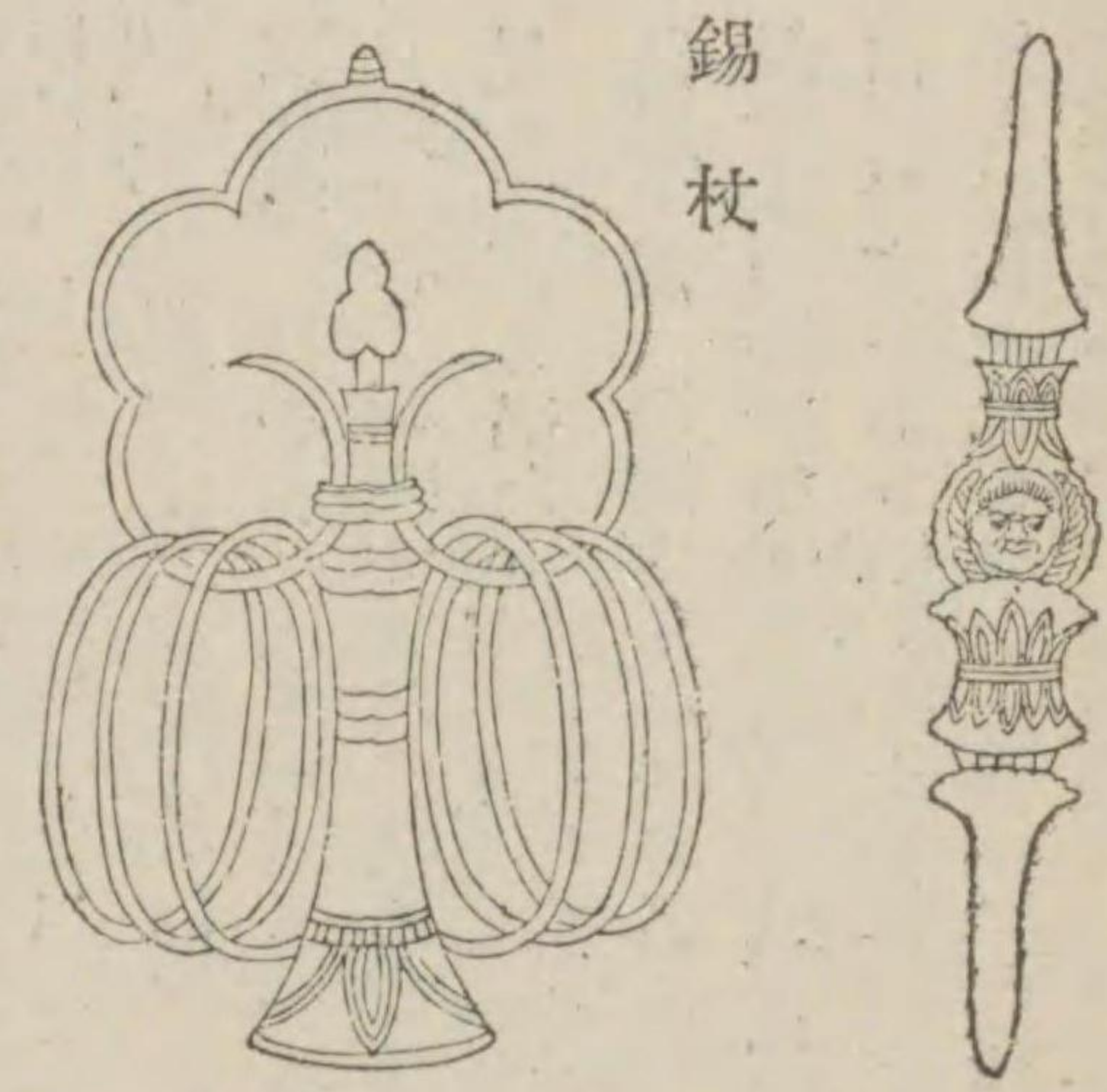
〇靈仙山 高六十 東面海濱に突出せり、山麓を靈山ヶ崎

と唱ふ、元弘三年鎌倉攻の時新田義貞の軍勢退て山上に陣取りし事「梅松論」に見ゆ 尅計に、義貞の勢、前濱の在家を焼拂ふ、高時の家人、諏訪長崎以下の輩、身命を捨て防ぎ戦ける程に、當日の濱の手大将大箱稻瀬川に於て討捕其手退て、靈山の此地もとは極樂寺境内なりしと云ふ、又此所に佛法寺と云寺ありて極樂寺開山忍性曾て此に住し、御教書を奉て雨を祈りし事あり、日蓮も爰にて雨を祈り法華の經文を板に書て海上に流せしとなり、其板存して今も稀に藏する者ありと云ふ、○海 由井濱なり、村東より西南に亘れり 西、腰越村境迄二十町餘、東迄は海路二十三 漁船大小八艘ありて沿海の民居は魚獵を業とす、浦觸八西方腰越村東方材木座村へ繼送れり ○星ノ井 虚空藏堂前の路傍にあり、土人鎌倉十井の一と云ふ、【鎌倉志】には星月夜井と載せ、里老の言を引て昔は此井の中に晝も星の影見ゆ故に名づく、此邊の奴婢此井を汲に來たり、誤て菜刀を井中に落したり夫より星の影見えすと云へりと載す、【名所方角抄】にも星月夜とて小き井の鎌倉より出口の方にありと見ゆ【關原軍記大成】に慶長五年六月東照宮鎌倉に立寄せ給ひ、星月夜など御覽ありて雪下に着せ給ふなど見えたれば舊は星月夜の井とこそ云つるなれ 按ずるに、星月夜を此井の名と

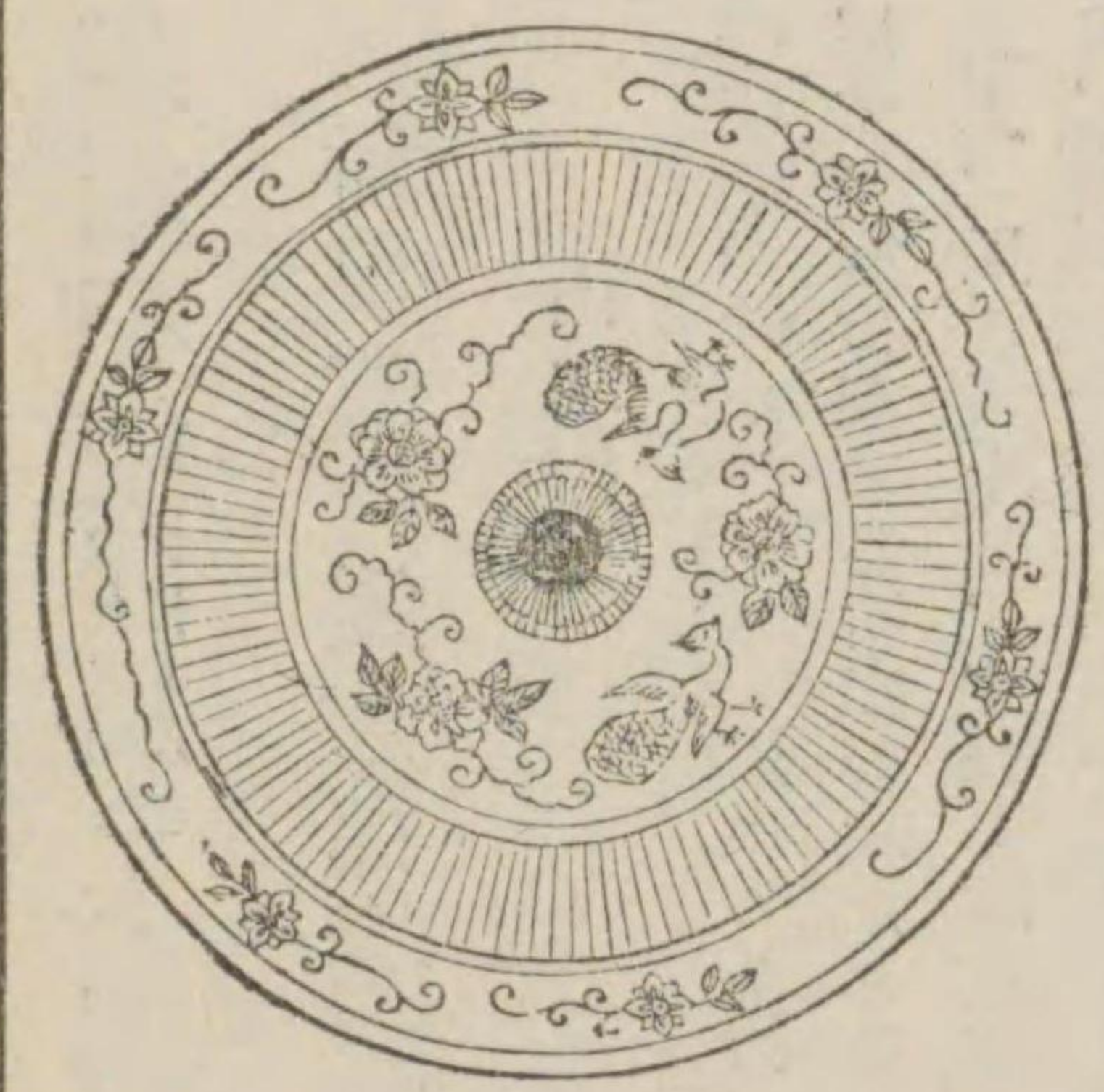
せしは、牽強附會せしものにて、其實は極樂寺に到る、切通しの邊、林檎稠密にして、道路等の暗きより、其所を星月夜と、字せしものにて、舊は地名なり、【北國紀行】に、極樂寺に到る程に、いと暗き山間に、星月夜と云へる所あり、云々、堀川百首、常陸の歌に、我獨鎌倉山を越行ば、星月夜こそうれしかりけれ、【回國雜記】に、霧深し鎌倉山の星月夜など見えたる、みな此井を云ふことにあらず、地名なること灼然たり ○御靈社 鎌倉權五郎景政が靈を祀ると云ふ、土人は五靈社と唱ふ 按ずるに此神主小池氏の舊記に據るに、桓武天皇の御孫、平良兼四世の孫を、村岡五郎忠通と云ふ、忠通五人の子あり、一男爲通、二男景成、三男景村、四男景通、五男景政と號し、五人五家に別る 忠通卒して、五家々門榮盛の爲に、鎌倉に一字を草創して、忠通の靈を祀る、故に五流宮と唱へ、其後五家の祖をも合祀して、是を御靈尊と崇むとなり、土人の五靈と唱るは、此によれり、又扇谷葛原岡及び梶原村にも、古昔此社ありと云ふ、葛原岡の里老の語に、昔梶原景時が先祖鎌倉權守景成は、鎌倉并梶原村邊を領しける頃、此葛原カ岡も、梶原村の地にして、其頃迄は名もなき軍原にて有しが、權守景成は、桓武平氏にて、葛原親王より出たれば、其親王菅氏神に崇め奉り、宮社をいはひ、葛原の宮とも、御靈社とも稱し、此岡に鎮坐なし奉りけり、文字は同じけれど、唱を替て、くつは方の御靈社と申せしなり、梶原村へ移してよりは、御靈の社とのみ唱ふ、されば社號は御靈權現にて祭神は葛原親王を崇め祀れるなり、又其後鎌倉權八郎景經が代に至り、權五郎景政が靈を、御靈社に合せ祀れりと云へど、今葛原岡・梶原村共に其遺蹤を傳へず、且神主の舊記、里老の口碑、其據どころ無に非ざれど、【保元物語】の関するに、義朝白河殿夜討の條に、大橋平太、同三郎懸出

名のりけるは、御先祖八幡殿、後三年の御合戦に、鳥海城を落されし時、生年十六歳にて、右の眼を射させ、其矢を抜ずして、答の矢に敵を射て、名を後代に揚ぐ、今は神といはれたる、鎌倉權五郎景政口、五代の末葉にて候云々、と見ゆれば、景政の靈を祀りしと云ふ事、古くより傳はりしと思はる、前に云所の二説、恐くは牽強附會の説なるべし、景政は奥州の役に義家に従ひ、敵に左の眼を射られしが遂に其矢を抜ずして其敵を討て高名を顯はす、故に眼を患る者此社に祈誓するは往々其驗ありと傳ふ【海道記】にも當社の名見えたり 曰、湯井の濱にしばらく休み、若宮大路より、宿 文治元年八月當社鳴動するにより頼所に着ぬ云々、 朝參詣ありて神樂を奏す 【東鑑】曰、文治元年八月廿七日、此事先々爲怪之由景能驚申之、仍二品參給之處寶殿左右屏破訖、爲解謝之、被奉納御願書一通之上、巫女等面々有賜物被行御神樂之後、還御云々、【名所記】曰、御所の女房の夢に、景政と名のる老翁、告之曰、崇徳院の御祟り、世にみつ、依て今鎌倉中人多く死す、我是を防がんとすと云へり鎌倉殿傳へ聞き給ひて、諸寺諸社にて、御祈を始めらる云々、建久五年正月奉幣あり 【東鑑】曰、建久五年正月四日、甘繩宮御靈十一月廿一日、於十一月此前濱に於て、千番小笠懸あり 御靈前濱、有千番小笠懸、建保三年六月又社檀鳴動す 建保三年六月廿日、今夜子懸、建長四年一月、御祈として、社前の海濱に於て七瀬祓を行はる 建長四年十一月十七日、前大膳亮爲親、奉仕御祈始事、於御靈社前海邊、勤行七瀬杖、伊勢前司行

錫杖



合鏡一面 照天姫の所持と云ふ



網、沙汰雜事、周防修理亮、爲御使向其所、別當は極樂寺村成就院なり、神主は鶴岡の職掌小池新大夫兼職す、例祭九月十八日巡行の儀あり 岡巡行の式に倣へり、祭器も鶴岡の神器に、模倣して造れ △末社 石上 金比羅 地神 ○稻荷社 極樂寺村成就院持、 ○虚空藏堂 明鏡山 【鎌倉志】には、星月山に作る、星井寺と號す、極樂寺村成就院持なり、本尊は行基の作像なり、木佛立像、縁起長三尺、縁起に據るに聖武帝の

新編相模國風土記稿卷九十七

村里部 鎌倉郡卷之二十九

山之内庄

天平年中此寺の井に光あり、村民奇として是を見るに井の邊に虚空藏の形出現す、此由天聽に達しければ行基に勅ありて此像を造らせられ、即爰に安置ありしと云へり、堯惠が紀行に星の御堂とあるは此堂なり、【什寶】△明星石一顆星ノ井より出△獨鈷物行基所持の△唐錢六文是も照天姫所持せし物と云ふ、崇△駒下同△唐錢六文寧通寶二文、崇寧重寶四文とあり△駒小栗判官の乗馬、鬼鹿爪毛の爪なりと傳ふ、

○極樂寺村許久良久 江戸より行程十三里餘、小坂郷に屬す、當村極樂寺所在の地たるにより即村名となれりと云ふ、民戸三十七、東西十町餘南北八町餘、東、坂ノ下村、海、北、今御料所にて極樂・圓覺兩寺領交れり、松岡東慶寺藏笛田村、六貫二百四十文、極樂寺之内と見ゆ、天正十九年の御御朱印にも、しか記させ給ひたれば、當時彼寺領も、村内に有しなり、今三浦郡三崎・浦賀よりの江島道間、幅二村内に係れり

○高札場 ○小名 △上町 △谷町 △下町

○月影ヶ谷 極樂寺後山の續にあり、【十六夜日記】にも見えて舊き唱なり 日記の文、下阿佛尼、第蹟の條に註記す、今此地總に、方二十間許の谷合を唱ふ、

○姥ヶ懐 海濱山間の谷を云ふ 奥行四町程、里俗の説に、鎌倉攻の時新田義貞伏兵を此に設けんと云ふ、○陣鐘

山 村南にあり 登二十土俗傳て元弘の役に新田義貞陣鐘を此山上にかけしと云ふ、○横手原 往還を隔て南方海濱にあり、○極樂寺坂 坂之下村堺にあり 登三十

新編相模國風土記稿卷九十六之終

幅四 往古重山疊嶂なりしを僧忍性疎鑿して一條の路を開きしと云ふ、即極樂寺切通しと唱ふるは是なり、元弘三年新田義貞鎌倉に攻入る時、大箱次郎宗氏・江田三郎行義を大將として此便路に向ふ、鎌倉方も此所に打出て前路を固め、にて合戦あり 【太平記】新田義貞、鎌倉を攻るの條に曰、其一方には、大箱次郎宗氏を、左將軍とし、江田三郎行義を、右將軍とす、其勢總て十萬餘騎、極樂寺の切通へぞ、向はれける、鎌倉にも大佛陸奥守貞直を大將として、甲斐・信濃・伊豆、駿河の勢を相從へて、五萬餘騎、極樂寺の切通を固めたり、五月十九日早且に、極樂寺の切通の軍破れて、敵攻入、なんど、聞えしかば本間山城左衛門、若黨中間百餘人、是を最期と立出て、極樂寺坂へぞ向ひける云々、さる程に、新田義貞、退兵二萬餘騎を率して、廿一日夜半許に、片瀬腰越を打廻り、極樂寺坂へ打臨給ふ、明行月に、敵の陣を見給へば、北は切通まで山高く、路峻しきに、城戸を構へ、垣を搔て數萬の兵、陣を雙て、建武元年本間澁谷が一族等、謀叛せし時も並居たり云々 【梅松論】曰、建武元年、關東に本間と、此地にて合戦あり、澁谷が一族、先代方として、謀叛を興して、相模國より鎌倉へ寄來る間、澁川刑部大輔義季を、大將として、極樂寺の前に、馳向て攻戦ふ事數刻ありしに、凶徒打負す、○海 南方總て海濱にて七里濱に續く、○稻村崎 海岸に突出して其形稻を積たる如し、故に名づくと云ふ 高三東面を靈山崎と唱へ 坂之下村西面を稻村崎と呼ぶ、十間 石橋山の役に和田義盛當所を過て酒勾驛に至れり 【源平

盛衰記曰、廿五日に和田義盛三百餘騎にて鎌倉通に、腰越・稻村打過て酒勾宿に着云々、建久二年九月頼朝海濱を歴覽し、此地に於て小笠懸の勝負あり 【東鑑】曰、建久二年九月廿一日、爲歴覽海濱、出稻村邊、給有小笠懸勝負、射手幕下、下河邊庄司・和田左衛門尉・榛谷四郎・藤澤次郎・愛甲三郎・山田太郎・笠原十郎、上手負訖、各相其一種一瓶、於濱獻之、仍上下催與秉燭之程令歸給ふ、同九年

頼朝相模河の橋供養畢りて歸路當所にて怪異を見し事あり 【保曆間記】曰、建久九年の冬、右大將殿相模河の橋供養あり、に出て、還給ひけるに稻村崎にて、海上二十歳許なる、童子の現し給ひて、汝を此程、隨分窺ひつるに、今日こそ見つけたれ、我を誰とか見る、文治に沈し、安徳天皇なりとて失給ひぬ 【東鑑】曰、正治二年正月十八日、深雪風烈、中將

【東鑑】曰、正治二年正月十八日、深雪風烈、中將家田大庭野給、稻村崎以南江都浦景氣長途催與、建保元年五月和田の亂に會我中村・二宮・河村の輩當所に陣取り、建保元年五月三日辰刻、會我中村・二宮・河村之輩、蜂起れり、陣于武藏大路、及稻村崎邊云々、被遣御教書之間、軍兵皆參、元仁元年十二月疫癘により四角四境の鬼氣祭を行御方 元仁元年十二月廿六日、此間

はる、當所其西境に値れり 疫癘流布、武州殊令驚給處、被行四角四境鬼氣祭、可對治之由陰陽權助國道申云、謂四境者、東六浦、南小壺、西稻村、北山内云々、建長四年四月宗尊親王鎌倉下向の時當所其路次たり 建長四年四月一日親王自關本御出、未一刻出御河瀬宿、路次自

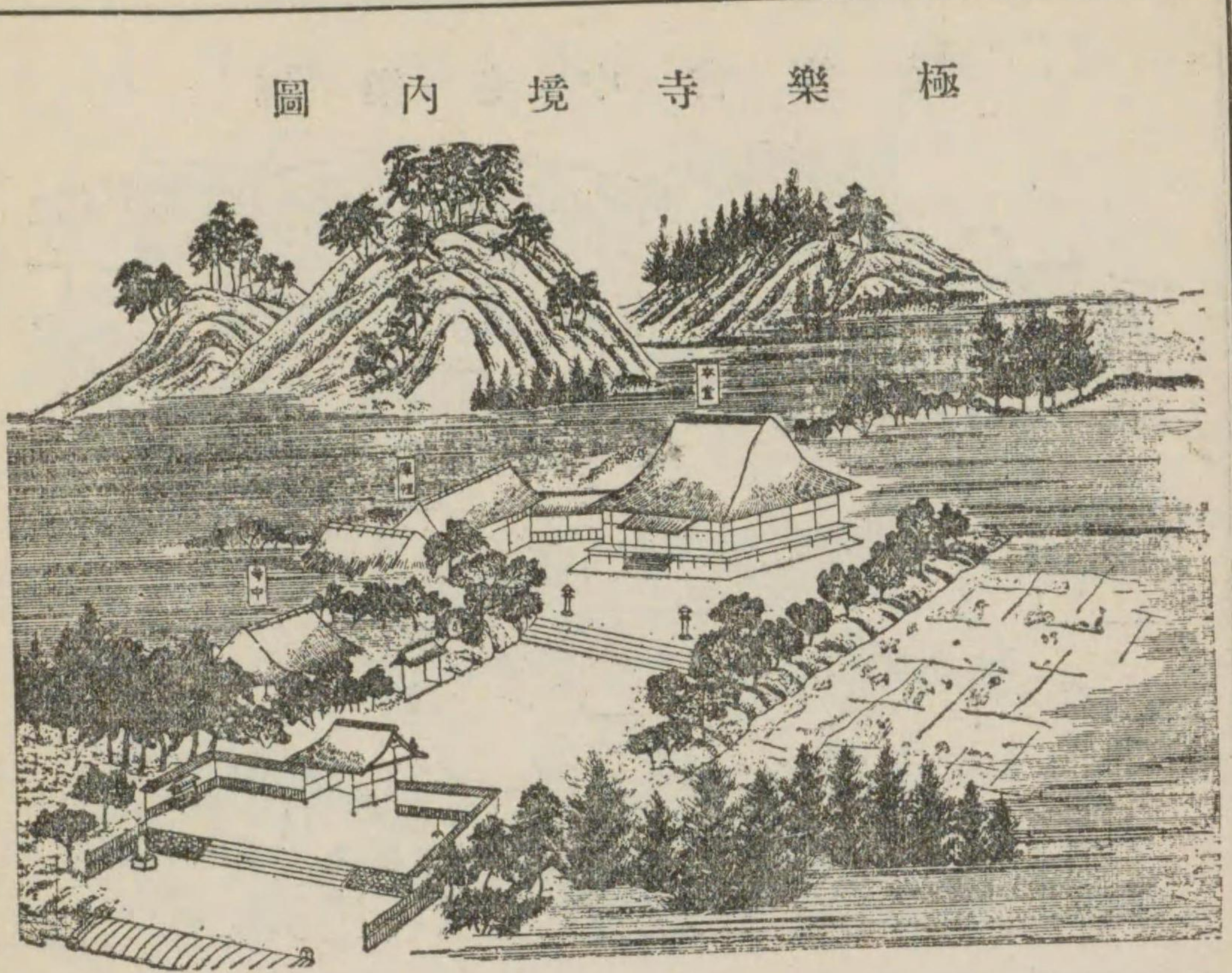
稻村崎經由井濱鳥居西到下馬橋云々、弘安四年蒙古入寇

により忍性此所にて百座仁玉講を修す 極樂寺藏、忍性
行狀略頌曰、四
年御教書下異國祈、七夜不寐四王呪、稻村百座仁玉講、三千餘
艘悉退散、【高僧傳】曰、四年辛巳、蒙古寇犯、副元帥平時宗
修護國法於稻村山、開仁、元弘三年五月新田義貞鎌倉を伐
王會未幾捷報平帥大悅、戰利あらん爲龍神に祈誓しけるに
んと當所に攻來り、戦利あらん爲龍神に祈誓しけるに
海上潮退くこと二十餘町、俄に干潟となりけり 【太平
記】五
月廿一日の條に曰、明行月に敵の陣を見給へば、南は稻村崎
にて沙頭路狭きに、浪打際まで、逆茂木を稠く引懸て沖四五
町が程に、大船共を並べて、櫓をかきて、横矢射させんと構
たり、實にも此陣の寄手叶はで引ぬらんも理なりとは見給ひ
ければ、義貞馬より下り給ひ、甲を脱で海上を遙々と伏拜み
龍神に向て、祈誓し給ひけるは、傳承る日本開關の主、伊勢
天照太神は、本地を大日の尊像に藏し、垂跡蒼海の龍神に、
顯し給へり、我君其苗裔として、逆臣の爲に西海の浪に漂ひ
給ふ、義貞今臣たる道を盡さん爲に、斧鉞を執て敵陣に臨む、
其志偏に王化を佐奉て、蒼生を安からしめんとたり、仰願く
ば、内海外海の龍神八部、臣が忠義を監て、潮を萬里の外に
退け、道を三軍の陣に開かしめ給へと、至信に祈念し、射ら
佩給へる、金作の太刀を脱て海中へ投入給ひけり、誠に龍神
納受や、し給ひけん、其夜の月の入方に、前々更に乾ること
もなかりける稻村崎、俄に廿餘町乾上て、平沙渺々たり、横
矢射んと構ぬる數千の兵船も、落行く潮に誘れて、遙の沖に
漂へり、義貞を見給て進めや兵共と、下知せられければ、江
田・大箱・里見・鳥山・田中・羽河・山名・桃井の人々を始として

越後・上野・武藏・相模の軍勢共、六萬餘騎を一手に成て、稻村
崎の遠き干潟を、眞一文字に懸通りて、鎌倉中へ亂入す、

慶長五年六月東照宮關東に下らせ給ふ時江島に至らせ
給ひ、夫より此邊を経て雪の下に着せ給ふ 【關原軍記】
江島に至らせ給ひけるに、折節干潟に成て、陸地に續きたれ
ば、岩本辨財天の像を拜し給ひ、海邊へ御出有て、獵師色々
の魚を取て奉る、是より下の坊に入らせられ、晝御膳過て上
の坊に至らせらる、獵師共に白銀を下し賜る、夫より三浦三崎
の兵糧船を御覽あらん爲に、獵師共に網を打せ給ひ、其後片
瀬腰越を経て、稻村崎の道筋、星月夜なりと御覽して、雪ノ
下に着せ給ひ、御泊云々 ○袖ノ浦 稻村崎の海濱を云ふ、地形袖に
似たるが故名づくとなり 按ずるに【鎌倉志】には、順徳院
りき、いかなる秋の色に戀つゝ、定家、袖の浦にたまらぬ玉の
碎つとよりても遠くかへる浪かな、西行、しきなみに獨やねな
む袖の浦さはぐ湊による船もなし、等を擧て此地の證歌とす
れど、是は建保三年内裏名所百首中の詠にて、其題袖浦出羽と
あれば、當所を詠すとすもの訛れり、且、○音無瀧 針磨
西行とあるも誤にて、是は家隆の詠なり、
橋を渡り右の方にあり、沙山の樹陰を廻りて落つ、沙
山なるが故常に水聲なし故に此名ありと云ふ、○針磨
橋 往還を横ぎる悪水渠に架せる石橋にて、鎌倉十橋
の一なり、此邊に昔針を製せしもの住せしより、名と
すと云ふ、

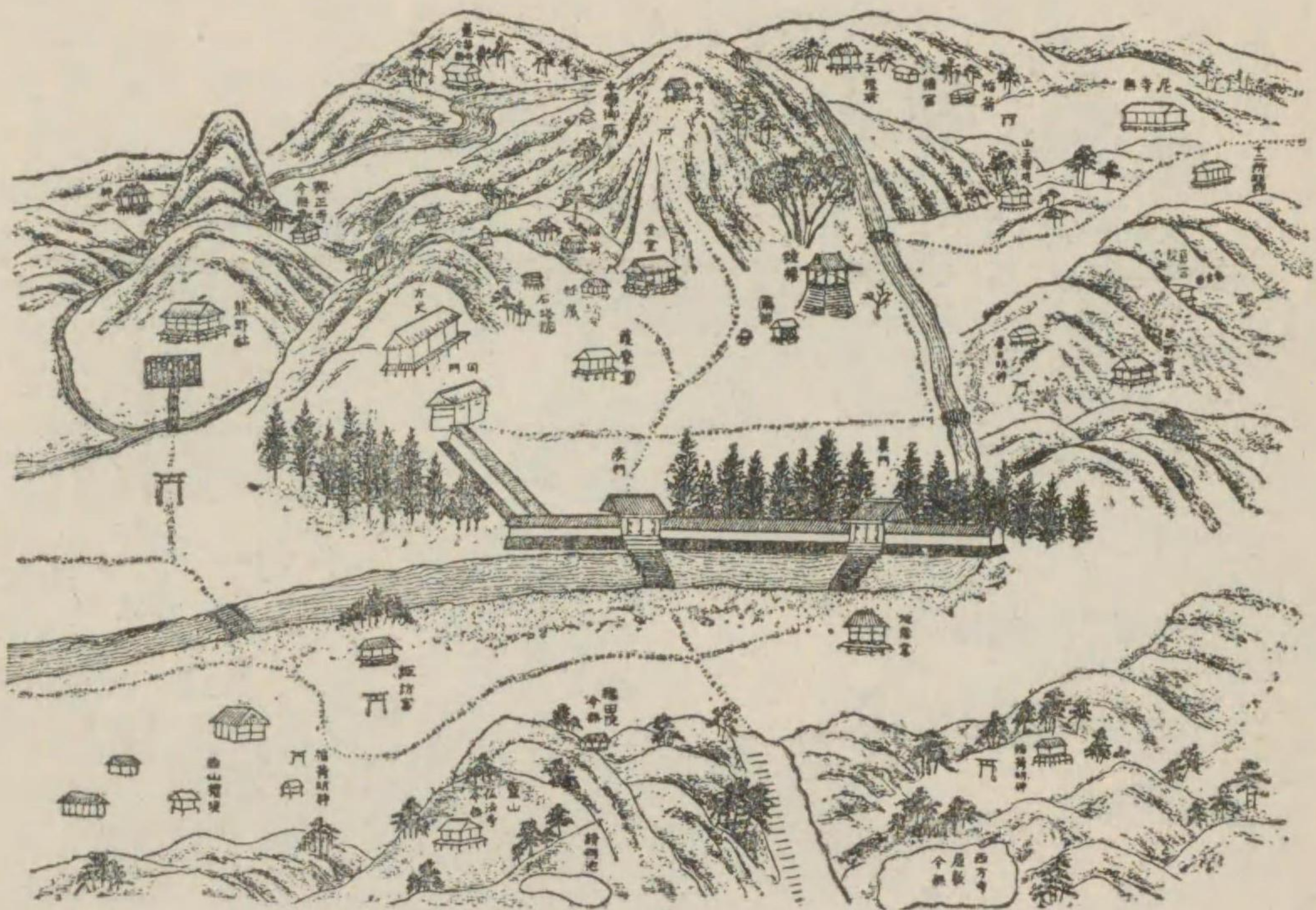
○新宮權現社 村の鎮守なり、祭神詳ならず例祭九月九
日文永六年極樂寺開山忍性の草創なり 極樂寺忍性、行狀
略頌曰、文永六年



極樂寺境内圖

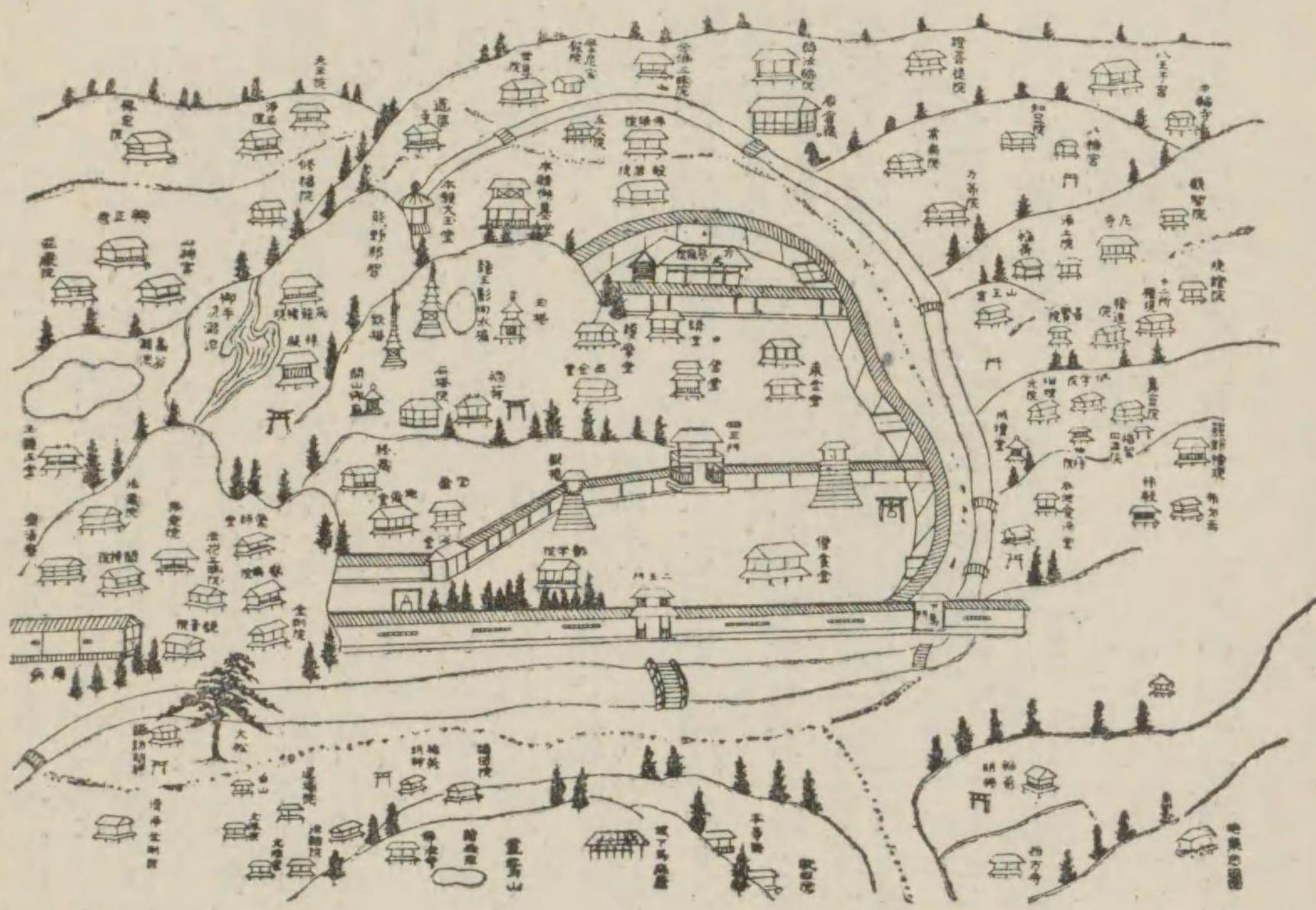
新宮 永仁六年火災に罹り正安二年修葺成る 永仁六年新
草創 安に陽春二月二十三日 建武二年二月社領百貫文の地を寄
不送年月致新宮勸請、建武二年二月社領百貫文の地を寄
附あり 極樂寺藏文書曰、御寄進于極樂寺新宮社、武藏國足
井八郎相共茲彼知行分、所奉打渡百貫文地今富西方村於當寺
僧道哉上人御持之狀如件、建武三年二月十四日、右馬允政季
押極樂寺持なり下同じ、○天王社 村民産神と稱す、
例祭六月五日・十二日、○諏訪社 成就院持下同じ、
○白山社 ○熊野社 一は極樂寺成就院持、○稻荷社五
一は成就院、餘は極樂寺持、
○極樂寺 靈鷲山感應院と號す、眞言律宗南都西
奥守重時が草創なり、始正嘉中に一老衲ありて一字を
營み 按ずるに其
地詳ならず丈六の彌陀像を安じ、名づけて極樂寺と
云ふ、然るに經營の功未だ完かずして老衲尋て寂しぬ
正元の初重時寺城の狭小なるを見て地を卜して新に創
立せんと欲し僧忍性に議しけるに、性答て是より西南
に當り地獄谷と云へる靈場あり、此地こそ招提の境な
れと云て即性彼地に到り念誦す、須臾にして感應あり、
重時就て彼一字を遷して齋場とす、地獄谷は今の境内
なりと云ふ 當寺緣起曰、正元年請常州清涼院良觀上人而
居士重時謂地上人曰、爰連年有一老僧營梵宇號
極樂寺、然彼境内甚狭小也、相攸卜地欲移彼宇爲律門、何處可
然乎、上人答曰自是當西南而曰地獄谷有龍池可定此地乎、上人

極樂寺中古繪圖



到于彼谷念誦時有感應、創建七堂伽藍、今極樂寺地景是也、
 【元亨釋書】曰、初正嘉中、有沙門管一宇安丈六彌陀像、名曰極
 樂寺、未落而亡、武州之父重時遷、其宇于今地爲、重時の子武藏
 齋場、至此武州與其弟業時戮力修營成巨刹、
 守長時其弟彈正少弼業時等力を戮せて修飾し、支院四
 十九院を構造す、堂宇壯麗遂に一刹となる、
 緣起曰、始
 成就于文應元年、其餘七々四十九院建立云々、當寺往古圖一
 鋪を藏す、本堂を華藏院と號し、樓門・鐘樓・殿堂・佛閣・基置
 し、支院羅列す、輪奐の美、時に性を請して開山始祖と
 想像すべし、其圖左に模出す、
 【元亨釋書】曰、釋忍
 す、文永四年八月性當寺に移住せり、
 性姓伴氏、和州磯城
 島人也、歲十一投信貴山、十三誓不食肉、十七登東大寺戒壇云
 々、建長四年如常州、宅清涼院闍律學、弘長初入相陽、止清
 涼寺、平副師時頼、鄉道警創光泉寺而居、武州刺史平長時、
 欽性律行、新極樂寺延之性移焉云々、當寺藏忍性行狀略頌曰、
 五十一歳、文永四年八月、建治元年三月堂宇回祿に罹る、性
 募緣再造して悉舊觀に復す、
 行狀略頌建治元陽春三月二十
 三日、當寺炎上堂舍滅、塔婆
 建立、同二年文殊告夢成合力、舞樂供養云々、
 【高僧傳】曰、
 建治元年回祿、方議再營、曼殊大士夢告曰、吾戮力興建、莫
 爲慮也、性喜勸、
 弘安四年勅に據て蒙古降伏の御教書を
 下されしかば性護國の法を修し蒙古退散す、時宗是功
 を奏聞して當寺を御願場とす、
 行狀略頌曰、同四年御教書
 下異國祈、七夜不斷四王呪、
 稻村百座仁王講、三千餘艘悉退散、
 【高僧傳】曰、四年辛巳、
 蒙古寇犯副元帥平時宗、修護國法、於稻村山開仁王會、未幾

極樂寺古繪圖



捷報、平帥大悅奏以、性嘉元元年七月十二日寂す、
 【元亨釋書】曰、嘉
 極樂寺爲御願場、
 元元年六月病、七月十二日逝、
 府官、
 嘉曆三年後醍醐帝性の
 以降受戒者連屬、壽八十七云々、
 寺藏勅書寫曰、勅、傳
 行徳を追崇ありて菩薩の號を賜ふ、
 燈大法師位忍性者、排
 法燈於闇室、琢戒殊於日域、化儀之被遐邇循々誘人、誦響之
 繼晨宵、翼々克巳、五十二位之内證、雖難暗辨、五十二年之
 練行、於是自彰、廣致檀施、誠爲悲增、乃任彼弟業之請益宜
 許其菩薩稱號矣、嘉曆二年五月廿五日、奉書案曰、忍性菩薩事
 内證之果位雖難被定其號、就檀施悲增之德行遺弟等所請、精
 達天聽、被許菩薩之稱號、異行基菩薩等邂逅之例、非謚號之
 儀、仍不及名字沙汰之由、被仰下候也敬白、
 元弘二年
 三年六月二日、本正上人御房大納言藤定口とあり、
 所藏繪旨曰、當寺自元爲
 六月勅願寺安堵の繪旨を下され、
 勅願寺、上當時殊可抽御
 祈禱誠精、就中寺領爲地行地、領掌不可相違候、天氣如此仍執
 達如件、元弘二年六月十五日、極樂寺長老、左中將家華押、
 同三年八月勅願寺并寺領安堵の事諸寺へ觸らる、
 所藏文
 極樂寺諸末寺勅願寺、并寺領安堵繪旨被成下候之間、諸寺可
 觸申之由候仍案文二通進之候、任被仰下旨被致御祈禱可被修
 朝敵并合戦之輩滅罪之善根候也、恐々謹言、元弘
 三年八月十九日、稱名寺長老、沙門口海華押、
 貞和五年
 二月尊氏より飯島敷地升、并島築及前濱殺生禁斷の證
 を授ぐ、
 藏文書寫曰、飯島敷地升米、并島築及前濱殺生禁斷等
 事如元有御管領、云島築與行云殺生禁斷、可被致嚴密
 沙汰、於禁斷事者、爲天下安全壽算長遠也、住忍性菩薩之例、
 可有其沙汰候恐々謹言、貞和五年二月十一日、極樂寺長老、
 尊氏貞治三年九月塔頭地藏院に上總國に庄宮小林郷を
 華押

建長より二十餘年の後なり、又當寺の開けしも正嘉中のことにて、建長以後なれば、年歴合せず、若くは此鎗建長の頃僧清賢所持せしを後當寺に傳來ありて、極樂寺の銘を追刻せし物ならん、二品共、弘安賜物と云ふは疑はし、△鞍

一曰 大筋次郎宗氏所持の具と云ふ、黒漆塗にて、△鎧一口 是も宗氏の所持と云ふ、按ずるに【太平記】元弘三年五月義貞鎌倉攻の條に十九日の早且に極樂寺切通の軍破れて、敵已に責入のと騒ぎける間本間山城左衛門若黨中間百餘人、前後に立て極樂寺へ馳向ひ、大筋次郎宗氏が、三萬餘騎にて扣へたる中へ懸入り、面も振らず責戦ふ云々、敵三萬騎須臾に分れて腰越までぞ引たりける、如何かして紛れ入てや組たりけん、大筋次郎宗氏と、本間が郎等と差違へて白洲の上にぞ臥たりける、本間其頸を取て切先に貫き云々、と見えたり、されば此時宗氏の郎等など此二 △陣太鼓一箇 新田義貞の物と品を當寺に寄納せしにや、△古文 一寸五分にて概の如し、胴の長一尺七寸徑一尺八寸、△古文書十八通 内六通は、既に 永仁三年北條貞時同宣時下知狀一通、同六年四月關東祈願所諸寺號注文一通、同年五月忍性書翰一通、同年九月六波羅施行案一通、延文五年足利義詮下文一通、至徳三年斯波義將奉書一通、應永卅年管領持氏下文一通、某年持氏書翰一通、同管領成氏書翰一通、同管領政氏書翰一通、同管領高基書翰一通、同能登守經頼書翰一通、△鐘樓 今廢す鐘銘に寛永四年と彫る、△千服茶磨

今吉祥院の庭上にあり、大なる石磨なり、往古當寺の繁榮を知るべし、△腰掛松 門内左方の丘上にあり、昔義經腰越に抑留せられ鎌倉府に入れざるを辨慶忿怒して此松に腰をかけ鎌倉の方をにらみし故此名ありと傳ふ、△北條陸奥守重時墓 寺後の山にあり、重時は左京大夫義時の三男なり、弘長元年十一月三日當所別業、按ずるに【東鑑】に當所重時の山莊在し、在て卒す【東鑑】一月三日寅一點、入道從四位上行陸奥守平朝臣重時卒年六十四于時住極樂寺別業自發病之始、抛萬事一心念佛住正念取給、法名を觀覺極樂寺と稱す、此餘上杉道合の墳墓も當寺に在りしなり【鎌倉九代記】曰、上杉安房守入道々合は或日卒中昏倒して俄に半身痲痺不仁し月を追て重くなくやみ應永元年十月廿四日朝の露と諸ともに消行ける戸をば極樂寺に送りて草根一堆の墳の主となしける云々、今其所在を失ふ、【塔頭】△吉祥院 古昔は四十九院あり、今當院のみ現在す、本尊不動を置く、座像二尺五寸、○成就院 普明山法立寺と號す、古義真言宗、手廣村寺、北條泰時開基すと云ふ、縁起に據に空海江島に錫を駐めし時此地に於て數日護摩供を修す、此時泰時高僧を請して承久元年一字を建立し願成就院と稱し大師護摩の靈場なるを以て普明山と號すと云ふ、管領成氏が時は毎年正月住持を營中に饗待あり【鎌倉年中行事】曰、正月十一日律家之住持極樂寺

成就寺以下被參香衣に袈裟被着たるには御縁迄御出、香の袈裟許被掛たるには御座之内にて御禮有之是も御茶あり、永祿五年十月大道寺駿河守政繁寺内制札の副狀を出せ所藏文書曰、永祿四年之御制札如御文言堅可被仰付候、若り違犯之族至于出來者則被擲取可有御注進候者也、仍如件、戊子十月十日、極樂寺願成就 當寺元弘の亂に寺地を蹂躙せられ、西谷に遁れて星霜を送りけるが元祿年中現住祐尊が時舊地に還住し再興せり、故に祐尊を中興とす、十四年十月本尊不動を置く、△稻荷社 境内の鎮守とす、十一日寂す、○地藏堂二 一は運慶の作佛を安ず、極樂寺持、一は行基の作像を置く、極樂寺、成就院兩寺持、

○三鉢松 極樂寺後背の山上にあり、同寺藏五鉢縁起に開山忍性蒙古降伏の勅を奉じ、鈴一・三鉢・五鉢を拜受し稻村崎の山上にて修法を行ひし時、五鉢を取て遙に投しに靈鉢山見えたり、前の古圖に就て見るべし、に止りしかば其地に松を植ゑ、三鉢松と名づくところ、即是なりと云へど五鉢を投ぜし緣故をもて此松を三鉢松と唱ふると云ふは事實に協はぬ、又同記に此五鉢に雲吞の名ある由來を記せり、然るに今鶴岡八幡宮神寶に五鉢あり、夫に雲吞の名ありて其由來を説こと茲に云へると同じ、其傳には初極樂寺に在しを後當社に納むとなり、さては性が靈鷲山に投ぜしと云ふは訛なり、又

【山城名勝志】東寺の條に三鉢松在西院前、大師於唐朝投三鉢杵と本朝勝地、一落東寺、則此所也と云ふこと見えたり、是等を附會せし浮屠氏が誇飾の妄言ならん、○日蓮袈裟掛松 往還の北方にあり、日蓮龍ノ口にて難に遭し時袈裟を此松に掛たりと云傳ふ、

○正福寺蹟 村の西南にあり字して正福寺谷と呼ぶ寺の事蹟傳なければ今考る所なし【鎌倉志】は聖福寺に作り【東鑑】に建長六年四月十八日、聖福寺鎮守諸神、神殿上棟云々去十二日有事始相模國大庭御厨之内、所卜其地也、と見えたるを當寺の事とすれど、今按ずるに郡中大庭村より俣野村に至るの際大庭御厨の舊地なり、此を距ること三里に及べり、さらば此地を、其寺蹟なりとは云難し、○文殊堂蹟 村の中間にあり今極樂寺本堂に安ずる像此本尊なりと云ふ、○阿佛尼第蹟 月影谷にあり今阿佛屋鋪と唱へ陸田の字に残れり、阿佛は爲家の室にて爲相の母なり、【十六夜日記】にも當所に在しと記せり、曰、東にて住む所は月影谷と云たる浦近き山本にて、風絶えず、いとあらし、山寺の傍なればのどかに凄くて浪の音松風云々、母子共に鎌倉に在て死せしと云ふ、今も扇ヶ谷村に爲相の墓あり、又同村英勝寺域内に阿佛卵塔屋鋪と云あり是尼が葬地なり、○十一人塚 海濱に出る道の左にあり、石の小碑を立り、里民傳へて新田義貞の勇士十一人討死せしを當所に埋め、十一面觀音堂を建たる蹟なりと云ふ、義貞の勇士十一人と云ふ其徵證を得

ざれど古昔戦争の地なればとにかく英魂を弔せしなるべし 按ずるに諸家系圖纂に、天野經顯周防七郎左衛門尉と稱す、建武三年八月日死、元弘三年五月十八日、鎌倉合戦片瀬稻村崎前濱鳥居脇致忠戦、若黨家子令討死と見ゆ、此等の事にや知べからず、

○長吏 戸數八軒小名金山に住す、今其首長を九郎左衛門と云ふ、往古攝州より移りて此に居住し鎌倉府の後鶴岡八幡宮祭祀の時は烏帽子素袍にて先立の列にありと云ふ、頼朝より配下を定めし證狀一通藏す 曰、與藤門長吏座頭、舞々猿樂、陰陽師、壁塗土鍋鑄物師、辻目暗非人猿引、鉢印絃指石切、土器師放下、笠縫渡守山守青也、坪立筆結墨師、關守鐘打獅子舞、袋衣作佛偏師傾城屋、右之外道の物數多附有之候、是皆長吏は其上たるべし、此内盜賊之輩者長吏として可行是、且呂屋湯屋は傾城屋の下たるべし、人形舞々廿八口□□悉達如件、治承四年九月、系圖鎌倉住人藤原彈左衛門朝兼、頼 大永三年三月鶴岡少別當より出せし文書及び給分の證狀あり 曰、長吏職之事法名利阿當代官四郎兵衛之旨、相州鎌倉由井之長吏頼久、今利阿東八箇國長吏可進退者也、然而彼御文書、雖奉籠鶴岡御寶殿利阿深敷申故召下畢、依此同數山田彦右衛門頼助、藤澤七郎左衛門頼通、何れも八幡宮掃除以下役無相違爲相勤候段仍如件、大永三年癸未三月廿三日、長吏五郎左衛門、鶴岡少別當法眼良能、又曰、鎌倉由井長大夫極樂寺之内一貫五百造し置者也、乙丑八月廿六日資親極樂寺皮作中と載す、此文書二通、又丹裘役として八幡宮は、江戸淺草の彈左衛門が家に藏す、

の石階掃除以下社役を勤む 所藏文書曰、鶴岡丹裘役事、中不淨并人鳥獸以下、死候物は取捨掃除可致之事、雪下宿中江非人不可入事、赤橋面不下馬可致政道事、御幸之時鹿薦敷并可取置事、右從前々如此仕置に候、此外之儀爰元に於て可申付候已上、慶長四年己亥四月廿七日、院家會所判神主判少別當判按ずるに、丹裘役とは其始丹裘といへる、かくて後天正十八年東照宮關東に移らせ給ふ時、當時の長吏某武州の府中に出て御駕を迎て拜伏し、鎌倉以來の由緒を御聽に達しければ、やがて長吏以下の支配を命ぜらる、是より後江戸淺草に住して彈左衛門と稱し、古文書をも多く其家に藏すと云ふ、此家は其庶族にして古昔より連綿して爰に土着するものならん、されど始頼朝より出せし證狀今現に此家に藏すれば其黨の宗家たるにや、

新編相模國風土記稿卷之九十七之終

新編相模國風土記稿卷之九十八

村里部 鎌倉郡卷之三十一

山之内庄

○峠村 多不牙 江戸より行程十二里小坂郷に屬す、家數十八、東西七町半南北八町許村、以上三村、皆武州久良岐郡の屬、西、郡新田 高六石七斗、あり、今松平大和守矩典、領分は内十二所村、新田 九升二合、あり、金子覺右衛門・加藤太郎左衛門等知行し後又御料に復し、文化八年松平肥後守容業領分となり、文政二年大及御料少しく交れり、高嶽に和守矩典に賜ふ、八石餘往還一條あり村の中程を西東に達す、尺許武州より鎌倉への路なり、

營の事始ありて執權北條泰時躬づから監臨し、或時は懈怠の人夫を促さんが爲、己が乗馬をもて土石を運致し速成を勵せしとぞ 四月五日六浦道被造始、是可有急速沙爲大犯土之間、明春三月以後可被造之旨、重治定云々、仍今日前武州令監臨其所給之間、諸人群集各運土石云々、五月十四日、六浦路造事、此間頗懈緩今日前武州監臨、其後土石路を給、以乘馬令運土石給、仍觀者莫不奔營、六月三日、埋むにより建長二年六月再修造の沙汰あり、山内並六浦等道路事、先年輒爲令融通鎌倉、雖被直險阻、當時又、土石埋其間巷云々、仍如故可致沙汰由、今日被仰下、○峠坂 村中より大切通に達する坂なり、延寶の比淨譽向入と云ふ道心者坂路を修造し往還の諸人歎苦を免ると云、此僧延寶三年十月十五日死、坂側に立る地藏の石像に、此年月を刻せしと鎌倉志に見ゆれど、今文字剥落す、

○高札場 ○小名 △上庭 △中 △下

○松林 西北の山上にあり、領主の林なり 畝程、○川村内所々の清水合し一條となり、村の中程を流る、尺五りに至る、東流して武州六浦に至り、侍從川と云へり、此水を延て村内の水田に灌漑す、

開基す法名梅意淨林、寛文二年三月三日死す、阿彌陀を本尊とせり、

○鼻欲地藏 金澤往還の北側なる、岩腹に鑄たる像を云長一、是より東方纒に一間許を隔て武相の國界なり、故に【鎌倉志】にも界地藏と唱ふと記せり、又【志】に此像の鼻欲損せし如くなれば鼻欲地藏と呼とあり、土俗は傳へて古此像を信する者多く香花を供すること絶えざりし故、花立地藏と云つるを後訛りて鼻欲とは唱へしなりと云、○上總介墓 金澤往還南陸田間にあり、所在を字して塔島と呼り、土俗傳て北條高時滅亡の時當所にて討死せし上總介某の墓なりと云ふ、【鎌倉志】には上總介廣常が事歟と記せど、今碑の様を見るに當今の物とも思はれず、固より文字を鑄されば其詳なること知るべからず、

○山崎村也麻左 幾半良 江戸より十二里半餘小坂郷に屬す、當村の地形山の出さきに在を以て地名となれりと云ふ、土人は傳へて【空華集】に載する村内天神貞治中再興の祭文中に神代郷を、小名神代と唱ふ、とあるをもて當村の舊名とし又【鎌倉志】に據て元弘の頃は洲崎と唱へしと云へど、【志】に云所も正しく當村を斥るにあらず、但し【北條役帳】に須崎あたみとあるに據るにあたみは現に村内の小名に在て此地なる事論なければ洲崎と云ふも當村の舊

名と云べきなれど【同役帳】に別に東郡山崎とあるもの正しく當村を云へるなればおぼつかなし、今按するに【鎌倉志】に洲崎村山ノ内の西なり、此村の東を寺分村と云ひ西を町屋村と云ふとあるに村内小名あたみの地村の西南に倚て寺分・上町谷二村地に接したるをもて考ふるに、寺分・上町谷の二村即洲崎郷に屬したれば、熱海の地も永祿の頃は彼地に屬し後村内に併入せしにや、亦接地たる故彼郷名のおのづから波及せしものなる歟、今に於ては詳に辨別し難し、又村内天神社碑銘に城州山崎の寶寺を模して村内に寶積寺あり、今廢跡を創建せしより地名も彼處に擬して舊名洲崎を改め、山崎と唱ふる由見えたと寛永山崎譜に據れば往昔頼朝に仕へし山崎六郎憲家始當所に住して在名を稱せしと覺ゆ、然るに彼寶積寺は夫より遙の後曆應中夢窓國師の創建なれば是を地名の權輿と云ふはおぼつかなし猶明證を得るを俟つ、貞治六年僧義堂管領基氏の請を避け、當所に匿れしこと【日工集】に見えたり是は村内寶積寺を斥るなり、康正・長祿の頃は圓覺寺塔頭黃梅院の領知たりし事彼院所藏の文書に見ゆ、黄梅院の條、併せ見るべし、小田原北條氏分國の頃は北條幻菴知行す、【役帳】曰、幻庵殿百五十四文、今大久保佐渡守忠保、慶安の頃迄は、岡村宗高院の東郡山崎、今大久保佐渡守忠保、糺田たりしと傳ふ、院は奥平

氏の女とののみ口碑に残り、未慥なる所見なし、後御料となり、元祿五年、柳澤出羽守吉保に賜ひ、程なく御料に復し同十一年三分して、菅谷平八郎に賜ひ、元祿十一年、三分文化八年大久保氏に賜ふ、元祿十一年、三分根岸九郎左衛門、元祿十一年、三分左衛門利隆に賜ひ、文化八年、元祿十一年、三分根岸肥前守鎮衛拜賜す、松前彦之丞、元祿十一年、三分の時松前氏に賜ふ等知

る所なり、東西三町餘南北十四町餘、東、山之内、臺二村、南、谷二村、及村岡郷五村、北、岡本村、民戸四十一、鎌倉の古道、村南山上にあり、村岡郷宮前より、上町谷を經當村十三坊塚邊より梶原村に至り、六本松より化粧坂に登れり、これ【太平記】に載する所、義貞の官軍山之内に、檢地は慶安三年成瀬五左衛門重治編入せし路なるべし、貞享元年國領半兵衛重次改む、飛地戸部川を隔村岡郷五村犬牙の地にあり、五所に分る、白田合九段許、宇川向と唱ふ文化十一年水路を修造せし時、飛地となれり、

○高札場三 ○小名 △熱海 阿多美 ○此地の田間より温泉を暖むるの料のみに充つ、永祿の頃は此地、川瀬某の知行なり、【役帳】に、六十五貫文東郡須崎あたみ、 △湯之本 此地川瀬、此度改而知行役可申付とみえたり、 △池ノ谷 △薬師堂免 ○戸部川 乾方を流る間餘 ○溜井二 一は昌清院境内

○天神社 宇天神山にあり、山麓を小名神代と唱ふ、東

にあり潤六畝十、一は小名池ノ谷にあり潤一畝、六歩許、帶の像長一尺を安す曆應中夢窓國師北野天神を模して勸請すと云當時は神田等數頃を附し松尾の社人を迎へ祭祀に奉ぜしめしとなり、文祿元年三月、鶴岡の巫となれり是な、今雪下村に住る、八乙女山崎守王寺の本尊なりしと傳ふ、土人の傳に、古佛は寶曆の頃、圓覺も云、貞治元年十二月圓覺寺塔頭黃梅院主當社を再建せしこと義堂が撰せし祭文に見えたり、【空華集】曰、祭天神次壬寅十二月二十五日、相州路神代郷、天神之廟、正室欲傾、幾毀神位、在郷黃梅院主、沙門某、預命梓人、倍功督役革去舊制、哲成新規、爰卜吉日、爰安神棲、敢用泰盛之奠、昭祭于天神之靈、曰、伏以天滿大自在天神、天生間出、惟德不孤、曾渙九流、氣空群儒、吐詞爽拔、人莫得俱、風騷爲僕、屈采是奴、際乎延喜康政之樞、位于台斗彌帝之譽、爲麟爲鳳、翔鳴天衢、道峻多妬、才高見誣、市虎三告、迂于海遇、謔言莫雪、冤氣莫蘇、忠義之志、誓死弗渝、精誠上感、昊天降誅、ナ丁奮擊、百靈暗鳴、倭夫以斃幽濱以據、皎日外矣、殄氣密如、帝意乃解、察之先辜、配食于廟饗于瑤瑤、自天降謫、爲天之徒、威靈既顯神化旁敷、松于北野、梅于西都、感而遂通、于夏于區、瞻茲僻陋、廟貌漂蕪、顧吾佛法賴神冥扶、豈不慨焉以崇厥居、柴椽土階、上古規模是楹是構、弗彫弗塗、維、匪精、聰明精直、維道攸慮、道德仁義、維豆及俎、禮非詞朴、

神其 例祭九月廿五日 山崎守王を始め、現祝 相殿に牛頭天
 王を祀る 昔は岩瀬村、五社明神に合祀せしを、延寶中、山之
 持し、當社の庭中に安置せしが、六月七日祭事あり 山之内
 神託により、當社に合祀すと云ふ、
 屋に渡興す、假屋の處を天王屋鋪と唱へ、除地とす、同十四
 日、鶴岡の俗人來て樂を奏し、建長寺邊より、小袋谷村迄、巡
 行して、歸興あり、當村、及山之内、臺、小袋谷、大社地に古
 船・岩瀬・笠間・今泉・小菅谷・飯島等十町の鎮神とす、
 松あり、文殊松と呼ぶ葉茂れり、故に此名ありとぞ、
 △古碑一基 應永十一年寶積寺の僧教音の建る所と云
 ふ、文字磨滅して讀べからず八月 信士 敬白
 の數字を殘せり、蓋 山崎天滿宮再造碑 文化八年九
 月里正九左衛門尋庸氏、の建る所なり、△末社 神明
 ○稻荷社 宇三府にあり、昔は村中の鎮神にして社領
 等もありしと云ふ、今は小社なり、寺分村東光寺持、
 ○白山社 村民持下同、○神明宮 ○山王社 ○子神社
 ○昌清院 長崎山と號す、臨濟宗 圓覺寺塔頭 本尊釋迦開
 山以足德滿慶長二年三 誣訪社 ○十王堂 地藏を
 も安ず江戸白金瑞聖寺の持にして同寺の末派と稱す中
 興の僧を興宗鏡考と云ふ 實曆七年十 傍に當寺の寮あり
 ○藥師堂 十二神將をも置く 各長一尺一寸許、運慶作、本
 尊は鎌倉十藥師の一なり

村持にて、高野山坊中慈眼院末派に屬せり 古は寺分村、
 云ふ傍に堂守の寮あり、△第六天社
 ○寶積寺蹟 村西にあり、小名寶積寺谷と唱へ村民の宅
 地となれり、池を鋤てまゝ五輪の頽碑を得となり、曆
 應中夢窓國師山城國寶寺に擬し、創建せし禪刹なりと
 云ふ 按ずるに、鹿山略記には僧方外當寺を開建すとあり、
 圓覺寺塔頭黃梅院文書に、山崎寶積寺自方外和尚附屬
 心翁和尚云々とも見へたり、方外は貞治二年に寂しければ、當
 寺の開山と云ふも、時代において多く違はず、夢窓を開山と
 するは、却て傳へ
 補任の事管領基氏の命ありしを避、須臾當寺に匿れし
 事【日工集】に見えたり 日、三月五日府君袖出萬壽公文、而
 余不應、十日、就正續院會議以請余不出十一日、田寺潛匿於山
 崎 蓋以避三命也、按ずるに府君は、管領基氏を指るなり
 抑當寺域は世々愛甲氏考へずの廟所なり、應安元年八
 月五日、愛甲氏の室を爰に埋葬せし時義堂來會して導
 師を勤めしこと所見あり 又日、八月五日、赴愛甲三品夫
 愛甲世廟也、夫人嘗受先國師衣、年五十八病革、今月二日、
 忽夢見余來問夫人就求浴髮、既而夢覺、命侍者請余而不及臨
 卒、侍者告曰、汝平生提撕、國師所示即心即佛、公案即今能透
 得否、夫人頷而卒、是以乘炬佛事及之、按ずるに先國師と記
 せるは、即夢窓國師を謂るならんか、されば國 同七年十一
 師創建の時愛甲氏蓋開基の任に當りしにや

月圓覺寺祝融に罹る、長老大闢 字大法佛範宗是を歎し、
 辨を當寺に匿す、圓覺寺の僧徒等相議し、義堂をして
 和會せしめ、強て還往のことを謀り、推て歸寺せしむ
 【日工集】日、十一月廿三日、臨夜忽報圓覺寺、失火、余從諸
 子、往山内、長老大法潛出匿于山崎寶積矣、時白雲菴、方春
 二首坐、左右捉余手、引過寶積、與大法、相見、懇 又某年
 言再往之意言未畢、諸衲推住持、上舉而歸寺矣、
 當寺の事等閑にせざる由、長尾修理亮忠景が示せし書
 今黃梅院所藏にあり 日、就山崎寶積寺事、年々如何様於忠
 日、謹上慈光院 景、不可存等閑候恐々敬白、五月十二
 修理亮忠景華押 廢せし年代は傳へず、○深禪寺蹟 今
 其跡詳ならざれど字堂手坊の下など唱ふる地あれば果
 して其邊なるべし、應安二年九月義堂當寺の住侶と對
 話せしこと【日工集】に見えたり 日、九月十日、山崎深禪
 余云、法華以何爲體、日、以中爲 寺律師來詣、詔及天台教
 體、余云、中以何爲體、律師無語、されば其頃は正しく存
 在せしなり、其後廢せし年代詳ならず、○館跡 坤方
 にあり、今白田となる古領主宗高院女といへど家系傳記
 等に所見なければ、の館跡なりと云ふ、南方少許を隔て
 考ふるに由なし、の館跡なりと云ふ、南方少許を隔て
 山腹に櫻樹あり 古木は枯稿して、後 里民御墓山の櫻と
 呼り、是宗高院墳墓の印にして、中古迄は石碑もあり
 しと傳ふ、
 ○臺村 山崎村より分れしと云、されど【北條役帳】

にも此地名見えたれば、永祿已前既に分折せしと知らる
 小坂郷に屬せり、江戸より行程十二里、東西十七町餘南
 北六町許 東、山之内村、西、戸部川を隔て岡本村、民戸六十一、
 藤澤より鎌倉への往還村の北方を通す 中二間より
 より鎌倉への路、小袋谷村より入り尺、村界にて前路に
 合す、貞享元年國領半兵衛重次檢地す 右檢地は慶安以前成
 云、當村古は松石齋の知行なりしを、松田助六郎、關彌治郎
 等買得せしこと【北條役帳】に見え 日、松田助六郎、買得六
 元松石齋知行、又日、關彌次郎、買得六 十貫三百六十文、臺之
 十貫三百六十文、臺之内元松石齋知行、今石野新左衛門・別
 所小三郎の知る所なり 古は御料所、元祿十一年、石野・
 ○高札場二 ○小名 △市場 毎月五日・十日、此所に市立て、
 鬻ぎしとなり、按ずるに、足柄下郡板橋村、舊家藤兵衛の家
 藏、天正十四年十二月、江雪の奉書に、市場新宿と見えしは
 此地なるべし、この文書は、藍瓶役の稅錢不納により、其村
 々に課する所にて、地名の次第、原宿、市場新宿粟船とあり
 共に近隣の
 地名なり、
 ○戸ヶ崎山 隣村山崎村天神山に相對す 登許 ○戸部
 川 西界を流る 中十橋を架す、戸部橋と唱ふ 長八間餘
 修理に係る、今は當村、岡 東隣山之内村より來たる一流
 本・小袋谷三村の持なり

小袋谷村界を流れ三間に至る 西方にて此川に注ぐ、
○稻荷社 山神・山王を合祀す、村持下同、○八幡宮 神
明・春日を合祀す、以上二社共に村の鎮神とす、○神明
宮 ○諏訪社 ○第六天社

○東溪院 徳藏山と號す、臨濟宗 足柄下郡湯本 彌陀を本
尊とす、○觀音堂 正觀音を安ず、村持下同、○菴
龜井堂と呼ぶ、彌陀を置、○地藏堂
○塚三 熊野塚 東北陸田間にあ 富士山 西北山上 平塚あり、
何れも小 塚なり、と唱ふ

○小袋谷村 古布久呂 小坂郷に屬す、古は巨福禮と書す、
【東鑑】仁治二年十二月の條に山内巨福禮と見えしは此地
なり、十二月廿日、前武州渡御子山内巨福禮別居、按ずるに
蓋隣村大船村に、弘安七年九月當所山上の陸田を以て鎌
倉圓覺寺の菜園に寄附あり 圓覺寺文書曰、圓覺寺知行、申菜
山上散在小島等、可當寺菜園之由候也、仍執達如件、弘
安七年九月九日、寺奉行御中、業生・眞性・賴綱・各華押、永正十
六年四月北條新九郎入道早雲當村を箱根權現に寄附し、
幼息菊壽丸の知行に宛行へり 箱根金剛王院藏文書曰、箱根
貫文、小ふくろや、しんみやういんに被下、末に永正十六年四月
廿八日菊壽丸殿、宗瑞華押、按ずるに、菊壽丸當時箱根別當坊

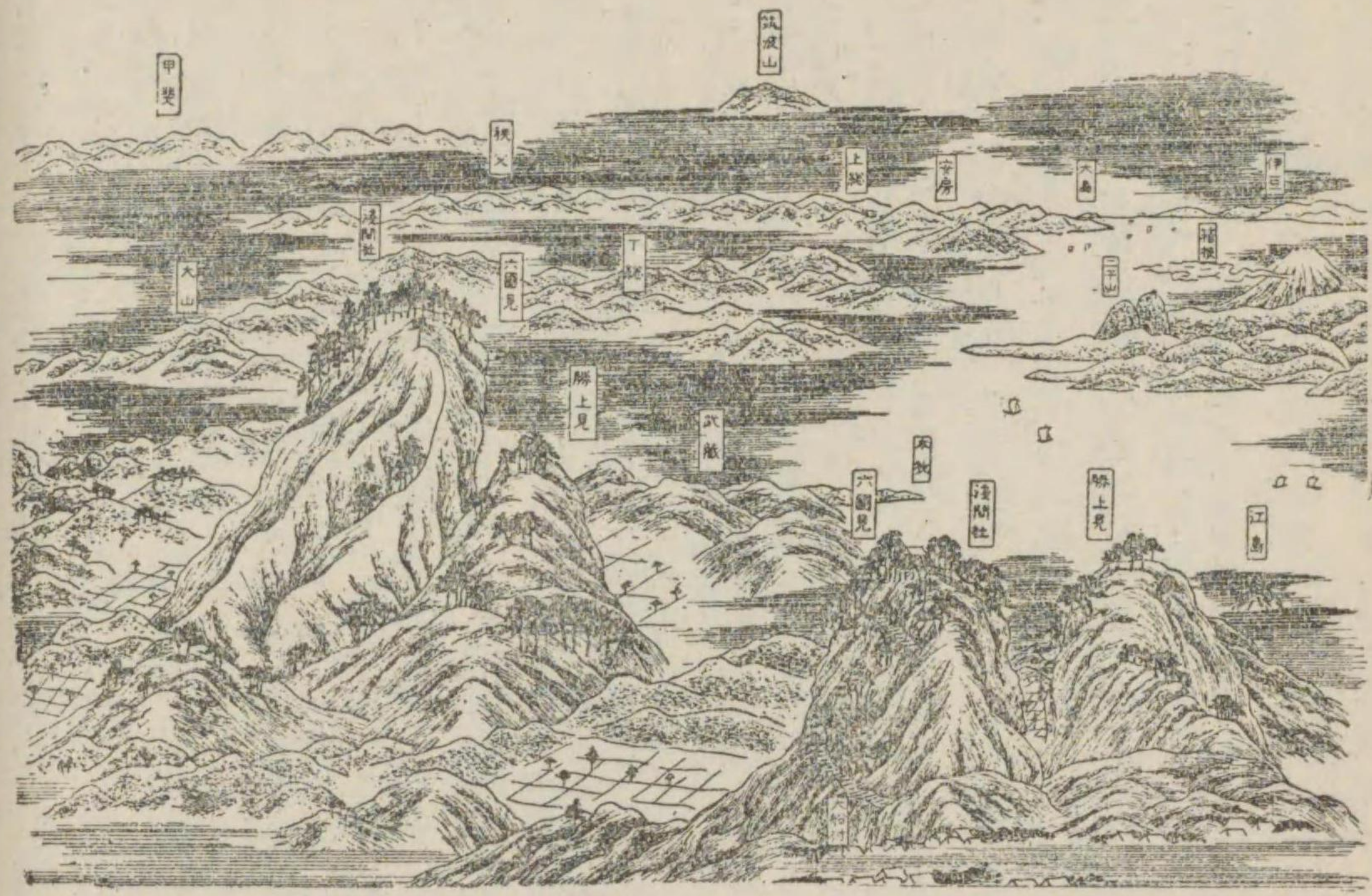
にあ、此頃は今の如く小袋谷と唱へしなり、永祿二年に改
し【役帳】にも幻菴知行の内に入れり 日、幻庵御知行、百二
小袋谷、按ずるに、菊壽丸 江戸より行程十二里餘、廣三十
町袤八町餘 東北、大船村、西、民戸二十五 外長吏、檢地は延寶
六年成瀬五左衛門改む、今松前彦之丞知行す 元祿十一年
松前氏 戸塚より鎌倉への道、村の中央を通す 間、
○高札場 ○戸部川 村西を流る 間餘橋を架す、戸部
橋と唱ふ 當村・臺・岡本三村の持
同、○吾妻社 ○辨天社 村持下
○成福寺 龜甲山法得院と號す、淨土宗眞宗 西六條本
永元年創建す、本尊彌陀 源信僧都作、を安ぜり、開山は
成佛と云ふ 文永十一年十月八日寂す、寺傳云、成佛は北條
幡社にて、大藏經校合の時奉次謁して彼宗に歸依し、遂に師
資の約をなし、薙髮して名を成佛と改め當所の岩窟に在て、
念佛修行の時、明星天子の靈告を感じし、當寺を起立すと
り、今堂後にある龜の窟は、即成佛幽栖の跡なりと云、
九世宗全に至り北條氏當宗追却の頃、豆州北條に退き
一寺を建て亦成福寺と號す 今猶彼地 十一世西休の時慶

長十七年舊地なるを以て此地に還住し、當寺を再建す
と云ふ、【寺寶】 △十字名號一軸 親鸞 △聖徳太子木像
一軀 親鸞、鎌倉常葉の坊舎にて午刻 △六字名號一軸 蓮如
此余山崎女 奥平家の 寄附ありし屏風一雙、膳碗の模
り、一具を寺寶とす、又表門 四足門 も山崎女隱宅の門
を移し建しものと云ふ、△支院 西教寺、

○大船村 於保布 曩昔此地瀬海にして粟を積たる船着岸せ
し緣故に因り、粟船村と唱へしと傳ふ 【鎌倉志】引常樂寺略
粟船號村依山得名、此地往時爲海濱、以載粟船繫于此一夕變而
化山、今粟船山是也云々、此等に依て 土俗此説を設けしなり、
粟船の地名は古書に往々見えたり 【東鑑】寛元元年の條村民
【北條役帳】村民所藏天正九年の文書足柄下郡板橋村民藏同十四
年の文書等に見ゆ、則下の條に引用す、又【東鑑】建長五年の條
【神明鏡】元弘三年の條に青船とあるも當村を云へる、今の文字
に改しは何の頃なりけん、既に正保の改には今の文字に
作れり、江戸より行程十二里、小坂郷に屬す、元弘三年五
月新田義貞鎌倉を攻る時、當所を放火せしこと所見あり
【神名鏡】曰、五月十八日卯刻、藤澤・青船・片瀬・十間
酒屋、五十餘ヶ所に火を懸て敵三方より懸けたり、天正九年
八月當村の税錢増加の沙汰あり、當年十月を限り皆濟す
可き由を令す 舊家小三郎藏文書曰、十三貫八百九十四文、粟
船段錢三ヶ二仁懸自當年可致進納辻、此外三ヶ

一上田所江被遣之、右先年無檢地郷村、就御代替、當年雖可被改
候、其以來被打置、只今事六ヶ鋪間、以段錢増分被仰付候、米
穀計運送之苦勞可存者、員數相當次第、黄金永樂絹布之類麻漆
等、有合候物遠以可納之、然者十月晦日、必可致皆濟所、可捧
一札旨被仰出者也、仍如件、辛巳八月十七日、粟船代官百姓中、
北條氏虎印、按ずるに御代替と云るに、天正九年氏直家督の時
を指るなり、此頃當村及び近郷の所々藍瓶錢の課役を出せり
十四年十二月不納せしにより更に催促の沙汰あり 足柄下
村紺屋藤兵衛文書寫曰、粟船云々、右之在所不入と申、紺屋役不
出候由、曲事仁堅申付可取、猶兎角申不出候は、可申上云々
丙戌十二月二十五日、京紺屋 東西二十町南北八町許 村、今泉
津田江雲奉之、虎朱印あり、東、西、南、北、小袋谷、岡本二村、南、山之
内、臺二村、北、笠間村、民戸六十八、小田原北條氏分國の
頃は上田案獨齋知行す 【役帳】曰、案獨齋、二百六十
及能勢頼負佐 寶永七年御料の地を、村上主殿、村上壽之助に
文政四年御料に復し、同六年裂て能勢 古は御
氏に賜ふ、殘れる地今猶御料所なり、蜷川相模守親文 料所な
り、元祿十一年長山彌三郎に賜ひ、文化八年、御料及肥 根岸九
後守容業の領地となりしに、文政四年蜷川氏に賜ふ、
郎左衛門 是も御料所なりしを文化十 木原兵三郎 享保の頃より
初は御料 二年、父肥前守鎮衛に賜ふ、
所なり、等知行す、檢地は延寶六年成瀬五左衛門改む、
戸塚宿よりの鎌倉道村内を通す 間、
○高札場三 ○小名 △木曾免 木曾義高、古
墳の邊なり、△大明神 爰

六國見眺望圖



稻荷社 △岡 △御壺ヶ谷 △檜垣 △赤羽根 △堂
を祀る △太子谷 △瀧ノ前 △谷堀 △尼ヶ谷 △花
摘免

○六國見 呂久古 村の巽隅にある山を云、登八町四山の南麓は山之内圓覺寺の域内なり、頂上松樹の下に淺間の小祠あり、登臨すれば四望曠濶として互相武房上下總の六州一瞬の内に入り由て名とす、且西は富嶽東北は筑波山を遠望し郡中第一の壯觀なり、○大船山 村の中央常樂寺後の山を云、此山の北に連なる小丘を柄杓山と云其形に因て名とす、○離山 波奈禮 鎌倉道の南側にあり、八町餘の間に三山並び立り、高各二十間より中央に在る長山 形状を以て名、北方を腰山 三尺許、井中隆あり其深測るべからず、土俗棍原平三景時が邸跡なりと云、景時が宅蹟は、此地にあらず、南方を地藏山 山上に地藏の石像を置古塚十三あり、と名づけ、概して高一丈より六尺に至る、來由を傳へず、
離山と稱す、これ山足連續せるを以なり 皆芝山にて樹木を生ぜず
享徳四年六月管領成氏追討の時、鎌倉勢山麓に出張して京勢を支へしことあり 治 上總介範忠、京都の御教書御旗を賜はり、東海道の御勢を引率し鎌倉へ發向す、鎌倉には木戸、大森、印東、里見等、離山に待懸て、防ぎ戦ひけれども、打負 文明中准后道興此山を見て和歌を詠す 曰、離山と

云る山あり、誠に續きたる尾上も見へ待らねば、朝まだき旅立里の遠方に、其名もしるき離れ山かな、
部川 西界を流る 幅八間より 〇砂押川 北界を流れ戸部川に合す間、板橋を架す、砂押橋と呼ぶ 長二此水を引て水田に灌漑す、〇溜井二 一は小名池谷にあり、潤一段許、元は三所ありし 一は尼ヶ谷にあり、潤七畝餘、爰が今は其一のみ存す、
しが、二は埋減せしと云

○熊野社 村の鎮守なり、束帯の木像を安す 座像長八寸、像を安せしと云ふ、其像は今、臺座に天正七年安置の事を舊家小三郎の家に預り藏す、
記す 衛門尉平長俊華押、長俊は則小三郎が祖なり、古は安房國群房庄當社領たりしこと、壽永二年の院宣に見えたり、別當多聞院藏書曰、今熊野領安房國群房庄、令寄進後經年序云々、如元可令領掌、〇者依院宣執達如件、壽永二年七月十日、謹上前右少辨殿、建長二年更に彼地當社領として尼性智伊豫守高階華押、
親熊野社領安房群房庄、任辨氏女所務すべき由又院宣あり、讓、可領知之由、可被傳仰尼性智、者院宣如斯依言上如件、爲經恐惶謹言、建長二年十二月二十九日、謹上伊豫守殿、太宰權帥爲經、按ずるに以上二通は年號、追記せしものなり、貞和二年又院宣を下され、社領安堵せしめられしと云、
新熊野社領安房國群房庄事、相傳領掌不可有相違、者院宣如斯依仰執達如件、貞和二年五月廿四日、

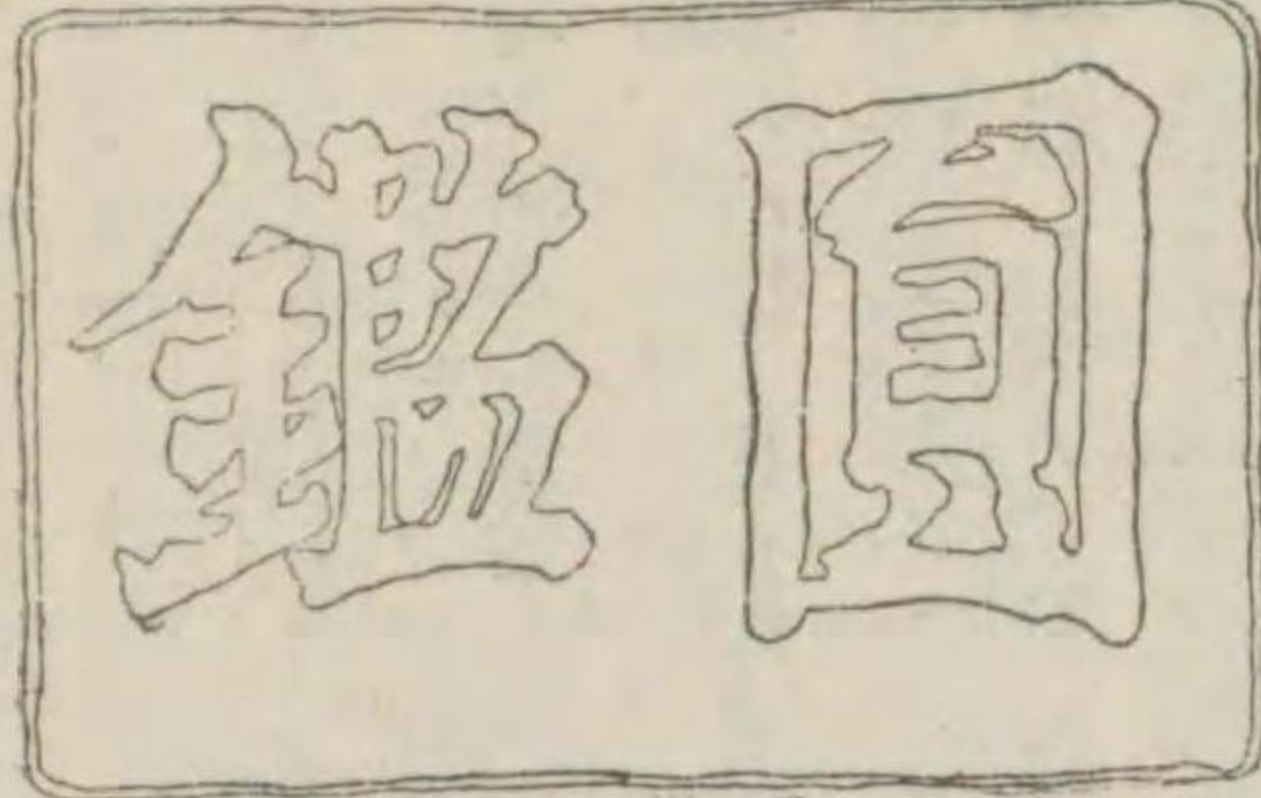
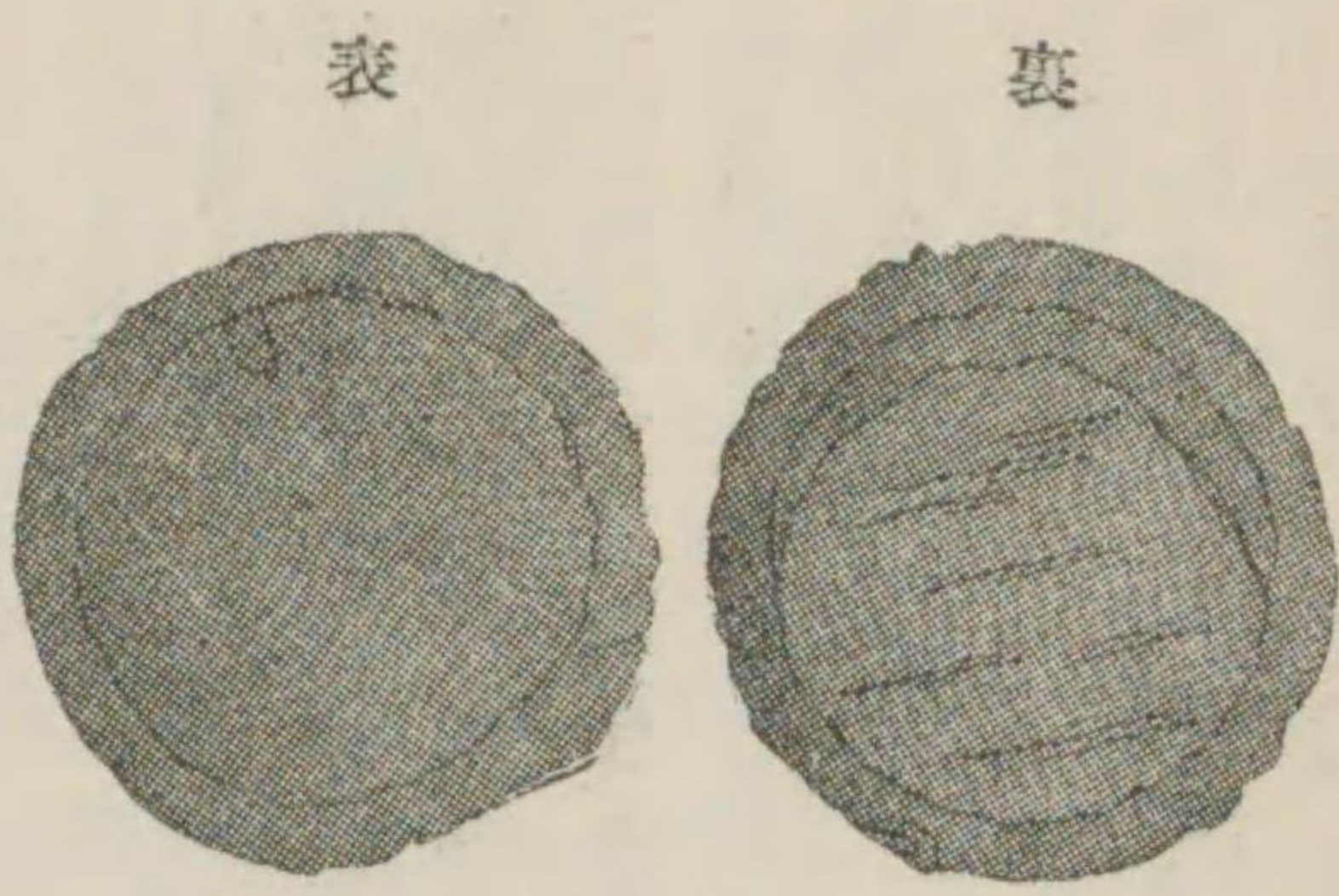
亮大僧都御房例祭九月廿四日別當は多聞院にて、鶴岡職權大納言華押兼ぬ、【末社】 △神明 古は字神明掌鈴木主馬神職を兼ぬ、
下にあり、寛永の頃甘糟右近亮時綱郎が祖先、此に移せり、△金毘羅 安永九年地頭長山氏勸請す、△秋葉三社權現稻荷、〇神明宮 多聞院持、〇御岳社 村民持、〇稻荷社 村持、
○常樂寺 粟船山と號す、臨濟宗 鎌倉建北條泰時が開基の道場にして 村民所藏、永正十二年、建長寺西來菴修造勸進狀に、常樂檀那武藏守權大夫泰時云々、

【東鑑】に粟船御堂とある是なり 又同書に、嘉禎三年十二月十三日、左京兆泰時爲室家母尼追福於彼山内墳墓之傍、被建一梵宇、今日有供養之儀云々と見えたるもの、其舊跡今別に存せざれば恐らくは當寺なるべく覺ゆ、但し當寺創建の年代を傳へず、又泰時が母尼、室家等の墳墓の事も、こゝに傳へなければ推考、
仁治三年六月十五日泰時卒してこゝに葬す山あり、寛元々年六月信濃法印道禪を導師とし、泰時が小祥の佛事を修す 室周關御事、於山内粟船御堂、被修之、北條左親衛、并武衛參給、遠江入道前右馬權頭、武藏守、以下人々群集、曼荼羅供之儀也、大阿闍梨信濃法印道禪讀衆十二口、此供幽靈御在生之時、殊抽信心云々、同四年宋の蘭溪本朝に歸化し鎌倉に下向して龜谷山壽福寺に寓せしを、北條時頼延てこゝに居しめ、軍務の暇屢訪ひ來たりて禪道を學べり

【元亨釋書】道隆傳曰、以淳祐六年、乘商船、着宰府、本朝寛元四年丙午也、乃入都城寓泉涌寺之來迎院、又杖錫赴相陽、時了心踞龜谷山、隆掛錫於席下、副元帥平時頼、隆こゝに住開隆之來化、延居常樂寺、軍務之暇、命駕問道、隆こゝに住する事七年、按ずるに【鎌倉志】に、元は台家なりしが、隆入院の後、禪家に改む、故に隆を開山と稱する由記したれど、今此等の事寺家に傳へなし、又隆を開山と稱する事は、其始當寺は全き一字の寺院たらず、泰時が持佛堂の如くなり、故に定まりたる、常住の僧はなかりしなり、されば【東鑑】にも、栗船御堂と記して、寺號を云はず、釋書に時頼、隆を延て、常樂寺に居らしむと書せしは、全く追記の文にて、當時寺號を唱へし證とはし難し、泰時が歿後、時頼香花誦經等廢絶なからしめんが爲、隆を延てこゝに居らしめしと覺ゆれば、隆をもて住僧の始と云ふべし、さては後傳へて、開山祖と思ひまがへるも理なきにあらず、志に云所は、全く梵僧が榜文に據て、ふと思ひ違へし訛なり、彼は福山の開山と云へるなり、榜文下に註記せり、合考して了解すべし又按ずるに、當寺撞鐘、實治二年の銘文に、初て寺號を見るに據れば隆が住するに及て一字の寺院となし、建長四年時頼建長寺を創する後隆福山に入て開山祖となる、五年六月故泰時が十三周の忌辰に値り、當寺にて追福の供養あり、又信濃僧正道禪を請て導師とす、事【東鑑】に時墳墓の條、後建長寺の末となり、其寺領のうちを配當あり、されど當寺は彼開祖隆が出身の地なる故建長寺根本と稱せり、此頃の事が隆定規一篇を送り、凡て福

山の法則に據るべき旨を寺僧に示す、全文は寺實の近來無住にして福山の塔頭龍峯庵兼管せり、【寺實】△定規二篇、共に梓に、一は道隆の書なり、便在目前、荷過一生、灼然難得復本、既掛佛衣之後、入此門來、莫分彼此之居、各行斯道、儻以粟船上殿、爲名、晝夜恣情於戲、非但與俗無特而行、晝則誦經之外、可還僧房中、客前坐禪初後夜之時、以香爲定式、領衆坐禪、二更三點可擊鼓房主歸衆方休息、四更一點、仍復坐禪、至閉靜時方入寮、夜中不可高聲談論、粥飯二時、並須齊赴、不可先後、今立此爲定規、不可故犯、一若若有恣意不從之者、申其名來、可與重罰住山道隆華押、一梵僊の筆なり、訓誨、明如日月誠不可忽、今以晚來之者、似不知之、於輪番僧衆、多遊宅所、今評定宜時檢點、或住持自去、或臨時委人、若乃點而不到之者、即時出院、各宜知悉、評定衆、前堂、柏西堂、都管、信都寺、興維那、習藏主、方首座、安首座、掛首座、用都開、衣鉢、貞和丁亥三月二日、住山梵僊、元德二年二月、鎌倉に來り建長に寓す、后淨智、南禪、眞如の三寺に歷住、貞和三年建長に住して、二十九世の僧と、なる、后又淨智に再住し、同四年四月十六日寂す、△硯一面、佛光禪師牛澤の物、△佛殿、祈禱の額を掲ぐ本尊三尊彌陀を安ず、傍に泰時の牌、見ゆ、餘は磨滅して讀べからず及其室、牌面に、寂故淨覺靈位の字見ゆ、鬼簿戒妙大姉靈、を置殿前に銀杏の老樹あり、圍一丈、△客殿

直經九寸三分



釋迦座像長一尺八寸、日地藏中古建長寺門前の、を置、圓鑑堂より移せしと云、を置、圓鑑の額を扁す、佛光禪師の筆、△鐘樓、實治二年三月の鑄鐘を懸く、序文に據ば北條時頼祖父泰時追善の爲に、左馬允藤原行家に命じ、撰せしむる所なり、其序銘曰、鑄懸北偏、幕府閣、墳墓之道場也、境隔囂喧、自足催坐禪之空觀、寺號常樂、自擬安養之淨刹、弟子追慕難休、夙夜于菩提之月、遺恩欲報、欣求於華界之雲、便將鳥吼之鐘、聊添雁堂之飾、於是狂風韻遠、可以驚長夜之夢、輕霜響和、可以傳三會之曉、當時若不記錄者、後代誰得相識哉、仍課刀筆、以刻銘文、實治二年戊申三月廿一日、左馬允藤原行家法師、法名生蓮作辭曰、偉哉斯器造化自然、陰陽炭調、山谷銅甄、鬼氏功舊、蒲牢名傳、入秋今報、應律今懸、響和靑女、聲驚金仙、動三千界、振九五天、於是先主、早告歸泉、



爾來弟子、屢瀕淚淵、深恩如海、淺報似涓、夙夜之志、且夕未悛、桑門罔鑿、房墳墓邊、花鏡新鑄、安道場前揚九乳韻、祈七覺緣、開曉獲益、長夜龍眠、下自八、△文殊堂、本尊の左右に不動、毘沙門を安ず、殊の像のみ携へ來たり、此土にして全體を造り添へたるなりとぞ、永祿十年五月住持九成の時甘糟太郎左衛門後佐渡守、長俊・同正直等信等信施して文殊の像を修飾し、其事を木牌に記して胎中に收む、曰、文殊御影成候間奉拜事、永祿十丁卯年五月十八日、平正直、平長俊、各華押、相模國東郡栗船山常樂禪寺、住持比丘九成叟、沙門僧菊拜書と記す、按ずるに、長秋虹殿の額を扁す、蘭溪の筆なり、左に縮寫す、△辨天社、客殿の後背に池あり、色天無熱、其中島に勸請す、是江島辨天社に安する十五童子の一、乙護童子を祀れりと傳ふ、其本體は建長寺に安じ、爰、蘭溪江島に參には其模像を置くと云、建長寺籠の時、感得せしものなりとぞ、西來庵、永正十二年の勸進狀に、大覺禪師下向關東、江島一百日參籠、辨財天所感天童一人付與禪師也、居栗船常樂寺云々、故に、相殿に江島には童子一體を缺と云傳ふ、相殿に志水荒神、木曾冠者義高の、姫宮明神、泰時の祀れり、稻荷天神等を祀れり、△天神社

△北條武藏守泰時墓 客殿の背後山上にあり、【東鑑】
建長六年六月北條時頼祖父泰時十三回の忌辰に値り、
眞言供養を修せし條に、青船御塔と見えしは是なり

日、六月十五日、迎前武州禪室十三年忌景被供養彼墳墓青船
御塔、導師信濃僧正道禪、眞言供養也、請僧之中、中納言律師
定圓、備中已講經幸、藏人阿闍梨長信等在之、爲此 按ずる
追善行八講、自京都態所被招請也、相州御聽聞、

に泰時は義時の長子なり、小字は金剛江間太郎或は相
模太郎と稱す、建曆元年九月八日修理亮に任じ、建保
四年三月廿八日式部少丞に迂り讃岐守を兼、固辭して
州任に就かず、承久元年正月廿二日駿河守に任ず、十

一月十三日武藏守に轉じ、三年洛に上り六波羅北方に
居る、元仁元年六月鎌倉に歸り、廿八日父に代りて執
權の職を奉る、嘉禎二年十二月十八日左京權大夫を兼
曆仁元年四月六日武藏守を辭し九月廿五日左京兆を辭
す、仁治三年五月十五日薨髮して觀阿と號す、六月十

五日卒、年六十、常樂寺と號すの如し、△姫宮塚 佛殿
高四尺五寸
後山上にあり、老松二株あ
り園各一 泰時が女の墳なりと
丈五尺



元は祠堂ありしが、類廢して、
神體は今辨天社に合祀す、西來
庵永正の勸進狀に、大覺禪師居常樂寺、平泰時息女歸依佛法、
號戒妙大師、抽戒枝結常樂果と見ゆ、北條系譜を閱するに泰

敬之餘、令斷葉水給、可謂理運、御寮所又依察彼心
中、御哀傷殊太、然間殿中男女、多以含歎色云々、光澄首を
携へ歸り實檢の後當村に葬りしなるべし、△大應國師

墓 池後山麓にあり、五輪塔を立、師は延慶二年建長
寺にて寂す、當寺は茶毘の舊跡なるが故に塔を建とな

【高僧傳】を按ずるに國師名は紹明南浦と號す、駿州の人、
り正元年間入唐し、文永四年東歸す、七年、筑州興德寺に住
持し、繼て太宰府の常樂寺洛の萬壽寺に轉住し、東山嘉元禪
院の開祖となり、徳治二年、建長寺に住し、十三世の職を董
し、延慶二年十二月廿九日寂す、舍利を獲る無數、勅して圓
通大應國師と諡す、弟子建長、崇福にあるもの、各舍利を奉
じて塔を建建長の塔中、天源庵と云、 △門 粟船山の額

今に支院たり、崇福の塔を瑞雲と云、
を掲ぐ、黄檗僧木庵の筆なり、○多聞院 天衛山福壽
寺と號す、山之内村瓜ヶ谷に、觀蓮寺屋敷と唱る白田あ
寺と號す、當寺の持とす、觀蓮は蓋當寺の舊號にや、古義

□眞言宗 手廣村青 運寺末、本尊毘沙門 弘法作、三世僧を賢朝と云
寛永二十年 九月寂す、 ○地藏堂 運慶の作佛を安す尺餘、村持下同

○不動堂 弘法の作佛を置尺餘、 ○觀音堂 十一面觀
音を置、運慶の作なり、長三尺、享保四年に記せる縁起に據
の時驚に囀搏せられ、其噴餘の骨を、此地に落せしかば、菩
提のため觀音を彫刻し、殘骨を御首中に納む、後回祿に罹り、
御首のみ燼餘に得しを、運慶其模像を刻し、彼御首を胎中、祐
に納むとなり、是に鎌倉塔辻の故事に基き作意せしなり、祐

時三女を生む、長は足利義氏の室、次は三浦若狭前司泰村、次
は武藏守朝直に嫁す、此三女の内なるにや、憶かなる所見なし
△木曾冠者義高塚 姫宮塚の山腹にあり、小塚の上に
碑を建尺許、古塚は小名木曾免の田間にあり、當寺の坤方、
延寶八年二月廿一日村民石井氏、塚を穿ち青磁の瓶を得た
り、瓶中に枯骨泥に交りてあり、由て爰に塚を築き收
藏せしと云、舊地にも、今、按ずるに義高は今【東鑑】に從ふ、
木曾義仲の長子なり、壽永元年鎌倉に質たり、頼朝女
を以て是に妻す、元暦元年義仲江州にて討れし時、頼
朝後患を慮り誅戮せんことを謀る、義高伺ひ知て密に
遁れ四月廿六日武州入間河原にて追手の兵、堀藤次親
家が郎等藤内光澄に討る、【東鑑】曰、元暦元年四月廿一日、
雖爲武衛御掣、亡父已蒙勅勸被戮之間、爲其子其意趣尤依難
度、可被誅之由、内々思食立、被仰含此趣於昵近壯士等、女
房等伺聞此事、密々告申姫公御方、仍志水冠者廻計略、今曉
遁去給、此間假女房之姿、姫君御方女房圍之出、而海野小太
郎幸氏者、與志水同年也、日夜在座右片時無立志、仍今相替
之、入彼帳台臥、宿夜之下出警云々、日關後、出于志水之常
居所、不改日來形勢、獨打雙六、志水好雙六之勝負、朝暮甌
思之處、及曉綺露顯、武衛太急怒給、則被召禁幸氏、又分遣
堀藤次親家以下軍兵於方々道路被仰可討止之由、姫公周章銷
魂給、廿六日、堀藤次親家郎從、藤内光澄歸參、於入間河原、
誅志水冠者之由申之、此事雖爲密儀、姫公已令漏聞之給、愁

天の名號一幅を藏す、

○木曾塚 義高の舊塚なり、高二尺、周
塚邊を木曾免と云を見れば古は免田などありしならん
常樂寺の條併見るべし、此塚より少許を隔て、五輪の
塚、六國見の南方山上にあり、上に石碑を建、半は地中
り、面に悉曇の、染屋太郎大夫時忠が兒の墳なりと傳ふ、
字仄かに見ゆ、

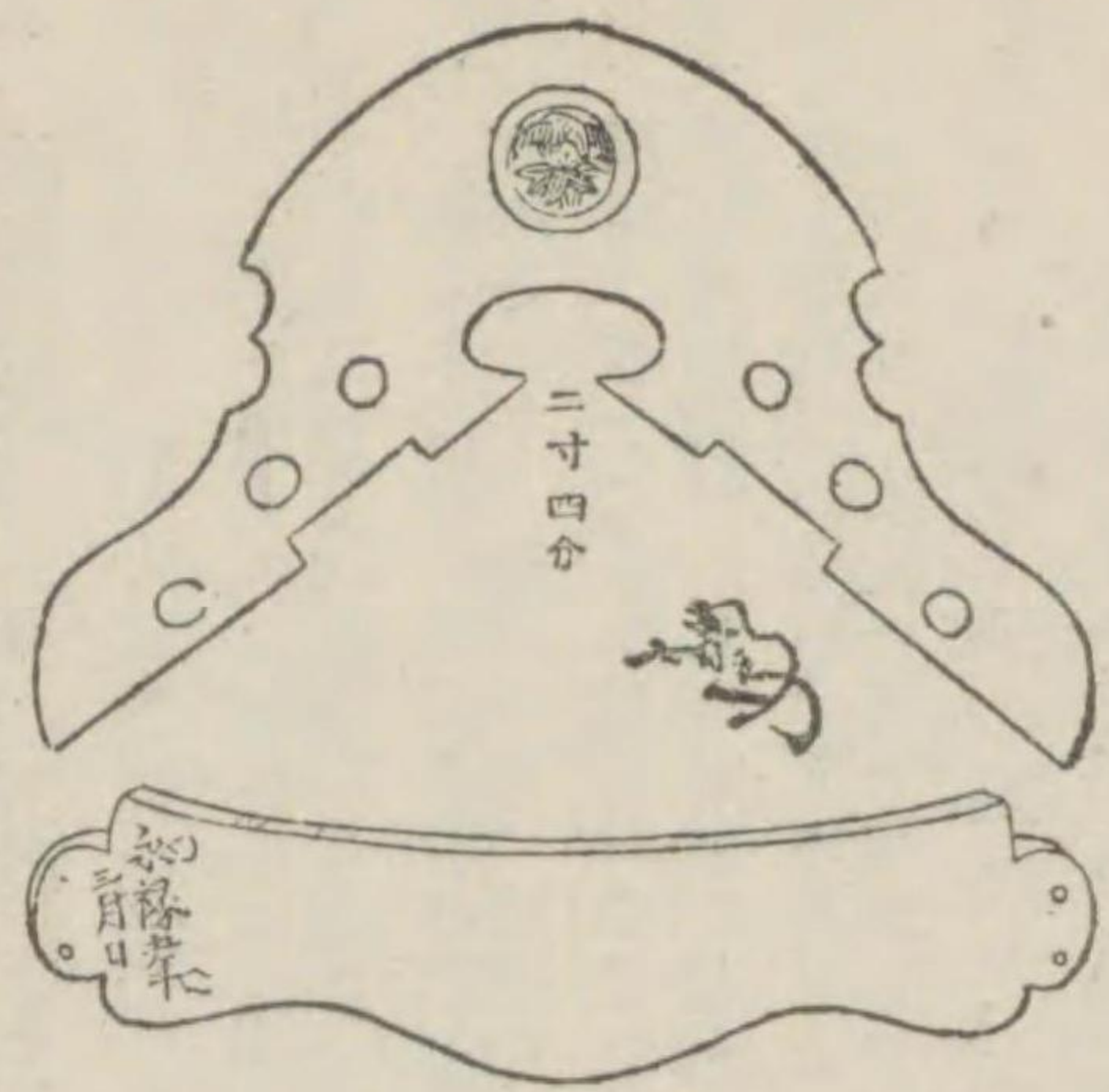
○最藏坊塚 村北白田間にあり、塚上に石人を置、高四
鶴岡の職掌鈴木主馬が祖先の墓なりと云、鈴木家傳を按
ずるに、祖鈴
木左近重安、治承中鶴岡の職掌となり、戰國の間、永享中、
當村に移住し鶴岡社役を兼帶し、最藏坊と唱へ、村内熊野社
神職を勤めしとなり、故に、 ○北條泰時亭跡 【東鑑】仁
今も熊野社の神職を兼ぬ、

治二年十二月の條に泰時巨福禮の別居と載す、日、十二
前武州渡御子山、巨福禮は即隣村小袋谷なり、されど彼村
内に其舊跡を傳へず、當村大船山上に平衍の地段餘八
り、亭跡のさま彷彿たり、又其東方小名大明神の田間
に石井あり、近きあたりに檜垣・御壺谷と云小名あれば
此二所の内泰時の邸跡なるべし、

○舊家小三郎 里正なり、甘糟を氏とす、先祖は上杉氏
に仕へ後北條氏に屬せしと云へど口碑のみにして家系
舊記等を傳へず、唯家に舊き木牌を置けり、一は土佐

新編相模國風土記稿卷之九十八 村里部 鎌倉郡卷之三十一

守清忠 面に、道本禪門、背に、甘糟土佐守平朝臣、一は備後守清長、面に月廣道順禪門、背に甘糟備後守平朝臣清長、永正二乙巳天七月八日と刻す、按ずるに、上杉家將士列傳に、甘糟備後守清長の名あれど是は慶長の頃在世たれば、時代殊に違へり、同名別人なるべし、一は佐渡守長俊朝臣長俊、天正十午天三月十三日と刻す、等なり長俊始太郎左衛門と稱せり、即永祿十年常樂寺文殊の像を修飾し、像の胎中に収む、天正七年鎮守熊野社の神體を再興せしは此人なり、神體の台座に記す、是等最古を徴するに足れり、



又玉繩岡本村に首塚或は甘糟塚と唱ふるあり、此家の傳へに大永六年十二月北條氏綱が兵と里見義弘戸部川の邊に戦ひ、北條勢三十五人討死す、かりて其首級を合せ埋し、榎を植て

標とす、此家の祖先某一にして且其魁たり、故に甘糟塚の名ありと云ふ、其名諱を傳へざれど年代をもて推考するに備後守清長が男なるべし、又天正十三年間

新編相模國風土記稿卷之九十八 終

新編相模國風土記稿卷之九十九

村里部 鎌倉郡卷之三十一

山之内庄

○岩瀬村 以波勢 小坂郷に屬す、江戸より行程十二里、土俗は傳て頼朝の時世奥州より岩瀬與一太郎と云者、捕はれ來り後こゝに居住せり、夫より地名となると云ふ、按ずるに、與一太郎は佐竹の家人にて治承四年十一月獲せられ頼朝の見參に入しに直言を述て恩免を蒙り、遂に家人に加へられし事【東鑑】に見えたり、仁治元年三月當村を以て上之村證菩提寺域内新阿彌陀堂の料所に宛つ、證菩提寺の條に引用せり、正和二年已來堂料、供米等、給主矢田四郎左衛門尉盛忠未進せしむるにより文保元年十二月更に公田十分一を村民に免許せられ、向來未進なく供料辨濟す可き旨下知す、上之村證菩提寺文曰、山内庄本郷、新阿彌陀堂、陀堂供僧等申、供米未進事、右岩瀬郷給主、矢田四郎右衛門尉盛忠、正和二年以來濟之由、就訴申尋下之處、如請文者、公田十分一、被免許于百姓等訖、於殘定田分者無未進云々、者主寺供料等者、難被免除之旨、先日沙汰畢、然則守本員數、可究濟之狀、下知如件、文保元年十二月十四日沙彌華押

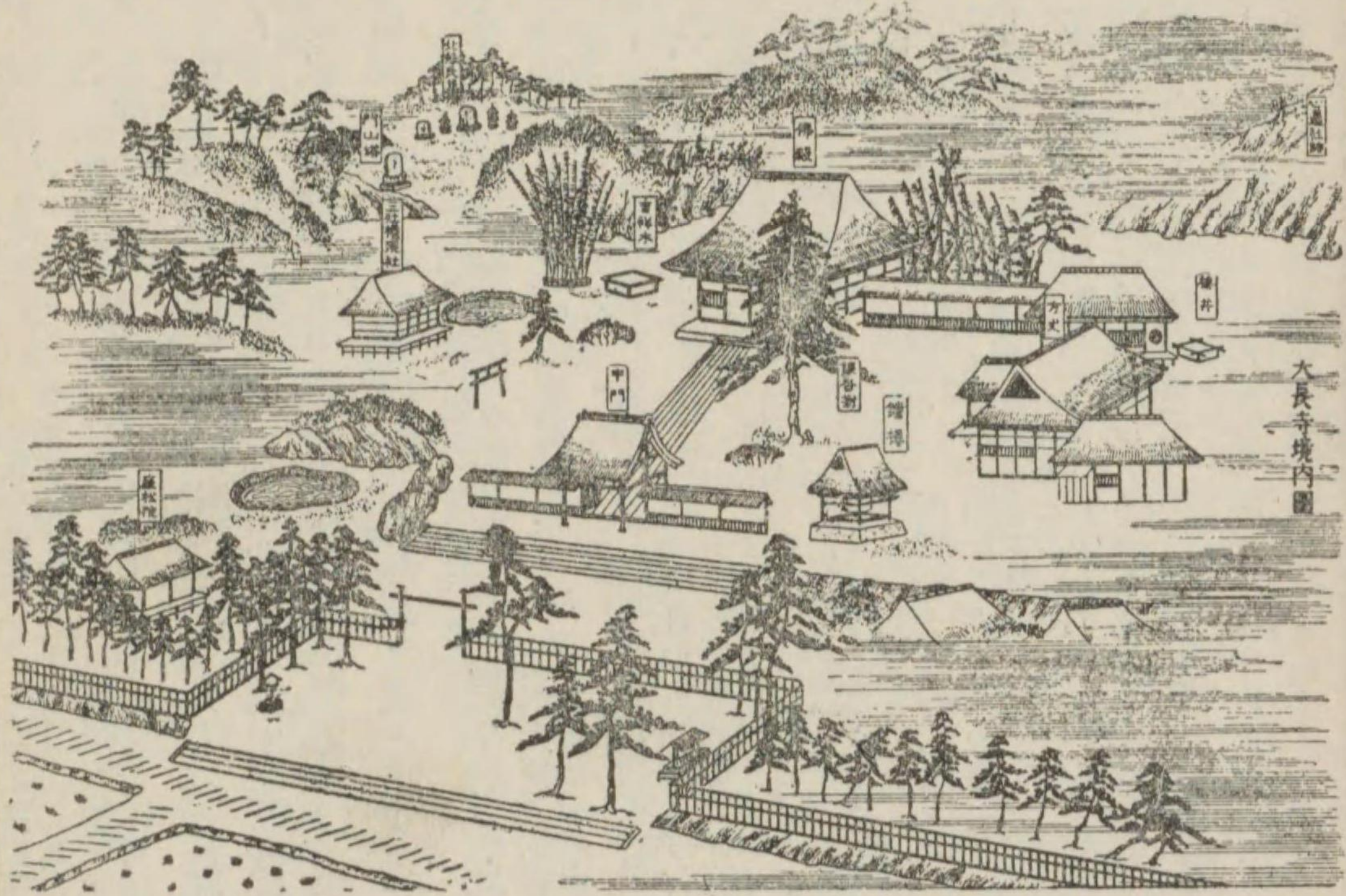
八月圓覺寺廓架再興助力人の列に甘糟外記の名あり、是も祖先のうちなりと云へど系傳を失ひたれば詳にし難し、古鞍一背を藏す、是上杉氏授與の物と云ふ、左に圖するが如し、又古文書十六通を藏せり、一通は天正九年代官百姓中に與へし物なり、全文は村名の條に註記す、其餘の數通は永仁・正和・應安・康曆・應永・永享等の文書、及上杉氏小田原北條氏等の文書を、多く鶴岡に關係するものなり、傳來の由來詳ならず、

左衛門尉 元弘三年十一月の沽券狀にも當村名見ゆ、金澤稱平華押、賣渡相模國山内庄岩瀬郷事、合百貫文者右所者自明年甲戌正月一日、至于明後乙亥十二月晦日、貳ヶ年貳作、買主可合知行上、爲御所修造料足、止公私萬雜事、所被沽却也、但未實檢候間、假令一年中得分、百參拾貫文、實檢以後、令不足者可被延年記、有口者重可被召錢貨、仍沽券如件、正平七年朝元弘三年十一月二十四日、口眼華押、重能華押、正平七年朝文和元年正月將軍尊氏當村を以て鳥津周防守忠兼が勳功の賞に宛行へり、鳥津文書曰、下鳥津周防守、可令早領知相模國山内庄内岩瀬郷事、右爲勳功之賞所宛行也、者早守先例可致沙汰之狀如件、正平七年正月十日、尊氏袖判あり、文和三年六月宇子ノ局が代官飯田七郎左衛門尉當所に亂入し、忠兼の代官池田右衛門尉等を殺害に及べり、因て狼藉を鎮むべき旨、尊氏・義詮等の下文あり、鳥津周防守忠兼申、相模國山内庄、岩瀬郷并倉田郷事飯田七郎左衛門尉、卒多勢打入當所致合職、殺害忠兼代官、池田右衛門尉以下畢云々、爲實者尤似重科、鎮狼藉無相違候様、可被致計沙汰申候、六月廿四日修理大夫殿、尊氏華押、又曰鳥津周防守申、相模國所領事、先度如令申候、任理非急速可有御沙汰候謹言、八月廿四日、左馬頭殿、尊氏華押、又曰鳥津周防守申、相模國山内庄、岩瀬郷代官等、宇子御代官、殺害事、委細可有尋注候謹言、九月十二日、左馬頭殿、義詮華押、又曰、鳥津周防守申、相模國山内岩瀬郷代官殺害事、任被仰下之旨、相尋實否候之處、宇子局代官、飯田七郎左衛門、令殺害鳥津周防守代官、池田右衛門以下輩之條、無其隱候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、文和三年十月廿七日、進上御奉行所、彈正少弼直重華押、又曰、鳥津周防守忠兼申、相模國山内岩瀬郷代官殺害事、任被仰下之旨、相尋實否候之處、

去文和三年六月九日、宇子局代官、飯田七郎左衛門尉、打入當郷、令殺害忠兼代官、池田右衛門尉以下輩之條、無其隱候、若此條偽申候者、佛神御罰於可罷蒙候、可有御披露候、恐惶謹言、文和三年十一月廿日、進上御奉行所、彈正少弼直重華押、永德三年十一月左兵衛督氏滿當所を鎌倉明月院の領に寄附す、明月院文書に據る、全文明月院の條に引用す、至德三年三月僧道光當村の内白河局の闕地を明月院に寄附あり、長祿元年五月上杉兵部少輔房顯當村諸役免除の事を下知すこれ明月院領たるを以てなり、大永二年の文書には明月院領岩瀨郷の内今泉村と記せり、文書の全文、今、さては此頃に至り院領の地は別に分折して今泉村と唱へしこと知らる、天文四年三月更に又當村の内孫四郎名田、此地名今の地を、明月院に寄附の事あり、明月院文書、是も全文は彼院の條に引用すれば、併せ見るべし、永祿二年の頃は當村北條左衛門佐氏堯の知行なり、北條氏、左衛門佐殿知行百六十貫文、東郡岩瀨郷、同五年蔭山長門守當郷の内を圓覺寺塔頭富陽庵に寄附せしこと彼庵所藏の文書に見えたり、圓覺寺富陽庵の條併せ見るべし、天正十五年七月北條氏より當村中、軍勢の簡閑あり、其文書、村民源兵衛家藏す、丁亥七月晦日、民戸三十九、廣十町、亥四町許、東、今泉村、西、笠間村、南、延寶六年成瀬五左衛門檢地す、今領主松平大和守矩典、右は御料所なり、元祿

十一年地を裂て、木原兵三郎・菅谷平八郎正輔・小濱半左衛門利隆に頒ち賜ひ、御料の外三給の地となりしを、元文二年、木原氏支族、頼母某に分地し、なべて四給となれり、又御料の地も後年、酒井雅樂頭親本に賜ひ、寛延二年、松平大和守朝矩に替賜しが、文化八年、一村すべて松平肥後守、戸塚宿より鎌倉へ容衆に賜ひ、文政三年今の領主に替れり、戸塚宿より鎌倉への路村の西南界にかゝれり、間、
 ○高札場 ○小名 △瀧ノ臺 △瀧ノ谷 △五郎ヶ谷
 △入ノ谷 △ふりが谷
 ○山 南北二所にあり、何れも小山なり、○砂押川 南方を流る、間、此水を延て水田に灌漑す、板橋二を架す、一は切通シ橋、一は離山橋と云ふ、各小橋なり、
 ○稻荷社 保食・大己貴・大田・倉稻魂・大宮姫の五座を祀て五社明神とも唱ふ村の鎮守なり、村持、建久中、岩瀨與一太郎奉行して建立すと傳ふ、幣殿・拜殿等あり、例祭九月廿九日鶴岡職掌坂井越後神職を兼ぬ、越後が家傳時保當社の神職なりしを、文治中、職掌に補せられ、彼地に移れり、後年戰國の頃爰に退住せしに、文祿中、復職す、故に兼職す、△末社 若宮 ○神明宮三 村持下同、○三島社 ○白山社 ○八幡社 ○貴船社 ○十二天社二 ○諏訪社二 ○青木明神社 ○番場社 ○權現社 神號詳ならず、○辨天社
 ○大長寺 龜鏡山護國院と號す、淨土宗、院末、天文十七

大長寺境内圖



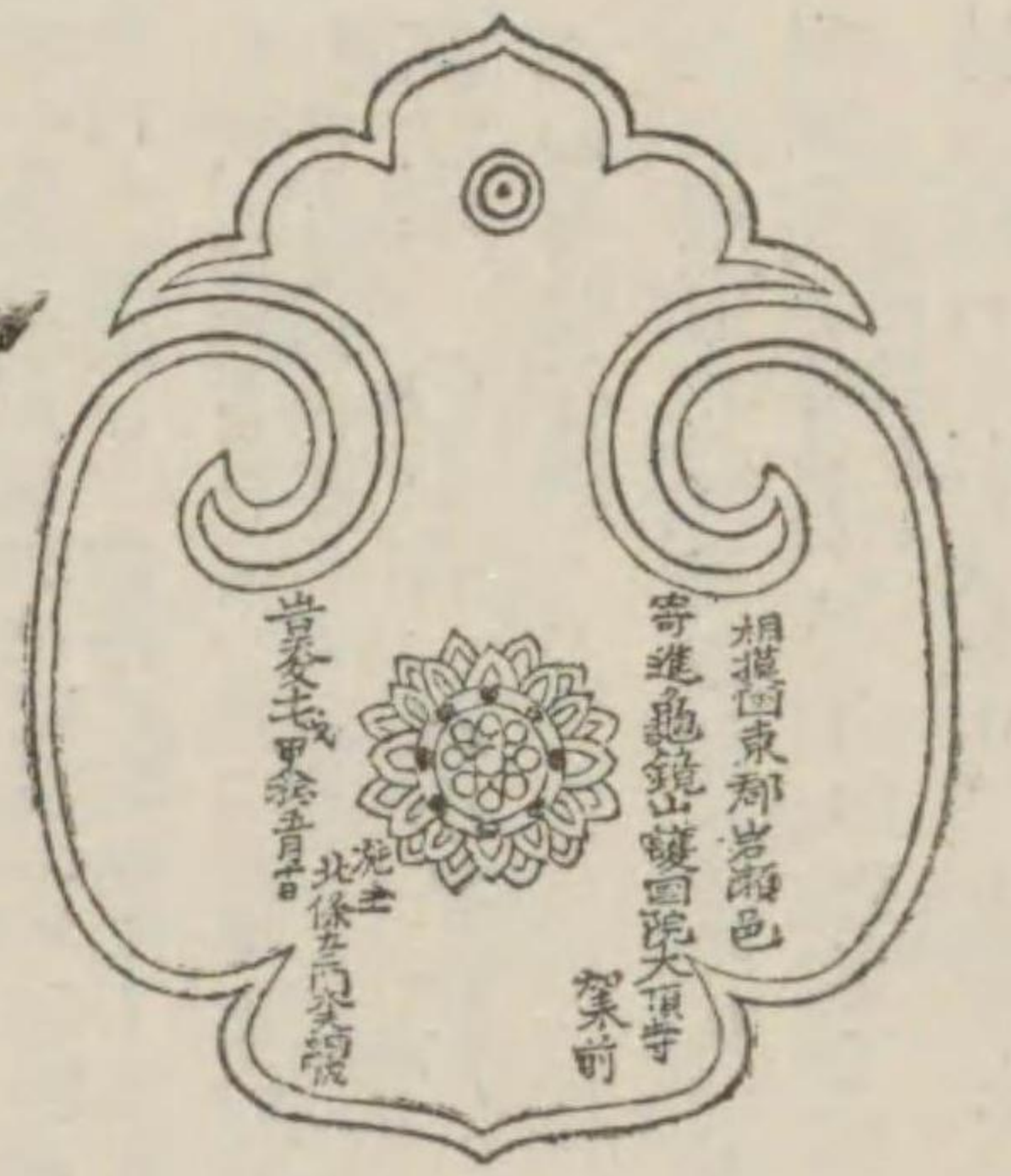
年五月の創建にして開山は存貞、鎮蓮社感譽願故と號す、駿河守政繁の甥、大永三年三月生る、成人の後、小田原傳長寺に投じて剃度し、後飯沼弘經寺に掛錫して、法を鎮蓮に嗣舊里に歸て、傳聲寺に住す、天文十七年、當寺を建、又四十八願に應て、四十八寺を創し、永祿六年、増上寺に轉住し、檀林の控制三十三條を定、是より宗風煽に起る、又別時中靈夢を感じ、傳法の規繩、法問の則儀を定め、一派の祖と稱せらる、其後當寺二世靈譽圓治に、縁山の職を譲り、更に地方に遊化し、天正二年九月當寺に歸遁し、明年五月十八日寂す、則寺域に葬る、碑銘なきを以て、靈山寺前任秀海、其事實を撰し、文政四年、現住單定碑を建、〔傳燈總系譜〕曰、鎮蓮社感譽存貞、號願故、相州小田原人、北條家臣、大道寺某の甥也、初投同所傳聲寺剃髮、下于武江、師事泉譽、長後飯古里、住建蓮馨寺、又於同州、開建平方馬蹄寺、小林寺、清戸長命寺、高澤大蓮寺、見立寺、又於信州更級郡綱島開安養寺、永祿六年、爲江戸増上寺第十世、傳法照々、遂成一派、天正初依檀主請、爲相州鎌倉郡大長寺、及深谷専念寺、開基は玉繩城主北條開山第一祖、天正二年五月十八日寂す、開基は玉繩城主北條左衛門大夫綱成なり、寺傳に、綱成、存貞の高徳を欣慕し、貞無量壽經を説、綱成兼て八幡を信ず、彌陀は其本地たるを以て、深く感喜し、一字を建て、治國安民の祈願所とせんことを約す、偶當所の靈地を得て買得し、山林東西三町餘南北五町餘の寺域、及餉田を附す、因て當寺を創し、感譽を開山第一祖と云、永祿元年九月十日綱成の室卒しければ、法號大譽耀雲、寺域に葬り更に二十貫文の地を寄附す、綱成は

天正十五年五月六日卒す年七十三道感院 二世は圓治秀蓮 譽と號す、永祿九年 哲翁圓龍と諡す 眞蓮社源譽存應 増上寺に轉住す、三世は普光觀智國師 と號す、天正十 二年、亦増上寺に轉住す、星蓮社曉譽存阿彌信と 上寺に轉住す、觀智國師の弟子、なり、榮住職 たりし時天正十八年小田原の役に北條左衛門大夫氏勝 玉繩に籠城して降らず、當寺檀縁の由緒あるを以て東 照宮の内命を蒙り大應寺植木村龍寶、住僧良達と謀り、終 に降恭をなさしむ北條五代記等には、此 邊御放鷹の時兼て榮の才學を知し召れ 三州大樹寺登譽 て謁し奉りしこ 屢當寺へ跽蹕あり、法儀を御聽聞あら せられ、舊に因て寺領をも寄賜ふりしを、玉繩岡本村な 前にて替賜 天正十九年改て寺領五十石の御判物を賜ふ ひしと云ふ 文祿元年三月の水帳を藏す、寺號初は大頂と記せしを 所謂大半小の歩數なり、 天正十七年の銘、及び天正小田 原陣の制札に、大頂寺と記す、 御判物文面に今の文字 に記し給しより改むと云 傳云、東照宮初て成せられし時 せしかば、僧は大長壽なるべしと、上意ありしとぞ、 又或時 かゝる由緒を以て今の文字に改給ひしなりと云ふ、 俄に成せられしと聞て榮急ぎ門外に迎奉り、御放鷹に やと申上しを聞召れ御戯に南無阿彌陀佛鳥は取らざり と上意ありしかば榮取敢ず、有がたのえかうえかうで

日の暮るゝと附申せしを興じさせ給ひ、扈從の人々に 記憶すべきとの命ありしとなり、慶長十三年江戸營中 にて淨蓮二宗論議の時榮本多上野介正純と共に奉行せ られしと云 淨土日蓮宗論議にも、依上意以大長寺 上人召高野山賴慶僧都云々と見ゆ、 眞宗院尼 寶台院殿 玉繩に隱栖の頃殊に榮を歸依せられしかば戒 を授け遺言に任せ導師を勤む、慶長十六年尼の爲に貞 宗寺御建立の時榮を開山に命ぜられ、當寺より兼帶す 同年十一月東照宮藤澤御殿に御止宿の時、榮を召させ られ法義御談話あり、且諸堂修理のため銀若干を賜ふ 駿府記にも、此事を載せ、源榮を玄恵に作る、曰、慶長十六 年十一月十八日、路次御放鷹御着藤澤、及夜増上寺弟子玄恵 上人出仕、有佛法御雜談、則銀 百枚賜之、彼堂以下上葺之料也 又江城或は駿府等へも屢 召され、修學料三百石を賜ふ 洞源集にも 故に榮を中 興と稱す、同十九年三州大樹寺に轉住せり 源榮當寺住 淺草正覺寺を中興し、當國高座郡座間宿、宗仲寺の開山とな り兼住す、元和二年四月六日大樹寺より駿府に召され、御遺 命を蒙り、同四年、病に依て宗仲寺退隱し、寛 永十年十一月十日、同寺にて寂す、年八十三、 本尊三尊彌 陀三寸、雲慶作、及如意輪觀音長一尺を置又大頂院の木像 長一尺、東照宮の御神影 大猷院殿の御筆、増上寺十七世、 五寸五分東照宮の御神影 照譽奉納す、裏書に、奉納大長寺、 東照大權現御影、右家光公の道幹君の御牌、東照宮の仰によ 御筆也、増上寺照譽華押あり、道幹君の御牌、安置し奉れ

りと云、牌面昔は、瑞雲院殿應政道幹大居士淑靈とありしを 東照宮二百回御忌に、御代々の尊牌御厨子等、修復を加へ奉 りし時、御贈官に改、大樹寺殿贈 御代々の尊牌、及傳通院 亞相應政道幹大居士と記せり、 御代々の尊牌、及傳通院 殿・崇源院殿・寶臺院殿の御牌、貞宗院尼・雲光院尼等の 牌を安ず、寛永十年増上寺照譽十七、御供養金 東照宮、大 樹寺殿、御供 感譽・雲譽・觀智國師を云、の供養金 三、 養料三十兩、及三祖三代相繼て、増上寺に轉す、 後年に至ても退轉な 佛殿に大長壽寺の額を掲ぐ を寄附す かるべきの文書あり 佛殿に大長壽寺の額を掲ぐ 寶永七年、知恩院尊統法親 王、江戸の旅館にて書す、 方丈は大頂院及北條氏繁室 殿との殿字を移し建しものと云、寺寶 △四季詠歌 短冊四枚 春は、後柏原院、夏は、九條忠榮公、秋 △詩箋 一枚 智恩院尊胤法親王の筆、山行の題 △一枚起請一幅 建 二年正月廿三日、源空が淨宗の安心起行、此一紙に至極する 事を示せしものにて、青蓮院尊鎮法親王の眞蹟なり、 △短冊一枚 同筆、永祿元年、大頂院卒せ △山越彌陀三 尊畫像一軸 惠心筆、大道寺殿 △涅槃像一軸 山角紀井守 尊畫像一軸 河守政繁寄附 △佛舍利七粒 文政三年、釋迦の座像を作りて、其 △九條 袈裟一領 紺地の金襴なり、觀 △俱利伽羅龍墨畫一軸 勢 金岡の筆と云、 △說相箱一箇 蓮菊蒲萄瓜唐草等の彫あり、 北條氏康寄附、

寺記に、氏康公御臺様御寄 附 法器七品之内とあり △銅雲板一面 長二尺六寸、幅 北條左衛門大夫綱成寄 附、其圖上の如し、 △鎗二筋 大道寺殿河 守政繁所持 と云、下 △鑿一口 北條新左衛 門繁廣所持 △制札 一通 豐太閣小田原陣 の時、出す所な り、相模國東郡 大頂寺と記す、此餘名僧の筆跡、古書幅等若干あり、 △三社權現社 中央に東照宮 御座像三寸九分、源榮作、 之洪恩、彌陀名號一唱一刀、謹彫刻神影二軀而奉安之大長寺、 宗仲寺、以永祝禱天下太平矣、元和六年庚申四月十一日功畢、 源榮と、右に熊野、左に金毘羅を安置して鎮守とす、△道 祖神社 稻荷社 豐岡稻荷 社稷明神社 △鐘樓 文政三年 現住在譽單定再鑄す、△銀杏樹 本堂の前にあり 高十 圍一丈 東照宮御手植と云傳ふ、△吉祥水 開山感譽 當寺草創の時水に乏し加持して此水を得たり、今に至 て久旱にも涸れずと云ふ、△梅ノ井 是も名水なり、 △北條氏墓 五基あり、一は北條綱成の室、氏綱の女



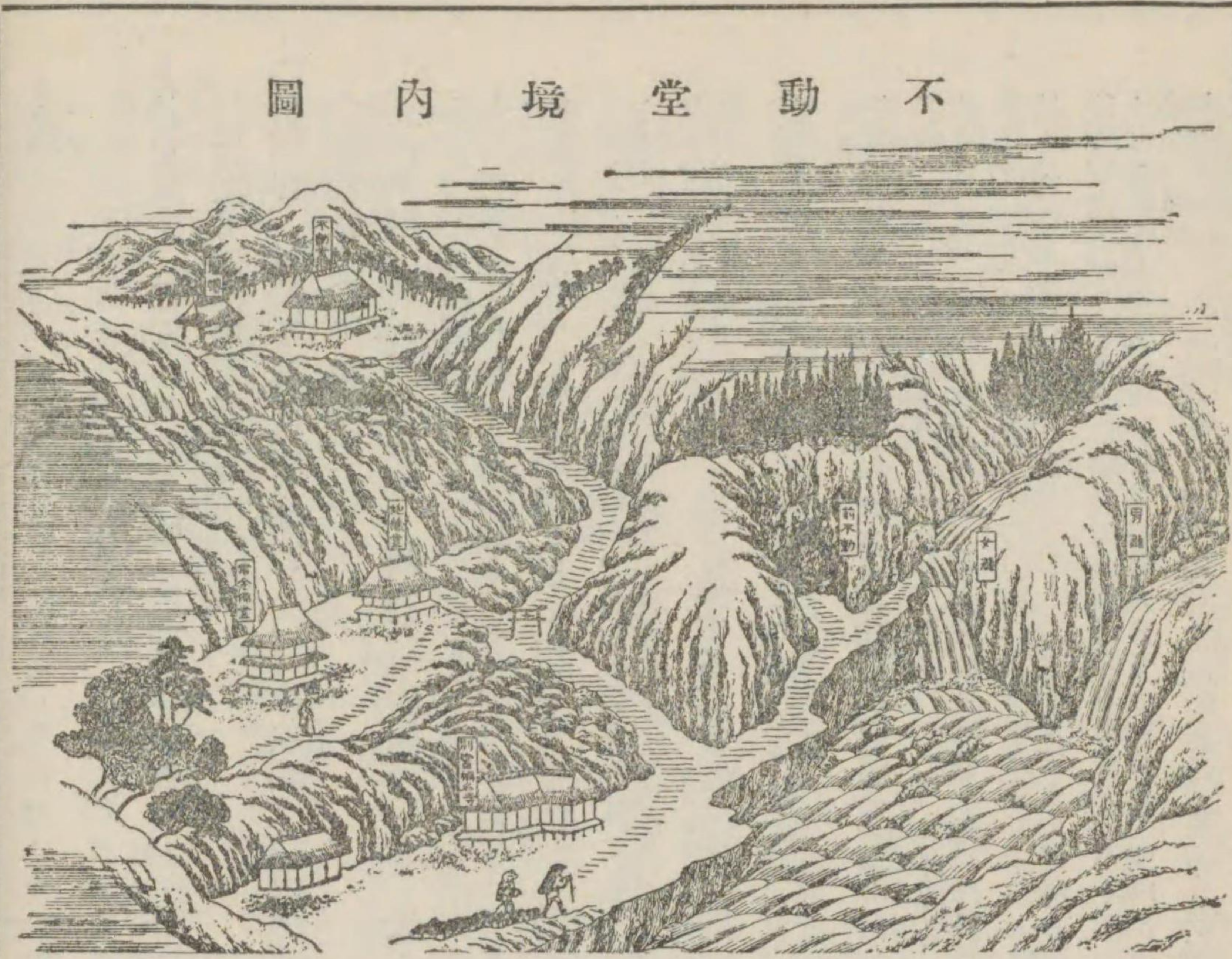
頂院殿光譽耀雲大姉、永祿元稔戊午九月十日と刻す、一は北條新左衛門尉繁廣表に、北條常陸介氏繁男、新左衛門尉繁廣と彫す、一は北條氏繁の室と云、七曲殿と號す、五輪、一は水月妙清大姉と彫る、何人たるを傳へず、年月、一は鐫字なし、△支院 庭松等も詳ならず、下同じ、一は鐫字なし、△支院 庭松院 實應建と云、應は寛永十六年九月十日寂す、本尊は彌陀座像長一尺三寸五分、宅間作、古は村内にありて、末寺なりしを後年境内に移す、心蓮社蹟す、本尊彌陀は、長二尺一寸、其舊地今に存す、△中門 四ツ足門なり、右は二天門なりしに本坊に置く、同祿の後、護院の額を扇す、文政五年、智恩院改造す、護院の額を扇す、尊超法親王の筆、△總門 龜鏡蘭若の額をかく、増上寺隆善、△下馬札 總門外に建つ初北條氏より建置しを大樹寺殿尊牌を安置の時改建られしと云ふ、△制札 下馬札に相對して立、天正小田原陣の制札なり、○西念寺 岩瀬山正定院と號す、前寺開山運譽、慶運社と號す、天文三、彌陀を本尊とす、○彌陀堂 天文中開基ありし一寺にて、阿彌陀院と號すと云ふ、今堂内に置る雙盤、後年衰微して小堂となれり、本尊は春日作なり、長二尺、大長寺持下同、○地藏堂 定朝の作佛を置寸五分、○不動堂 村持、

○今泉村 伊麻伊豆 岩瀬村より分れし地なり、書に、岩瀬郷の内今泉村、永祿中の物、されば小坂郷中なるべけれど今傳に岩瀬の内今泉と見ゆ、大永二年三月北條左京大夫氏綱當村に制札を出せり、これ山之内明月院の所領たるを以てなり、明月院文書曰、制札、相州岩瀬郷之内、今泉村輩者、可處罪科狀、仍如件、大永二年壬午三月七日、明月院傳藏主、北條氏綱の華押あり、永祿の頃も明月院領たり、(役帳)曰、明月院領、三十一貫九、家數二十、東西二十八町餘南北十二町餘、東、上之村、西、大船、岩瀬二村、南、二檢地は寶永七年飯田彈右衛門、高倉伴左衛門改む、新田あり、高八石餘、山間に敷在り、檢地は本田に同じ、今松平大和守矩典領す、慶長中より成之の采地なりしが、延享四年御料となり、寶曆十二年酒井平左衛門に裂賜ひ、御料の地少しく残り、文化八年、子孫作次郎の時、御料を合て一圓に松平肥後守容衆に賜ひ文政四年六月、當領主に賜へり、○高札場 ○小名 △小泉谷戸 △福泉 △中村 △のろけ谷戸

の雜木林なり、此餘村民の持とする、雜木林あり、二町一段、元文二年金子覺右衛門檢地す、是は御料に屬し、永錢を貢す、○川 村内不動堂瀑布の下流なり、幅三、岩瀬村に沃て砂押川と云、大船村に至て、○神明宮 村持下同、○八幡宮 ○一牛王社 ○山神社 ○荒神社 ○子神社 ○毘沙門堂 村の鎮守とす、建久元年頼朝の建立と云ふ縁起に據に、頼朝上洛のついで、鞍馬寺に詣で、行基作の毘沙門に體あるを瞻禮し、其一體を請得て、鎌倉に歸り、此地に安ぜしなり、本尊は行基楠樹を以て作ると傳ふ、長六尺許、裏と云へり、奉行口左衛門、名主長島彦右衛門の銘あり、五年九月廿八日、奉行口左衛門、名主長島彦右衛門の銘ありしと云、是は當堂再建の時再修の施主にて、彦右衛門が子孫代々村内の里正を勤め、秘して猥に拜する事を許さず、別に前立を置く、長四尺六、脇立には辨天、長二尺九、大黒、長二尺六、各運を安ぜり、享祿五年九月再建棟札の寫を藏す、其文、禪興寺莊園、相州山之内庄今泉村、毘沙門天王、自古造立、大吉祥天女、脇付并修造再興、領主大勸進本願比丘、前禪興指月僧祇四十四歳、今泉寺小口口華押、佛匠大藏長口口天堂棟上、享祿五壬辰九月廿七日とあり、按ずるに、文中當村を禪興寺莊園と記せしは、全明月院の本坊たるをもて、かく記せしにて、當村は元より、かの院領たること論なし、當時明月寺塔頭なり、△辨天社 △白山社 △別當今泉寺 壽福

山と號す、臨濟宗、鎌倉建長寺塔頭廣德院末、享祿の棟札寫にも寺號見えたり、出山釋迦、長九寸五分、を本尊とす、○不動堂 今泉山と號す、弘仁元年空海が創建の靈場と云ふ、石階三町許を攀縁して堂前に至る、本尊不動、長二尺八寸、及二童を安じ大黒、背に、承和元年と彫る、を置并に石像なり、鎌倉繁榮の頃は代々の將軍屢參詣ありしとなり、後遙の星霜を歴て堂宇廢壞し、不動大黒の二像も僅に窟中に安ぜしを貞享元年六月直譽運入と云へる僧、宿願に依り江島辨天に參籠し、靈夢を蒙り此地の靈場を搜り得、村長永島氏と謀り、遂に再建の事を企て三年にして堂宇落成せしとなり、△鐘樓 元祿十五年鑄造の鐘をかく、△常念佛堂 三尊彌陀を置く、中尊長二尺、左右各長二尺六寸五分、又二十五菩薩あり、各長一尺六寸、△地藏堂 △辨天社 今廢社となり、脇士大黒、毘沙門及十五童子を合て假に地藏堂中に置く、△瀧 堂の南方にあり二瀧相對す、男瀧、高一丈、幅、高四尺、と呼べり、△岩屋 窟中に不動の石像を安ず、前不動と唱ふ、△別當稱名寺 今泉山一心院と號す、淨土宗、芝増上、古は密宗にて弘法大師の草創なり、中古八宗兼學となり、圓宗寺と號せり、按ずるに、上之村白山社神主の家系に、中納言法印の弟子、寂心法師、寛文三年、當

不動堂境内圖



寺を開きしこと見ゆ、蓋圓宗寺を開建せしなるべし、【鎌倉志】にも圓宗寺の事見えたり、後本堂廢壞し此寺も無住となりしを貞享元年六月僧蓮入單蓮社直譽と號す、寶永二年九月、本堂を再建してこゝに住し、元祿六年増上十二日寂、本堂の時彼末寺となり、今の山寺號を受くと云ふ、貞譽・祐天兩大僧正の名號二幅を什物とす、○榮泉寺今圓山萬徳院と號す、淨土宗岩瀬大開山存龍信蓮社貞譽と號す、天文十一年六月、本尊彌陀長一尺七寸五分、○東光庵、清光月廿三日寂す、本寺前長二尺二寸、文明中矢神山と號す、同じ本尊藥師五分行基作を安ず、右馬上杉氏允某臣と云ふ、開基す、後年兵火に罹りしを貞享三年九月法譽是心作蓮社と號す、と云僧再興して今の庵號を負すと云、古鬼簿に、清光山專修寺と、○地藏像、村東山中の徑側岩腹に鑄れり、尺二、是は空海の彫せしなりと云、後年首の缺崩れしより俗に首切地藏と呼べり、

○笠間村加佐萬、江戸より十一里廿町餘、小坂郷に屬す、建武二年三月近藤出羽次郎清秀村内の地を上の村證菩提寺域内新阿彌陀堂供僧の料田に附す、證菩提寺文書に據る、全文は彼寺の條に引用す、小田原北條氏割據は松ヶ岡東慶寺領【役帳】曰、岡殿、卅貫文、東郡笠間之内、及松田左馬助知行し同氏筑前守因幡守等にも配當せり、田松

左馬助、百八十貫文、笠間、此内百貫文、筑前、五十貫文、因幡、三十貫文者、彼地水旱檢地故、年貢無之由、尾張守申候、是者左馬助致代官、兩人に御藏出同前被下付而無役、家數六十、廣十四町餘、袤十二町餘、東、公田、岩瀬二村、西、長尾台村、檢地は慶長十一年十一月、中川勘助安孫糾せり、今森川内膳正俊知領分なり、戸塚宿より鎌倉鶴岡への路村内に係る間、

○高札場 ○小名 △反町會利 △田立多利 △岩井口

○戸部川 村の西界を流る、幅八間餘、柏尾、○新橋川、村の東北を延亘し戸部川に合す、幅六間餘、源は、上之村よ、此水を村内の用水とす、河涯に小堤を設く、尺許、土橋を架す、長七間餘、小袋、谷と組合持、

○青木明神社 村の鎮守、村持、下同、○神明宮

○山王社 ○荒神社 ○鹿島社

○法安寺 笠間山智光院と號す、淨土宗、明寺末、開山良專、智光持阿、文和二年の創建、後年衰微して、永正五年、義順本十五世、法譽、中興す、本尊彌陀、△觀音堂、十一面觀音を安ず、○地藏堂、法安寺持、

○長沼村奈我奴末牟良、江戸より行程十里十七町、小坂郷と唱ふ、民戸三十三、東西五町餘、南北六町餘、東、飯島、下倉田二村、西、戸塚宿、

南、飯島村、北、小田原北條氏割據の頃は安田大藏承知行す、下倉田村、

【役帳】曰、六十貫文、東、今御料、及び水野美濃守忠篤が知る、郡長沼、安田大藏承、

所なり、始大久保山城守忠高領分なりしを文化八年、松平肥後守、容業に替り、文政四年、御料となり、同年、美濃守忠篤、賜ふ、檢地は元和七年と傳ふ、鎌倉道係る、幅八

○高札場 ○小名 △小谷 △堀内 △辻前

○柏尾川 村の西界を流る、間、橋を架す、岸邊に堤防あり

○八幡宮 村の鎮守なり、祭祀九月十八日、金藏寺持、

○神明宮 村持下同、○道祖神社 ○熊野社

○正安寺 臨濟宗、鎌倉圓、長沼山と號す、本尊三尊彌陀、中三尺三寸、脇土各一尺八寸、共に親鸞、

作、彌陀像に善信と刻し、華押を題す、古は天台宗にて能、

滿寺と號す、親鸞鶴岡にて藏經校合の時止宿せしに住、

僧月應彼宗に歸依し改宗すと云、其後廢無せしを土雲、

再造して禪刹となし、今の寺號に改む、故に今雲を開、

山と稱す、雲は、建武二年、○長徳寺、醫王山と號す、本寺

同當寺も土雲の建る所なり、本尊藥師、○金藏寺、三、

瀧山長沼院と號す、古義眞言宗、手廣村、青、本尊不動、

○上倉田村加美久良、小坂郷に屬す、舊くは上之村證菩、

提寺新阿彌陀堂の料所たりしを供料意緩せしをもて仁治、

元年三月執權北條泰時、郡内岩瀬郷を以て其替地に宛行、

し事證菩提寺文書に見えたり全文は彼寺の條に引用す、文中中は島津周防守忠兼知行せり、三年六月飯田七郎左衛門尉當郷に亂入して忠兼の代官、池田右衛門尉等を殺害に及びしかば尊氏令して其狼藉を鎮む島津文書に據る、岩瀬村條に詳載す、併せ見るべし、世降りて永祿中は北條氏の土富島某〔役帳〕曰、富島、九十四、肥田、肥田、二十貫文、倉田内に而被、等知行せり、今の地頭は蜷川相模守親父なり古は御料所、寶永七年、村上因幡守正邦、村後守容衆の領分となり、文政四年七月、相模守親文賜はれり、江戶より行程十里八町餘、民戸四十七、東西八町餘南北十町餘東、舞岡村、西、戸塚宿、南、下倉田村、北、吉田町、檢地は延寶六年成瀬五左衛門改む、鎌倉道係れり、幅九尺間に至る、戸塚宿より東折して、當村に達す、吉田町大橋邊より南折して、柏尾川堤上を通ずる捷徑も、村内にて此路に合す、
 ○高札場 ○小名 △布施 △外ヶ谷 △松ヶ崎 △堰場 △折部橋
 ○柏尾川 西方を流る幅七、八間此水を引て水田に灌漑す、堤あり高一丈、
 ○八幡宮 村内の鎮守とす以下三社、共に鎮神とせり、本地佛彌陀を置祭祀九月八日、古松一株あり圍一丈、四尺許、神木と稱す、村持下同、○十二天社 祭祀九月八日、○子神社 祭祀九

月十三日、神木松樹あり圍一丈、三尺餘、○山王社 祭祀十一月十三日、○神明宮 林宗寺持、○疱瘡神社 村民持、
 ○盛徳寺 宗長門國豐浦郡功山寺末福聚山養當院と號す、本尊觀音木像長一尺二寸、天和元年養當院の古跡に就て更に建立する所なり、開山は大旗寛文八年四月、開基は蜂須賀飛騨守隆重の後室盛徳院なり、法名天曉然窓貞享元年六月廿四日卒、△藥師堂 行基の作佛を安ず、○藏田寺 淨土宗 養院末、安阿彌作、澤泉山西向院と號す、本尊三尊彌陀各一尺五寸、元龜元年の創建にて開山は祖道慶長二年四月十八日卒、中興は傳了延寶八年六月廿七日卒と云ふ、△鐘樓 鐘は正徳二年の鑄造なり、△辨天社 △觀音堂 千手觀音を置行基、此堂を誘引堂と號す、里正半左衛門が祖堀内誘引之助、小田原北條氏に屬し、後年當村に土着せし頃己が守護佛を安ぜんが爲に、此堂を建、故に此號ありと云へり、○林宗寺 淨土眞宗 東六條本願寺末、古は西派なり、后高田派に移り、寶曆九年、東派に屬すと云ふ、天神山と號す、本尊彌陀中興の僧を諱忍と云寛政十一年十一月二日寂す、親鸞の筆跡光明品一幅を寺寶とす、△天神社 里正半左衛門が祖、堀内誘引之助北條氏に屬せし頃與へし文書を藏せしが家に祟りありとて焼埋て上に當社を勧請せしと云ふ、

○實方塚 中將實方の墳と傳ふ高七尺許塚上に松樹あり、一説に中將奥州下向の頃其子當所に止て永住せしといへばそれらの古墳を訛れるにやあらん、今里正増右衛門は其子孫なりと云ふ、
 ○下倉田村 志茂久良 江戸より十一里、小坂郷と唱ふ、戸數四十八、東西十町南北六町東、舞岡村、西、戸塚宿、南、長谷村、御料及松平大和守矩典の領分なり、古は、御料所、享保に裂賜ひ、延享元年、松平大和守朝矩が領地となり、文化八年閏村松平肥後守容衆が領分に賜ひ、文政四年、御料及大和守矩典が領地となり延寶六年成瀬五左衛門檢地す、飛地六上倉田村にあり、鎌倉道村北に係る間、村西に持添の新田あり二畝、九享保十七年寛播磨守正輔檢して貢數を定む、
 ○高札場 ○小名 △上河内 △中河内 △下河内
 ○柏尾川 西界を流る幅四間、堤防あり、高七尺、
 ○八幡宮 村の鎮守とす、祭祀九月廿七日村持、
 ○萬松寺 南江山と號す臨濟宗 覺寺末、本尊釋迦開山土雲建武二年十月七日卒、○永勝寺 淨土眞宗 願寺末、龍臥山祥瑞院と號す、本尊彌陀海中出現の像にて、隣郷の人、金子道順と號す、禪宗の優婆塞、鎌倉由比濱にて感得する所と云ふ、又聖徳太子の木像を安ず、笠乞太子と呼り四長

尺、親鸞作、古は別堂に安せしが、戰國の頃、堂宇頽廢して、木像雨露に侵されしに、雨夜笠をきせよと、呼ぶ者ありしかば、里人怪み、其聲に就て尋ぬるに、木像の邊に至て、其聲止ぬ、因て里人隨喜に堪へず、直に本堂に移せしとぞ、故に此號あり、太子自作の小像を腹籠とす、此像及境内彌陀堂の本尊は桂昌院殿の御内覽に入御紋章を縫へる戸帳二懸及銀五錠を賜ひしとて今に藏す、當寺昔は台宗の古刹なり、親鸞關東化益の時住僧眞宗に歸依し、改宗す、親鸞國府津の道場足柄下郡國府津村の屬より當寺に來往する七年 大谷遺跡録曰、安貞二年より、文曆元年に至るまで、高藏守泰時、藏經書寫の時、選舉、歸洛の後高弟誓海住職す、せられしも、當寺に在し内なり、故に今海を開山と稱す、正和當宗關東六老僧の一なり、
 五月廿八日卒 寺號初は長延寺と稱す、後年武田信玄當寺の僧を屈請して甲陽に一字を建、亦長延寺と唱へ、兼住せしむ、後故ありて今の寺號に改むと云此時甲州の寺も、へり、一説に北條武田戰爭の頃、當寺武田氏に、所縁あるを以、北條氏の爲に、堂宇没却せられ、住僧甲府に走り、一寺を建、光澤寺と號す、其後舊地に歸り、當寺を再興、〔寺寶〕の時、北條氏の聞えを憚り永勝寺と改むと云へり、△親鸞眞影 一幅 舊は親鸞作、七高僧の木像、及自作、常盤は、宣如の時、本山に收め、常盤の像は戰國の時、散失して、近隣長沼村、正安寺に安置せしを、寛永十二年、本山の宣如

が乞申により、正安寺に、台命を下されしかば、遂に本山に遷せり、此時其始、當寺の珍寶たりし故をもて、本山より附與ありし、其模 △十字名號一幅 親鸞 △法然自畫像一幅 △光明品一幅 覺如 △六字名號二幅 一は蓮如筆、一は實如筆、
△九字名號二幅 蓮如六歳 △沉ノ枕一枚 模を畫り、北條の所と云、長三寸、幅二寸五分、

△彌陀堂 元は境外にあり 宇彌陀堂屋敷と呼、域内に移せし年代傳はらず、本尊は面掛如來と唱ふ 長四尺二寸、堂前を過る人、馬上或は、高展にて往來すれば、落馬顛伏するを以て、假面をかけしより、其患なかりしとなり、因て此名ありと △鐘樓 享保五年鑄造の鐘を掛く、△保命水佛の供水に備んが爲親鸞の鑿ちし井と云ふ、△袈裟掛松 親鸞の袈裟を掛しなりとぞ、古樹今猶繁茂す、
△支院 榮覺寺 本尊彌陀、本坊二十世、釋宗慶の弟、宗圓開基す、貞享三年十二月十九日卒、
○觀音堂 萬松寺持下同、○藥師堂

○戸塚宿 止津加 江戸より行程十里、小坂郷に屬す、當所及び隣村吉田・矢部兩町を加へ戸塚三ヶ町と唱へ、東海道五十三驛の一なり、古は富塚と書す、今の文字は正保の改に草創す、中古は町と稱せり 舊家九郎右衛門藏、元和二年改并に、專宿と書記する事は元祿已後の事なり、建久二年

頼朝此地の内を、鶴岡八幡宮長日祈禱の料所に寄附す、鶴岡香象院文書に據る、地名富塚と書す、應仁の頃は圓覺寺全文は鶴岡の條に引用す、併せ見るべし、
塔頭雲頂庵の領所たり 雲頂庵藏應仁元年の文書に據る、永祿の頃は山角刑部左衛門知行す 役帳曰、山角刑部左衛門、六分御分國以來今に至て御料所なり、檢地は延寶四年成瀬五左衛門改む、東西八町南北二十八町 東、上倉田村、西、波矢部町、乾、中田 戸數二百六十五 宿内、本陣、臺宿に一戸、中宿に二戸、旅舎大十九 宿に一戸、脇本陣臺宿に一戸、中小各二十戸あり、東海道東西に貫く 幅凡四、鎌倉道中小名田宿より東に分れ、上倉田村に達す 幅七、

○高札場 ○問屋場 一は中宿、一は吉田町 此地は、元たれども、移住せしより、やがて吉田町と呼べり、
朔より十一日迄吉田町十一日夜より月盡迄中宿にて事を執る 問屋役四人、年寄七人、帳付十人 又月次、當宿十九日、吉田町七日、矢部町四日と割定め、東海道は西方藤澤宿 高座郡 二里東方保土ヶ谷宿 武州橋樹 へ二里九町の人馬を繼ぎ、又鎌倉雪ノ下迄二里九町の脇道を繼送れり、抑當所は慶長九年台命に因て始めて三十六匹の駄賃馬及び人足の場と定められ、三千六百坪の地子を免

共に官の修理なり、

○八幡宮 例祭八月朔日大己貴命を相殿とす、△末社 稻荷 龍神 健御名方命 客人明神 神職柴田大内藏 京吉田家の配下なり、○牛頭天王社 祭禮六月十四日 元龜三年内田兵庫政元と云もの、勸請と云、稻田姫を合祀す村民持、△末社 稻荷 疱瘡神 ○羽黒社 弘治二年の勸請と云、例祭十一月十七日、本地佛十一面 觀音を安ず、以上三社を宿内の鎮守とす、當山修驗澤寶院 高座郡吉岡村 社を守れり、○秋葉社 柴田大内藏 持、○第六天社 村民持下同、○淺間社 ○熊野社 享祿中村民信之右衛門入道信請の勸請する所なり 信阿は西立寺の條に詳なり、西立寺持、

○清源院 淨土宗 院末、南向山長林寺と號す、寺地右は長林某 安達藤九郎盛 が草創せし獅子王山林長寺といへる一寺なり、戰國の際廢絶せしを元和元年清源院尼其廢地に就て當院を開基す 相傳ふ、尼初は於滿の方と稱し年四十餘にして、仕を辭しければ彦坂小刑部元正に預けられ當郡阿津村の陣屋に至り、其傍に草庵を營みて閑居せしが元和二年春、御不例の由を聞、急ぎ駿城に馳參りしかば殊に御感ありて、御看經佛二尊の内後白河法皇の勅願、安阿彌作の彌陀、一軀を賜はれり、御他界の後、彼像を安置せんが爲、一寺創建の志願有て、勝地を求め、遂に當寺地を得しかば、

され、元和二年更に申乞に依て御傳馬次を命ぜらる、後隣村吉田・矢部の兩町を加へられ、戸塚三町と唱へ宿驛の事を交り勤む、寛永十年三月繼飛脚給米として二十三石六斗を賜ふ、同十五年より人夫百人、馬百匹を定額とせられ先の地子免を増加し、凡て一萬坪を免除せらる 數内六千六百六十七坪、當宿 寛文五年十二月より分、餘は吉田・矢部兩町分なり 寛文五年十二月より間屋給米として七石を賜ふ 内六斗六升六合、當宿分、近隣定助郷を勤むるもの三十六村なり、其餘二十一村を加助郷に宛らる、○小名 △上宿 △中宿 △臺宿 △天王町 △八幡宿 △田宿 △西ノ久保

○坂二 海道中南にあり、一番坂 登一 二番坂 登三十 間餘、と唱ふ、此餘間道の小坂三あり、矢澤坂 登三 宮ノ谷坂・和田坂 登各一 等名づく、○御林三 清水山 六町一段 茶道山 一町九段五 天神山 八段五畝 在、皆坤方なり、○柏尾川 東界を流る間、幅五、川に傍て堤あり 高七、鎌倉道の係る所板橋を架す 間、高島橋と稱呼す、此餘天王橋・西久保橋・第六天橋・坂上橋など名づくる小橋あり、共に東海道中の小渠に架す、總て官の修理なり、○溜井二 一は矢澤溜井 段別二段九 一は明石谷溜井 段別四畝 十五歩、と云ふ、

一字を創建して、彼像を安じ、小石川傳通院の現住、白譽を戒師として、尼となり、清源院開譽理宗と法號す、終焉の後遺言に任せ、遺骨は高野山に納め、當寺には牌を置く、開山は白譽小石川傳通院三世なり、本尊彌陀長二尺二寸、即安阿彌の千手觀音、長六寸、清淨院尼寄附七條の袈裟、縫入れり、一項を寺寶とす其餘は、正保・天和兩度、鐘樓 鐘は安永三年の鑄造なり、○西立寺 淨土宗岩瀬村大、熊野山

松樹院と號す、弘治元年僧無歴創建す歴は、緣蓮社近譽三月十七日寂す、本寺由緒書に、享祿中、村民信之右衛門と云者、紀州熊野山に詣、神勅の深旨を了解し、剃髮して信阿と號す、後熊野社を當村に勸請し、傍に草庵を結て閉居し、天文十二年五月十五日歿す、無歴は阿の俗縁あるを以て、其草庵の古地に就て淨宗 本尊彌陀を安ぜり、○宗雲寺 明石山華岳院と號す本寺前、神保長門左衛門某

法名長昌院門譽榮繁、開基すと云ふ、○海藏院 臨濟宗村民九左衛門の祖也、○瑞鹿山之環寺、黃梅院の末裔也云々とあり、惠照山と號す、本尊は釋迦貞治二年の勸建にて開山は方外【鹿山梅記】、黃梅院の條に曰、二世方外宏遠后世子淨沙、又中央開基開越中黃梅相之寶積海藏、貞治二年六月十五日歿、中央開基は澤邊河内守宣友なり天正十九年正月六日死、法名眞如院應甫注淨舊家九郎右衛門が祖なり、

△鐘樓 鐘は享保九年の再鑄にして元和七年の舊銘をも鐫れり、△觀音堂 銅像を置長三寸五分、○高松庵 潤岳山と號す圓覺、本尊釋迦、開山龍甫珠公、文祿二年創建すと云ふ、△閻魔堂 岫雲山と號す本寺前、同本尊藥師長六寸、天和中僧無三勸建すと傳ふ、○親縁寺 時宗 藤澤清淨 富塚山と號す、本尊三尊彌陀 長三尺、鐘は寛延四年鑄る所なり、△藥師堂 惠心の作佛を置

○舊家九郎右衛門 澤邊を氏とす、今問屋役を勤む、先祖は修理亮信直と云天文七年十月七日、國府臺の合戦に討死す、按ずるに、圓覺寺塔頭、雲頂庵所藏に、應仁元年九月、澤邊孫次郎森忠の證狀あり、森忠は蓋信直の祖なるにや、然れば舊く土着せしものにて、應仁以來の舊家と、其子河内守宣友村内海藏院を中興す、宣友の子、五郎左衛門信久後に宗三、に至て里正を勤む、當驛起立の頃信久勤勞ありし事、家藏慶長・元和以來數通の文書に詳なり、

○吉田町與之太 當所は即戸塚宿三箇町の一なり、抑吉田の地名は舊く聞えて古昔は庄名にも唱へしにや【東鑑】、建久三年十二月の條に相模國吉田庄と見え、澁谷黨の知行にして京都圓滿院宮の家領たりしを更に勤勞の賞として彼黨を地頭に申なされし事見えたり日、十二月廿日、澁谷叶御意之間、爲慰公事勤役、以彼等領所、相模國吉田庄地頭、被申請、領家圓滿院爲請所、御倉納物、所被贖其乃貢也云々、按ずるに、古昔の吉田庄を當所とするは、據なきに似たり、然國中足柄上郡に、吉田島あるの外、遺稱と云べきものなし、然して【東鑑】に、澁谷黨が所領と云ふに據るに、本郡の接地澁谷庄は彼黨世々居住の地にして此地に近し、さらば當所たる事論ずべか、夫より後は郷名にも唱へしなり、即圓覺寺藏徳治元年九月北條貞時入道が當所の内伊豫局が闕地を彼寺に寄附せし時の下知狀其全文は、圓覺寺、又鶴岡八幡宮藏正平六年北朝觀、十二月足利尊氏當所を彼宮領に寄附せし時の下文其全文鶴岡の、等に見ゆ、長祿の頃は當所布施の地建長寺祖塔西來庵の領たり、其所藏同二年八月の制札に吉田郷内布施村とある是なり小名の條、併、北條役帳にも又郷と記し、即富島某知行せり日、富島五十貫、文東郡吉田郷、正保・元祿兩度の改及び貞享二年のもの、右衛門所藏の文書には共に村と書せり、中古已來戸塚宿に加はり御傳馬次を勤むるに因り二千坪の地子を免され、問屋給米一石を頒ち賜ふ宿驛の事は本宿の條に詳なり、萬治二年便宜のため、彼宿内往還の地を裂賜はりて村民多く彼所に移住す、故に今の村落は矢部町を夾

ておのづから區別せるが如し、されば本村の地を呼て元吉田町と云ひ、或は吉田町の内元町とも字せり、戸數百三十一今の地と、元地、東西凡五町南北凡十町、二村、西、戸塚本宿及び矢部町、南、上倉田村、北、上矢部村、こゝに四境の町間、四隣の村名を云ふもの、皆本村元吉田町の地において、云ふ所なり、下に擧る條々も又然り、御分國以來今に至て御料所なり、檢地は延寶四年成瀬五左衛門改む、寶曆二年志村多宮が檢せし新田二畝あり、飛地矢部町に八畝あり、東海道東西に通ず幅四、又鎌倉への捷徑ありて、上倉田村に至り、本路に合す、

○小名 △布施 長祿の頃、布施村と唱へ、建長寺祖塔、西來庵前司某、此地に制札を出せり、今西來庵の所藏にあり、日、禁制、建長寺西來庵領、相州吉田郷内布施村の事云々、右軍勢甲乙人等不可致濫妨狼藉、若有違犯之輩者、可被處罪科者也、依下知如件、長祿二年八月日、大和前司華押、

架す、五大夫橋と名く、相傳て東照宮當所通御の時石卷五大夫某門某が祖と云ふ、と云ふもの此橋邊に出て迎へ奉り、恩命を蒙りて中田村を賜へり、夫より橋名は起ると云ふ、按ずるに、石卷譜に、五大夫の名見へず、彼祖は下野康敬と云へり、御入國の時、戸塚驛にて拜謁し、部中にて采地を賜ひし事、寛永譜に、重修譜等に見えたり、委しくは、中田村の條併せ見るべし、

○八幡宮 鎮守なり、例祭十一月十五日、寶藏院持下同じ、△末社 五神合祀神明、春日、稻荷、子安 山王 ○御嶽社 ○天神社

○寶藏院 東峯山金剛寺と號す、古義眞言宗午廣村天文十六年創建す、開山は朝與廿七日寂す、不動を本尊とす、△金毘羅社 秋葉を合祀す、○妙秀寺 身立山と號す、日蓮宗鎌倉大町村本覺寺末、延文元年豊島修理大夫某が母開基すと云ふ、開山は日修三年十月十二日寂、本尊三寶祖師を置き、辨天長一尺三寸五分傳教作を安ず、○觀音堂 正觀音を置く長一尺五寸行基作、寶藏院持下同、○地藏堂 ○大日堂

○矢部町也倍末知 當所は即戸塚宿三箇町の一なり、北條役帳及び正保の改には下矢部と記す、是北隣上矢部村に對せる唱なり、元祿の改には矢部村とあり、東西十町南

北八町餘東、吉田元町、西、中田村、民戸百十八、北條氏分國の頃は、大草左近大夫知行す、三十二貫百八文、東部下矢部、御入國已後今に至りて御料所なり、檢地は天正十九年二月村民善兵衛、當時の後延寶四年八月成瀬五左衛門改む、當古水帳を藏せり、の後延寶四年八月成瀬五左衛門改む、當村戸塚宿に加はりて御傳馬次を勤むるに因り千三百三十三坪の地子を免され、問屋給米九斗三升四合を頒ち賜ふ事は戸塚本宿の條に東海道村東を通ず幅四間、

○小名 △柳作谷 △越之下 △寄ヶ下谷 △布袋ヶ谷

○柏尾川 東方吉田町境を流る間、幅八間、東海道の係る所板橋を架す、大橋と呼べり此橋吉田・矢部兩町に係れり、岸邊に隄あり、高九尺、

○溜井 宇池之谷に在り潤四畝二、

○八幡宮 鎮守とす、神體銅像長一寸八分、延例祭九月十六日、本覺院持、△末社 神明 稻荷

○雲林寺 曹洞宗後山田村德應寺末、龍谷山と號す、本尊三尊彌陀、開基は竹下小次郎と云ふ、永享九年九月十六日死、法十九年の水帳にも、兵衛藏、當寺域は舊き在住の地たるを以て除地とせし事見えたり、中興開山を嚴隆といへり

本山五世、慶長十四年正月十五日寂す、△白山社 ○來迎寺 淨土宗芝増上寺末、

新編相模國風土記稿卷之百

村里部 鎌倉郡卷之三十一

山之内庄

鏡映山往生院と號す、本尊三尊彌陀開山は香龍元和六年八月廿八日と云ふ、△地藏堂 ○善了寺 淨土眞宗西六條本願寺末、

大島山寶林院と號す、本尊彌陀長二尺五寸古は眞言宗にて和泉村に在り、天福元年釋了全江戸麻布善福寺、了海寂當宗に改む、故に了全を開山とす、其後釋了唯稱は俗久保伊豆守信唯と云ひ、武田信玄に仕ふ、晩に紀州に赴きし時、偶同國にて、本願寺顯如に謁し、弟子となり、名を了唯と改め、洞庵と號す、後家臣磯利嘉右衛門・同嘉左衛門の兄弟二人を召具し、當村に來たり當寺を中興し、天正十五年四月八日此地に引て中興すと云ふ、【寺寶】 △彌陀木像一軀聖德太子作、親鸞作、長一尺二寸、 △大日本像一軀弘法作、親鸞作、長一尺四寸、 △法然木像一軀親鸞作、長九寸五分、 △顯如木像一軀自作、長七寸、 △善導大師眞影幅法然、 △阿彌陀畫像一幅親鸞、 △十字名號一幅同筆、顯如、 △九字名號一幅顯如、 △六字名號一幅速如、 △洪鐘 正徳二年鑄造す、

○本覺院 當山修驗高座郡吉岡村龍岡寺配下、紫雲山と號す、本尊不動 ○觀音堂 正觀音を安ず、村民持、

新編相模國風土記稿卷之終

○上之村加美能、本郷六村、當村及中之村、鍛冶ヶ谷、小菅ヶ谷、皆本郷の一なり、江戸より行程十二里餘、古は本郷を以て闔稱とす、其名古書に往々見えたり證菩提寺藏、文保元年建武二年の文書に、山内庄本郷、永徳二年、應永廿七年の文書に、山内本郷と見ゆ、さては山内庄の原村なるべく覺ゆれど、今別に山内村あれば、猥りに是非を辨じ難し今の如く分村せし年代傳はらず、正保の改には、分載、此地は郷中の東、上の方にあるを以て今の村名を負せしと云、されど其地域は犬牙せり、就中中之村とは最錯雜して四隣廣表各村に辨別しがたし、今合て是を云に凡東西一里半南北十五町許、巽、峠村、南、十二所、二階堂、西乾、小菅谷、鍛冶ヶ谷二村、及武州久良岐郡金井村、東、久良岐郡峯、永取澤、宿、坂本四村、山村にて高低多し、戸數七十一、檢地は延寶六年七月成瀬五左衛門改む今松平大和守矩典領分なり元祿十一年八月、本多五郎左衛門・土屋市之丞・榊原主計の三人に領を賜ひ、文化八年三月御料となり、同年六月、松平肥後守容業に賜ひ、文政四年五月、今の領主に替る、金澤道

係れり 幅六尺、東方武州久良岐郡宿村に通ず、飛地鍛冶ヶ谷 段二公田 段二村の内

○高札場 ○小名 △坂中 △尾付 △矢澤 寺内證菩提八年の文書に、東限坂中并小槻峯、南限谷澤木戸口と見えしは、已上三所を云るなり △柳坪 △竹ノ内 △鍛冶谷口 此地鍛冶ヶ谷村に邊す、△森ノ木 △櫻井

△梅澤 △後田 二年、新阿彌陀堂供僧以下、料田坪付の書中に、讚岐僧都行辨分、田五段柳坪、大夫法印昭辨分、屋敷本郷田所、讚岐房跡竹内、田一町鍛冶ヶ谷口、四段杜木、三位律師實備分、屋敷本郷櫻井、田四段梅澤、下部鏡法分、田二段後田、田二段鍛冶ヶ谷口と見えたるものはなり、

△うとう田 同坪付書中に、讚岐僧都行辨分、屋敷本郷宇津尾宇津尾の訛 △房中 證菩提寺坊中 △中房 是も坊蹟 △新福寺 △薬師堂 △地藏堂 △ぢんがん堂 △經堂 以上五所皆佛宇の蹟なりと傳ふ △高塀 證菩提寺總門の蹟なりと傳ふ △西行坂 △猪尾 △馬場 △番匠面 △鍛冶ヶ谷臺 △中臺 △山王臺 △柳作 △狐塚 △殿畑 △長者久保

○坂三 猿田坂に達す、登三町許 白坂・梅澤坂 共に武州金上等の名あり、○林四 領主の林なり、字首切 許、谷澤二段、關ヶ谷 許、西谷 許、等にあり、○川二 一は東方

神社 ○山神社 ○稻荷社 ○諏訪社 村持、

○證菩提寺 五峯山一心院と號す、古義眞言宗寺末、古は無本寺なり 治承四年八月石橋山の役に戦死せし佐奈田與一義忠が追福の爲 義忠が墳墓、今猶足柄下郡石橋村、更に頼朝が建立ありし古刹なりとぞ 【東鑑】建長二年四月の條引用、かくて伽藍建立の草創は文治五年なり 所藏文保二年又天文十一年の勸進狀に據る、其 開山は宗辨と云ふ 僧都文は共に下寺寶の條に採録す、 開山は宗辨と云ふ 僧都

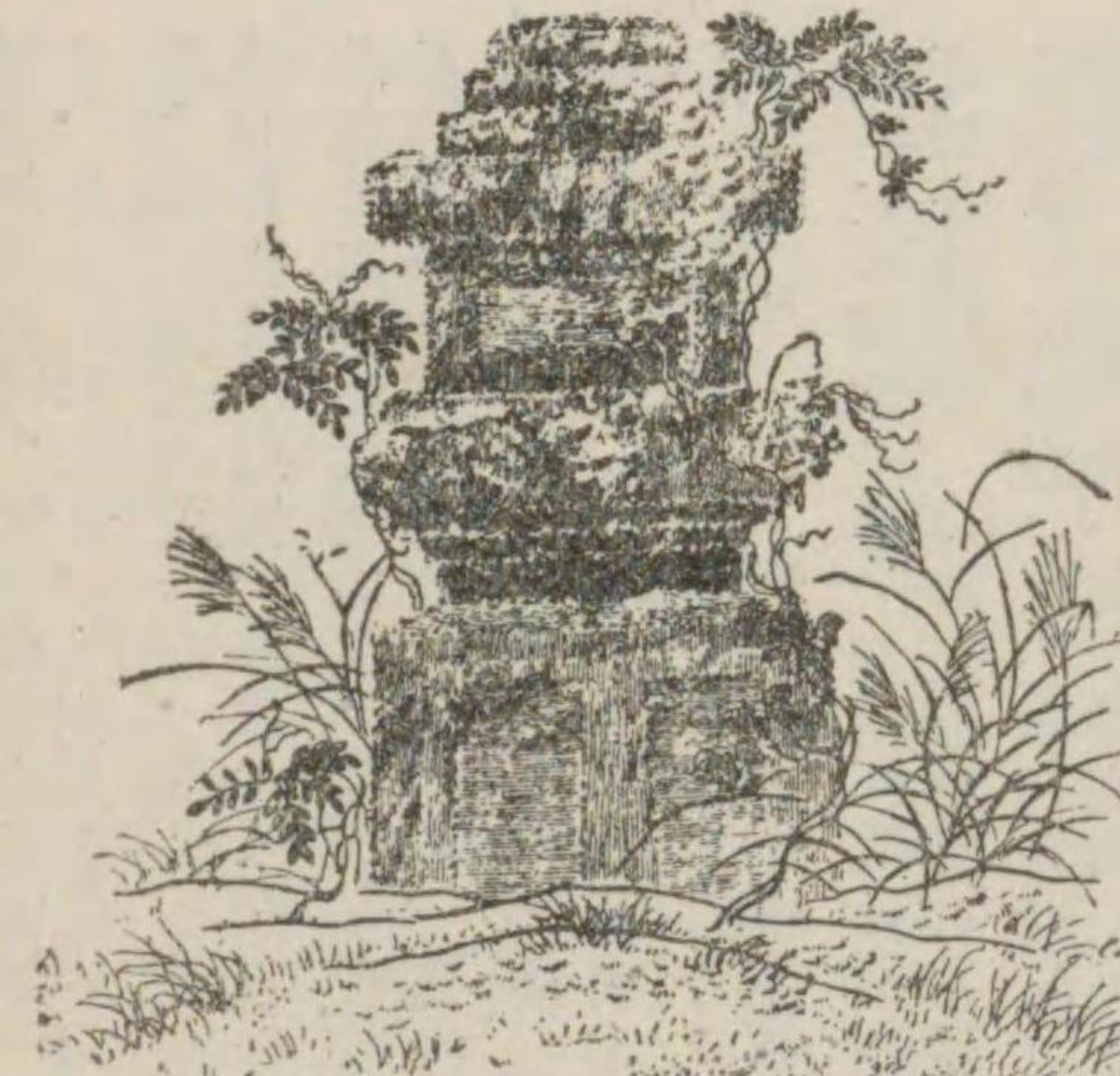
と稱す、建久八年六月寺域の四至を限り、殺生禁斷の掟を出せり 今其寫を藏す、曰、制止、證菩提寺殺生事、四至、東限大道、右當寺者彌陀如来利生之御也、於件四至口不可殺水陸之生類者、自今以後若背此旨、猶致狼藉者不論貴賤、隨可被處罪科、仍爲向後制止如件、建久八年丁巳六月二日、頼朝の華押あり、按ずるに、坂中小槻等の地は、寺域より東十町許、谷澤の地は南二十町を隔て、あり、西北二方の小名は、今現に傳へざれど、大抵寺域より三四町の内なりと云、然ば當時寺域の廣潤なる、是年八月堂宇落成して供養を遂ぐ 天文十一年の勸進狀に據る、寺寶の條併せ見るべし、所藏文保二年口の寫に銘は文治五年落成して、八月供養を行し如く記したるは、全く開基の年代のみを傳へたる追記の訛なり、【東鑑】建長二年四月の條に、建久八年の建立とあるもの、是年終功の證と云ふべし 建保三年五月將軍實朝參詣あり 【東鑑】曰、五月十二日將

大塚の山間より出、上川 可波と唱ふ 幅九尺、此水を引て水田に灌漑す、一は東南長者ヶ窪より出、下川 加波と呼ぶ 間、共に村西公田村に沃ぐ、

○白山社 村の鎮守なり、祭神伊弉册尊神躰六分は舒明天皇の作らせ給ひし物と傳ふ、勸請の年代詳ならざれど近衛帝已前の事と識らる 神職内田和泉が祖、仁平元年死すと云ふをも推考す

昔は小名鍛冶ヶ谷口 神戸と云ふ 在りて頼朝建牙の後 は鎌府守良の神と稱す、今の地に遷座ありしは正中元年九月なり、別當舊くは實應坊と云ふ 坊が事、證菩提寺後證菩提寺其職を兼管す、神職は内田和泉と云ふ 家傳先祖は内田縫殿助儀重と稱し、即神職たり、仁平元年二月十五日死す、其十世の孫を和泉守爲光と云ふ、實は藤谷爲相の末子にて、此家を 神寶數種を藏すれど皆贋物と見えれば採録せず、○山王社 光明寺の持なり、彼寺天台宗にて中之村に在し頃一山守護のため、叡山坂本山王を勸請す、當村に移りし時當社は字宮ノ尾山に遷座せしが彼地は茶毘所に近ければ寛永十七年今の地 小名矣に移せしと云ふ、○入神社 證菩提寺持の時、伊駒藤太定季より、羽柴下總法印を以て、銀十枚を寄附せし文書あれど、年代を記さざれば詳ならず、下同、○熊野

是密儀也 四年八月北條義時命を受け當寺にて義忠の追福を修行す 修故佐奈田餘一義忠追善給、建長二年四月堂宇再建の沙汰あり 四月十六日、山内證菩提寺住持申、當寺修理事色、可成土木之功之由被仰出、是右大將家御時佐那田餘一義忠菩提、建久八年建立之後、雨露雖相侵未能此式、當時は供僧として坊七宇 慈臺坊・義賢坊・智道坊・慶寛坊・證覺坊・實應坊・證語坊と稱す、按ずるに實應坊は當寺開建の前白山社の別當たりし後、當寺彼社の別當職となるに及び坊中に屬せしなるべし、今寺域より二十町許を隔て實應屋舖と唱ふる地 僧十一員ありしとぞ 所藏年あり、是彼坊の舊趾なり、 中行事に詳載 鎌府衰微の後堂宇漸々に荒廢せしが律師宏教務て再興し古の靈像を安じて無量寺と改號す、其後舊號に復せし年代は傳はらず 倉志に證菩提寺舊跡は、上ノ村に無量寺と云ふ、眞言寺是なりと見えれば、眞享の頃は未復號せざり 本尊阿彌陀は行基の作な



座像長四尺三寸、臺座に慶安修補の銘あり、曰頼朝御建立所、五百歳以後大破刻奉修造所、慶安三歳九月吉日敬白、大願阿闍梨、又大日を安ず、長一尺五寸、古は別堂に安ぜしと云ふ、寺後の山上なり、故に今も大日山或は大日堂と字す、按法花經一部轉讀、同於大日堂號岡崎堂、勤行在之、世諦依證菩提寺末寺、七箇寺之内自大日堂勤之云々と載す、岡崎四郎義實は餘一義忠の父なり、正治二年六月廿一日死、法名及び證菩提寺と號す、然れば此堂義實が造建なること知らる、及び文覺の像を置く、長一尺三寸、自作と、境内に岡崎四郎義實の墳墓ありしと云へど舊趾詳ならず、但し五輪の頽碑多く散在せり、寺領七石三斗は慶安二年八月御朱印を拜賜せり、【寺寶】△年中行事記一本、年中勤行の次第、新阿彌陀堂法會供僧等の事を詳載して、頗考證に益あり、筆記の年代詳ならずとされど、卷尾に大堀方櫻井と在之、今相承院珍譽、當知行人也とあるをも考ふるに、譽は記中の文に據れば應永年間の人なり、さては其頃の筆記なる事必せり、△天文申勸進狀一軸、當時の物なり、當寺創建の事實、及當進沙門某敬白、特請蒙十方檀那之助成、相州山内本郷之靈祠、修造五峯山證菩提寺勸進之狀、夙聞孝者百行之首、佛天所感之道也、隨君子意奉仕是云忠節、撫育父母是云孝行矣、寺則文治五年之開基也、當初右大將頼朝、治承四年桶籠子石橋山、欲禦怨敵之刻、平景親引卒三千餘騎、襲來此所、于時佐那田與一義忠、生武勇之家能禦其變、爲幕下將軍捨一命者也、君感其忠功爲彼菩提、造阿彌陀三尊建此伽藍、號證菩提寺、建久八年遂供養、頼朝臨鑒、此初軒騎聚門綺羅照地、眞盡善盡

美、都鄙武將合掌、供奉諸臣催感涙、爲君輕命盡忠者毛舉不遺、凡人之在世也、矜花上之露如空中雲、與一捨命感得此勝業、此則往古之所稱美、明時之所規模也、建立精舍安置尊像、遠自月氏佛陀之國、修造梵宮崇重法教、新盛于日域君子之朝、辭美忠南部鬪戰之苦域、移西方安樂淨界者哉、夫修善者臻福造惡者禍來、是以投小財之輩、施一錢之族、現在蒙三寶之加護、誇無比之樂、當來生九蓮之臺、證無上妙果、仍勸進趣蓋以、如斯、天文拾一年閏三月日勸進沙門某敬白、△鐘銘一通、文保二年舊鐘の銘文寫なり、鐘は蚤く亡失せしと云ふ、曰、海東相州山内本郷有奇麗祠、號證菩提寺、文治五年削嗣終功、素律八月供養整儀、金刹教主之安尊像也、瑩冰雲以微妙、幕府賢將之凝信心也、寄田園以隨喜、爾降寒暑相換一百餘廻、鴈宇雖未及頽危、鴻鐘既以破損、絳管管領施主、金吾禪儀一族、抽精誠三下遂冶鑄、宜達逸音於千界、永垂勝利於群生、作銘曰、偉哉法鼓、陶冶呈勤、二儀合氣、九乳佈文、自邇覃遐、告曉與嘯、無明除睡、十方驚听、德之廣被、豈敢不欣、凡厥四衆悉預餘薰、文保二年閏四月日、大工山城權守物部依光、△古文書十三通、内一通は前に引用し、九通、一は某年四月法泉寺の住僧素安が山下五郎左衛門に贈し書簡、一は同時五月駿河守重義が法泉寺に投ぜし書簡、一は某年五月伊駒藤太が天神社奉加の書簡、△藥師堂、行基の作佛長四尺、を安ず、是昔時中堂の本尊なりしと云ふ、又三尊の彌陀中尊長五尺五寸、運慶作、寛永中修造の銘あり、曰頼朝御建立寺、五百歳之後大破時、奉修造所阿闍梨賢融、寛永十二年九月を合とす、是古昔新阿彌陀堂の本尊たりしを堂類

廢の後爰に移せしなり、古堂の舊趾は寺域より南二十町許を隔て字山王臺にあり今堂畑と唱ふ、古堂は北條泰時の女本願主となり、年中行事曰、新阿彌陀堂事、嘉禎元年八月創建ありて二年八月供養を遂ぐ、【鶴岡社務職次阿彌陀堂、文曆二年八月建立、嘉禎二年八月供養、按ずるに文曆二年九月、嘉禎と改元あり、三年供僧三口を定め、年中行事曰、嘉禎三年、宇津尾堀方・竹内方・大堀方或は櫻井方、皆屋鋪地の唱へに據て、此稱呼とも云へりの三區に分てり、あるなり、所藏建武二年供僧料田坪附の書に、讚岐僧都行辨分、屋敷本郷宇津尾堀、(大堀方)大夫法印昭辨分、屋敷本郷田所讚岐房跡、(竹内)三位律師實脩分、屋敷本郷櫻井、(大堀方)とあるをもて識るべし、供僧職舊は私の與奪にあらず、必武家の沙汰として補せられしなり、所藏に補任狀四通あり、一に曰、山内新阿彌陀堂供僧二口事奉申付候、可有存知其旨候恐々、正應六年七月廿日、三位僧都御房光綱華押、一に曰、山内證菩提寺内、新阿彌陀堂供僧職二口、(中納言法印俊濟跡)事、右守先例如元可被沙汰之狀如件、元亨元年十二月廿九日、三位法印御房、沙彌華押、是三位僧都實清に下す所なり、清は竹内・大堀二職を兼管す、故に二口の補任あり、年中行事供僧次第の條に、實清櫻井方竹内方兩職拜領、代々相傳之所、俊濟法印申掠拜領之間、實清歎申之間、正應六年七月還補畢、元亨元年十二月廿九日安堵賜畢、大堀方竹内方二口共相續畢、と見えたる是なり、一に曰、山内新阿彌陀堂、供僧職壹口(大堀方)、事右守先例可被致沙汰之狀如件、正中三年三月一日、三位阿闍梨御房、沙

彌華押、一に曰、山内新阿彌陀堂、供僧職壹口(大堀方)、事右三位律師實修、不可有相違之狀如件、建武元年十一月廿四日、直義袖判あり、年中行事供僧次第の條に、實修正中二年四月五日、實清法印讓之、同三年三月一日安堵賜之、建武元年十一月廿四日、錦小路殿安堵下文賜之、とある是なり、錦小路と稱するは、即直義が事なり、夫より後は私に讓與せしにや、所藏に顯超の讓狀あり、曰、讓與山内本郷證菩提寺内、新阿彌陀堂供僧職事、權律師惠忠、右所職者、顯超譜代相傳之地也、爰宰相律師惠忠、雖爲他門、依不淺自幼少芳契、相副代々手繼證文令讓與者也、仍更不可有他妨者也、爲後證讓狀如件、永徳二年六月十日、權少僧都顯超華押、年中行事供僧次第の條には、顯超の次に、大夫大僧都法印仲惠を載せ、康暦二年十月一日、顯超僧都讓之、同十一月載番帳了次に惠忠を載せ、永徳二年三月九日、仲惠法印讓之、但不載番帳、とありて、前の讓狀と、讓是年創て供養の法を立つ之、其次第定期等、委く本書に見えたり、某年北條泰時本郡倉田郷を堂料として寄附せしかど、不納の怠ありしかば、仁治元年三月更に郡中岩瀬郷を其替地に寄す所藏文書曰、山内新阿彌陀堂料所、岩瀬郷供用等事、右山内庄倉田郷、雖寄附于當寺供料、更意闕之間、以同庄岩瀬郷所立替之也、敢不可有寺用對捍之狀如件、仁治元年三月七日、泰時華押、此文書今本紙は失へり、正和二年而來堂領岩瀬郷の供米未進により究濟すべきの由、文保元年十二月下知あり、又曰、山内庄本郷新阿彌陀堂供僧等申、供米未進事、右岩瀬郷給主、矢田四郎

左衛門尉盛忠、正和二年以來未濟之由、就訴申尋下之處、如請文者、公田十分一被免許于百姓等訖、於殘定田分者、無未進云々、者主寺供料等者、難被免除之旨、先日沙汰畢、然則守本員數、可究濟之狀下知如件、文保元年十二月十四日、沙彌、沙彌、沙彌、左衛門尉平各華押、建武二年三月近藤出羽次郎清秀供僧等

が料田の敷を判定む 相模國山内本郷、新阿彌陀堂供僧以下料田坪付事、諸僧都行辨分、屋敷本郷宇津尾堀、(大堀方)田二町、(三段白山堂、五段柳坪、三段猪鼻、三段笠間、六段志比禮)大夫法印昭辨分、屋敷本郷所讀岐房蹟、(竹内)田二町、(一町鍛冶ヶ谷、四段白山堂、二段桂口、四段柱木)三位律師實修分、屋敷本郷櫻井、(大堀方)田二町、(一段白山堂、四段梅澤、二段小樞町、三段鍛冶ヶ谷、一段大加夫木、五段飯島、三段岩瀬)承仕明教分、屋敷本郷田一町、(一段岩崎、二段桂入、二段子神前、三段曾利町、二段樞町)道圓跡分、屋敷本郷在之、田一町、(二段大、桂入、二段小、子神前、二段加夫木、一段西櫻橋、二段白山堂)下部鏡法分田一町、(二段後田、一段具所、二段鍛冶ヶ谷口、二段樞町三段猪鼻)建武二年三月十八日、裏に頓覺坊進之候、近藤出羽次郎清秀、按ずるに、文中の地名、今も村内及び近隣の地に遺稱を存す、即應永廿七年閏正月秀信と云ふもの奉はり、各條に辨あり、應永廿七年閏正月秀信と云ふもの奉はり、更に大堀方供僧の料田を充行ふ 又曰、宛行、山内本郷證分)田三反、(坪はせいりやうのねまわり)年貢事、右馬四郎郎吉、右彼田一反上田五斗四升、二反中田八斗、(已上本米)其外校分口物等、合一石五斗七升、公事以下任先例、可致沙汰之狀如件、應永廿七年閏正月十六日、秀信奉華押、袖判あれども何人なるや詳ならず、按ずるに、文中相承院とあるは、年中行事供僧次第に、大堀方辨法印珍譽、號相承院、とあ

る即此僧なり、當時現職にて、鶴寶徳二年十二月先に活岡供僧相承院を兼管せしなり、鎌倉法華堂却せし堂領九段の田地公許ありて舊に復す 文書曰、右大將法華堂領、相模國三浦郡大多和村内、田三町供僧分、并本郷新阿彌陀堂領、田九段等沽却地事、爲徳政被返付者也、且口實得人倚如元可被全知行由、所被仰出也、仍執達如件、堂寶徳二年十二月二日、相承院、前下野守華押、沙彌華押、堂内に頼朝の牌あり 嘯源大禪定門 △八幡宮 ○光明寺 梅澤山仙福院と號す、淨土眞宗 願寺末、聖徳太子草創の靈場にて仙福寺と號し、往古小菅谷村邊なり、にありて天台宗なり、五十二世の僧了惠 高中將某の末葉にて業の聞えあ が時執權北條泰時親鸞を招き、鶴岡にて藏りしと云ふ、が時執權北條泰時親鸞を招き、鶴岡にて藏經校合あり、時に惠、鸞に歸依し遂に師弟の約をなし、當宗となりて名を了心と改む 文永元年十一月其後北條時頼の母松下禪尼當寺に安置せる聖徳太子の靈像 今も本頼の將軍木、長二尺三寸許、十六歳自作の像と云、或時此像室中に見えず、奇として所々を尋ねしに、出立川の良方なる山中に、夜々光明耀けり、了心是を認て彼像を得、再を歸依堂内に安置せしとなり、今の寺號も是に起ると云ふ、を歸依し、今の地に移して再建あり時に安貞元年八月なり、此時今の寺號に改め舊號を院に銘せしとなり、寺領も若干を寄附せしかど小田原北條氏領國の頃氏康領中當宗の寺院を追却せしかば 武田信玄、國府津眞樂寺を押せ陣所とせしを、氏康敵に内應せ

しとて大に怒り、領内假に禪宗に改め、住侶は江戸赤坂常宗の寺院を廢す、に移り、常宗の一寺を建て寺號は舊號を唱へ仙福と號す、今江戸赤坂寺町專福寺 今麻布善福寺、赤坂專福寺昔相州鎌倉小菅谷出立川の邊に、小野妹子草創せり、妹子遣唐使を蒙り入唐せし時、失ありて、歸朝の後、罪せらるべきを、聖徳太子の申宥らるゝにより、其罪を赦さるゝ、よりて其法相宗なり、後合宗に改め、五十七世善海に至り、戰爭の難を遁れて、武州豊島郡貝塚庄一ツ木村に移り、一字を起立す、即當寺地是なりと見え、當寺傳と異同あり、北條氏の末に至り爰に歸住し、當宗に復せしと云ふ、寺領十三石は慶安二年八月御朱印を附せらるゝ、本尊彌陀を安置し本堂に梅澤山の額を扁す 慶長十三年四月、九條大閣金澤鎌倉遊覽の時、〔寺寶〕當寺に止宿ありし因を以て染筆ありしと云ふ、

△六字名號四軸 一は北條時頼、一は親鸞、△九字名號一軸 如信 △五字名號一軸 覺如 △文章二通 證如 △教諭詠歌一本 傳云、親鸞道俗に教化の爲國字四十八字、及び數了心師弟の約をなせし時授與あり、代々の住侶筐中に秘め置しを、蓮如當寺に過て熟覽し、感喜に堪ず、自臨寫して寺僧に與へ、本紙は本山の什寶に備へしと △發句一軸 證如 現繪傳一卷 後柏原院の時、勾當 △鐘樓 鐘は安永六年

の再鑄なり、△支院 光榮寺 本坊十九世明祐、寛永十二妙專廢寺 本坊十六世徳善、慶長四年建つ、本尊彌陀は長八寸許蓮如作、當寺中古廢して未再建に及ばず

○專余廢寺 正徳四年八月回祿に罹りし後再建せず、前寺末と云ふのみ、其他寺傳を失ふ、○觀音堂 坂中山と號す、空海の草創にして石像の六觀音を土中に埋め、上に石像の十王を建立ありし古蹟と云ふ、行基作の正觀音 立像一 尺五寸を本尊とし、惠心の作佛を前立とす、光明寺持、

○中之村 奈加能 本郷六村の一なり 事は上之村に詳なり、前村と地形錯雜するを以て廣袤四隣は彼村に闔載す、江戸より行程十二里、戸數三十二、檢地は延寶六年成瀬五左衛門糾す 今松平大和守矩典領す 古は御料所、元禄十一年九月、小濱半に領ち賜ひ、同十四年、半左衛門一族十郎左衛門二分地し、すべて三給となれり、文化八年に至りて、一圓に松平肥後守容衆が領分となり、文政四年、飛地公田、鍛冶ヶ谷二村にあり、戸塚宿より金澤への往還異方に係れり 幅凡三 尺許、

○高札場 ○小名 △志比禮 上之村證菩提寺藏、建武二年新書に、讚岐僧都行辨分、田二町の △和田 △井戸久保 内六段、志此禮とある是なり、

△大橋谷 ○大平山 飛地なり、東南上之村・今泉二村の間にあり

高七 文許 ○川 上之村に載せし上川・下川の二流なり之上

○子神山王合社 村の鎮守とす、村持子神の名は建武の文書にも見ゆ 按ずるに、上ノ村證菩提寺藏建武二年新阿彌陀堂供僧等料田坪付の書に、承任明教分、田二段子神前、道圓跡の分、田二

○長慶寺 中村山天岳院と號す、淨土眞宗願寺末、古は顯密二宗を兼し道場なりしを、住僧超世が時當宗に歸依し遂に改宗す、當時は玉繩の邊に在しとなり、中興開基實好普古は 本願寺九世、實如が孫なりと云ふ、寛永十五年十月十五日寂す、年九十九、石山の合戦に赴援し、十餘年の後和平なりて漸歸國に及びしかど蚤く兵亂の爲に堂宇悉く荒廢せし故、姑く今の地を卜して草庵を營み住めり、かくて慶長の初、東照宮御放鷹の路次爰に御駕を寄せられ、喫水を乞せ給ひしかば寺内の清泉を汲て献ぜし時上意に任せ、當寺久しく廢凶の旨趣を言上せしかば、同十六年藤澤御殿に召れ再建の費用として金子を賜へり、是より努めて再造せしと云ふ、本尊 運慶作、長三

親鸞作、長六寸八分、鎌倉を安ず、寺領十三石は慶安二年八月御朱印を賜ふ、寺中に光輝寺 寛永七年順慶 永昌坊 建つと云ふ、

元和九年了順 建つと云ふ、と號する支院二字ありしが今は共に廢せり、【寺寶】 △茶椀一口 素焼なり、是先に清泉を汲て、△阿彌陀像一軀 如信 △同畫像二軸 一は惠心筆、△九字名號一幅 信を取に足らず、故に漏せり、△鐘樓 延寶七年鑄造の鐘をかく、○藥師堂 村持、

○觀音堂跡 長慶寺傍にあり公田村觀音堂の舊地と云ふ、○鍛冶ヶ谷村 嘉治我 江戸より行程十二里、本郷六村の一なり 事は上之村 建武二年新阿彌陀堂供僧料田坪付書に上之村證 菩提寺藏村名見えたり 其文は上之 戸數三十二、廣袤各十六町許 東、中之村、南、桂村、西、小菅谷村、北、領主松平大和守矩典なり 右衛門に裂賜ひしが、寛保三年、一旦御料となり寶曆六年、又二氏の舊知に復す、文化八年に至り、園村松平肥後守容衆に替賜ひ、文政四年、今の領主に賜ふ、檢地は延寶六年成瀬五右衛門糺す、飛地一町三 桂村に在りと呼ぶ

○高札場 ○小名 △松木谷 △東臺 △柏原 △櫻馬場 △矢ヶ久保 △下根 △河内

○河内川 上之村上川の下流なり、小名河内を流る、故に此名を得間に至る、

○王子社 村の鎮守とす熊野を合祀す、祭祀十一月十四日八幡宮と隔年に行ふ、天正八年修理の棟札あり、社地に古松あり 園一丈 正翁寺持下同、○八幡宮 是も鎮守とす、天正八年修造の棟札あり 面に 八幡大菩薩修理 天正八年庚辰九月十五日、中之神木老杉あり 園一丈 坊院後、大小たんな數々と記す神木老杉あり 二尺許 ○石神社 村持下同、○神明宮 ○天王社

○正翁寺 本郷山と號す、曹洞宗 渡内村天 開山良雄 元和 六月十六 本尊 盧空藏を安置せり 二寸、運慶作、○觀音堂 正觀音を置 行基作、長 一尺七寸、正翁寺持下同、○地藏堂 舊 像は齊田左衛門が念持佛なりしとぞ、是は元祿中賊の 爲奪はると云ふ、○藥師堂

○齋田左衛門某宅蹟 村東にあり、左衛門は頼朝近侍の 士なりしと云ふ 按ずるに、建長寺中、心平寺の地蔵は、此 左衛門が身代りに立たる、靈佛なりと傳ふ、【鎌倉志】に云ふ處と、年も違ひ、事 延寶檢地以來開墾し 蹟も聊異なり、彼條併せ見るべし、 延寶檢地以來開墾し 陸田とす、

○小菅ヶ谷村 古須我 江戸より行程十二里、本郷六村の一なり 事は上之 按ずるに北條泰時の女を小菅谷殿と號せ し事上之村證菩提寺【年中行事記】に見ゆ、蓋當村は其粧

田などありて住居せし地なるにや 居跡と傳へ、其西を御三ノ前、良方に高塚、青樓ヶ橋などの唱へ、今猶 民戸七十九、残り、さては彼女の居跡とせんも縁故あり、

廣六町半餘袤二十六町半餘 東、鍛冶ヶ谷、上野庭二村、西、飯谷村、領主は松平大和守矩典なり 古は御料所なり、元祿十一年、本多伊織、榊原平十郎、土屋千之助等に領地賜ひしを、文化八年三月御料に復し、同年六月、松平肥後守容衆が領地となり、文政四年五月、當領主に賜へ延寶四年成瀬五左衛門重治檢地す、鎌倉道西南の方を 通す 幅二間より二間半に至る、又古道と稱するあり、南方笠間 村界にて、今の道より北に折れ村の中央を貫き、永谷ヶ村 に連す、幅六尺より九尺に至る、按ずる、に、正保の國圖には、此道を本道とす、

○高札場 ○小名 猪ノ鼻 上之村證菩提寺藏、建武二年新阿彌陀堂供僧等、料田坪付の書に、法分、田三段猪鼻、と見えしは此地なり △青樓ヶ橋 同上 書、承仕道圓跡分、田一段 △木曾ノ前 △木曾ノ谷 木曾分 西樓橋、と見ゆ是なり △木曾ノ前 △木曾ノ谷 木曾分 永祿中は、玉繩城主、北條左衛門大夫繩成の知行なり、【役帳】 曰、玉繩衆知行役左衛門大夫殿貳百五十貫文、東郡本郷木曾 分卅四貫九百六十 文、同所辰年増分、 △つのが谷 △寺ノ前 △みこの坂 △新宿 △西谷 △かくしが谷 △地藏ノ前 △宿山 △宿ノ谷

○石室 村南宿山にあり、土俗太子矢倉と唱ふ 潤方親鸞遊歴せし時宿中にて聖德太子の像七軀を彫刻ありし

舊蹟なりと云ふ、○鮎川 南界を流る 五間兼好法師が折句の詠歌ありし舊蹟と傳ふ 【兼好家集】曰、相模國いた名を句の上にすえ旅の心を、いかにしてたちにし、此所の日よりちりのきて風だに聞をはらはざるらん、鎌倉管領武州に發向の時鎌府を立て此河邊にて晝憩をなし、午飯を吃するを例とす 【鎌倉年中行事】曰、公方様御發向事鎌倉有御立、鮎河にて御晝休あり、御酒三献御湯漬參、依御吉例本郷土佐守調進らるゝ、いたち川に足て小具足になる、御申之役御鎧をも被着、御弓征矢をば、御調度役帶之、武藏之府中高安寺へ御着陣之時、又御具足をめす、凶徒等悉有御退治、還御之御様躰、御發向之時御同前也

鎌倉古道の係る所橋を架す 長六、新橋と唱ふ、
○春日社 村の鎮守なり、永祿八年宇部松菊丸と云もの按ずるに、【北條役帳】に、宇部左京亮、本郷公田村を領せしこと見ゆ、【役帳】は永祿二年の改なり、此松菊丸は果して左京亮の子なるべし、然れば當再建と傳ふ、古は本郷六村の總領府なりしと云ふ、祭禮十一月十三日 鶴岡社人等來りて祭事を行、社地に古松あり 圍一丈、四尺、 △末社 神明 八幡 白山 稻荷 ○別當龍光院 醫王山春日寺と號す、古義眞言宗 高野山慈眼院末、 永祿八年社と共に再建すと傳ふ、中興を有傳と云 寶永四年七月八日寂す、 △護摩堂
○長光寺 淨土眞宗 西六條本願寺末、 菅谷山醫王院と號す、本尊

彌陀 惠心作、長二尺五寸、 古は天台宗にて醫王院と號す、開山を道意と云ふ 寺傳に、意は伊藤九郎祐清の子にて祐清壽永の亂、後當所に移住せしが、父祖の菩提を弔んが爲僧となりて台刹を建て、父が崇敬せし藥師を本尊とすと云へり、其他附會せしこと多くして、其後本願寺三世覺如宗祖の舊迹巡覽ありて當所止宿の時住職了諦其教示を聽て當宗に歸依しやがて改良せり、此時より今の山寺號を稱す、後破壊地となりしが寛永十二年僧善立 正保二年五月三日寂す 中興すと云ふ、舊は良雲坊 開基明見寛文十一年十一月三日寂す と云へる支院ありしが今は廢せり、【寺寶】 △阿彌陀畫像一軸 祝、 △光壽石一顆 同筆なり石面に光壽の二字を書せり △六字名號一軸 蓮如 △正觀音一軀 舶來の物にて伊藤祐清の念持佛と云ふ、 △長刀一振 △鞍一掛 此品は伊藤氏所持の具と言傳ふ △鐘樓 鐘は寶曆八年再鑄する所なり △藥師堂 文祿元年建つ、今は廢して本尊 文覺作、長六寸八分、 は本堂に移し安ず、これ改宗以前の舊本尊なりと云ふ ○大誓寺 西光山普應院と號す、淨土宗 岩瀬村大相連社傳譽と號す、本山七世明曆元年七月十三日卒すが建る所と云ふ、 △太子堂 本尊は 長二尺六寸、 親鸞當村石室にて

彫刻せし七躰の一なりと云ふ、○觀音堂 十一面觀音行基作の 長一尺三寸、 本尊となす、元祿中堂守の僧念稱同體 尺三寸、 岩瀬村大長寺傳には、毘首羯摩作と云ふ、一軀を得て其肚中に舊像を收むと云へり 大長寺傳に、元祿十六年正月再建すとあれば、其時の事歟、大誓寺持下同、 ○藥師堂 僧厭譽欣求 明曆元年十一月十五日寂す が建しと云ふ、

○長延寺蹟 小名地藏の前にあり、此寺元和中武州加瀬村に遷れり 按ずるに、武州橋樞郡南加瀬村に、轉壽山長延寺あり、淨土眞宗、西本願寺末、鎌倉より引しと傳ふ、其蹟叢林となりしかば延寶四年檢地ありて山高に入れり、

○舊家與次右衛門 里正を勤む、先祖を梅澤與次右衛門勝國と云ふ 天正二年二月八日死す 今兼氏の短刀を所持、先祖より傳來すと云ふのみ其他の傳なし、

○公田村 久傳無、 江戸より行程十二里、本郷六村の一なり 事は上之村に詳なり、 小田原北條氏割據の頃は宇部左亮領せり 【役帳】に詳なり、 三百貫文、東郡本郷公田、宇部左京亮、左京亮一代は諸役御免、但大普請半役可申付、戸數六十、桂村と地形錯雜して各村の別を得ず、今合せて是を云に東西十町南北二十町 東、上之村、西、岩瀬村、南、今泉、北、鍛冶ヶ谷、中之二村、 檢地は延寶六年成瀬五左衛門糺す、今松平大和守矩典領分なり 元祿十一年御料を

裂て、長山彌三郎・長谷川玄通・伏屋新助・鈴木能登守重貞等が采地に分ち賜ひ、御料少しく残りしが、文化八年關村松平肥後守容衆領分となり、文政四年今の領主に替賜ふ、
○高札場 ○小名 △馬場 婆武婆、○本郷六村の中後と云ふ、 △新井澤 △信濃ヶ谷 △茶辨當 △岸 △し井郷谷 △小谷 △長谷
○鮎川 上之村上川・下川の二流、村東にて合し一條となり河名を得村北を流る 幅四間より六間に至る 板橋を架す、馬場橋と唱ふ 長五間、

○御靈社 權五郎景政を祀る 明曆三年十月再興の棟札に五郎大權現と記す 當村及桂村の鎮守にて村持、○神明宮 村民持下同、○十二社 ○諏訪社 ○王之御前社 祭神詳ならず、
○永林寺 桂谷山と號す、曹洞宗 渡内村天嶽院末、 開山良雄 元和元年六月十三日寂す、 本尊彌陀、○定光寺 龍淵山と號す、古義眞言宗 上之村證善提寺末、 本尊不動、○慶岸寺 大悲山攝取院と號す、淨土宗 岩瀬村大開山閑哲、英連社傳譽と號す、大長寺中月十四日寂す、 本尊彌陀 一尺七寸、 當寺延寶八年の頃より漸衰廢に及び、本尊等今は假に村内の彌陀堂に置り、○觀音堂 十一面觀音 運慶作、長一尺五寸、 を安ず、永林寺持古は中之村

に在り、今に堂蹟残り、(彌陀堂 本尊は運慶の作なり長一尺七寸五分、岩瀬村大長寺持下同、○地藏堂 運慶の作佛長二尺、を安ず、○觀音堂 十一面觀音を安ず、長九寸、大長寺傳に是は天佛山法界廢寺の本尊なり、此寺元曆の頃頼朝上蔭十餘人を斬罪し、其骸を爰に葬り、今に堂側に、上蔭塚といへる小塚あり、高四尺許、上に雜林あり、其側に建立ありし一宇なりと云へり、

○舊家八兵衛 松平氏を稱す、長澤の庶流と云ふ、家系に據るに始祖藤三郎正則は甚右衛門正次が弟にて道甫君道幹君東照宮に歷仕し屢戰功を顯せり、後故ありて御勘氣を蒙り落魄して甲州に到り、武田氏に仕へしが其後恩免ありて召返され、天正十八年東に入せ給ひし時正次と同く供奉し武州三川島にて采地百石、或は五賜はれり、後江戸にて居宅の地番町を賜ひ虎の間の御番を命ぜらる、然るに三川島は水損多き地なる故姑く廩米に替られ、重て替地を賜ふべしと有しかど其沙汰ふつになかりしが正則退隱せし時、伊奈備前守忠次して當所の宅地を賜ふ、終身此所に屏居せり、歿年を傳へず、法名は應譽淨光と云ふ、其子三郎六郎重正家を繼ぎ、又虎の間の御番を勤む、大坂の役には深尾掃部が隊下に屬し富士見御

櫓の番衛を奉はる、後此地に退隱す、其後當所檢地ありしに宅地拜賜の證狀なきが故猶年貢地たり、其子藤三郎重清家を繼て富士見の御番を勤めたりしが多病なる故勤仕に堪へず此地に退隱す、其子太左衛門某家を繼ぎしが後故ありて罪蒙りしに恩免なくして死しければ遺跡は收公せらる、時に其父重清出府し深く歎き申せしかば御由緒ある舊家たるを思し召し、更に二男藤三郎重久を召出され、富士見の御番を命ぜられ下谷にて宅地を賜ふ、重久、元祿十二年八月廿日死す、法名即應源を勤む、其子又三郎某が時、故三男三郎右衛門は父と共に當所に住し、其子次郎右衛門が時民に下ると云ふ、

○桂村 可津羅 江戸より行程十二里、本郷六村の一なり事以上之村に詳なり、建武二年本郷新阿彌陀堂供僧等が料田坪付の書上之村證に當村の名見えたり、其文は上之村條に詳載す、地形公田村と犬牙して辨別しがたければ廣袤四隣既に公田村に闔載す家數三十、檢地は延寶六年成瀬五左衛門改む、今松平大和守領す、古は御料所、享保八年十二月、酒井雅樂頭親本星合攝津守顯行に領賜し寛延二年五月雅樂頭の領地を松平大和守朝矩に替賜ひし、文化八年すべて松平肥後守容衆領分となり、文政四年又今の領主に賜ふ、

○高札場 小名 公田村に併載す、

○颯川 公田村に同じ、

○天神社 村民持、

○上野庭村 加美能 江戸より行程十里餘、永谷郷に屬す

按ずるに、永谷八郷と唱へ八村屬す、野庭は其員外なり、既に下村は野庭を以て郷名とす野庭郷の名は古記にも見えれば、得たりと云ふべし、永谷郷を唱ふるは誤なること知らる、天正元年の頃白井木工右衛門と云へるもの草創し、衛門の一族と云ふ、同四年檢地ありと傳ふ、按ずるに村名古は野場の文書及び正保國圖或は野葉【北條役帳】及び松岡東慶【天文中】或は野葉寺藏、天正二年の文書、に作る、且天文中の物に此地名を載たれば天正の開墾といふは誤なり、蓋此頃新開の地などありしをかく傳聞せしにや、上下に分折せし年代は傳へず、年代推究して知るべし、民戸三十九、東西六町南北十町、西、下倉田村、南、鍛冶ヶ谷、小菅ヶ谷二村、北、天文の頃より天正年間に至るまで松ヶ岡東慶寺の所領なり、天文十八年三月小田原の評定衆石巻下野守康保奉はりて當郷中へ捕鳥人の入ることを禁ぜしむ、是松ヶ岡の寺領たるを以なりす、併せ見るべし、下永祿天正の條も同じ、永祿二年に改めし【北條役帳】にも松岡の領たりし事見ゆ、天正二年八月安藤豊前守良整等奉はりて當郷の民に稅務課役の定法を令す、東慶寺文書曰、分國之定法郷中之指引、百六貫三百六十文、野葉郷田畠踏立辻、此内二貫五百文、神田、三貫五

百文代官給、二貫文井料免、二貫文定使給、十一貫文公事免、以上廿一貫文、前に神社等之指置は免もあれ、御國法如此候間可爲此分、殘而八十五貫三百六十七文、此内前々納所御寺へ參分、十三貫五百文米五十四俵納、三貫八百五十文畠年貢長佐久共、二貫四百文宮窪深田堂免共、一貫文政所免、二貫文原田、以上廿一貫七百五十文、此員數百姓如申口猶餘而六十三貫六百七十七文、當檢地増分、以上、此増分御寺へ新寄進之由、被仰斷候可存其旨陣夫一匹は、前々井田兵部所へ出、此度増分に一匹可出之、以上、右所定如件、天正二年甲戌八月十七日、野葉郷百姓中江雪、中將、江雲、安藤豊前奉之、虎朱印を押す、今領主松平大和守矩典なり、寛政四年迄御料所なりしを、井上左太夫に賜ひ、文化八年松平肥後守容衆領分となり、文政四年延寶六年成瀬五左衛門檢地す秣場あり段別十四町一段一畝餘、飛地段下野庭村に在り、

○高札場 小名 宮ノ久保 深田 已上二所、松ヶ岡年の文書に、二貫四百文、宮窪、深田、堂免と見えたる是なり、

△天藏田 宇多 △十里木 △谷堀 也止 △細田 △島田 △池田 △仲之町 △柳町 △狩又 △新藏 △かしま △岩河 △西谷 △粟立 △三段町 △前田 △菖蒲田 △てん谷 △池之谷 △元入 △柏葉 △桃之木 △蘆久保 △入之前

○川 村内の清水一條の小川となり北流す、流末永谷村に至りて馬洗川と云ふ是なり、

○藏王社 村の鎮守とす、祭祀十一月十日淨念寺持、
 ○淨念寺 藏王山正定院と號す、淨土宗 大町村安 本尊彌
 陀開山吞靈 昌蓮社深譽と號す、元 開基は白井木工右衛門
 なり 法名正定院專譽淨念、天正十八年九
 月廿三日死す、即當村の開發人なり、△觀音堂 如意
 輪觀音を安す、△支院 西長院 本尊

○下野庭村 志毛能 江戸より行程十里餘、野庭郷と唱ふ
 民戸七、東西二町餘南北六町許 南、上野庭村、西北、永谷上
 村、東、武州久良岐郡吉原、
 松本、金 領主は松平大和守矩典なり 古は牟禮遠江守勝久、上
 井三村、村内白旗社元祿十一年の棟札に、牟禮遠江守の名見
 ゆ、文化八年に至り松平肥後守容衆領地となり、文政四年今の領
 主に 檢地は延寶六年成瀬五左衛門糾す、鎌倉より武州久
 良岐郡に達する小徑西北を延亘す、飛地九畝三段 上野庭
 村にあり、

○高札場 ○小名 △永作 松岡東慶寺藏、天正二年の文書、
 と見えしは △深田 此地名上村に注記 △天谷 氏武 △西ノ
 此地なり、△山かけ △二段田 △入之前 △池ノ谷 △ほ
 そ田 △清水谷

○川 村西を流る 幅六 北隣永谷村馬洗川の上流なり、
 ○白旗權現大母 於保 明神合社 村の鎮守とす、祭祀十一

月九日元祿十一年時の地頭牟禮遠江守勝久が造立せし
 棟札あり、○神明宮 村持、
 ○正應寺 淨土宗 武州久良岐郡松 本堂中に嘉曆
 四年の板碑を置く、○鬼子母神堂 村民持、○藥師堂
 村持、

○舞岡村 萬比遠 舞岡郷と唱ふ、古は前岡と記す 松岡東慶
 永天文正等の文書、及び「北條役帳」にし、江戸より行程十里
 か記せり、正保の改以下、今の文字に作る、江戸より行程十里
 民戸八十、廣六町許表二十町許 東、永谷上村、南、小菅谷村、
 尾村及 檢地は天正十九年彦坂小刑部元正改む、大永中よ
 り天正年間に至る迄松岡東慶寺の所領なり、大永七年八
 月北條氏綱當郷へ課役免除の事を令す 東慶寺文書に據る、
 併せ見るべ、天文十八年三月捕鳥を業とするもの、當郷中
 に入る事を禁す、是松岡領たるが故なり、「北條役帳」に
 も寺領たりし事見ゆ 是も東慶寺 天正二年八月當郷稅務課
 役の沙汰あり 東慶寺文書曰、分國定法郷中之指引、二百十六
 文神田、七貫文代官給、四貫文井料、二貫五百文定使給、二十
 二貫文公事免、以上、四十貫五百文、前々神社等之指置は免も
 あれ、御國法如此候間此分たるべし、殘て百七十六貫二百五十
 三文、此内前々納所御寺へ參分、五十一貫三百文、米二百廿三

依納、九貫八百五十文當年貢、七貫八百五十文三給之年貢、以
 上、六十九貫文、此員數百姓如申口、猶殘て百七貫六百五十三
 文、當檢地増分以上、此増分御寺へ新御寄進之由、被仰斷候、
 存其旨、陣夫二匹は前々多米前へ出、此度増分に三匹可出之
 以上、右所定如件、天正二年甲戌八月十七日、前岡郷百
 姓中、江雪、中將、江雲、安藤豊前奉之、虎朱印を押す、同十四
 年十二月藍瓶役不納を各村に課せし文書にも當村の名を
 載す 足柄下郡板橋村、京紺屋藤兵衛藏文書曰、前岡、永谷云々、
 右之在所不入與申、紺屋役不出候由、曲事に堅申付可取、
 若猶免角申不出候は、可申上、他郷江越し候共、其在所迄た
 し、役口可取者也仍如件、丙戌十二月廿五日京紺屋津田、虎朱
 印、江雲 今地頭蜷川相模守親文なり 文化の頃は御料及蜂屋
 奉之、江雲 今地頭蜷川相模守親文なり 七兵衛、内藤佐七、大草
 半次郎等、知行所なりしを、同八年松平肥後守容衆に賜ひ、文
 政四年今の地頭に賜ふ、按ずるに、蜂屋家譜に據れば、祖源左衛
 門定近、御入國之後當所 東海道北界に繋る、
 を賜はりしなるべし、

○小名 △明場合 △道場合 △熊ノ堂 △西谷 △西ノ
 前△宮ノ脇谷 △根くるみ △腰卷根 △櫻堂谷 △越
 △腰くるみ △子ノ神 △清水 △追越 △し、やう免
 ○八幡宮 村の鎮守なり、祭禮十一月十四日社地に老杉
 あり、圍二 神木と稱す、△末社 山王 稻荷 愛染 疱
 瘡神 天神 神主關伯耆 吉田家の配下なり、○神明
 宮 持同、○若宮 ○羽黒社 ○白旗社 ○第六天社二
 ○白山社 ○山王社 ○五靈社 ○藏王社 ○子ノ神
 社 ○飯綱社
 ○長福寺 櫻岡山と號す、臨濟宗 鎌倉圓 本尊釋迦開山續

宗 寛正四年八月 中興天叟 寛文元年八月 慶安二年八月 觀音
 宗十四日寂す、十五日寂す、慶安二年八月 觀音
 堂領五石の御朱印を賜ふ、舊は林光寺と云へる支院あ
 りしが今は廢せり、△鐘樓 鐘は安永九年の鑄造なり
 △觀音堂 本尊は行基の作たり 立像長四尺、腹籠の像あ
 佛と △天神社 ○東光寺 光西山と號す 前寺 本尊藥
 師長三寸二分 ○長泉寺 壽量山と號す、古義眞言宗 武
 久良岐郡太田 本尊彌陀、○圓福寺 淨土宗 鎌倉大町村 天
 村東福寺末、本尊彌陀、△觀音堂 ○不動堂 村持、
 龍山と號す本尊彌陀、△觀音堂 ○不動堂 村持、
 ○塚五 上金塚・上銀塚・大判塚・鐘塚・行人塚等の名あり
 縁故傳はらず、○蜂屋七兵衛定頼墓 小名宮脇谷にあ
 り、長福寺の持碑面に敬屋院殿釋宗榮大居士、寛永七
 庚午年九月廿三日、傍に蜂屋七兵衛源定頼、行年七十一
 歳卒、以爲世祿地、葬于相模國鎌倉郡舞岡村、時至
 享保十四年己酉口日丁ニ百回忌、而爲追善、建之、施主
 世祿家會孫蜂屋孫十郎定尙と刻せり 家譜を按ずるに、定
 子なり、東照宮に仕へ、關ヶ原の役に供奉して軍功あるを以、
 明年御先手御弓頭となり、與力十騎を預けらる、定近東照宮に
 仕へ三州及び江戸に於て、御土藏の番頭を勤め、慶長元年相州
 に於て死す、年七十三と見えれば、定近當所の采邑に在て
 歿せしと
 議らる、

新編相模國風土記稿卷之百終

新編相模國風土記稿卷之百一

村里部 鎌倉郡卷之三十三

山之内庄

○永谷上村 奈我也加 美牟良 江戸より行程十里、永谷郷に屬す、小田原北條氏割據の頃は宅間伊織綱頼知行す〔役帳〕曰、宅十貫文、東郡永谷普請役は有之出錢其外御用時は以御直書可被仰出、又村内天神社縁起に、天文十二年、領主宅間伊織藤原綱頼社頭を再建、蟪川相模守親文が采地なり、昔は松平大和守・山せし事見ゆ、蟪川相模守親文が采地なり、田立長、鈴木半人、蜂屋七兵衛等知行せしが文化八年、松平肥後守容衆領分となり、文政四年、今の地頭に賜ふ、民戸五十、天正十四年十二月藍瓶役の稅務を諸村に課せし文書に永谷の名見えたり、足柄下郡板橋村、京組屋藤兵衛藏文書に前岡永谷云々とあり、全文は爰に略す、同十九年彦坂小刑部元正檢地の後今に至りて其法に隨ふ、舊は當村上中下三分の別稱ありしなるべし、中古中分の地を分て別村を建つ是今の中村なり、今當村内を區別して上下分下の別稱あるは其遺れるなり、されば中村の地當村と一區たりし故地形犬牙して廣袤四隣共に辨別しがたし故に爰に括載す、廣二十町袤三十町餘、南、上下野庭、小菅ヶ谷三村、西、舞岡、上

下柏尾三村、北、平戸村、及び武州久良岐郡引越、別所二村、東、同郡松本・久保、別所三村、飛地、四畝、平戸村にあり、

○小名 伊豫殿根 昔天神職、伊豫と云もの居住せし跡なれば、此稱ありと云ふ、△有花寺字計慈○地藏の所在なり △半在家 △丸山 △中里 △天神前 △木曾 △水田 △鍋谷 △宮田 △山谷

○馬洗川 南北に貫けり 幅三間、元祿國圖にも、馬洗川と載す、鎌倉古路係りし頃、此流にて馬を洗ひしより此橋を架す、間半有花寺橋といふ、名ありと傳ふ、

○天神社 村の鎮守なり、神躰は長一寸、縁起に據るに延喜二年菅公筑紫に在て寶鏡に向ひ、躬づから模刻して令子敦茂に與へられし眞像なりとぞ、後菅原文時・藤原道長・上杉金吾等相傳せしを、明應二年二月當所の領主藤原乘國郷に居城せしと云ふ、靈夢の告により此地に始て宮社を營み安置すと云ふ、其後天文十二年領主宅間伊織綱頼修造を加へ天正十年同氏規富再造せしとなり

△末社 妙義 白山 妙見 稻荷 △別當貞昌院 天神山と號す、曹洞宗 後山田村 德翁寺末 舊は上之坊下之坊と號せし、台家の供僧二字在しが共に廢亡せしを天正十年に至り其廢跡を闢き當院を起立す、開祖は文龍 天正十年四月十九日 寂すと云ふ本尊は十一面觀音 長八寸、行基作、 ○神明宮二 ○羽

黑社 ○淺間社 以上貞昌院持、

○般若寺 無量山と號す、古義眞言宗 武州久良岐郡大田村東福寺末、彌陀を本尊とす、○地藏院 淨土宗 平戸村光安寺末、有花寺と號す、本尊は即地藏なり、

○永谷中村 奈我也那 加牟良 永谷郷に屬す、上村の地形錯雜せるを以て廣袤四隣は既に上村に括載す、江戸より行程十里民戸四十三、檢地は元文五年伊奈半十郎忠達糺せり、今彦坂美濃守が采地なり 先世九兵衛持添の新田あり、

○高札場 ○小名 △御寶殿 吾波宇 天武 △渡戸 和多 △吠山 加萬須 也末 △御下長町 於志多奈 我未知 △角田 須美 △峯ノ久保 △八木 △田向 △上ノ庭 △鳥打ヶ谷 △なべ谷 △推田ヶ谷 △せりヶ谷

○般若寺坂 永谷上村般若寺の傍にあり 登一町半許、 ○馬洗川 村内を貫けり、

○神明宮 村の鎮守とす、祭禮十一月十六日村持下同、

○八幡宮 春日を合祀す、

○光照院 本城山と號す、淨土宗 平戸村光安寺末、本尊彌陀を置く、△閻魔堂 ○棲心庵 彌陀を本尊とす村持、

○上柏尾村 加美加志 乎牟良 江戸より行程九里半、永谷郷に屬す

按ずるに承久の亂宇治川合戦に相模國の住人櫻尾三郎景方十六歳にて官軍と挑戦ひし事あり 承久記曰、かゝる所に、京方宗徒の者と覺しきが、噫て出来る、相模國人、櫻尾三郎景方、馳走むと組、景方今年十六歳に、敵は大の男也ければ、取て押首を取らんとす武藏太郎是を見て、櫻尾討すなと馳寄小笠懸射様に落して、敵の鎧のはづれ、草摺の餘、すきまを文て射給ふ、射られてよはる所を下人寄合手反を囑て引返し主従して討取る、按ずるに、承久軍語景高に作る、蓋當所の人なるべし、然れば村名古は櫻尾と記せしにや、正保國圖に柏尾村と載せ上下の別ちなし、元祿の改に二村に分ち記せり民戸二十五、東西四町十間餘南北四町餘 東、前山田村、西、下村、北、今本多圖書が知る所なり、檢地は貞享四年鶴飼木工之進・内藤友右衛門・志水甚左衛門・西山藤兵衛等改む、 東海道村の中程を東西に貫く間、立場あり、字挑灯立場と呼べり、

○高札場 ○小名 △赤關 △臺畑 △中ノ町 △郷ノ前 △さがり下 △流市場出口 △大橋 △小橋

○永谷川 東北村界を流る 幅三間半、前村馬洗川の主流なり、 東海道係る所土橋を架す 長五間、赤關橋と呼べり、赤關の名は、當村小名に因、 稻荷社 秋葉村長藏寺持、

○賴寶院 當山修驗 高座郡吉岡村 瀧岡寺配下、 本尊不動を安す、

○下柏尾村 志毛加志 平牟良 江戸より行程十里、永谷郷に屬す、

民戸四十三、東西五町許南北十一町半餘、東、舞岡、永谷二村、南、吉田町、今蜷川相模守親文、水野美濃守忠篤等

北、上柏尾、秋葉二村、賜ひしが天和三年嗣なくて、絶家となるに及び

が知る所なり、天正十八年、小田原落去の後、植村庄藏正元に

御料となり、寶永七年二月、村上大和守正邦、村上市正政直等に

賜ひしを、文化八年、松平肥後守宗室に替り、文政四年七月、

今の地頭、天和三年藤沼利太夫・佐昌半藏・柏宗八郎等檢地

に頒賜す、上柏尾村に飛地あり、東海道南北に通ず、幅四海道の

中程にて西北に岐路を別つ、大山道と云ふ秣場東方にあ

り、四段六

○高札場 ○小名 △市場 △宮ヶ谷 △臺 △池ヶ谷

△薬師下 △寺下 △井木下

○林 字薬師向にあり、地頭の林なり、段別二町二

東海道に在り、一は臺坂、登一町と云

ふ、幅四板橋を架す、西隣名

○永谷川 村の西界を流る、間許

戸橋と稱呼す、間許

○川 舞岡村より流れ

來る小流なり、幅三

横ざれり、爰に土橋を架す五大夫橋と云ふ、長三間半、

町に詳 かたり ○溜井 池ノ谷にあり、一段

は、明曆中に改むと云ふ、今杉浦房次郎知行なり、飛地

三町 四段 永谷上村に在り、東海道西方村界に係る、幅五

○高札場 ○小名 △管井生 波都爲 △孫左衛門谷 △く

わの谷 △相澤谷 △大夫谷

○坂三 一は焼餅坂、一は谷宿坂、一は品濃坂と呼ぶ、

皆東海道往還中にありて品濃村界に値れり、名義等彼

地に據れば總て彼村の條に詳載す、○赤關川 村の西

南界にあり、幅三

○白旗明神社 村の鎮守とす、乾元元年九月九日鶴岡相

承院の前住元智の勸請と云ふ、後頼朝の遺髪三筋を得

て神躰とす、こは明和六年十月相承院より傳來する所

○王子社 上下柏尾二村の鎮守なり、例祭十一月朔日成

正寺持、○神明宮 村持、下同、○稻荷社 ○子權現社

○辨天社

○成正寺 東谷山聖徳院と號す、淨土眞宗、西六條本

彌陀を置く、開基は覺順、文龜元年九月九日寂すと云ふ、

は文政三年再鑄す、○不動堂 石像を置く、寛文七年

造立すと云ふ、○藥師堂 戸塚宿清源院持、

○植村庄右衛門正勝宅蹟 字成正寺谷にあり、寛永譜及

び家傳に據るに正勝は幼稚より東照宮に近侍し軍功を

顯はせし事屢なり、天正十八年小田原の役に仰を承て

足柄を守る、此時豊臣太閤が大坂より招き下せる婦人

等此關を越んとせしに正勝軍令を守り、前途を支て通

さず、太閤聽て安からず思ひ強ちに過失とし、東照宮に

憤りの旨を聞えられしかば止事を得給はず、采地を沒

收ありて逼塞せしめらる、是年關東に移らせ給ひし後

男庄藏正元當村にて采地を賜ひしかば正勝やがて爰に

移りて蟄居し、文祿元年二月四日當所に在て死せしと

云ふ、近き山上に其墳墓ありしが元祿中數世の墳墓を

合せ名瀬村西蓮寺中に移せり、

○平戸村 比良登 江戸より行程九里、永谷郷に屬す、戸數

四十七、廣十二町袤十五町、東南、永谷上村、西、品濃村、

彌陀 長三尺 開山は存公、文祿二年十月九日寂すと云へり、

圓谷山と號す、前寺 正觀音を本尊とせり、

○品濃村 之奈乃 牟良 江戸より行程九里、永谷郷に屬す、古

昔は秋庭郷、或は秋葉郷と記せしもあり、今此郷

圓覺寺藏建武已來の古文書、建武三年の制札、同五年、聖福寺

領の安堵狀、好訴の條々の裁許狀、眞和元年、

は後世波及せし事識るべし、民戸五十八、東西十五間南北

三十町、東、平戸村、西、後山田村、南、前山田村、北、武州

頃の名越長福寺の所領たり、圓覺寺藏、眞和元年十一月

年八月足利直義此地を建長寺中正續院領に寄附あり、寺藏

建武五年の文書中に見えたり、按ずるに、正

波修理大夫高經、村内に亂妨禁制の掟書を下す、已上事は圓

細記せり、併、今新見伊賀守正路が知る所なり

側に茶廊ありて熬糕を鬻ぐ、故に名づく云へど「回國雜記」に蚤くもちひ坂の稱呼見えたるは果して此坂の事にして最舊き唱へなり 諧の歌、行連て見れども見えずもちひ坂、唯わら、又同じ記に摺子鉢坂の名あり 摺子鉢坂と云ふ所にて、又俳諧を詠じて人に見せ侍りける、ひだるさに宿急ぐと思ふらん、道よりなる摺子鉢坂記載の順次を考ふるに此近きあたりと覺ゆれど正しき遺名の考據なし、○谷宿坂 焼餅坂の南にあり、小名谷宿坂の名に據りて此稱呼あり 行にあり、是此所の作なり、

○品濃坂 谷宿坂の南にあり、溜井二 一は小名七次谷にあり、一段一はとぶ谷にあり、一段、○一里塚 谷宿坂の南にあり、雙塚なり、南、吉田町、北、保土ヶ谷、橋樹郡の里塚に續けり、

○白旗社 村の鎮守とす、賴朝を祀ると云ふ本地佛彌陀を安ず、祭禮十一月十八日、△末社 三玉明神 天神

△別當 西光院 村北末 本尊華嚴釋迦、

○北天院 品濃山と號す、臨濟宗 覺寺末 本尊釋迦請侍開山佛光 則本寺の開山なり、

○新見彦左衛門正勝墓 白旗社の傍にあり、正勝は地頭伊賀守正路が家祖彦左衛門正吉が子にして「重修譜」に據

を安ず開山は日嚴 慶長十年二月十日寂すと云へり、

○後山田村 宇志呂也 麻駄牟良 江戸より行程九里半、永谷郷に屬す

民戸三十三、東西九町南北二十九町、東、品濃村、西、名濃村、國界、武州都筑郡二俣川村、今新見包之助は知行す 御入國後新見彦左衛門後分地せしなりと、飛地石、前山田・秋葉二村の際にあり、云へど其傳を失ふ、

○高札場 小名 △會下谷 德翁寺の所 △長作谷 △打越谷 △菖蒲ヶ谷 △池ノ谷 △七久保谷 △脇ノ谷 △堂地谷 △西ヶ谷 △又右衛門谷

○溜井 小名池ノ谷にあり、四段、

○熊野社 村内の鎮守とす、本地佛彌陀及び藥師觀音を安ず、例祭十一月廿二日德翁寺持、△末社 御靈

○德翁寺 乘國山と號す、曹洞宗 能州口郡 本尊は彌陀開山は宗悟 享保三年十一月廿一日寂す、開基は上杉刑部大輔乘國 大永元年十月卒す、法名養光院德翁見公、按ずるに寛永宅間譜に、三

十郎憲方、法名胤公、道號貴山、院號勝樂と云ふ、相州山内庄に於て乘國山德翁寺を建立すと見え又「系圖纂」上杉系には、刑部大輔乘國の名を擧ず、宅間左衛門佐憲清が五代の孫に、乘忠と云ふものあり、通稱を脱し只養供院と號すと記し、其子に三十郎乗方を係り、德翁寺建立と記せり、是に據て推考するに、寺傳に云ふ乘國と、上杉系に載する乘忠と、院號の文字異なれど其唱へ同じに據れば、もと乘國乘忠同人にして、

るに始勘三郎と稱し天正二年より東照宮に仕うまつり九年故ありて當村に籠居す 當時所縁の地にして、十二年長久手の役に従ひ奉り首級を得て軍功を顯はし、戦はて、後仰を承け尾州小幡城を守護し、後又當村に歸住す、十八年御入國の後采地二百五十石を賜はりて當村を知行し寛永十七年二月致仕して村内に退隱し、按ずる正九年已來の宅地、村内にあるべき事必然たるを今は其遺蹟と云ふべき地を傳へず、十九年十二月廿日其所に在りて死せしとなり、

○前山田村 萬敬也 麻 江戸より行程九里餘、永谷郷に屬す 戸數十三、東西四町南北五町半、東、品濃村、西、秋葉村、南、上柏尾村、北、後山田村、今親見伊賀守正路が知る所なり 御入國以來 村の異界に東海道係れり、

○高札場 小名 △大谷 △諏訪ノ谷 △寺ノ前 △原田 △八日谷 △掃除谷

○赤關川 村の南界を流る、幅三 南隣上柏尾村にては永谷川と呼ぶ、東海道の係る處に土橋を架す赤關橋と唱ふ 此橋上柏尾村に跨れり、 彼村の條併せ見るべし、

○山王社 村の鎮守なり、村持例祭十一月廿日、

○蓮久寺 本能山と號す、法華宗 甲州身延 本尊三寶祖師

其子乗方亡父の爲に當寺を創建し、やがて其父を開基に准せしものならん、寺傳の異なるは、全く訛舛あるなるべし、と傳ふ、△白山社 △自松庵 藥師を安ず、前寺持、

○秋葉村 安幾婆 江戸より行程九里半、永谷郷に屬す 圓覺寺藏永享已前の古文書に品濃村條に註記せしに秋庭郷内信濃村と見え、宅間報國寺藏文明九年の文書 報國寺條に秋庭郷内那瀬村とあるに據れば、當時秋庭郷と唱へ、近隣品濃名瀬の二村郷中に屬し、當村其原村たる事識らる按ずるに、上に擧る所の文書中に、或は秋葉郷と書せしもありさては秋葉の文字を用うる事もいと舊きことにて、全く後人の所爲に、今の郷名は後世波及せしなり、抑秋庭郷は建武

の頃上杉氏の所領たり 見ゆ、品濃村條併せ見るべし、民戸十四、東西五町南北四町半、東、上柏尾・前山田二村、西、名濃後山田村、南、下柏尾・上矢部二村、北、田村、至徳元年七月勅して當村を圓覺寺祖塔、正續院領に寄せられ、諸課役を免除ある旨、牒書を彼院に下し賜ひ牒書の文、正續院條に 即當州に國宣旨を行はる 圓覺寺藏、國引用す、併せ見べし、

官下相模國、應因准傍例、免除造伊勢太神宮、役夫米日食米、造内裏御禊大會以下、勅役院役、併都鄙寺社所役、及國中段米、關々渡々賃料、凡恒例臨時公役等、永爲圓覺寺開山塔正續院領、當國秋葉村事、右得彼院住持存圓、去五月日奏狀備、謹啓案内、當院者佛光圓滿常照國師塔頭也、白足青眼之淨侶、開正法藏洞雲海月之禪心、了直如理祝延皇圖億載、禱爾武運無疆、

然間爲挑佛龜之惠燈、爲轉僧寶之食輪、庄園寄附寺院資祿也、宜賜諸役勅免之風論、而備萬代證據之龜鑑、望請洪恩枉垂允容、然則奉祈寶作延長、彌增金輪威輝、不耐懇款屏營之至、者權大納言藤原朝臣嗣房宣、奉勅依請者國宜承知、依宜行之、至德元年七月五日、大史小槻宿禰華、永享十年九月民部丞某鄉中濫押、權右中辨藤原朝臣華押、

○高札場 〇小名 〇山田ヶ谷 〇稻荷下 〇寺ノ下
 △藏ノ前 △辻堂 △谷坂 北にあり登一町許

○永谷川 村の巽界を流る 幅四 間許橋を架す、字大橋と唱ふ、
 ○八幡宮 村の鎮守とす、祭禮六月十五日法善院持、
 △末社 辨天 〇神明宮 村持下同、〇御嶽社 〇第六天社 〇稻荷社

○法喜院 八正山と號す、新義眞言宗 武州久良岐郡石川村實生寺末、不動を本尊とす、〇長藏寺 東光山と號す 本寺前 本尊は藥師なり、〇金谷寺 秋葉山と號す 前寺 本尊地藏を安ず

○名瀬村 奈世 江戶より行程十里、永谷郷に屬す、古昔は秋庭郷に屬せり、即宅間報國寺藏文明九年の文書 報國寺條

に引用 〇秋庭郷内那瀬村とある是なり 郷名の事前 民戸六十八、東西十町南北十一町 東、後山田、秋葉二村、西、岡津村、武州都筑郡、文明の頃は報國寺領たり 報國寺藏文書に據る、彼寺の條併せ見るべし、
 今水野藤次郎・鈴木監物・佐野六十郎等が知る所なり 各御已來、知行、檢地は慶長十九年 森次郎太郎・齋藤喜兵衛・内藤甚すと云ふ、檢地は慶長十九年 右衛門・鈴木半七等改し由、村内妙法寺傳記の後延寶五年 時の地頭佐野主馬、同六年 縣令成瀬に見えたり 自已の采地を糺す、同六年 五左衛門改む、水野氏 同八年 時の地頭鈴木源太郎 采地を糺す、等に改むと云へり、
 村の巽方に大山道係れり、

○小名 〇星谷 〇松久保 〇北ノ入 〇高ノ谷 〇西ノ谷 〇經田 〇長町 〇金坊 〇中五谷 〇市道 〇かぶき 〇打ぐ子

○永谷川 下柏尾村の界を流る 幅四 大山道の係る所板橋を架す 間、綿戸橋と唱ふ、〇阿久和川 上矢部村の界を流る 間、板橋を架す 間、猿橋と名づく、上矢部村に跨がれり、是も大山道係る所なり、〇名瀬川 源は村内より出、上矢部村の界を流れり、直に阿久和川に沃ぐ

○原野二 一は字え畑 十七町三段 一は小名金坊 十町六段にあり、

○白明神社 志茂美也字 村の鎮守とす、祭神詳ならず、祭禮十一月二十四日、村持下同、〇神明宮二

○西蓮寺 谷中山と號す、淨土宗 芝増上 本尊彌陀を安ず 開山は感譽 天正二年五月 慶安元年十月寺領六石四斗の御朱印を賜ふ、△植村氏墓 植村庄右衛門正勝 文祿元年四月死す、法名榮久 以下元祿中に至る迄代々及び室家の墓あり、古は下柏尾村にありしを元祿中彼地の采地、收公せられし後當所に移せり、△支院 蓮乘院 〇妙法寺 經王山と號す、日蓮宗 豆州玉澤妙 本尊宗法の諸尊を安ず、寺傳に嘉元三年風間越前守信昭と云ふ者大檀越となり、翌年十月十三日日蓮廿五年の忌辰に値れるをもて宅地 今字殿畑と唱ふる の向ひに當寺域を闢き、今寺地是 遂に翌る徳治元年二月創建成る時に中老僧日法に宗祖の木像 長二尺、を彫刻せしめて是を安じ、日昭 辨阿闍梨大和房と號す、日蓮の嫡弟な を延て開山とすと云ふ、元亨三年三月廿六日寂す、

舊は域内に坊七宇 覺通院・宣妙院・大乘院・蓮光院・正覺在りしが今は悉く廢せり、【寺寶】 △日蓮遺齒一枚 日昭より授與有 △曼荼羅三軸 一は日昭筆、一は二世日成筆、一は日昭筆、一は日親筆、嘉吉元年の書寫、
 △銅磬一口 治二年十月、日昭と鐫る、 △鐘樓 △三十番

神堂 〇寶泉寺 普名山と號す 前寺 開山日成 本寺二世 羽阿闍梨と號す、豆州の人、風間信昭が男、信成 正慶二年延元二年二月廿八日寂す、

〇宗蓮院 妙照山と號す 本寺前 開山は日安 圓愛院と號す、永和三

〇地藏堂 西蓮寺持、

〇上矢部村 加美也 江戶より行程十里、矢部郷と唱へ屬する村數村あり、當村は其原村なり 古は相並て下矢部村あり、塚宿に隸せり、今 寶治元年六月將軍賴朝當郷を鶴岡八幡宮に寄附あり、是三浦若狹前司泰村誅に伏せしを養するが爲なり 鶴岡文書に據る其文は 北條氏分國の頃左衛門大夫綱成當郷の内を買得せり 【役帳】曰、左衛門大夫殿、買得、辛酉歲迄、十ヶ年買得、年期 貫文、東郡矢部郷之内、子年より辛之間、本役に加而役可致之 戸數九十三、東西凡十六町南北凡五町 南、下柏尾村、西、岡津村、今石川五郎三郎が知る所なり 重次傳領し、其次子六左衛門重景に當村を分地す、是今の地

頭の始祖なりと云ふ、寛永譜に據るに、六左衛門重景を重勝に作り、寛永二年本州にて采地を賜ふとあれば、必茲年分地せし事識る、檢地は承應元年地頭石川氏改む、大山道阿久和川に副ひて通ず間、
○高札場二 ○小名 △上村 △篠塚 △坂本

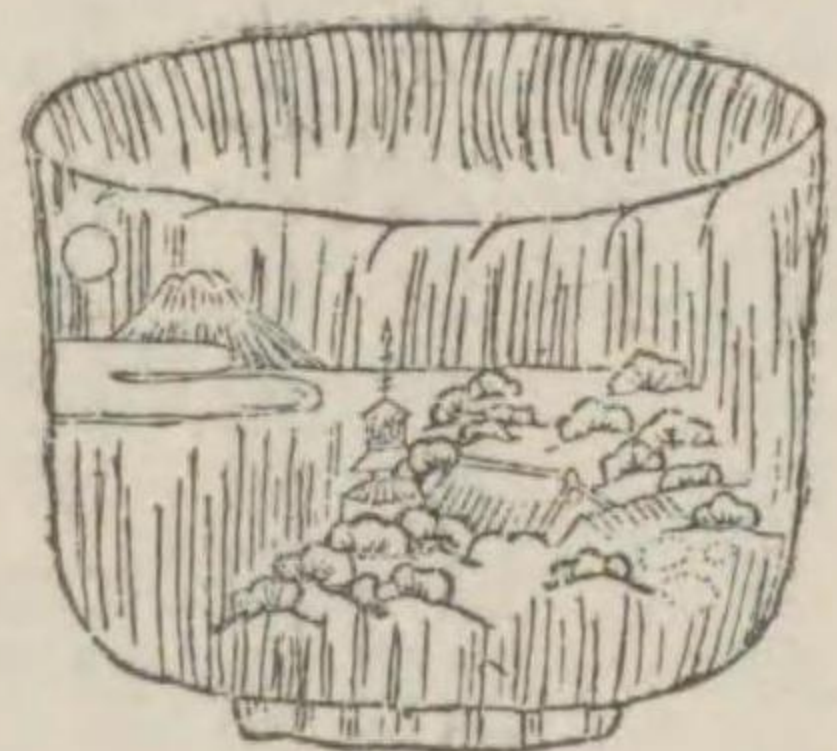
○林 宇丹後山にあり、段別凡六段、雜木繁茂す、○永谷川 村の東界を流る間、
○阿久和川 村の中央を流る間、
榎橋・歩行橋・鍛冶屋橋各長三、など呼べる土橋を架せり、村北名瀬村界に係りて板橋を架す、猿橋と名づく、村東下柏尾村界にて前川に合す、○名瀬川 東名瀬村界を流れて直に阿久和川に合す間、羽澤橋と名づくる土橋長三、を架せり、○溜井二 一は小名篠塚にあり、許、一は坂本にあり、五畝

○松尾社 田中社と稱す、祭禮三月廿五日、小名上村の鎮守とす、村持下同、△末社 三神合祠、地神痘瘡神疫、
○八幡宮 小名篠塚の鎮守とす、祭禮十一月二十一日
○第六天社 小名坂本の鎮守とす、祭禮十一月廿三日
○日月社 ○神明宮二 ○第六天社 ○姫兒社 宇婆古也之呂
○諏訪社 ○山王社

○大善寺 退魔山不退院と號す、淨土宗院末、本尊彌陀

は惠心作なり、長三尺、開山は牛秀、慶長十年六月十二日寂す、開基は石川八左衛門重政、文祿二年五月廿三日、當所陣屋に在て死し、永譜は歿年を、慶長元年とし、法名正林院本誓淨順と云ふ、寛永十九年九月十五日寂す、中興すと云ふ、慶安二年八月寺領十石の御朱印を賜ふ、東照宮此邊御放鷹の時御膳所となりしと云ふ、今も門外に下馬札を建るは此故なりとぞ、【寺寶】 △打鉦一面 東照宮天正中、當所御放鷹の時、石川重政、
△御茶碗一口 高麗燒なり、御膳所となりし時、東照宮御手澤の器と云ふ左に圖す、此餘御紋章を押せる

盃、茶碗等あれど、△唐傳來の由詳ならず、△唐畫文殊像一幅 △獅子香爐一口、△響銅樸波利一口 以上三品は東照宮肥州名護屋御陣の時、石川八左衛門重政朝鮮國に得て歸りしを當寺に寄附せし物と云ふ、
△鐘樓 萬治元年鑄造の鐘を掛く、△觀音堂 △淡島社 ○正本寺 六天山光明院と號す、前寺本尊は彌陀、開山は鏡山慶長二年十一月二日寂す、と云へり、○正福寺 富士山と號す、臨濟宗覺寺末、本尊は千手觀音開



元祿の國圖にもしか傍記せり、民戸三十、東西三町南北十五町、東、阿久和村、西北、今石川五郎三郎知行す、始祖四郎左、賜はり、後分地せし、檢地は承應元年に改む、
○高札場 ○小名 △上 △中 △下
○神明宮 村の鎮守とす、例祭十月二日、東福寺持下同、
○山王社 ○稻荷社
○東福寺 宮澤山と號す、古義眞言宗、藤澤感應院末、本尊大目を安ず、○稱名院 淨土宗、上矢部村、今は無住にして本尊もなし、
○中田村 奈加駄 江戸より行程十一里、矢部郷に屬す、民戸九十五、東西十五町、南北十八町、南、深谷、波澤二村、北、阿久和、岡、今石卷七郎左衛門康寧知行す、文祿元年已來、石津二村、檢地は延寶中、地頭石卷氏糾せり、大山道東西に貫けり、幅七、村北に秣場あり、七段、阿久和村と入會なり、
○高札場 ○小名 △葛野 △笹山 △中西 △原村 △根下
○御靈社 天正中の勸請と云ふ、村の鎮守はり、本地佛大日を置く、祭禮九月二十七日、實相院持、△末社 辨天 山王
○中田寺 貯徳山示福院と號す、淨土宗、芝増上寺末、開基は石

山は用林、元和六年二月二日寂す、開基は石川八左衛門重次なり、左衛門重政の子なり、不退院善譽淨運と謚す、慶長十八年十二月四日死す、村内大善に葬る、
○福泉寺 飯綱山壽徳院と號す、新義眞言宗、武州久良岐郡石川村寶生寺末、本尊彌陀を置く、○寶藏寺 長榮山延命院と號す、本寺前、本尊は虚空藏、長一尺、賴朝の夫人政子の建立と云ふ、
○來福院 當山修驗、高座郡吉岡村、本尊は不動を置く、
○石川氏陣屋蹟 村北字堀之内に在り、潤三、天正御入國の後地頭石川四郎左衛門重政、
○寛永譜は、又四郎重正、子八左衛門重次、初八左衛門重次に作る、繼て爰に居住し、後江戸八町堀にて宅地を賜はり、居を移せしより廢跡となれりと云ふ、後陸田を開く、地頭の持にて、貢、
○宮澤村 美也左、波牟良、江戸より行程十二里、矢部郷に屬す、當所は其始草野にして住民もなかりしを御入國の後上矢部村を石川四郎左衛門重政に賜ひし時、其村高の不足を補はれんが爲當所を副賜ひしかば頓て上矢部の村民數人を爰に移居せしめ、田圃を開墾して遂に村落をなすと云ふ、土人傳へて、慶安五年、始て開墾すと云へど、既に正保國圖に、村名見えたれば訛りなり、慶安五年は、即承應元年にして、是年始て檢地ありしを、故に今も上矢部村枝郷と唱ふ、全く傳へ誤れるなるべし、

新編相模國風土記稿卷之百一 村里部 鎌倉郡卷之三十三

卷下野守康敬なり 慶長十八年十月朔日卒す、法名開山良廓
元和三年十一月廿二日寂す 中興開山を存也 享保廿年七月
彌陀を置く、△鐘樓 安永七年鑄し鐘を掛く、△地藏
堂 △稻荷社 ○實相院 當山派修驗 高座郡吉岡村
尊不動、○觀音堂 十一面觀音を置く、稻葉堂と號す
中田寺持、堂地に石卷下野守康敬が墓あり、

○石卷下野守康敬陣屋蹟 村東に在り、今陸田を開けり
石卷家傳に據るに康敬初左馬允と稱し後下野守と改む
下野守康宗の子仕へ一萬石を領す 北條氏康・氏政・氏直
に歴仕し評定衆たり 五千石を加恩し、都て 天正十八年の
春氏直の使節として上洛し秀吉に謁す、秀吉氏直が上
洛緩怠の罪を責め、康敬を禁獄す 異本系圖には、康敬恐
とあり、秀吉小田原陣の時俱して駿州三枚橋に至り、東照
宮に預らる、小田原落去の後東照宮康敬を當村に蟄居
せしめ給ふ、是年八月朔日關東に遷らせ給ふ路次、本
多佐渡守正信して召出され戸塚驛にて拜謁す、其後當
村にて采地を賜ひ、文祿元年正月三日采地の印狀を下
さる、康敬此陣屋に住居し慶長十八年十月日卒、年八十
康敬の子權右衛門康貞の時江戸に移りしなるべし、
○和泉村 伊豆美 江戸より行程十二里餘、矢部郷に屬す

民戸二百四十東西十一町南北三十九町餘 東、中田・深谷二
南、俣野村、北、阿久 和、宮澤、瀨谷三村、北條氏割據の頃は笠原藤左衛門知行す
【役帳】曰、笠原藤左衛門、今松平金治が采地なり 松平諸家譜
五十貫文、東郡泉郷 寛永二年、祖先勝左衛門昌吉、當村を賜
はりし已來、連綿して今に至れるなり、檢地は延寶六年時の
地頭松平治郎右衛門甫昌改む、村の西北に大山道係れり
幅二、村北に秣場あり 段別二
間、

○高札場 ○小名 △山谷 △主水分 △神田 △中村
△四谷 △原田 △陣屋
○八幡宮 密藏院持下同、○山王社 ○神明宮 ○鯖明
神社 ○第六天社
○長福寺 天王山と號す、臨濟宗 鎌倉末 寺傳に鎌府盛な
る頃泉小次郎が創建せし道場なりと云ふ 小次郎が事詳
に見えし、泉小次郎親平が事にやと思ふに、是は建曆三年三
月二日工藤十郎主従を撃て、逐電すと思ふに、其時代爰に合
せず、今境内に天王山と呼ぶ、方三町許の地あり、南より西
に廻り、城渠の遺蹟と云つべきものあり、是小次郎が城蹟
と云へば、當時此所 開山圓印 大覺禪師の中興は省音 本寺
に居住せしなるべし 法弟と云ふ 世應永廿六年 本尊釋迦を安ず、△天王社 △密藏院
六月八日寂す 南竺山正覺院と號す、古義眞言宗 蓮寺末、本尊は不動
長二尺二寸 開山は澄貴 寛永十六年 願行作、開山は澄貴 月廿四日寂す △鐘樓 鐘は寛政

十一年の新鑄なり、○寶心寺 和泉山松雲院と號す、

淨土宗 京知恩 本尊三尊の彌陀を安ず、開山は在龍 榮蓮
譽と 承應元年三月松平勝左衛門昌吉が開基する所なり
號す 松平次郎右衛門光福家傳にも、昌吉和泉村に一寺開基、
京都知恩院末、和泉山松雲院寶心寺と號すとあり、即昌
吉及び其父庄右衛門昌利等の遺骸を當寺に葬す 光福家
庄右衛門昌利、慶長十八年十二月九日死、其後庄左衛門昌吉、
相州鎌倉郡和泉村に、寺開基の節、寶心寺へ改葬、松岳院雪
叟貞山と號す、昌吉は萬治二年七月十三日隱居、十月十九日死
葬所寶心寺、松雲院業蓮社定譽寶心巷澄と號すと見えたり、
△鐘樓 鐘は天和三年鑄る所なり、○正法寺 大悲山
慈眼院と號す 寶心 本尊觀音を安ず、○地藏堂 密藏院持
○陣屋蹟 村東にあり、所在の小名を陣屋と唱ふ、土人
は泉小次郎が居住の地と傳ふれど、松平次郎右衛門光
福家傳に其祖先勝左衛門昌吉、寛永二年十二月當村を
賜はりし後村内に住せしとあるに據れば其遺蹟たる事
論なし、

○阿久和村 安久倭 江戸より行程十一里、永谷郷に屬す
按ずるに、永谷郷の原村、永谷村の傳に、永谷八郷と唱へ、八
村隸すと云ふ、當村は其員外なり、今四域の村々皆矢部郷に屬
したれば當村も實は此郷中なるべし、今の郷名は全く波及せしなり、民戸百六十八、東西十五
町餘南北三十町餘 東、岡津村、南、中田村、西、和泉、宮澤二村、
瀨谷新田、北、峯通り國境、武州都筑郡川

井永祿の頃は増田某知行す 【役帳】曰、増田、拾六貫文東郡阿
村之着到拾六貫文、今安藤治右衛門定高知行す 御入國の後御
引之申、但付紙也、天正十九年五月、安藤氏に 檢地は慶安二年、寛文十年天和
賜ひしより、今に至れり、二年、元祿六年、寶永八年、正徳三年、享保十五年の七度、
地頭の繩入あり、村西に八王子道係る秣場三所にあり、

○高札場 ○小名 △神送塚 加美遠久 △龜ヶ谷 △八ッ
塚 △山王塚 △録取谷 △高塚 △柳谷
○坂三 藤右衛門坂 登凡 宮坂 登凡 善部坂 登凡 等の名あ
り、○林 地頭の林なり、松林六 段別合一 高塚にあり
雜木林二十町許 柳谷慶林山の二所にあり、竹林一 段別字
殿谷にあり、○川 村北より湧出し東流す、上矢部村
阿久和川の源なり、
○熊野社 例祭九月十九日、○御靈社 例祭十一月四日
下同、○神明宮二 ○天神社 ○山王社 以上六社總
て村内の鎮守とす、共に村持なり、
○觀音寺 久和山と號す、曹洞宗 後山田村 本尊正觀音を
安ず 長二尺六寸六 開山は孝頓 本寺六世、寛永十六年
安藤治右衛門 寛文六年十一月十二日 開基
は安藤治右衛門 寛文六年十一月十二日 開基
月寺領十二石三斗餘の御朱印を賜はれり、△鐘樓 鐘

は元祿七年鑄る所なり、△觀音堂 十一面觀音を安ず
弘法作 享保元年建つ、△閻魔堂 寶永六年建つと云ふ
△金毘羅社 ○千徳庵 本尊藥師を置く、觀音寺持下
同、○普門庵 本尊正觀音を置く、

○岡津村 乎加都 江戸より行程十里、享和中に改定あり
し郡村名奇帳に矢部郷の屬とあれど今は其唱を失す、さ
れど四隣の村々、皆矢部郷に屬したれば其郷中たる事論
なし、民戸九十五、東西十三町南北三十四町許 東、上矢部、
二村、西、阿久和村、南、中田村、當所は右大將賴朝の時鶴岡八幡宮の
北峯境武州都筑郡二俣川村、當所は右大將賴朝の時鶴岡八幡宮の
佐なり、文永の頃も傳領して其孫甲斐三郎左衛門爲成地頭たり
鶴岡相承院藏文永二年の文書に見え、北條氏割據の頃
は太田大膳亮知行す【役帳】曰、太田大膳亮、今黒田五左衛門
門が知る所なり 御入國已來傳領す 檢地は正保二年黒田信濃守直相
改む、大山路間、村の行程を西東に貫く、

○高札場 ○小名 △觀音谷 △龍花谷 △西田谷
△子安谷 △宮ヶ谷 △清治ヶ谷
○川 村の行程を流る 幅三間許隣村上矢部村に沃ぎて阿久和川と稱する是なり、土橋三を架す 各長五間

○三島社 村の鎮守とす、本地佛藥師を安ず、例祭九月七日、善光寺持、下同 ○第六天社 ○稻荷社五 ○神明宮 ○御嶽社 ○熊野社 ○諏訪社 ○山王社
○普光寺 光應山東光院と號す、新義真言宗 武州橋樹郡鳥山村三會末 本尊は正觀音 長一尺五寸、理源大師作、開山は圓威 長祿元年三月廿四日寂す、と云ふ、○永明寺 岡津山と號す、曹洞宗 後山田村本尊正觀音を安ず、開山は舜養 本寺二世、天文廿三△鐘樓 鐘は天和三年鑄る所なり、△白山社 ○向導寺 徹底山淨運院と號す、淨土宗 京知恩院末、本尊彌陀を安ず、開山は用山 天正十年四月十四日寂す、 ○西林寺 龜鶴山一心院と號す、同宗 武州橋樹郡神奈川宿慶運寺末、本尊は彌陀、開山は閑悅 文龜二年八月三日寂す ○地藏堂 向導寺持、
○彦坂小刑部元正陣屋蹟 村の行程に在り 潤六陸田とす元正は天正十八年關東御入國の後近郷の代官職を奉はれり、其頃居住の陣屋なり 鶴岡所藏、元正が院家中に贈りし書翰に、彦小刑自岡津と記するもの二通あり、

新編相模國風土記稿卷之百一 終

新編相模國風土記稿卷之百二

村里部 鎌倉郡卷之三十四

山之内庄

○瀬谷村 世也牟良 江戸より行程十一里、當村名舊くは寶徳年間の物寺鐘銘 村内妙光 に見え、又天正中諸村藍瓶役の錢不納ありしを責て北條氏嚴密に下知を加へし狀 足柄下郡板橋村、京紺屋藤兵衛所藏なり、彼村の條に引用す、併せ見るべしにも瀬谷の名見えたり、民戸三百四九戸あり 東西十町南北一里十町餘 東、瀬谷野新田、宮澤村、西、高座郡深見、上和田、乾、同郡下鶴間村、南、本郡上飯田村、北、武州多磨郡鶴間、長津田二村、小田原北條氏の頃は久米玄蕃知行す 【役帳】曰、久米玄蕃、廿二貫 今後藤大和守行明・長田傳藏・同龜吉・本多大之丞等が知る所なり 御分國の後、私領と云ふのみ古領主の遷替を傳へず、【寛永譜】に、天正十九年本多大郎左衛門重吉に、當村を賜ふと見ゆ、これは今の本多が祖先にあらず、今の本多氏に賜ひしは、明和中の事と云ふ、重修譜に、長田喜六郎忠勝、天正十九年、本郡中に、加恩ありしと載せ、又長田清右衛門白政、寛永二年、本郡中にて采地を賜ひしと見へしは、即今の兩長田氏の始祖なるべし 中原道村の南邊を東西に貫けり 幅三間、西方高座郡上和田村に達す、當村

人馬の繼立をなす 東方は武州都筑郡佐江戸村迄二里、西方はの傳に、寛文十一年繼立の事により、同郡中山村と争論に及、佐江戸村より當村に繼立をなす事とはなれりと云ふ、接するに天正六年正月北條氏より出せし傳馬の印狀に 下野國天明町、鑄工小島氏藏文書曰、從瀬谷至于小田原、傳馬壹匹無異儀可出之者也、御看被遣御用、戊寅正月、右宿中、北條氏朱印、蚤く當所の地名を載せたれば既に當時馬次たりしこと識べきなり、享保十九年寛播磨守正鋪が檢地せし新田あり即瀬谷村新田と號し、當村の持添とす、今に至りて御料所なり、元文五年神尾若狹守春英再檢地して貢數を定む持添新田入會の秣場あり 七十五町四段

○高札場五 ○小名 △上瀬谷 △中瀬谷 △下瀬谷 △相邊澤

○林三 後藤大和守の林なり、○境川 西方高座郡界にあり 幅六間、武州多磨郡鶴間村より村界に沃ぐ、此川に土橋二を架す 長各五間許、

○八幡宮 例祭定期なく隔年に行ふ、下二社は同じ、
○山王社 ○諏訪社 ○左馬明神社 例祭八月十日以上四社各所在の鎮守とす、○神明宮 以上五社共に村持にて寶藏・西福の二寺を別當寺とすと云ふ、
○寶藏寺 瀬谷山不動院と號す、古義真言宗 藤澤感本尊

不動を安ず、開山は空元正長元年十月十五日寂す、慶安二年寺領八石三斗の御朱印を賜へり、○西福寺 猿王山と號す、新義真言宗武州都筑郡岡上村東光院末、本尊は不動、開山圓中天和元年九月十六日寂すと云ふ、○德善寺 瀨谷山と號す、曹洞宗上萩野村松石釋迦を本尊とす、開山は泰存、○長天寺 相澤山と號す、臨濟宗鎌倉建長寺末、本尊釋迦を安ず、開山は宗薫と云へり、○善昌寺 慈光山と號す、淨土宗明寺末本尊彌陀を置く、開山は單岡と號す、○妙光寺 蓮昌山と號す、法華宗武州池上本門寺末、開基妙光比丘尼、本尊三寶を置く、門外に高祖大師御一宿靈地と題せし石標あり、按ずるに弘安五年九月、日蓮甲州身延山を出て武州池上に至るの路次、當所に止宿ありし事【注書】に見えたり、弘安五年九月八日、出身延澤云々、十七日瀨谷、十八日入于武藏國荏原郡千束郷池上村云々、當寺即其舊蹟なるべし、△鐘樓 鐘は舊武州都筑郡恩田村萬年禪寺今廢寺となり、寺號は小名に残れりの寶器にて正中二年の鑄造なり、後典物となりしを當郷の住人山田伊賀入道經光接するに、今境川の對岸、高座郡深見村の屬に、經光の城蹟存せり、蓋川流變遷して、彼郡に屬せしなるべし、と云もの是を得て寶徳四年當寺に寄進す、事は銘文に詳なり、曰、武州恩田靈鷲山松栢萬年禪寺者、行其菩薩草創涉歲時也久矣、招提既爲大士之建、基又爲勝概之靈區、茲者

住山道周檀那廣鑑、共悲虛無器、日夕驅馳、遂造巨鐘可以驚寤寐、可以齊動止、非唯迎蟾送鳥之模範亦乃洗心息苦之號令也、即耳處而證圓通、是殊爲最素願、時既成持報德豈可得而記乎、爲之銘曰、形器斯立、中處外圓、聲塵遠到、遙聞九泉、息彼輪苦、成此太緣、宣明破晦、勵誦勸禪、檀信景仰、寺門安然、佛日赫々、王道平々、于時正中貳年乙丑三月十七日、萬年禪寺住持比丘道周謹題、大檀那菩薩戒弟子廣鑑、大工物部中光、南瞻浮州大日本國中相州瀨谷郷住、藤原朝臣山田伊賀入道經光、雖執倍利潤、質本主依置流之、爲大檀那奉寄進妙光寺矣、于時寶徳四年壬申卯月十六日、大工和泉守恒國、○宗川寺 白東山と號す、法華宗駿州富士郡北寶祖師を安ず、開山は日賢と號す、○勢至堂 德善寺持、○藥師堂 村持、○瀨谷野新田世也乃志武氏卒 江戸より行程九里許、古は茅原にて藤澤御殿ありし頃は查千駄を刈て奉り、且貢金七兩を納む、此事初より藤澤宿の進退なり、然るに江戸の商家此地を賜はんには四倍の運上金を奉るべきよしを乞申せしかど猶舊に仍て藤澤宿の進退となされ、年毎に貢金十六兩を彼宿より上納せしめ、そを直に傳馬助成の料として又彼宿に賜へる事とはなれり、其後開墾の事成り、享保十年日野小左衛門檢地して貢數を定め、石五斗七合今の村名を負せ藤澤宿の持添となれりと云ふ、民戸三十、廣袤詳ならず、東、阿久和村、西、瀨谷村、南、宮澤村、北、峯界武州都筑郡川井村、中原道村内を貫す

武州都筑郡川井村より入る、

○高札場 ○小名 △二ツ橋

○神明宮 村の鎮守とす、村持下同 ○天王社

○上飯田村加美以比陀牟良 江戸より行程十二里、古くは上下の別なし、【北條役帳】に擊て下飯田の名見えたり、【東鑑】治承四年八月の條に飯田五郎家義【原平盛衰記】には、相治承四年八月の條に飯田五郎家義、模國住人飯田三郎家能とありと云ふものあり、是當寺此地を所務し在名を稱せしなり、鶴岡我覺院藏、正安元年の文書に延應元年飯田三郎能信と云もの舊に據て當郷の地頭に復せし事見えたり、能信は即五郎家義の子孫なるべし、當時二階堂村永福寺藥師堂の供料たり、鶴岡我覺院藏、正安元年の文書に據る、二階堂村永福廢寺の條に引用す、併せ見るべし、弘安八年二月當郷の内を鎌倉法華堂に寄進あり、書曰、可早、右守先例可致寺用沙汰之狀、依仰下知如件、弘安八年二月廿二日、左馬頭平朝臣貞時、陸奥守平朝臣業時、華押あり、按ずるに澁谷庄は、境川對岸高座郡の屬なり、當時は當郷にも波、觀應元年十二月高播磨守師冬、管領基氏の執事と及せしにや、觀應元年十二月高播磨守師冬、管領基氏の執事となり鎌倉に下向、上杉民部大輔憲、追討の時鎌倉管領基氏當顯と共に、八州の政務を司どる、追討の時鎌倉管領基氏當所に出入あり、大住郡大山寺職佐藤氏藏文書曰、着到善波太田御發向御供仕、同廿六日飯山寺御供同前、同廿七日朝御合戰致戰功之上、罷預御小袖於日向令進上訖、仍着到如件、觀應元

年十二月廿八日、民戸百二十、廣五町餘表三十八町許、東、和基氏の袖列あり、南、飯田村、北、瀨谷村、西、境川を隔高座郡上下和田、千束三村、北條氏割據の頃は平山源太郎知行す、【役帳】曰、平山源太郎、五十貫文、東郡飯田自前々無役、今石川大膳・奥村治左衛門・木村七右衛門知行す、【御入國の後、佐野内藏允に賜ひ、寶永四年今の地頭三氏に替賜ふと云ふ】飛地高座郡上下和田二村の内在り、段、大山道村南に在て東西に貫く、幅二間、高座郡、

○高札場三 ○小名 △柳明也奈美 △中屋敷 △臺村 △中村 △北村

○林二 三地頭の持、段別總、二橋を架す、長各七間、一は大山道に値れり、

○飯田明神社 鯖明神とも唱ふ、村の鎮守なり、稻荷・山王を合祠す、村持下同、○天神社 ○神明宮二

○無量寺 歸命山長壽院と號す、淨土宗鎌倉大町村彌陀を安ず、開山は善如承應二年四月六日寂す、○本興寺 法華山と號す、日蓮宗京妙滿寺末、本尊三寶を安ず、開山日什、三年二月廿八日寂す、永徳二年崩建せり、寺寶に日蓮日什等の眞筆あり、△番神堂 △鬼子母神堂 △鐘樓 鐘は寛保二年の鑄造なり、△二王門 ○彌陀堂 名瀨村西蓮寺

持、○觀音堂 阿久和村觀音寺持、

○下飯田村 志茂以比 江戶より行程十二里、民戸六十四、

東西五町餘南北二十町許、東、和泉村、南、上俣野村、北、上飯田、
二小田原北條氏割據の頃は川上藤兵衛知行す 【役帳】曰、川上藤兵衛、二
十八貫二百文、東郡下飯田、大普請之時半役、今寛越前守が知る所なり 後、祖先の
助兵衛爲奉、賜、飛地高座郡七ツ木村に在り 二

○高札場 ○小名 △杉木村 △本郷村 △元木村

○境川 西方郡界を流る 幅七、土橋二を架す、

○鯖明神社 鎮守とす、東泉寺持、△末社 稻荷、○稻荷社 村持下同、○天神社 ○第六天社

○東泉寺 巨木山と號す、曹洞宗 植木村龍寶寺末、本尊釋迦を置く、 開基は寛助兵衛爲奉 慶安二年三月七日死す、法名爲春院活元道隨と號す、 なり

中興の僧を壽鶴と云ふ 寶曆元年六月三日寂す △金毘羅社

○長尾臺村 奈我手駄以牟良 江戶より行程十二里餘、長尾郷に屬す、蓋其原村なるべし、此郷名は鶴岡文書正元元年の物

金井村條 田谷村條 正安三年に引用す 小雀村條 正和三年に引用す 村條 用す等の文書に見えたり、永享十二年結城氏朝の亂に上杉安房守憲實入道長棟京都の下知により豆州より山内庄

に歸り、四月中當郷に滞留せし事【鎌倉大草紙】に記せり

曰、安房入道長棟禪門も、伊豆國に御座けるを、京都より頻に被仰遣ける程に、同四月六日伊豆國を立、山内の庄に歸參、長尾郷に令滞留、同五月、永正六年十一月故長尾右京某が室幸神名川へ出勢あり、

春尼、當郷を圓覺寺塔頭龍隱庵に寄附す 寄進狀龍隱庵の條に注記す、併せ見 る、天文四年四月鶴岡再建の時郷中の土を運致し、造瓦の料に充し事【快元記】に見ゆ 日、天文四年四月、此四五

良大工與次郎下地誘了、北條氏の頃は當所約德軒知行せり 土者自長尾之邊到來、 運土、瓦可燒支度被相調了奈

【役帳】曰、約德軒、五十三貫九百文、東郡長尾、金井、今富士市十郎知行す 祖先又一郎信重、天正御入

國の後拜賜せしより、今に至るとなり、古水帳に、一段十三坪屋敷、富士又と記せしを見れば、信重當村に居住せしなり、

飛地飯島・笠間二村に在り、文政二年五月大貫次右衛門光

豊が檢して新開を企し地 三段六畝六歩あれど未全く成らず、

○高札場 ○林 字左衛門山・雲雀山・龜甲山の三所にあり、地頭の林なり、○柏尾川 東界を流る 幅五、橋を架す、 鷹匠橋と呼ぶ 長五、間半

○御靈社 村の鎮守とす、圓覺寺塔頭龍隱庵藏、永正六年庵領年貢目録二、御靈分田二段と記せしは當社領を云へるなるべし、例祭十一月十六日、村持下同、○稻荷社 ○十二天社

○長谷寺 臺瀧山と號す、臨濟宗 鎌倉建長寺末 本尊觀音を安す

開山は祐景と云ふ 文明十三年九月二十七日寂す

○長尾氏壘蹟 宇臺の上 二 あり、長尾平内左衛門尉景茂の居蹟と傳ふ、里正 小源次 稱す が家傳に 長尾民部左衛門義憲が長子平内左衛門景茂、當城主たりしが弘治年間戰死し、子孫没落して村民となり、其後北條氏の代官鳥居傳十郎と云ふもの此に住せしが天正落去の後全く廢せしといふ、景茂をもて弘治年間の人とするも疑あり抑景茂は既に【東鑑】に見えし新六定景が子にして太郎或は平内と稱し後左衛門尉となる、長尾氏の世系を考ふるに鎌倉權五郎景政が孫鎌倉太郎景忠に二子あり、

長子景宗は高座郡大庭庄に住し大庭を以て家號とす、次子景弘は當郷に住し長尾次郎と稱す、是長尾氏の祖たり 行本の系圖に、忠通景村を生、鎌倉四郎と稱す、景村太郎景明を生、景明始て長尾に住し、長尾四郎と稱し、景明・景宗・景弘を生と見ゆ、恐、景弘二子あり、長は爲宗、我

くは是にあらず今取らず、
【物語】に爲、新五と稱す、次は即景茂が父新六定景なり、安元の頃兄弟共に大庭平太景義と豆州伊東に赴きしことあり 【曾我物語】曰、相模國住人、大庭平太景義、國中の人 とあり 人を倡ひ安元二年十月十日、伊東へぞ起ける、其人々 には、長尾新五爲 【東鑑】に據るに治承四年石橋山の役 景・同新六定景、
には兄弟大庭三郎景親に屬して頼朝に敵し、敗軍の後

降參し、兄は岡崎義實弟は三浦介義澄に預らる、明年七月定景厚免を蒙り、承久元年正月鶴岡惡別當公曉、將軍實朝を弑する時定景勇敢の聞えあるを以て其撰に應じ公曉を誅せり、景茂は寶治元年六月三浦駿河前司泰村を誅せらるの時、景茂彼に與せしをもて壹岐前司泰綱・近江四郎左衛門尉氏信等を討手に向られしかば景茂も鎌倉法華堂に通れ、泰村と同じく自盡せり、此時討手の將泰綱氏信景茂が宅に向ふと【東鑑】に見えたるは當所を斥せるなるべし、此亂に景茂の一族皆滅亡せり、

○飯島村 以比之 江戶より行程十二里、長尾郷に屬す、民戸八十五、東西十八町餘南北十二町餘 東、小菅谷村、西、長尾臺、田谷・金井三村 南、笠間村、北、長沼、下 建武二年三月村内を上之村證善 倉田二村、及び戸塚宿、
提寺内新阿彌陀堂、供僧等の料田に寄附あり 證善提寺文書に據る、彼寺

の條に小田原北條氏割據の頃は井出兵部丞 【役帳】曰、百一引用す 小田原北條氏割據の頃は井出兵部丞 七貫三百九十一貫 文、東郡飯島、井出兵部丞、高城下野守胤辰知行す 百四十五文、飯 部丞、此内百貫役、
島木部分今松平大和守矩典領せり 御入國以來黒田五左衛門光綱 後守容衆領地となり、文知行せしに、文化八年松平肥政四年今の領主に替る、檢地は正保二年の改なり 役人石塚 天野嘉兵衛鎌倉道村内を貫けり 幅二、久左衛門衛等なり

金井 正嘉の頃は鶴岡八幡宮の社領にして、鶴岡藏、正嘉三年に引用す。正安の頃は加世孫太郎長親地頭たり、然るに供僧等の配當年を逐て未進の訴あるにより同元年長親に嚴密の下知ありしかど猶不納に及ぶを以て、同三年五月更に御教書を下され地頭の所務を停止し、直に彼供僧等に附與せらる。鶴岡相承院文書曰、鶴岡八幡宮寺供僧、賢淳僧、相模國長尾郷田屋村内、供田、捌段大、所當米未進事、右臺分地頭加世、孫太郎長親、年々未進之由訴申の處、可遂結解之旨、進陳狀死去畢、仍遂其節可究濟之旨、正安元年六月、被下知子息等之後、同十月雖下御教書、猶不用之、去年十月以奉行人政連宗貫使者、重下御教書畢、子今延引之條難通其旨、爰於當社供由者、地頭背下知之時、被附下地於供僧事、有先傍例、然則於賢淳分、伍段參佰步、良演分、貳段參(佰)步者、停止地頭之知行所附供僧也、者依鎌倉殿仰下知如件、正安三年五月十六日、陸奥守平朝臣華押、相模守平朝臣華押今大久保佐渡守忠保ひ、貞享の頃は子孫彦右衛門知行せしこと、貞享書上に見ゆ、後御料所となり、享保十三年九月、大久保氏に賜ふ、能勢靱負佐酒井作次郎知行なりしが、後御料となり、等が知る所なり、文政二年大貫り、文政六年能勢氏に賜ふ、等が知る所なり、文政二年大貫次右衛門光豊が新開の地、段別一町八、あれど未だ高に入らず、村東に秣場、五段八畝、あり、

○高札場 ○小名 △柿ノ木 △山王下 △筑山
○林 字牛坂・山王山・龜甲山の三所にあり 段別總て大久

保氏の林なり、○柏尾川 村の長方に少く掛れり、幅五間、
○御靈社 村の鎮守とす、例祭十一月十七日、熊野・稻荷を合祀す、定泉寺持、○神明宮 村持下同、○稻荷社
○山王社 ○天神社 ○八幡宮 ○第六天社
○定泉寺 田谷山と號す、古義眞言宗、武州橋樹郡島、本尊彌陀を置く、○大雲庵 金龍山と號す、臨濟宗、鎌倉圓開山は興庵と云ふ、本尊藥師を安ず、○智善院 妙顯山と號す、法華宗、鬼子母神、長六寸六、を本尊とす、開山は日親なり、寺寶に親が文明二年に書せし曼荼羅一幅あり、

新編相模國風土記稿卷之百二終

新編相模國風土記稿卷之百三

村里部 鎌倉郡卷之三十五

山之内庄

○原宿村 波良之由 江戸より行程十一里、村岡郷に屬す、抑村岡郷は鎌倉七郷の一なり、此地名最古く聞えし唱にて高望王、始て平氏を賜ひ、上の五男良文始て當郷に住せしをもて村岡五郎と稱呼せり、今猶郷中、渡内村、建久二年十一月、頼朝當郷を鶴岡八幡の供料に寄附あり、鶴岡香象院文書曰、奉寄鶴岡八幡宮寺廿五口、重衍法印供米、相模國村岡郷云々、右爲長日不斷本地所寄進之狀、如件、建久二年十一月二十二日、頼朝の華押、元弘三年五月新田義貞鎌倉を攻るの時、當郷是が爲に放火せられし事あり、【大平記】曰、五月十八日、卯魁に村三方より永祿の頃は郷中を上下に分ち唱へしとぞ、今は土人の口碑に残れるのみ、上下の別稱を失す、當時總て玉繩城主北條左衛門大夫綱成所領たり、左衛門大夫殿、四百五十八貫三百文、東郡村岡上下、本光院殿御算用内に入、此外百八十貫九百二十一文、年貢之過被遺、五百三百文、村岡市場屋敷地除、天正小田原の役に豊大閣當郷に制札を出せり、小塚村、民源左

衛門藏す、相模國玉繩、民戸五十二、東西九町六間南北二十町内村岡郷と記せり、
二十間 東、金井村、戸塚宿、西、東上侯野、
發とのみ傳へて詳ならざれど、十四年十二月藍瓶役不納の諸村あるをもて嚴密に下知を加へし文書に始て當村名見えたれば、足柄下郡板橋村、京紺屋藤兵衛藏文書曰、原宿・粟曲事に堅申付可取、若猶兎角申、不出候は、可申上、他郷江越候共、其在所迄たし、役口迄可取者也、仍如件、丙戌十二月廿五日、京紺屋津田、江、蓋天正の始の事なるべし、今蜷川雲奉之、北條虎朱印、
相模守親文知行せり、寛永中は篠崎專齋、知行し、慶安中御上因幡守正邦二人に賜ひ、文化八年、檢地は成瀬五左衛門御料に復し、文政二年、蜷川氏に賜ふ、
改むと云のみ、年代を傳へず、東海道村内の中程を貫く幅四間長廿町二十間、當所は立場なり、字臺と呼り、
三秣場村内八所あり、
○高札場 ○小名 △大塚 △又野原 △目くされ谷
△松葉 △八幡山 △澤下 佐波能 平刊 △八重ヶ窪 △金井谷 △燈明寺谷 △堂ノ尻 △唐澤 △三王山
○一里塚 双塚なり、塚上に松樹を植う、東方戸塚宿西方藤澤宿の里塚に續けり、
○淺間社 村の鎮守とす、例祭六月八日、村持下同じ、

○道祖神社二

○大運寺 唐澤山と號す、淨土宗大町村安養院末、本尊彌陀を安ず慶長元年建つ、慶安二年寺領三石五斗の御朱印を賜ふ、【寺寶】△心經一卷空海十六歳の筆と云ふ △雷獸肉附毛一寬保二年、住僧世譽の時、得△地藏畫像一幅北殿司の筆と云ふ、毛長三寸許 △地藏石像
○觀音堂 大運寺持下同じ、○庚申堂 ○地藏石像弘法の作といふ窟中に安ず、俗に矢師矢倉と呼り、又大師護摩壇蹟と唱ふる所もあり、

○深谷村不加也 江戸より行程十一里、村岡郷に屬す、民戸四十七、東西六町南北十六町東、波澤、原宿二村、西、上俣野村、南、東俣野、原宿二村、北、和泉、今土屋甚助知行す、檢地は延寶五年成瀬五左衛門糾せり、飛地山谷新田二町二段六畝三步及び原宿村に三段廿六畝、八王子道南北に貫く幅六尺、

○高札場 ○小名 △大谷戸 △後谷戸 △名高谷戸 △下田 △みたち △向名高 △めくされやと △北畑 △下原

○御靈社 村の鎮守とす、神躰甲冑の像なり、三島明神を相殿とす、例祭九月廿日村持下同じ、○神明宮

○専念寺 深谷山青楊院と號す、淨土宗岩瀬村大長寺末、本尊藥師長二尺六寸五分行基作を安ず、當寺は其先鎌倉權五郎景政祈願所

○御靈社 村の鎮守とす、例祭九月廿六日、寶壽院持下同じ、○神明宮 ○御嶽社 ○稻荷社 ○子神社

○寶壽院 波澤山願行寺と號す、古義眞言宗手廣村青蓮寺末、本尊不動長一尺五寸、を安ず、中興開山を長順天文二十三年十一月三日寂と云ふ、△天神社 △觀音堂 十一面觀音を安ず

○大乘院 當山修驗藤澤宿不願行作長、一尺八寸を置く、○阿彌陀堂 寶壽院持下同、○觀音堂 千手觀音を置く

○高谷村多加也 江戸より行程十二里半、村岡郷に屬す、古昔は當村及び小塚・宮ノ前・彌勒寺・渡内の五村一區たりしが寛永中今の如く分村せしと云ふ五村の内、當村・小塚・宮ノ前・彌勒寺四村のみ西見庄に屬せり、されば今も村岡郷五ヶ村と圖稱し四隣廣袤等も各村犬牙の地ありて細に辨別し難し故に今はこゝに併せ擧ぐ、東西十町餘南北十二町餘東、山崎、分、梶原四村、西、藤澤宿、南、川名、苗田、二村、北、柄澤、城廻、關谷、植木四村、當村民戸十六、檢地は貞享元年國領半兵衛重次改む、今井上左大夫知行す、

○長福寺 高谷山と號す、曹洞宗植木村龍寶寺末、開山を政嶺和二年と云ふ、釋迦を本尊とす、○彌陀堂 渡内村二傳寺持、○古池跡 村中にあり、

○小塚村古都到 村岡郷に屬す、村内古塚あり、故に村名は起れるなるべし、民戸十四、檢地は貞享元年國領半兵衛重次糾す、今大久保佐渡守忠保領分なり、

○高札場 ○戸部川 村南を流る、○塚 邊に古松あり法散松と唱ふ、○淨光房跡 村西にあり、

○宮ノ前村美也能萬 村岡郷に屬す、村内に村岡郷五ヶ村の鎮守社あるが故村名は起れるなり、民戸三十、檢地は貞享元年國領半兵衛重次改む、今御料及び山田立長知行す

○高札場 ○八幡山 昔源賴義八幡を祀れる地なりと傳ふ、○旗立山 賴義が旗を建し處と傳ふ、○戸部川 東南を延亘す幅四間より八間に至る、霖雨の頃は水損の患あるを以て寶永・文化の兩度に官より金若干を與へられ、水路を浚はる、

○御靈宮 村岡郷五箇村の總鎮守とす、天慶三年村岡五郎良文の勸請にして後鎌倉權五郎景政の靈を合祀して二座とし、又北條時頼が命により葛原親王・高見王・高望王を加へ總て五座を祀ると云ふ、例祭八月十八日、社傍に小菴あり御靈菴と號す、神職は鶴岡職掌小坂伊豫兼管す家傳に、祖は村岡次郎忠頼より出て、仁安中、當社岡に移りて、職掌となり、世々こゝに住せしが、治承の頃、鶴

祿中舊に復し、雪ノ下に轉住して、今に至ると云ふ、△末

として起立し、己が守護佛を安ぜり今の本尊是なり、文治中其裔たるをもて梶原平三景時再建して一寺とし、福泉寺と號す、當時眞言宗たり、後年を逐て頽廢せしが永祿中僧長順務て又再興せり、此頃順岩瀬村大長寺住職存貞感譽と號す、天正三年五月十八日寂す、に謁しけるが遂に其宗風に歸依し、同五年十月五日當寺を貞に附屬し兼住せしむ、是より今の宗派となり、一心院專念寺と改め稱し、大長寺の末に列す、其後八世專治の時松平攝津守義行の室吉子毛利大膳大夫綱廣の息女、延寶元年十一月婚嫁、三年正月晦日歿す、法號青楊院梅譽華屋、奉養と云ふ、歿せし後其侍女剃髮して貞忍と稱するもの愛慕に堪へず、其追福を修せんが爲當寺に牌を收め、堂宇を再建し田園を寄附して偏に葬地に擬す、因て彼法名を採て今の院號に改めしとなり、

○波澤村具美佐 江戸より行程十一里、村岡郷に屬す、民戸四十八、東西十八町南北十七町東、戸塚宿、西、深谷村、南、戸塚宿、原宿村、北、中田村、今戸田五助が知る所なり、檢地は正保元年成瀬五左衛門重治が糾せし、後天和四年改あり、東海道村の南界を通ず幅四間餘、

○高札場 ○小名 △上谷 △中村 △下谷 △大丸 △大畑

○御靈社 村の鎮守とす、例祭九月廿六日、寶壽院持下同じ、○神明宮 ○御嶽社 ○稻荷社 ○子神社

○寶壽院 波澤山願行寺と號す、古義眞言宗手廣村青蓮寺末、本尊不動長一尺五寸、を安ず、中興開山を長順天文二十三年十一月三日寂と云ふ、△天神社 △觀音堂 十一面觀音を安ず

○大乘院 當山修驗藤澤宿不願行作長、一尺八寸を置く、○阿彌陀堂 寶壽院持下同、○觀音堂 千手觀音を置く

社 疱瘡神 景政の勳 矢竹稻荷 社傍に、篠竹生ぜり、權五郎 矢を爰に挿せしが、枝 葉を生ぜしなりと傳ふ。 ○十二天王社 天神七代地神を 祀れるなりと云ふ。 ○尊森 古昔葛原親王を爰に祀り し跡と云ふ、因て此名ありとぞ。

○德壽院 村岡山と號す曹洞宗 嶽院末 本尊正觀音を安す ○館蹟 何人の居跡なりや傳へず、其邊に馬場ヶ崎と云 ふ字あり是當時の調馬場なるべし、○塚二 一は晴明 塚と唱ふ往昔安倍晴明、雫祭をなせる所なりと云ふ、 傍に松樹あり、笠松と呼ぶ、一は兜山と唱ふ、景政の 兜を埋めし塚なりとぞ、松樹あり兜松と名づく、

○彌勒寺村 美呂久 彌勒寺所在の地なるに因て村名あり 村岡郷に屬す、民戸十七、貞享元年國領半兵衛重次檢地 す、今大久保佐渡守忠保領す、

○高札場 戸部川 村の南界を流る 幅四間より 對岸 にては小館川の名あり、○境川 或は藤澤川と呼ぶ、 西界を流れ坤方にて前川に合し、下流片瀬川の名あり、 ○彌勒寺 東耀山と號す、法華宗 愛甲郡金田 古は法泉寺 と號せし禪刹にて北條泰時の創建なり、元弘の亂に兵 火に罹りて烏有し、本尊彌勒の像のみ窟中の井と唱ふ、 に残れり、貞和の頃堂宇再建なりしが、後又頽廢して天

正元年日祐當宗に改め、更に再造すと云ふ、本尊三寶 祖師を安す、○彌勒堂 古の本尊 長一尺六寸、を此に安 す、額あり 山筆 ○法善寺 蓮教山と號す、法華宗 倉 妙法 寺末文永二年北條時宗創立し、永谷山法泉寺と號す、 當時の宗派傳はらず、後年頽廢せしを、永正五年日勤 本寺 今の宗派に改め再建せしが、永祿の頃又廢寺とな り、明曆中に至り蓮教日善再興して今の山寺號に改む と云ふ、本尊三寶四菩薩等を置く、△番神堂

○大鋸町 太伊岐 江戸より行程十二里、高座郡藤澤宿三 箇町の一なり、此地境川を隔て當郡に隸すれど宿驛に預 る事は藤澤宿に屬したれば總て彼所に詳載す、四隣廣袤 住民の戸數等も彼宿の條に併記したれば此には分記せず 北條氏分國の頃は太伊岐の工人等居住し、且此地を其職 田に宛行ふ 分 十二貫三百廿文同所段錢本増、十貫四百十二 文、同所棟別錢、以上百 七十貫四百三十二文、故に地名は起れりと識らる 藏する 弘治元年の文書に、大 天正御分國已來御料所なり、檢地は 寬文九年成瀬五左衛門重治改む、寶曆八年志村多宮新墾 の陸田を檢す、東海道の驛路南北に貫く 間餘又南方にて 東に分る、岐路あり、鎌倉道と唱ふ、毎年七月十一日に 市あり、

○小名 △廣小路 △舟久保 △瑞光

○御林 東方にあり、御幣山と號す 一段 ○境川 南方 郡界を流る 幅五間より 東海道の係る所板橋を架す 幅十 大鋸橋と唱ふ、○柄澤川 東方柄澤村より流れ入り村 内にて前川に合す 幅二

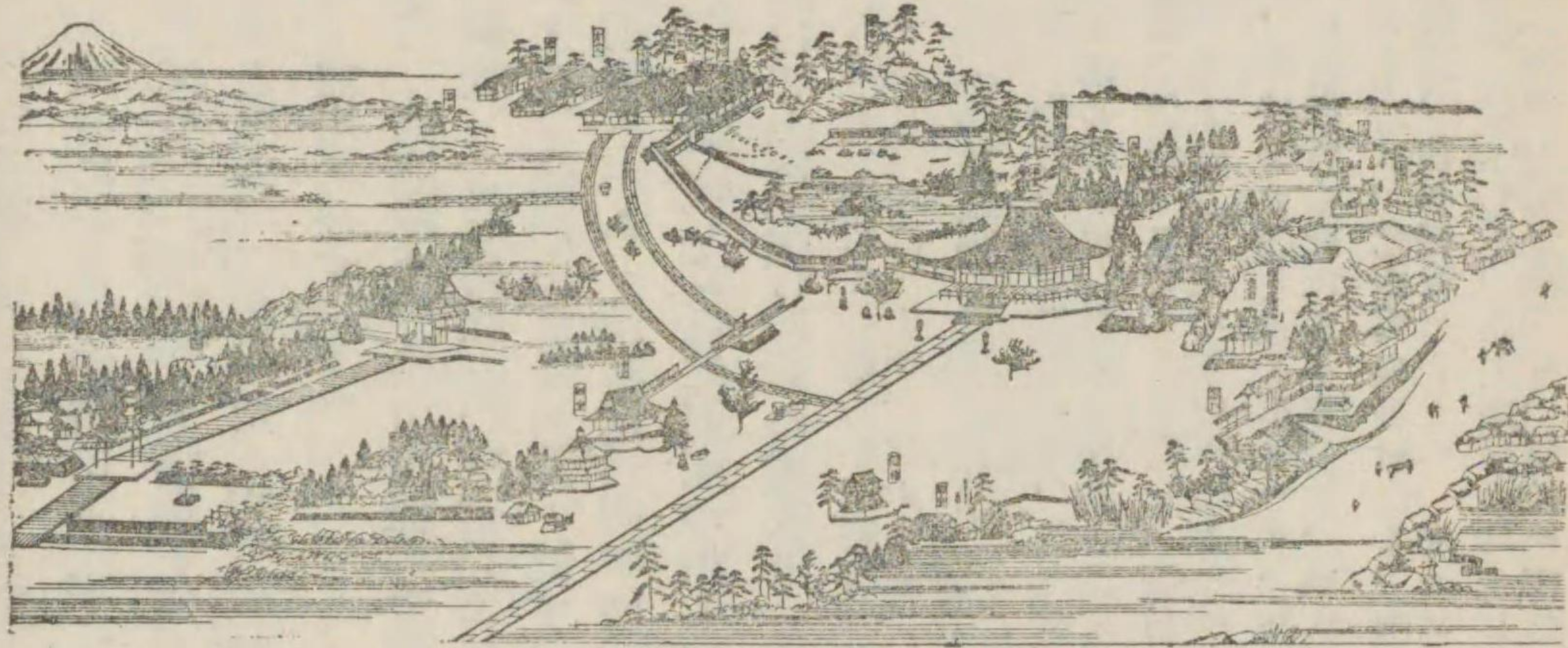
○神明宮 感應院持、○山王社 清淨光寺持、○船玉社 ○山神社 ○三島社 ○稻荷社二

○清淨光寺 藤澤山無量光院と號す、時宗の總本山にて 藤澤道場と唱ふ、此地東西四町南北六町許の際藤澤山 登宇太 久左年と闔稱して自然別區の如し、遊行歴代譜に據る に開山吞海は遊行四世の僧なり 二世、他阿眞教の弟子に 惠永と號す、遊行する事七年、嘉曆二年 正中二年 寺傳は元 二月十八日當山にて寂す、齡六十三、年と云ふ

極樂廢寺蹟に就て當寺を創す 所歴日記にも此事見えた 人、東に修行の時、道場一所、建立有べしと所願を發し給ひ 務地を求め給ふに、此地に蓮花生出て潔き由、靈夢の事など あれば、思合せてもとより在し、極樂寺と云ふ一字を改て、 清淨光寺と云ふ、正中年中の事とかや云々、又高座郡西侯野 村に、今道場ヶ谷と云ふ小名あり、是昔遊行居住の跡と傳へ 土人は昔遊行寺此にある事三世、四世吞海に至り、今の地に 移れりと云ふ、郡中東侯野村にも、堂坂と唱ふるありて、昔 遊行道場、西侯野村に在し時、そこに到れる路次なるが故、 道場坂と唱へしを、彼寺藤澤に移りし後、堂坂と改め呼りと 傳ふ、當寺西侯野村より、移轉の事信據なければ、猶明證を

得るを俟つ、但し今推考するに、當麻無量光寺の傳記に、元 應元年、三世智得遊行畢りて、歸山せしに、北條貞顯密旨あ りて、再遊行を命ぜしが、佛門の正義に悖るをもて應ぜず、 故に貞顯更に智得が徒弟、吞海を招て命ず、吞海遂に遊行の 命をうけ、彼密旨に隨しかば、此僧徒の所爲にあらずと有て 師の勸氣をうけ、二年九月、吞海遊行畢りて歸りしかど師既に 寂し、法弟眞光、住職を嗣げり、されば歸山せざして、半途 に止り暫く寓居し、更に將軍家に申乞て、藤澤に廢寺跡を得 正中元年造營して、清淨光寺と號する由、載せしに據れば、 吞海寓居の際、侯野郷の地頭、五郎景平兄弟たるを以て、姑 く西侯野の地に、假の道場を構へて化益し、正中に至り、今 の地に當寺を創建せしなるべし、さるが故に彼所にも、遊行 道場跡の傳へは、存するならん、全く彼地 景平入道明阿なり 吞海の兄弟と云ふ、貞和 或は當寺宗祖 一遍の勅立と云ふ説あれどあたらず 澤道場は、一遍上人 建立也、一遍は先祖通信孫、別府七 郎左衛門通廣が子、智眞坊と云ふ、當國にて一遍駐錫の 地は高座郡當麻無量光寺なり、一遍は全く遊行の始祖 にて當寺開山吞海は遊行を相承して、其四世の法嗣た り、當山の四世にはあらず 遊行歴代譜を按ずるに、遊 行の統を相承するもの、當寺 のみに限らず、其器を擇て、遊行の先師より附屬す、事畢れば 各寺に歸り、隱栖せしなり、遊行の事、高座郡當麻村、無量 光寺の條併 當山三世 一鎮 遊行六世、文和四年 時延文中 將軍尊氏堂宇を再造し、寺領六萬貫を寄附あり、此頃

清淨光寺境内圖



迄は清淨光院と號せしが、【荒玖波集】にも藤澤の清淨光院にまかりて連歌し侍りけるに云々と見え、延文元年の鐘銘にも、院と記せし是より寺號に改め、院を無量光院と號す時に後光嚴帝宸筆の扁額を賜ふ、已上【遊行歴代譜】及び【遊行由緒書】當山六世自空 遊行十一世應永十九年三月十一日、が時回祿に罹り、後當宇再興成て客殿は上杉中務少輔朝宗財を捨て再造せしとぞ、是應永中の事なり、【遊行歴代譜】に據る遊行十二世尊觀法親王と申

せしは、當山の歴代に入らず、甲府一蓮寺五世より遊行を相續有て、應永七年十月廿四日薨せらる、龜山帝第七の皇子一品式部卿恒明親王第三の御子にて、【南朝紹運録】に據る、其排行をあら、後村上帝の御猶子たり、親王二品後村上院御猶子一名尊觀、又【南朝紹運録】には、直に後村上帝の皇子とし、深勝法親王二品、一云尊觀、或云遁世、歸他阿上人爲時衆、遊行十二世上人、自此以來代々、以嘉慶元年二月自空が讓與を承け、遊行する事十年にして應永三年の秋京に入し序參内ありしに巡國化益の事竣て後小松帝の叔聞に達せしかば巡行の國々にて止宿夫馬等の事なく計ふべき旨、京都將軍に勅命を下さる、即斯波義將奉はりて各國の守護に下知す、是遊行僧夫馬の印狀を賜はる濫觴なり、【遊行由緒書】に據る當山八世大空 遊行十四世、永享十一年十一月十四日寂す、遊行の時、應永廿三年四月義持の命により管領細川滿元入道々觀奉はりて國々へ下知を傳ふ、【藤澤道場】、遊行金光寺、(七條道場)、時衆、人夫馬輿已下、諸國上下向事、關々渡以原手判形、無其煩可勸過之旨、所被仰付國々守護人也、若於違犯之在所者、就注進可處罪科之由、所被仰下也、仍執達如件、應永廿三年四月三日、當寺沙彌道觀の華押あり、此時三井寺の關所勸過の事も下知あり、即廿四年二月彼寺の衆徒が出せし請文今猶藏せり、【遊行上人當所關勸過事、被仰下候旨畏奉

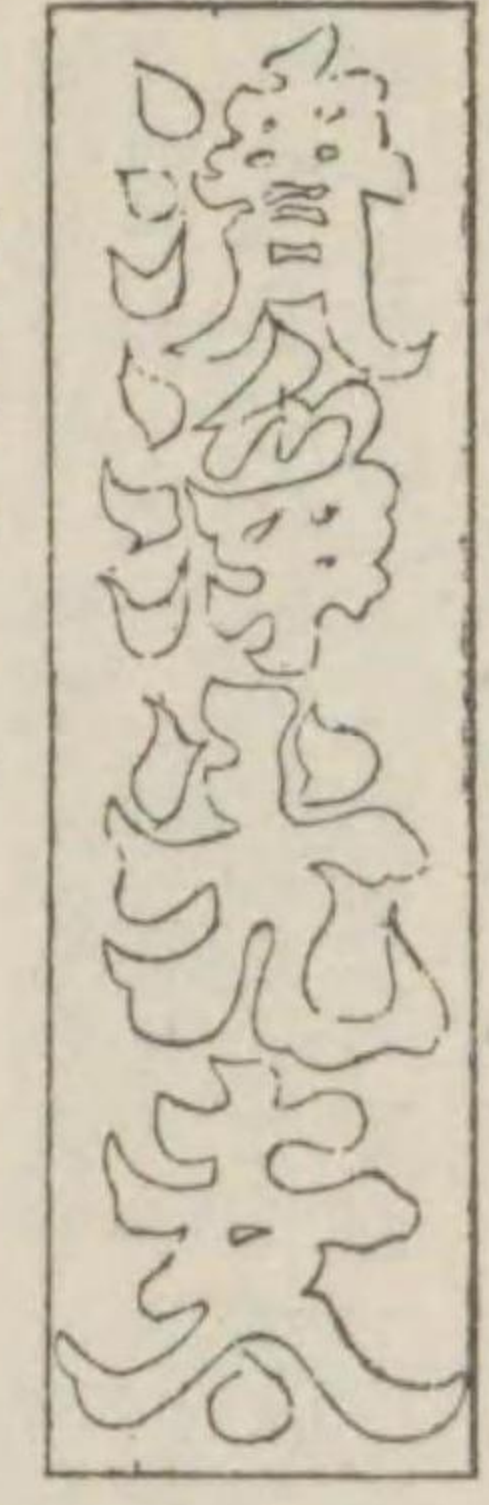
了、彼門下七條、藤澤時衆上下無煩、可被勸過候由、堅可加下知候、以此旨可有御披露哉、恐々謹言、應永廿四年二月十三日、富樫兵部大輔殿辨、茲年七月國家安全の祈禱を修すべき旨稱光帝諭旨を賜ふ、【日、宜被奉祈國家安全寶祚長久者、天氣如此仍執達如件、應永廿四年四月十七日、他阿上人 遊行十五世尊惠遊行を相承せしなり、御房右小辨經興、七條金光寺住職より、永享元年六月八日 巡國の時も、應永廿六年十月先規に任せ、管領滿元入道道觀國々に下知す、【清淨光寺】(藤澤(七條道場))并諸末寺時衆、往反人夫輿馬雜駄以下上下向事、諸國關々渡、以印判形無其煩之所、於三井寺關所、動及異儀之條太招其咎歟猶以令違犯者可處罪科之由、重所被仰下也、仍下知如件、應永廿六年十月廿日、當寺沙彌華押、三十年二月又回祿に罹れり、【鎌倉九代後記】曰、二月、當山九世南要 遊行十六世、文明二年、時永享二年閏十一月後小松帝國家安全祈禱の勅旨あり、【院宣曰、宜被奉祈國家安全寶祚長久者、院宣如此、仍執達如件、永享二年後十一月二日、他阿上人御房、權右少辨奉華押、八年十二月南要遊行に赴くに及び、管領細川右京大夫持之奉はり、舊に據て巡行の國々に下知を傳ふ、【所藏文書に據る、其文前、鎌倉管領成氏が時は毎年正月十八日當寺の住職登營して管領衆に謁見す、【鎌倉年中行事】曰、正月十八日、藤澤山清淨光寺上人御參、御對面十二間又三十間御茶あり、御門送御縁迄、或は臨時登營して十念を授くる事あり、【日、藤澤上人に、公方様御

十念御請あり、當山炎上の時は必管領洲崎迄御出馬ありて使節を遣はし安否を問しむ、【日、藤澤炎上の時公方様洲崎迄、總御出馬、夫より御使を被遣也、】て管領家の應接慇懃なる、他寺に各別なり、【日、藤澤上様御書、恐惶謹言と遊して進上書也、】是享徳中の格例なり、遊行廿二世音樂、【駿府長善寺にて、遊行を相續、遊行人被回國の條、任の如く下知を傳ふ、【遊行由緒書曰、遊行上人被回國の條、任先例其國之守護人調賄賂、并以夫駄五十正可被道通之旨、仍仰執達如件、永正十年正月十五日諸國守護中、右京大夫義興華押、今月廿九日諸堂回祿に罹れり、【遊行歴代譜曰、藤澤燒は、永正十癸酉正月廿九日、伊勢早雲亂云々、此時早雲と、道さとの取、後年遊行僧年久しく回國の事叔聞に達し承に上洛して龍顔を拜すべき旨勅諭ありし事あり、年代を傳へざれど推考するに遊行廿七世眞寂、【當山歴代に入らず、遊行人相承し、天文十七年、越後國稱念寺にて、七月、豫州願成寺にて寂す、が時にて天文中の事なるべし、所藏文書曰、多年御修行之趣、遠寂開候、然者爲御結縁、可有御對面候條、可令上洛、給之由、自下官急度、可申下之旨被仰出候、遠路定而雖可爲御迷惑、勅命之上者、被抛萬障、早々御上洛專一候、殊者夏以來御不豫之候候間、別而可被相急事肝要候、當時御參内の儀、誠可爲一宗之再興、萬代之佳名候間珍重候、猶眞繼兵庫助可申也、恐々謹言、八月四日、藤澤上人御房大室下資定、按ずるに、是を柳原權大納言資定の書札と傳ふ、資定は公卿家傳に據るに、天文八年九月權大

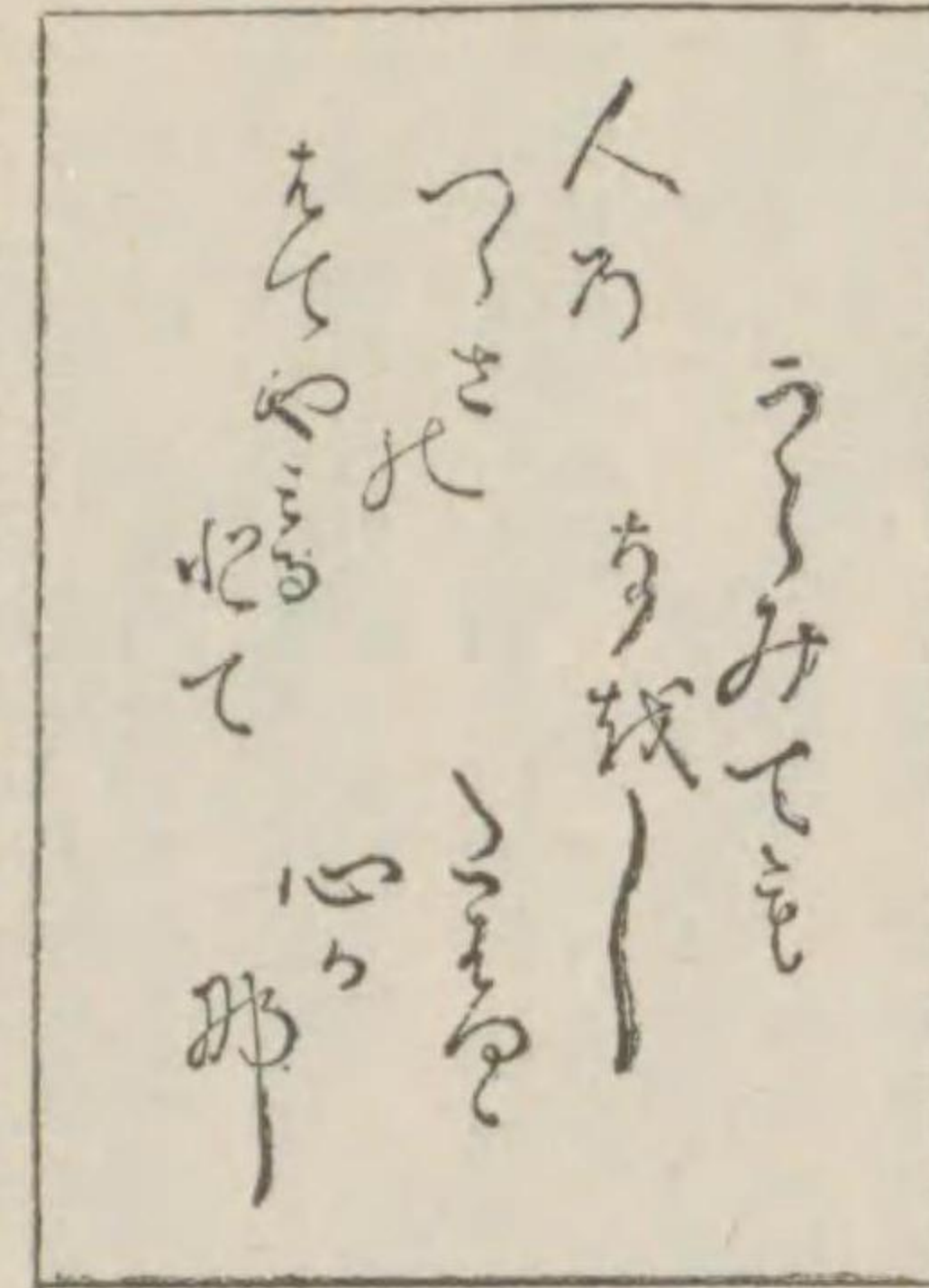
納言十一年十月、解官、因州に下向、十三年五月歸洛、同年十二月復任、十四年三月再解官ありて防州に下向す、十九年歸洛、民部卿に任じ、弘治二年七月卿を去て、從一位に叙す、天正三年六月勅勤、同年七月勅免、六年三月晦日薨すと見ゆ、是を歴代譜に參考するに、遊行廿七冊眞寂、天文五年、遊行を相承し、同十七年迄、遊行十三年なれば此時の事にして資定前大納言にて天文十三年五月歸洛、同年八月の事なるべし、廿八冊は遊行邊に三年なれば、此時ならず、廿九冊は遊行十一年なれど、天文廿一年より永祿五年迄の際にて、此時とすれば、永祿三四年の事にして、資定散位從一位の後なり、此文一位進階後の、元龜二年七月武田信玄近郷にて三百貫文の寺領を寄附す、曰、定、相模國藤澤二百貫、同州侯野之上、御本領之内重而一所可進置候之趣、可得尊意候恐惶敬白、元龜二年辛未七月十六日、清淨光寺玉床下信玄華押、當山十三世普光、遊行廿二世、寛永三、が時山内悉く火災に罹り天正十五年再建の企ありしに孰の領地たりとも、良材あらんには恣に伐木あるべき旨、北條左京大夫氏直免許狀を寄す、曰、道場造營に附而、誰人於領中も木見當次第可取之候、仍狀如件、天正十五年九月三日、氏直の、普光遊行六年にして同十七年八月越後國北條村專稱寺にて僧滿悟に遊行三十三世の統を授け、當山に歸錫の時、九月直江山城守兼續路次の印狀を授與あり、至りても、尊氏家の御教書を以て、人馬馳走ありけり、

遊行三十二代より同三十三代滿悟上人へ、遊行御附法有て越後國北條郷專稱寺より、關東へ下向の節直江兼續より、觸書出る、其文に曰、藤澤上人御歸國の條、傳馬宿送等、無異儀可馳走者也、仍如件、天正十七年九月七日、所々領主中、直江兼續判とあり、按ずるに、遊行歴代譜に滿悟が俗姓直江氏とあれば、必兼續が支族なるべし、故に此印狀の事は及びしならん、同十九年十一月寺領百石の御朱印を賜へり、其地西村一村落を、慶長八年六月境内制禁の掟を示さる、曰、禁制、於寺中殺生之事、竹木伐採之事、門内にて鞠相撲等狼藉之事、右條々違犯之族、有之者可處嚴科之旨、被仰出者也、仍如件、慶長八年癸卯六月六日、藤澤、帶金刑部助君松、河方織部永養、近藤傳次郎吉久、宮崎理兵衛三樂、馬場八左衛門忠時、萬澤主稅助君基、各華押、此文書、同十七年當山十四世、燈外、遊行三十四世、正保、巡國の時路次の御朱印を下し賜ふ是より後遊行の統を襲ぐもの、舉巡國の御朱印を賜はれり、遊行由緒書曰、東照宮様より、遊行三十四代、燈外上人一代に、一通づ、回國御朱印、被成下置候、按ずるに歴代譜に據るに、燈外は慶長十八年三月、遊行の統を襲げり、さるが十七年に、燈外へ賜ふと云ふは、當二十世信碩、遊行のたがふべし、孰れか傳の外訛あらん、當二十世信碩、遊行のたがふ、住職六年にして元祿九年九月廿七日寂す、住職の際元祿七年十一月金魚を當寺域内に放つべき旨仰あり、六日、御老中方、大目附へ被仰渡候ば、金魚藤澤遊行寺へ、御放し被成候、面々御置候者も、放申度候得共、見合罷在候、由無遠慮遊行寺へ放可申候

金魚放候其數を書付、可被申置候由、大目附申觸之、
 △本堂 慈覺作の彌陀を本尊とす、清淨光寺の扁額は後光嚴帝の宸翰なり、△位牌堂 日供堂とも唱ふ、△大方丈 △小方丈
 【寺寶】 △稱光帝繪旨一通 △後小松上皇院宣一通以上二通は前に △後光嚴帝宸翰一通、清淨光寺の扁額なり、△徳註記せり、△左に縮寫す、△徳阿君御願狀一通、宇賀神社の條に引用せり、△台徳院殿御連歌御一巡



一幅、雲紙金泥なり御は第七句を遊ばさる、△大猷院殿御畫一幅、△後醍醐帝宸筆色紙一葉、左に縮寫す、△竹姫君御返翰一通、成佛行書なり、文尾に享保十一年八月朔日、遊行他阿彌陀佛へ奉る返事、源綱吉女祐光とあり、△後醍醐帝眞影一幅、常の御裝束袈裟を被せ給ふ、御座像なり、小野隨心



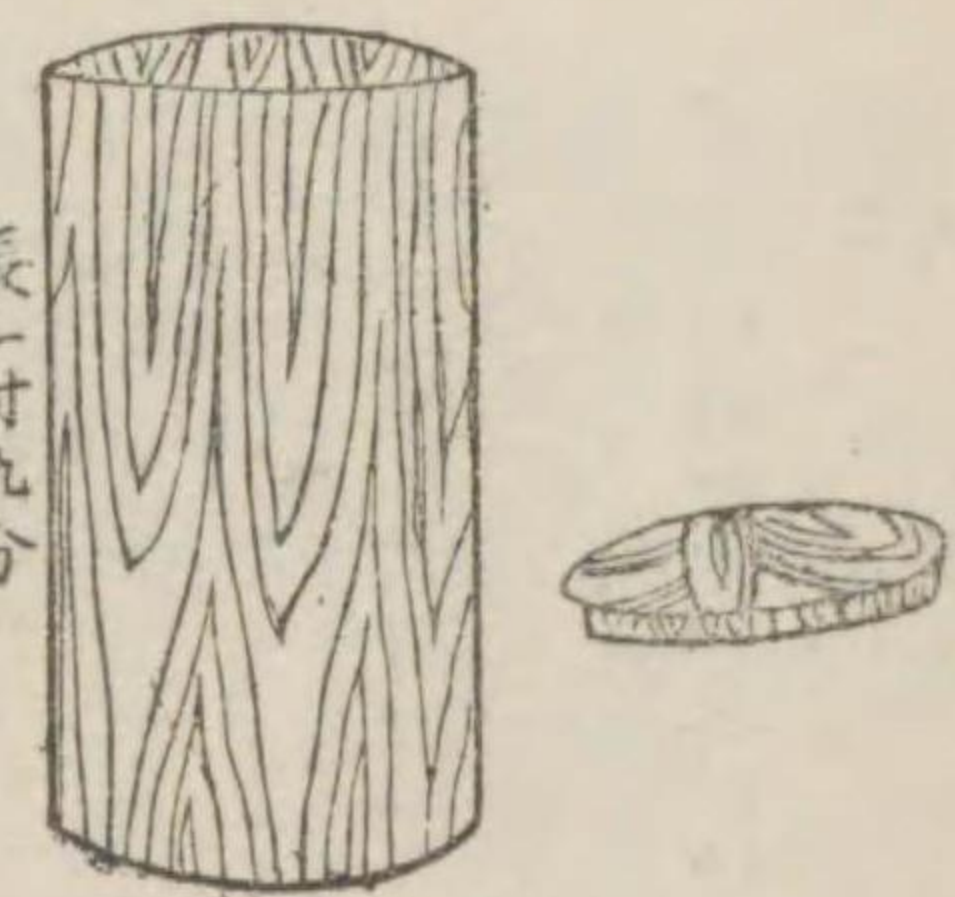
院宮皇尊法親王より、應永三年尊觀法親王に讓與ありし物と云ふ、△尊觀法親王影像一幅、△法華經零紙一員あり、聖徳太子筆、紺紙金泥にて三行四十五字あり、天文廿年五月後奈良帝より九條關

白植通に賜ひしを、後故ありて、地下に傳ふとなり、芳松軒玄雲が裏書あり、△阿彌陀經一卷、弘法、△普門品一卷、菅公、△壽量品一卷、中將、部經四卷、尊圓法、△聖廟神號一幅、尊朝法、△六字名號一幅、尊親王筆、△彌陀繡像一幅、中將姫の製造なり、△佛面帳一幅、一觀首の梵字を繡せし金襴なり、唐織物にて、舊は和州泊瀬寺十八種八種の一なる、觀音頂上佛面の戸帳なるを、七條金光、長一尺三寸



寺十三世知蓮遊行廿一世を相承して巡國せしに、永正元年八月、彼地に入て不慮に感得せしと云ふ、同二年二月蓮が自筆の記あり、此縁故を詳載すれど煩を省きて、此には贅せず、△一遍告文一通、△同繪詞傳二部、各十卷一は古縁起と唱へ、繪は栗田口民部卿法眼隆光、詞は遊行二世眞教筆なり、上宮は、加州中

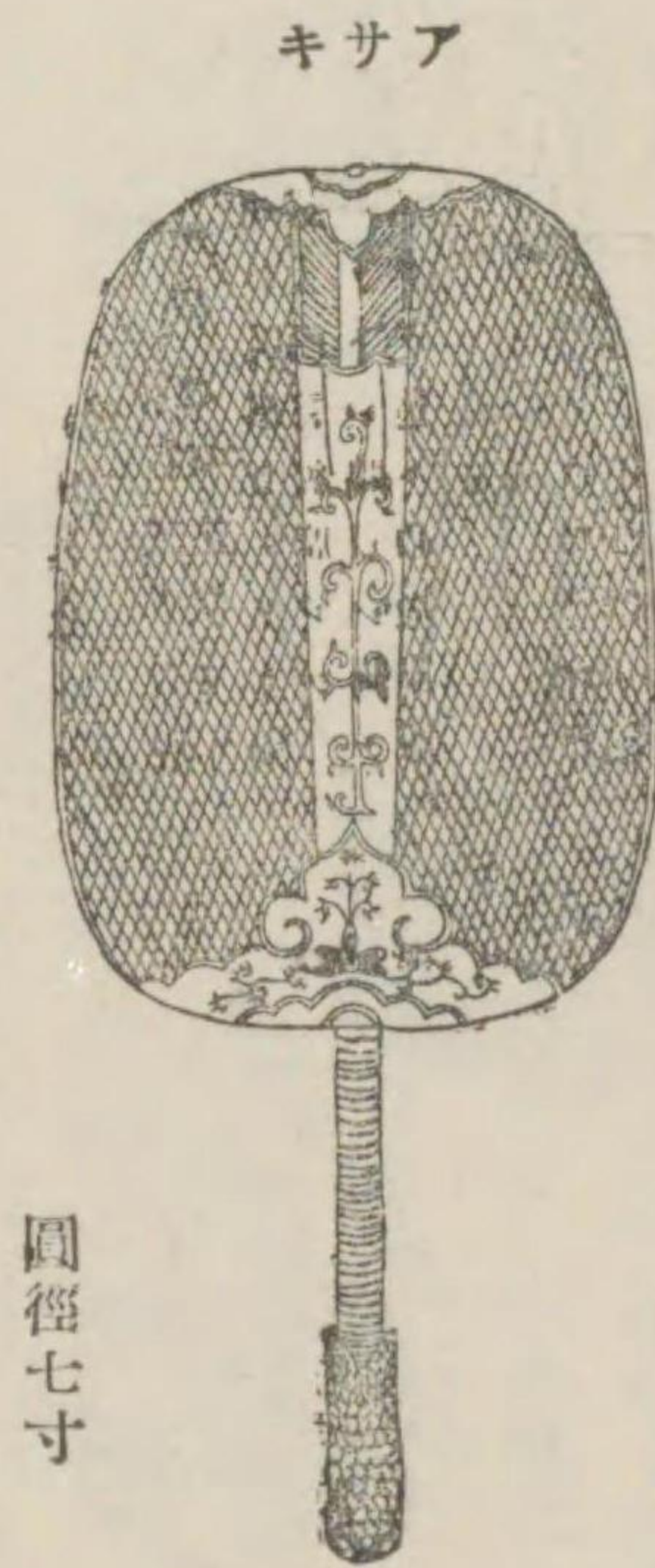
將の寄附なりと云へり、一は新縁起と唱へ、東山帝の下し賜しなりとぞ、繪は鷲尾大納言隆長・堀川中務大輔康敬、筆詞は妙法院院堯延法親王・近衛關白家熙、以下雲各數輩の筆跡なり、妙法院宮の奥書あり、當時近衛家熙、此傳の染筆を、堯延法親王に乞申されし書翰、當寺に藏せり、曰、殘暑難避候、彌御安靜候哉、抑遊行緣起新寫之事難遁所望候而、初卷少々染禿筆、於卷末者被染異筆候様に從下官令申沙汰様にと濟々被憑候、剩來月上旬悉出來願申候、旁雖慮外之事情難默止子細候而、不及是非令領狀申試候、於御染筆者殊可畏存候、委曲得貴意候節可述候由、よくく由給へ、七月廿九日、家熙、表書に妙阿様に、何にても申給へ、家熙とあり、此書翰は、近世不慮に得たりし物にて、遊行五十一世、一海の添書あり、曰、此一幅者、近衛關白家熙公御筆也、元祖緣起新寫之證狀、尤可重寶寶曆八戊寅年三月、於江戸麻布寄附之、遊行五十一世、一海記之とあり、傳の表題は、靈元上皇の宸翰と云ふ、此時の女房奉書を藏せり、曰、一日關白より、一遍上人の緣起の銘の事、御筆を染られ候て、參らせられ候、現なく遊ばされ候へども、能心得て申參らせ候、人々の繪も御覽せられ候、異に殊勝なる事どもにて一段とおもしろく御覽せられ候、何れも能々御心得候て、關白へ申され候べく候よし、申參らせ候、かしく、表書に、料々は引合、△水仙墨畫一幅趙昂の筆と云ふ、自讚あり、曰、明月珠衣解翠裳、冰肌玉骨自清涼、不隨王母瑤池去、未傳維摩病几傍、△七寶念珠一連、尊觀法親王の、△棗一合、後醍醐帝の御製造に號す、鷲の根を以て製し給へり、木地にして、△唐團扇一木理露はる、尊觀法親王傳來せられしと云ふ、△唐團扇一



長一寸九分

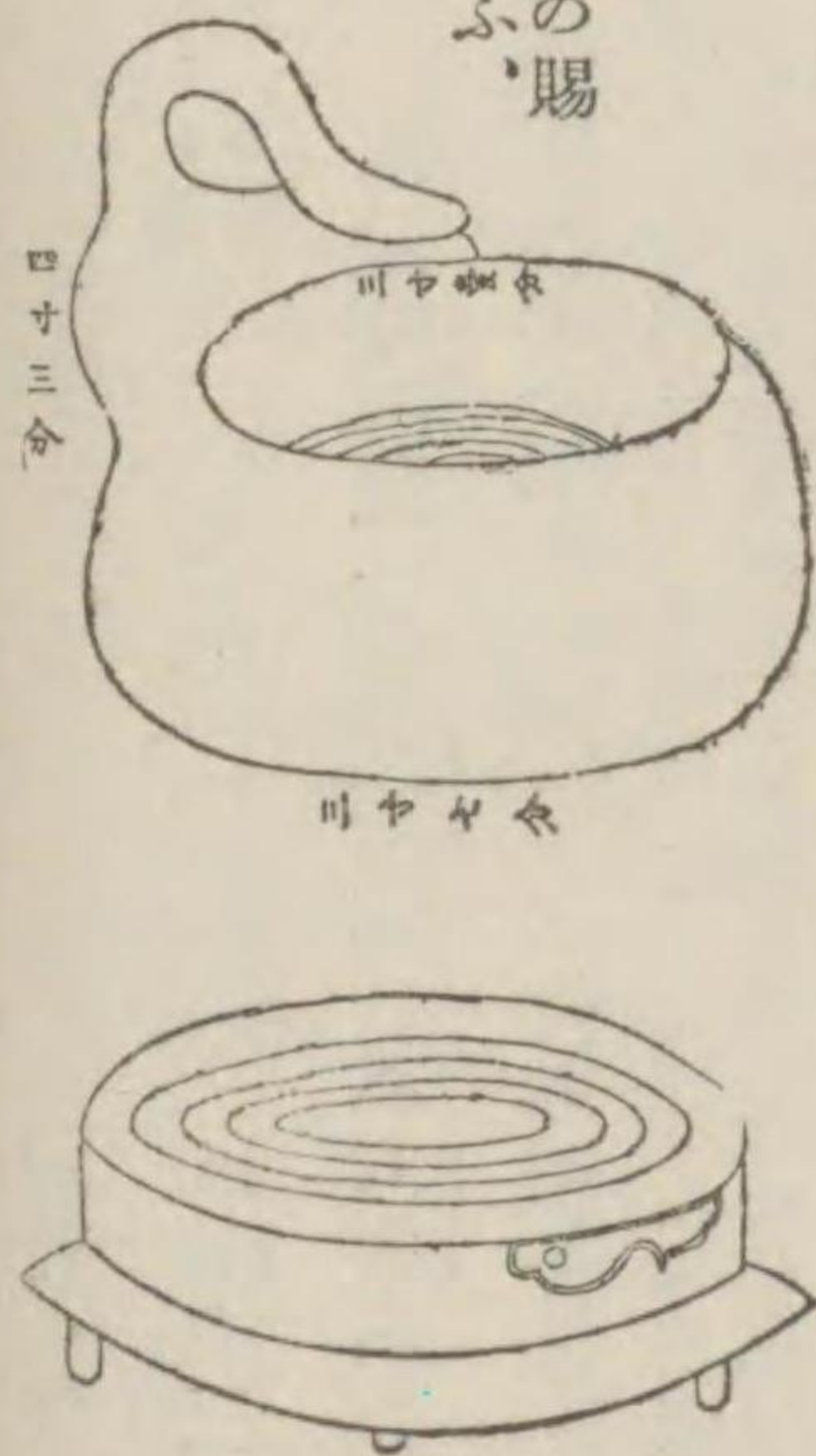
△三尊彌陀像三軀 黄金佛なりと云ふ

柄 遊行三十六世、如短正保元年三月晦日、院參せしとき勸修寺權大納言經廣して、上皇の下し賜ひし物なり、苜唐にて造る、如短自筆の箱書あり、△枝珊瑚樹一本 枝數十本ありに御紋章あり、遊行四十二世、南門尾州萱津光明寺にて化盆の頃、延寶六年八月、内使壽昌院にて、尾州大納言光友卿より賜ひし物なり、



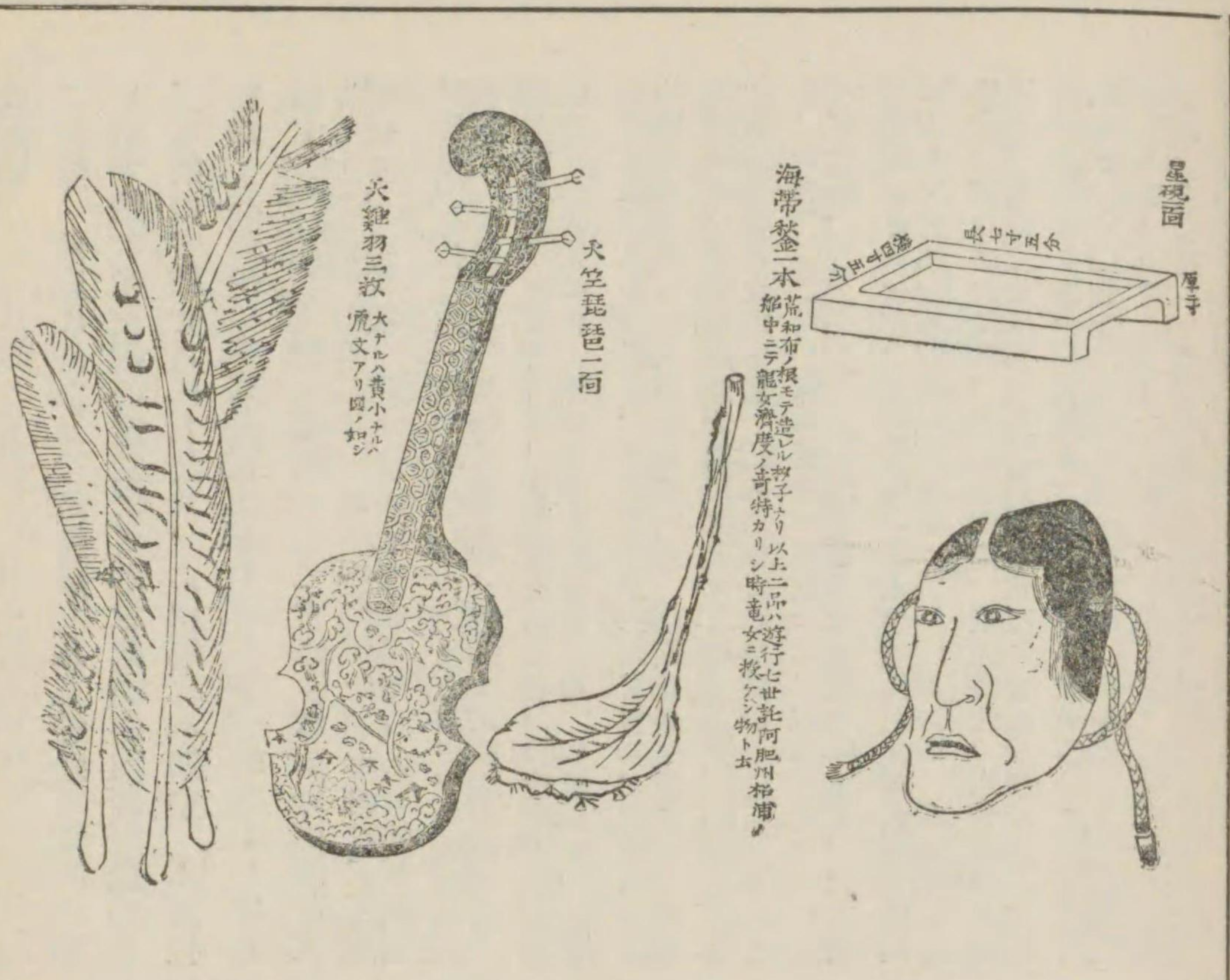
圓徑七寸

水罌一箇 東照宮の賜物と云ふ



四寸三分

△香爐一口 紫銅なり、已上三品は天和中、尾州光友卿江府參向の時、當寺に寓宿せられ、寄附ありし物、△金磬一面 新調して、一遍に附與せしなりと云ふ、△檜牆女假面一面 一名溜息面と云ふ、宮中に在て大息の音藤澤の人甘粕大膳政繼家藏せしを、遊行四十二世、南門の十念、得脱の寶養として、寛文九年五月奉納す、事は面の裏書に詳なり、延享元年十一月、加州金澤の人、菅原長雄極め添り、越中國水見濱の隠者某、永和中の作と記す、△太刀一振 白鞘に、△冑一劔 鉢のみなり、已上二品齋藤別當實諸國を巡行し、加州篠原の古戰場に到りし時實盛の墳に供養せしかば、亡靈歡喜して、老翁と化現し、此二器を授けしと云傳ふ、或は其實、藤澤大久保町の民、對助と云ふ者、得て奉納せしとも云て、實否詳ならず、△馬具皆具 是も實盛の所持なりと云ふ、青山下野守某が臣、堀田團右衛門が寄納、△古文書二十二通 通は



既に前に引用す、二は法住院義澄書翰、一は光源院義輝書翰、二は靈陽院義昭書翰、一は鎌倉管領持氏書翰、一は山尾張守尚順入道ト山書翰、一は三浦義綱書翰、一は築田中務義久が寺領の寄附狀、一は太内左京大夫義隆書翰、一は今川治部大輔義元書翰、一は武田陸奥守信

虎返翰、

△書院 前庭に池あり、△經藏 △五智堂 天和の頃尾張大納言光友卿の造立にて本尊は赤梅檀もて造れり是も卿の寄納せられしなり、△寶塔 △學寮 △所化寮四 △茶亭 方丈の後山頂上にあり、暗音の二字を扁す 松平越中守 四方燦然として富峰及び田野山海を眺望せり、△鐘樓 延文元年の古鐘を掛く 序銘曰、夫鴻鐘

陽爲銅、萬物爲錚、造化爲工、以成大極之圖者、其德常住而供大自得分哉、風韻相臥之中、有通大之響者何物若之、故梵宮之砌、要有之者也、伏以聲塵世界者、妙觀察智能所攝化也、是以宗祖曰、洪鐘雖響必待扣而方鳴、大聖垂慈、必待請而當說、以恰謂殆者、寔惟聲即無生之玄旨耳、爰相州藤澤山清淨光院、鴈宇基久而龜鐘未有之、然間或置子釋種等、將欲法燈彌耀、梵響遠傳、遂使鸛鶴烈買官之思、○廬神之宗鑄之寶鐘、鐘輔之功甫就、○鐘之粧幾磨於戲師子、○以足謂之、○兮、晉錄若得之者、師曠嘆而可爲調、梁帝若得之者、陰府救而可爲樂、何矧涅槃者、○之德楞嚴者嘆不變之鉢、然則明王驚眠之月秋遠和、四海八埏之浪、大守鐘民之霜夜重温、邵父杜母衣乃至含靈、周○睚々之聲裏、吐○而却魔、林蠅蠅々之響間、灑甘露而脫躡、仍以書銘曰、東流佛法、州得遇相寺開藤澤、清淨之光砌前湛海、蕞後時暢梵風瑟々、法水浮々、松青朝日雲紫夕領、卜之勝地、臨彼樂方不離衆落、以卽花藏風鐘微響、雄○假粧、白毫盆映金色○瑣、高和滿月、遠混嚴霜、聞思破夢、拜感起行、人民輻湊、村里吉祥、曆重萬世、神續百王、眞宗運久、精舍序長、結緣聞法共滿願、望佛家眷屬、

同壽無量時也、延文元年七月五日、沙彌重阿、治工大和權守住持他阿彌陀佛、遊行第八代、願主沙彌給阿等、
△總門 門外に制札及び下馬碑を建つ 裏門前も 登靈臺の額を掲ぐ、紀伊大納言治寶卿の親筆にて文政十三年寄附せられしなり、△山門 二王を安ず、樓に藤澤山の額を掲ぐ、持明院權大納言基時の墨蹟なり 額背に貞冬日、從二位藤原 享四年仲基時書之とあり、 △裏門 △觀音堂 △地藏堂 △宇賀神社 神體は弘法作 長四 是有親君・親氏君御父子の守護神なり、縁起に據るに御父子沉論し給ひし頃應永二年十二月上州新田領祝人村に潜居し給ひしに、猶鎌倉より搜捕の沙汰嚴なりしかば熱御微運の程を此像に歎き聞え給ひつゝ、暫くまどろみ給へる御夢に、脱衣の僧純色の法衣を持來たり、汝に此衣を授く、暫く形を變へ急難を避けよとありしに、此頃偶遊行十二世尊觀法親王同郡桐生村なる青蓮寺にて化益の便ありければ御父子就て師資の約をなし給ひしに、即純色の法衣を授與ありて有親君は長阿彌、親氏君は德阿彌と稱し給ふ其後德阿彌君當山に至らせられ、須臾寓せられしに鎌府に近きあたりなれば御子孫の後榮を此像に祈請し給ひ御自筆の御願狀を添られ、永く當山に安置し給ふとなり、御願文傳記に據れば、延寶中上州新田領祝人村

に密僧亮辨と云ふものあり、彼が祖父の家に宇賀神の像及び御願文を傳來せり、是は德阿彌君の預け置き給ひしなりとて辨に讓與し如何にもして一字を建立し、安置せよと云しかば辨是を奉持し、延寶五年正月江府に到りしかど志願を果さず、法弟印長其遺志を繼しが亦果さずして寂す、長の徒弟善察 江戸麻布二本榎淨土相傳して數年奉持せしが延享三年三月當山に來たり、廿六世 遊行五 快存に謁し其來由を説話し、遂に存に與へて當山に安置せしなりとぞ、何れが是否決し難し、

△侯野權現社 侯野五郎景平の靈を祀ると云へり、社前に彼後裔なりと云ふ、川戸氏 高座郡西 侯野村民 が文政六年奉納の石燈臺一雙あり、△熊野社 境内の鎮神なり、△愛宕社 △應永戦死供養碑 裏門内の左方にあり、應永廿五年十月供養の爲建つる所の四面塔なり、文字剥落して全文讀得難し、四十年前迄は鮮明なりしと云ふ、其文左の如し、

滿隆公、 上杉右衛門佐氏憲入道禪秀、
上杉五郎憲春、
持仲公、 上杉兵庫助氏春、岩松治部大輔滿氏、
上杉伊豆守憲方、武田安藝守信滿、
上田上野助、 今川三河守、

正田右京進、 椎津出羽守、
今川修理亮、 上杉彈正少弼氏定、
木戸將監滿範、 一色兵部大輔憲元、
一色左馬助、

自應永廿三年十月六日兵亂、至同廿四年、於在々所々、敵御方爲三箭刀水入、落命人畜亡魂、皆悉往三淨土、故建此塔、於前價俗可有二十念一者也、
應永廿五年十月六日

滿隆・持仲・上杉憲春・同憲方・同氏春・岩松滿氏・武田信滿等は禪秀の與黨上杉氏定・上田・今川・正田・椎津・木戸・一色等は持氏に屬せり、抑此亂は應永廿三年京都將軍義持の弟權大納言義嗣謀反の志ありて密使を鎌倉に下し上杉禪秀をかたらふ、禪秀此頃持氏と隙ありて其企あるが故異儀なく同意し、新御堂小路滿隆 持氏の伯父、 の館に到りて逆意を勧めしめ滿隆も豫て思ひ立事あれば密に悦び、其身に於ては望なし、甥の持仲 殿の御所は乙御所とも稱す、滿隆の次子持氏の弟なり、 猶子に定めつれば是を執たて給はれと有て承に固心ありければ禪秀病ありと詐り引籠りて調議せり、此企に加はる者千葉介兼胤・岩松治部大輔滿氏の兩人は禪秀の婿なり、又甲州の武田安藝守信滿は舅なる故、最前に馳來たりてかれ

を戮す、其餘東國の武士躬方に加はる輩數百人、十月二日初夜の頃鎌府を圍む、此夜持氏沉醉して打臥けるに木戸將監滿範馳参りて變を告げ、一色兵部大輔・其子左馬助・同左京亮・今川三河守・同修理亮等總て五百餘騎、持氏を護して上杉安房守憲基が佐介の亭に遁れ、防戦の手足をなして所々を固む、四日滿隆若宮小路に陣取り、禪秀の手のは男中務大輔憲顯を初として宗徒の郎等六本松に押寄するを上杉彈正少弼氏定、扇ヶ谷より出迎へて岩松滿氏等が兵と合戦す、氏定が手の者上田上野介匹田右京進討死す、氏定も痛手を負て引退く岩松滿氏勝に乗て氣生坂に押寄す、持氏が馬廻りの士梶原但馬守・椎津出羽守等三十騎許此坂に馳上りて防戦せしが、梶原・椎津遂にこゝにて討死す、岩松滿氏澁川左馬助が手の者國清寺に火を懸れば諸勢烟に噎て敗走す、此戦に今川三河守・江戸近江守・畠山伊豆守等宗徒の兵討死せり、佐介の館も焼失せしかば持氏小田原に遁る、氏定は痛手なれば此供奉に洩れて暫く當寺に隠れ、今月八日自害して失す、かくて土肥土屋の兵小田原に押寄せ火を放て攻討しかば持氏爰にも怵へずしく又没落す、一色憲元・今川修理亮等蹈止りて戦死せり是より持氏管根に至り、夜明けて駿州に走る、木戸滿

範等宗徒の人々持氏の行へを知らず、風説に任せ迹を逐て豆州名古屋の國清寺に馳集る禪秀方にも斯とき、狩野介等走湯山の衆徒をかたらひ同日彼寺に押寄せ又火を放ちて攻討しかば木戸滿範を始として廿一人一同に自盡す、されば鎌倉には滿隆・持仲、關東の公方と稱して在任しつれど近國隨はざる者多ければ持仲を大將として上杉中務少輔憲顯禪秀の男其弟伊豫守憲方武州へ發向し十一月廿一日小机に出張し、江戸・豊島・二階堂の黨と入間川に對陣す、廿三日世谷原の戦に打負け鎌倉に引返せり、廿四年正月滿隆・禪秀等鎌倉より武州世谷原に討て出て江戸・豊島等と合戦に及びしが、躬方力盡て漸々心變する者多かりしかば九日滿隆・持仲協はずして鎌倉に没落し十日禪秀が男、實性院快尊が雪ノ下の坊に遁れ、滿隆・持仲を始禪秀・伊豫守憲方・其弟五郎憲春・兵庫助氏春等悉く自害して失にけり、武田信滿は甲州都留郡に引籠り、討手の兵と戦ひ、終に打負け二月六日木賊山にて自害す、岩松滿氏も上州にて殘黨を集め、蜂起しけるが舞木宮内丞が爲に虜となり、鎌倉に渡され、五月十三日龍ノ口にて遂に首を刎らる以上鎌倉大 雙紙に據る、△支院 長生院、永享元年照姫俗照天姫と傳ふる是なり、薙髮して長生比丘尼と號す、建立すと云ふ、三尊永享十二年十月十四日死すと云ふ、

彌陀を本尊とし、照姫身代りの正觀音惠心作、闍魔王の像、小野筆作、東帶の座像、長一尺八寸等を置けり、照姫所持の鏡一面安産の靈鏡と號、鬼鹿毛徑三寸餘、轡一口の轡と稱す天狗の爪一箇、崇寧通寶錢一箇を什寶とす、本堂堂と唱ふ、の背に小栗滿重應永卅三年三月十六日死す、及ぶ郎等十人、風間八郎正國、同次郎正眞、田邊平六郎長秀、同平八郎長爲、片岡加太郎春敬、同加次郎春高、後藤大八郎高次、同兵助高、池野莊司助、長、水口小太郎爲久、照姫等の墓あり各五輪塔なり、此邊に池あり、滿重が八徳水と呼ぶ或は眼洗の池と云ふ、抑滿重・照姫等が事蹟當院に傳ふる略縁起に據るに判官滿重は常州小栗の城主たり、應永の初謀叛の聞え有て鎌倉より討手を向られ終に落城に及びしかば、主從纒に十一騎忍びて三州へ落行けるが其路次にて當國の郷士横山大膳の家人に誘はれ須臾彼家に寓居す、主は常に強盜を業とし、日夜淫酒を嗜み多く美女を集む、中に照姫と呼ぶ妓女あり、父は北面の浪士なりしとぞ、早く父母に別れ故有て此に仕ふ、滿重數日倚頼の際密に偕老の契を結べり、或時大膳滿重を隨へんと人をして説き聞えけれどふつに應ぜざりければ甚憎み其頃奪得し、一匹の惡馬あり、必人を喰ふが故鬼鹿毛と名づく、是を

もて害せんと商議せしが、事ならざりしかば今はとて毒酒を設けて勸めしに主從此密謀に陥りて遂に命を失ひければ遺財を奪ひ、屍を上野原と云ふへ捨けり、此頃當山の住職靈夢に告ありし故、彼原に到りしに果して十一人の屍あり、中に滿重一人は聊氣息の通へしは郎等共の屍を殮め、滿重をば扶け歸り、頓て夢の告に任せ熊野本宮の温泉に湯あみさせけり、此時照姫も世をはかなみ、竊かに遁れ去しを主怒て追捕へ、河水に投入しが觀音の利益に因て辛く溺死を遁れ、暫く野島ヶ崎の漁父に養はる、其妻照が美貌なる故、嫉妬の意を生じ頓て人商人に賣渡す、是より照姫は濃州青墓の里にあり、滿重は神佛の加護に因て藥毒漸々に減じ盡き遂に本復しければ三州に歸り、所縁に就て京に訴へしに希有の佛徳なりとて判官になされ、本領を賜ふ、斯て常州へ歸路の序當國に入り、彼横山が家に押入り皆擄捕て刑に處し當山に入て先の恩恵を謝し、濃州より照姫を招き、物數多くとらせ同三十三年三月滿重病死す、弟助重子となりて遺領を繼ぎ、鎌倉に参りし序當山に入て滿重竝に郎等が墓碑を營み、追福を修行す、照姫も遂に薙髮受戒し、當山に草庵を結しが永享元年營みかへて當院とはなせしと云へり鎌倉大雙紙には

應永三十年春の頃より常州の小栗孫五郎滿重謀叛を發しければ持氏下總結城迄動座ありて八月小栗城を攻らる、滿重力盡き城を落して三州に通る、其子小次郎此頃忍びて關東に在しが當國權現堂に行けるに、其邊強盜の家中止宿しけり、主如何にしてか常州の人にて富家なる由聞識り止て歸さず、如何にもして打殺し、隨身の財寶を奪はんと密議しけれど、健なる郎等共を從へたれば容易には謀り得ず、頓て毒酒を設け、酒宴を催し盃を勸む、此日頃小次郎に相馴し遊女照姫此宴の酌取にたちけるが、やゝ此景迹を察しければ其身も飲まず隙を窺ひ、小次郎にさゝやき告れば彼も意得て飲さまにしなし、苟且に出るやうにて家の背に遁れ出しに此頃奪ひ得し荒馬ありて人をも馬をも啖ひければ爲方なくて林の陰に繋ぎ置しを見出し、財寶少し取持て彼馬に跪り當山に遁れ、時の住職にたよりければ殊に憐み、從弟二人を副て三州に送り歸す、彼毒酒に中りし者共は皆河水に流し捨てせり、中に照姫はもとより酔伏せし體にしなせしなれば頓て中毒を遁れ、辛き命を助れり、其後永享の頃小次郎三州より來て照姫を尋ね出し、多く物を與へ彼強盜をも覺め出て、殘なく誅しける由見えたり、縁起は全く後に附會せし物にて

【大雙紙】に記す所信據とすべし、滿重・照姫が事、古今人口に膾炙して著名なるが故委く爰に贅録す、△光岳院 常念佛堂にて萬日堂と號す、本尊は三尊の彌陀なり、寛文二年五月酒井長門守忠重志願ありて邦建す、即忠重の墓碑あり、此餘眞淨院 本尊同上、善徳院・栖徳院・眞光院・貞松院等あり、又海潮院と云へる廢院あり地蔵を本尊とす、頽廢の後は貞松院にて兼帶すと云ふ
○感應院 三島山瑞光寺と號す、古義眞言宗 野山末慶長十四年八月東照宮の仰に仍て檀林所の一に定めらると云ふ、開基は右府實朝にて建保六年創建す、開山は律師道教なり 嘉禎二年五月 其後衰微せしを應永五年阿闍梨幸海中興す、本尊は不動なり 智證作、長日寺領三石七斗の御朱印を賜はれり、享保三年正月嵯峨大覺寺當院に無垢染院室の號を授けらる、【寺寶】
△地藏畫像一幅 弘法筆 △添不動畫像一幅 △不動畫像一幅 興教 △三島社 建久四年三月頼朝の勸請にて藤澤次郎清親奉行すと傳ふ、○不動院 知水山能滿寺と號す、當山修驗 城州醍醐 開山品阿、天文廿一年邦建すと云ふ、△虚空藏堂 本尊は行基の作と云へり、
○觀音寺 時宗 清淨光 本尊觀音を安す 運慶作 長二尺

○地藏堂 村持、

○大谷帶刀左衛門公嘉城蹟 御幣山御林の地是なり、永祿の頃公嘉在城せり、十二年武田信玄小田原へ發向の時當所にかゝりしに、公嘉北條氏に赴援して爰に在らざりしかば信玄悉城兵を追捕す 年、信玄藤澤にかゝり、國府津前川迄働く、藤澤には大谷居住したりし、かども小田原に在城しければ、悉く追捕す、後又公嘉還住しけるが天正小田原の役に、上州西牧に到て籠城し遂に其所にて討死せり 上野西牧城に、武州青木城主、多目籠りしを松平修理大夫一手にて、採落し多目大谷を初め、不殘討取る、此役に當城も落去し、廢蹟となりしなり、

○舊家小十郎 森を家號とす、祖先より大鋸挽の魁首にして圓阿彌と云しは藤澤客寮觸口役を奉はる、其孫彌五郎・木工助連綿して其職を相續す 下に引用せし、弘治の照し見 弘治元年十二月傳馬屋鋪の貢税を免さる 所藏文 致傳馬候、裏屋敷六間、年貢一貫二百文、從當年返被下候、無相違彼從、六人前可請取候、就御佗言申上如斯被下候、公方御用無々沙汰、可走廻由、被仰出者也、仍如件、弘治元年乙卯十二月廿三日、大草左近大夫奉之、虎朱印、藤澤大鋸町森彌五郎、同、二年五月藤澤客寮觸口役奉はりの事、後來猶連綿して沙汰すべき旨、北條左衛門大夫綱成更に下知

を傳ふ 曰、藤澤之客料、廿五人之觸口役之儀其方おほち圓阿彌に、自中頃被仰付、はや其方三代、彼觸口走廻候間、任其旨何にも可申觸候、先年御入國之刻に者、徳阿彌御筆頭に、雖被爲遊候、彼者死去、子も若輩に候て、彼一跡斷絶に付而、其方おほちに被仰付候を、十ヶ年以前、桑原九郎右衛門を相頼、徳阿彌が筋、於小田原、御佗言申上候へ共、事不成候而、圓阿彌に御落着候間、廿四年ヶ間、走廻候條、到子只今不可相替候、廿五人之儀申付、公方御奉公、少も無々沙汰、可致之事肝要候、此儀上意にも、御尋に付而者、急度可申分候間、爲徵所判形出置者也、仍而如件、弘治二年丙辰五月廿八日、森彌五郎との、同、綱成華押 某年綱成玉繩城造作の事により大鋸の備えを命ぜし事あり 曰、此方就造作、大切引一手、自小田原へ雖可申上候曰數議之儀候之間、以自分履候、爲其證文書付を以申付候也、仍如件、未六月朔日、森木工助殿、左衛門大 永祿三年四月須田内藏助所持の田畑屋敷大鋸挽の方にて所務すべき旨、評定衆大膳亮泰光奉はりて藤澤客寮中に下知す 曰、須田内藏助以目安申上付而、藤澤之鋪、定年期、大鋸町之方に向置所、證文無紛候上者、如先御印判、可入徳政者也、依仰狀如件、永祿三年卯月廿五日藤澤客寮中、評定衆大膳亮 泰光華押、虎朱印あり、四年閏三月大草左近大夫奉はりにて永く酒役を許さる 曰、於藤澤新儀之商賣、御佗言申上に役之儀をば、永令赦免者也、仍狀如件、辛酉壬三月廿八日、大草左近大夫奉、藤澤木工助、虎朱印あり、某年玉繩城増築の時傭工を率ゐる走廻るべき旨城主北條常陸介

氏繁の下知を被る曰、當城取立候所に、是非不申越候、一段無曲候、仍新地與云、無際限用所候、此時に候間、大鋸二絃、一刻も早々可借、爰元於本意者當口之大鋸、其方に可申付候條、惣別一廉可走廻事、尤に候、仍如件、丑十月廿二日、森木工助どのへ、氏繁華押、天正六年二月氏繁令して亡命せし時宗の僧尼當町に置べからざる旨申下す曰、自遊行尼法師共に、寺家門前堅不可許容候又雖爲請暇之時衆、寺家へ就無添狀者、不可覺悟候、品河三ヶ所之道場へも、此段申届候也、右玉繩へ申届候條、分別肝要候、天正六年二月十九日、森木工助殿、佐伯六郎右衛門尉殿、氏繁朱印あり、後年大猷院殿の御時藤澤御殿ありし頃は其責役を勤しと云へり、子孫連綿して今里正を勤む、家に古文書九通を藏せり、

- 西村仁志 藤澤山より西方に當れるが故村名とすと云ふ、江戸より行程十二里、戸數七十三、東西五町南北十一町東南、大鋸町、西、境川を隔て、高座郡大久保町、北、東俣野村、東北、山谷新田、清淨光寺の所領なり天保十九年十一月賜へり、東海道村の東南を通ず幅三
- 小名 △大門 △山谷 △瑞光 △竹ノ下 △本村 △原 △膳棚
- 道場山 諏訪社の後にあり、○道場坂 東海道中にある、○境川 高座郡界を流る幅五
- 諏訪社 藤澤山の鎮神にて、當村及び大鋸町・大久保町

新編相模國風土記稿卷之百三終

高座郡の屬、東坂戸町同郡坂戸町小名等の産神とす、神體は清淨光寺開山吞海、遊行巡國之時信州に得て携へ歸り、正中二年山中鎮護の爲に勸請せしと云へり、例祭は七月廿一日なり清淨光寺表門前に、假家を造り、神輿を遷し、廿七日の夕、産子の町々を巡りて、歸座するを例とす、清淨光寺持、△末社 天王安永中、尾州津島より勸請す、稻荷、△神輿藏 △社守菴 不動院と號し、當山派の修験住す、△山王社 例祭六月十五日、清淨光寺支配栖徳院の持なり、

新編相模國風土記稿卷之百四

村里部 鎌倉郡卷之三十六

西見庄

○東俣野村比我志萬多能牟良 江戸より行程十一里、村岡郷に屬す今境川の對岸高座郡の屬に西俣野村あり、古は當村及上俣野・西俣野の三村を總て俣野郷と圖稱し、彼郡中に隸せしなり、【東鑑】建久六年十一月の條に相模國大庭・御厨・俣野郷に大日堂あり大日堂は、今の西俣野村内、御嶽社是なりと見えたるに據るに大庭は【倭名鈔】高座郡の郷名に擧げ、今も庄名に唱へ、猶彼郡に屬し是に屬する村里過半なり、然ば後年郡界變遷し、當村及び上俣野の地當郡に折隸せしこと知るべし、永祿の頃は既に東西に二分せしにや、【北條役帳】に大場・向俣野と見えしは即當村を指せるにて西俣野の村名は別に載録せり寛永中に至り本村を上下二村に分折せし後は姑く當村を下俣野村と唱へしが正保國圖に、下俣野村と見ゆ、後舊に復し今の村名を唱ふ元祿の改には、民戸七十一、東西九町南北十六町東、山谷新田、及深谷村飛地、南、藤澤宿、北、原宿、上俣野二村、西、高座郡西俣野村、

北條氏分國の頃は新藤下總守知行す【役帳】曰、新藤下總守今永井幸之助が知る所なり慶長元年、祖先監物白元賜はれり、明和三年時の地頭、永井監物が檢地せし新田あり、東海道東堺に係り幅凡五

- 高札場 ○小名 △殿久保小栗判官滿重が寓せし、横山、爰に古松樹あり、花立松と呼ぶ、△大塚又甲塚と云ふ、△代官山 △下郷地
- △北原 △大谷 △比尻谷比茲利也都、△上屋鋪 △中原 △草木佐宇母久 △中町 △堀込 △鐵砲宿
- 坂二 一は堂坂古名は道場坂と云へり、遊行道場高座郡西俣野村に有し時、其道場への往來なればかく呼べり、今の地に移りてより唱を改むと傳ふ、一は赤坂と呼ぶ幅五尺、○境川 一名高座川多良川とも呼ぶ、村西高座郡界にあり、土橋を架す、金澤橋と呼べり幅四尺あり三五尺
- 欽明天王社 村の鎮守と崇む、祭祀六月十四日龍長院持、○八幡宮二 一は小名上屋鋪にあり、元龜二年八月朔日川戸八郎右衛門政元里正利右衛門が祖なり勸請すと云ふ、安永九年二月地頭永井監物眞廣再建す、里正利右衛門の持一は村民持、○左馬明神社 村民持高座郡西俣野村の傳靈社と、下同、○神明宮 ○第六天社 村持、

○龍長院 天王山と號す、曹洞宗、植木村龍寶寺末、開基は相模入道西林俗稱松波嘉治平、明應三年九月十一日死す、開山は堅心文龜二年四月十五日卒と云ふ、初は瀧長庵と號せしが天正十九年の水帳にもしか記せり、中興開山

辰岩寛文二年四月三日寂すが時院號に改む、本尊釋迦を安す、

△不動堂 知證の作佛を安す長一尺、○成就院 當山修驗高座郡吉岡村龍岡寺配下、本尊不動を置く、○地藏堂 石像を安す長一尺九寸、

弘法作、俣野五郎景久の安護佛と傳ふ、藤澤清淨光寺持、

○俣野五郎景久宅蹟 小名堀込にあり潤方二町許、西は崖南北

二方は谷にて東は平地に續けり、景久は大庭庄司景宗の季子にして三郎景親の弟なり、別れて當所に住するが故俣野を稱す、頼朝兵を擧るの初、兄景親と同く平氏に黨し、景親梟首せらるゝの後潜に上洛して平族の陣に在り、北國篠原の戦に先登して死す、○永井監物白元陣屋蹟 所在の字を陣屋と呼り、白元は永井右近大夫直勝が子なり、初彌右衛門と稱す、家譜に慶長元年始て相州に於て三百三十餘石の采地を賜ふと云ふも、の則當村なり按ずるに、當村の高は二百三十石なり、上俣野村も、昔は白元が知行といへば兩村を指すべし、寛永三年三月三日從五位下に叙し、監物に任ず

觀音を置く、運慶作長一尺二寸福泉寺持、

○柄澤村加羅左波牟良 江戸より行程十二里十町、村岡郷に屬す、戸數三十、東西二町餘南北六町餘東、渡内、關谷二村、西、城廻村、北、建久四年四月右大將頼朝武州入間野に狩せし路次當所を歴て武州關戸宿に到りし事、重須本會我物語に見えたり、日、鎌倉殿見淺間腰離山三原狩倉共、建久四年癸丑四月下旬出鎌倉中打超氣幸坂過柄澤飯田着武藏國關戸宿今も武州多磨郡木曾町邊へ通ぜしといふ、鎌倉古道村内に係れり、蓋し此道なるべし、檢地は貞享元年國領半兵衛重次改む、今領主大久保佐渡守忠保なり、古御料所享保九年當領主に賜ふ飛地關谷・城廻二村界七段十と彌勒寺村二畝二所にあり、鎌倉道東西に貫けり、

○高札場 ○小名 △上 △中 △下

○觀音坂 鎌倉道にあり登二町許、○大塚 東南の山上松林中にあり徑五間、高九尺許、北條氏分國の頃玉繩城より小田原城へ急を告る時號火を放つが爲に築し所と云傳ふ、○栖澤川 西界を流幅二

○神明宮 ○第六天社 以上二社共に村の鎮守にて例祭十一月十六日、村持、○鬼子母神社 藤澤坂戸町妙善寺持、

慶安四年隱居して道智と稱せり、承應三年九月二十九日卒す、時に年八十四、

○上俣野村加美萬多能牟良 江戸より行程十一里、村岡郷に屬す

古は東俣野村の内なりしが、寛永中分折すと云ふ、事は彼村に詳なり、民戸三十一、東西十町南北十六町、飯田三村、西、高座郡西俣野、今田二村、今木原兵三郎・中根權六・石川五郎三郎等知行す、共に御入國以來の賜地と云へど、東俣野村にて傳ふる所と異なり、東俣野村の傳には、彼村と同く、永井監物白元が賜地なりしを寛永中今の地頭三氏に、頒ち賜しと云ふ、永井氏に賜ひし檢地は寶永四年に改む、は、慶長元年なり、

○高札場 ○小名 △北原 △中庭 △東 △鼻返 △海戸 △笹野 △西 △八田 △間渡

○鬼鹿毛山 鬼鹿毛と名づけし名馬を、飼置し所と云ふ、按ずるに、是全く鎌倉大雙紙に見えたる小栗小次郎が故事に附會せし物なり、○鬼鹿毛坂 村南にあり登四町、○境川 村西高座郡の界を流る、幅四間に堤を設く、高五尺、

○欽明天王社 村の鎮守とす、村持、○神明宮 村民持下同、○第六天社 ○荒神社 ○三十番神社

○福泉寺 北谷山と號す、曹洞宗、植木村龍寶寺末、本尊釋迦を置く、開山は金的と云ふ萬治元年十月廿八日寂す、○觀音堂 十一面

○城廻村之呂米具利牟良 江戸より行程十二里、村岡郷に屬し、

玉繩領と唱へ六村の一なり、古は工匠多く居住し玉繩番匠と呼べり、天文の中北條氏綱鶴岡修造の時伊豆・鎌倉・奈良等の工人と同く其作事を奉はる快元記曰、天文三年二月一日、玉繩小番匠十八人、伊豆大工十人、鎌倉大工奈良衆十人、合四十人宛、番可被相定由下知畢、五日先玉繩次郎左衛門爲始、六人社頭へ來了、自西樓護摩所迄鎌倉衆、自東廊執行郎屋迄奈良大工、自其北廊伊豆匠大工次郎左衛門號小番匠小奉行者鶴野筑後入道杉本口近藤彌三郎云々、又同日作事下知狀を載て曰、鶴岡上宮廻廊奉行事、一方鎌倉番匠、此奉行云々、一方奈良番匠衆此奉行云々、一方玉繩番匠此奉行者藤山圖書助・渡邊次郎三郎・神保宮内入道、一方伊豆番匠、此奉行云々、右此人數爲請取毎日改番匠并小奉行迄も無闕如可被申付出陣之時、爲中間一人宛可殘置間、何も嚴密可被申付者也、仍如件、天文三年甲午二月廿二日、氏綱判、四年三月の條に曰、廿五日八足門前橋桁渡之、仍上宮廊大工者、西方鎌倉大工、東奈良大工、西、北條役帳にも玉繩番匠に鎌倉にて給田を宛行ひし事見えたり、日、三貫五百五十文、鎌倉内、玉繩番匠五郎三郎、玉繩領の唱は元和五年松平右衛門大夫正綱當所を預り申せし頃よりの事と云ふ、戸數六十二、東西十二町南北十四町、東、植木・岡本二村、西、關谷村・山谷新田、南、村落玉繩城の四圍を繞るをもて村名とすと云へり、檢地は慶安三年の改なり、加藤又左衛門井上市左衛門・大倉太兵衛等糾せり、今蜷川相模守親文、文政四年五月

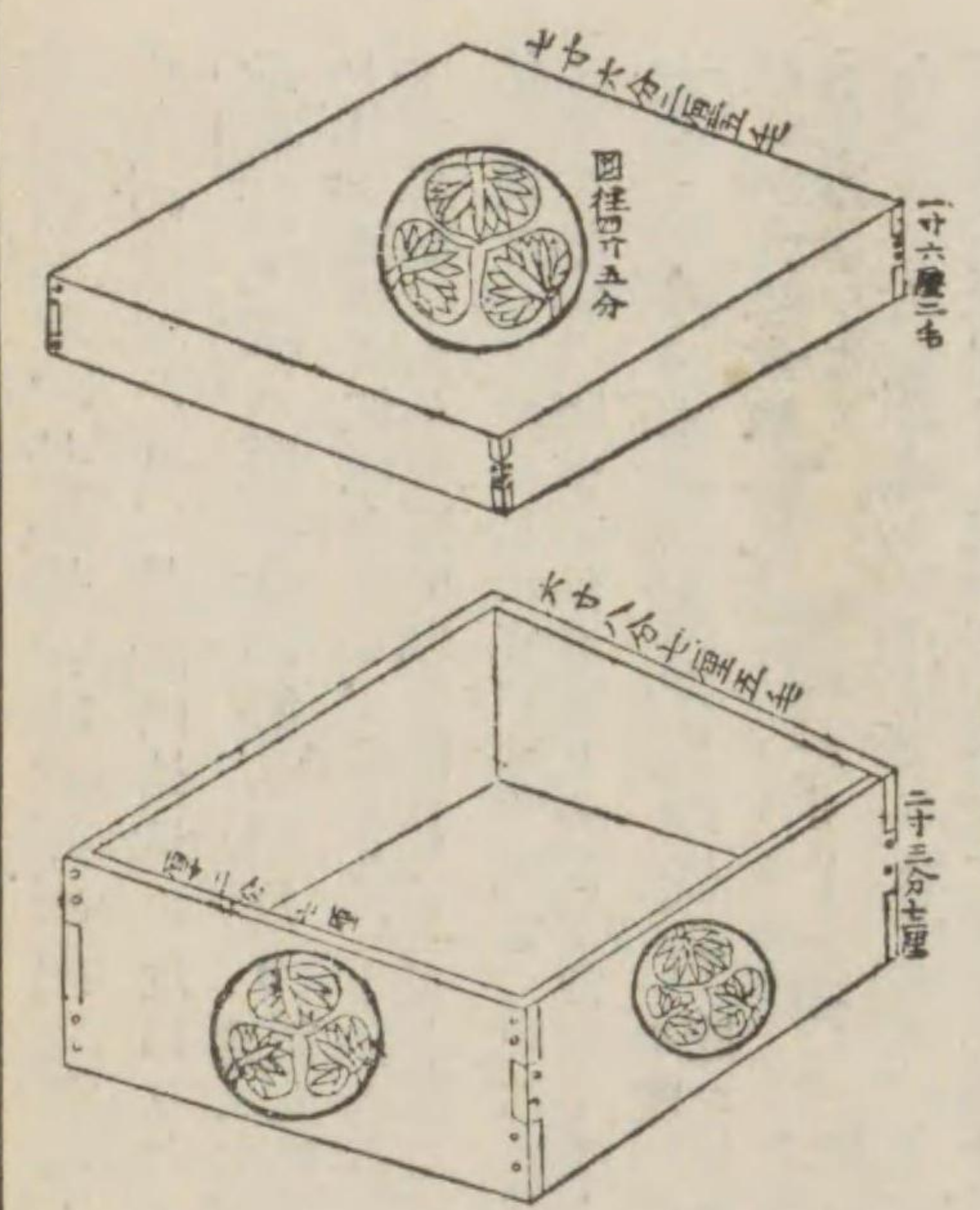
賜は 正徳元年十一月祖先後守君美に賜へり、折
 焼柴に日正徳元年辛卯十一月 此度外使の
 事に勞ありとて、相模國鎌倉郡植木村・城廻村・高
 座郡上大谷村等、五百石の地を加へ賜ふ云々 山田立長 正
 二年祖先立 閩村古より玉繩城付の地にて、元和五年松平
 長賜はれり知行す 右衛門大夫正綱の預り所となり、寛永二年正
 綱賜はり、其子備前守正信其子彈正忠正久傳領し、元祿
 十一年御料となりしを、後年三給に頒賜ありしなり、 鎌倉道
 村内に係れり 幅二 西方にある古道は鎌倉より武甲二州及
 び木曾への往還なりしと云ふ 南方村岡郷五村の地より、西方
 東俣野村に至り、高座 山谷新田に係り東海道を横切
 郡に達せしと云へり

○高札場 ○小名 △清水小路 元祿十六年松平新兵衛が、
 渡内村二傳寺へ贈りし書簡
 に、相州玉繩村之内、清水小路之田之儀、先祖亡父之爲佛餉
 料、御寺へ指上申候云々、又高座郡田名村民藏、永祿八年の文
 書に玉繩清水曲輪の名見ゆ、今城跡に其遺名を失ひた
 れど彼郡中に往來の路次なるを以、此名ありしならん、 △下
 なし 松平備前守正信領地の頃、當村善左衛門・岡本村安右衛
 門・善右衛門・關谷村右近・渡内村左五右衛門・植木村三
 郎兵衛等多年里正役義意らざりし賞に、當所を與へしより其
 子孫の持地となり 因准して、今も傳馬大銃の二役は除さる
 と △七曲 城蹟の麓なり、昔北條氏繁の室こ △茶畑 昔茶
 云 此に住し、七曲殿と稱せしと云ふ、 △城宿 △打
 りし所 △臺 城宿の内 △相模陣 古戰場と △城宿 △打
 と云ふ △臺に籠れり △桐ヶ谷 △戸部 △峯下

○坂二 一は陣屋坂、一はふわん坂と名づく 登各一 ○林
 城蹟より麓に係りてあり、御料 町七段及ひ新井段八畝
 山田段八畝 二氏の采知に屬す、○栖澤川 村西を流る、
 ○貞宗寺 玉繩山珠光院と號す、淨土宗 芝増上寺末、肇
 の末なりしが、寛文十二年更 寺城舊は貞宗院尼隱棲の地
 に今の末となりしと云べし、 寺傳を按ずるに、貞宗院尼は君寵厚かりし寶臺院御方の
 母公たるが故、晩年營中に召れ、御年寄役を勤む、後當
 所に隱栖せしが、慶長八年請ひ申す旨ありて、大長寺に寄附
 せられしと云ひ、其時の文書と云ふを藏せり、其文に曰、玉繩
 御年寄の御屋敷、并四壁共仁被下候旨、依仰執達如件、慶長
 八年七月七日、龍壽、右兵衛大夫華押、常陸介華押、按ずる
 に龍壽は源榮の弟子にて、此頃大長寺の役僧なりと云ひ、右
 兵衛大夫は、酒井忠世、常陸介は青山忠成なりと云ふ、此文
 書に信用し難し全く、當時大長寺中興源榮道徳の聞へあり
 しかば尼歸依ありて授戒あり、死去の後も遺言に任せ
 源榮導師を勤め屍を爰に葬す、因て慶長十六年更に當
 寺を起立し 寺傳に十三年とすれども、即榮開山始祖とな
 り【淨土傳燈總系譜】曰、星蓮社曉譽源榮、相
 州玉繩貞宗寺、及座間宗仲寺開山云々、大長寺より兼任
 す、寛文十二年八月寺領十石を郡中高谷村にて寄附せ
 られ 此時御勘定方より、御代官成瀬五 貞享二年六月更に
 御朱印を賜へり、本尊彌陀又尼の木像を置く 俗林なり
 源榮の作

と云 卓圍は慶長十四年、台徳 等皆葵の御
 紋章あり 俗に切溜と呼ぶ箱あり、六ツ組にて春慶塗なり、寶
 永五年四月尼百回の忌辰に白銀二十錠、寶曆八年四月
 百五十回の時又十錠を官より賜はれり、△貞宗院尼墓
 碑 本堂の南にあり 碑石長 墓地三段九畝十五歩の地に
 て松平正綱領地の頃慶安三年高入となりしを元祿十二
 年十二月願に任せ除地とせられ、寺域に賜ふ 此時御代
 惣左衛門の御勘定所に呈せし書に、貞宗寺は貞宗院様御菩提
 所にて、御朱印地の外、寺隣に貞宗院様御屋敷之蹟有之御卒
 居之節右之所に而、御 碑面に貞宗院英譽珠光善女、慶長
 十四己酉天四月十九日と鐫る、土屋を設く 方九尺、高廻
 りに石の玉垣あり、尼は西郷彈正左衛門正勝が女にて
 戸塚五郎太夫忠春に嫁して寶臺院殿を産み、後服部平
 太夫正尙に再嫁せし人なり 以貴小傳曰、台徳院御所の御
 いふ、戸塚五郎太夫忠春が女なり、忠春西郷彈正左衛門正勝
 が娘に副て局を儲けたり、天文廿三年忠春遠江國大森の軍に
 討れければ、内室は再服部太夫正尙に嫁し、於愛殿も繼父正
 尙のもとにありしを、外祖彈正左衛門正勝が孫、右京進義勝
 にあはせて女一人男一人を産み給ふ、元龜二年の三月、右京
 進義勝、甲斐の武田が手の者と戦ひて討れければ、於愛との
 繼父のもとに歸りておはせしを、外舅たりし、西郷左衛門佐
 清貞、己が娘にして、天正六年の春、東照宮に參らせしかば
 西郷局と召れて、翌る七年の四月七日、第三の御子、長丸君
 を産み參らす、即台徳院御所の御事なり、次の年九月二十日

に、又第四の御子薩摩守殿を儲け給ふ、初め義勝が許にて、
 儲けられし女は清貞の子、西郷新太郎宗貞に嫁し、男子は西
 郷孫兵衛勝忠と名のり、後に紀伊頼宣卿に仕ふ、天正十七年
 の五月十九日、局うせ給ふ、御年三十八歳にておはせしとぞ、
 駿府の龍泉寺に送り、御弔ひあ ○久成寺 光圓山と號
 す、日蓮宗 身延久 本尊三寶祖師及鬼子母神を安ず、永
 正十七年梅田尾張守秀長宅地を捨て開基す 法名一乘院
 天文二年十月 開山は常光院日舜と云ふ 日蓮と號す
 十三日卒す、開山は常光院日舜と云ふ 享祿四年四月
 佛乘院日頭が時天下靜謐の祈願を發起し、法華經三千
 部讀誦の折しも東照宮小田原御出陣の序、偶當寺に御
 駕を枉られ、其志願を御感ありしとなり、十九年村内
 にて新に寺 領三石の御
 朱印を賜ふ 中郡玉繩郷
 の内にあり
 後年東照宮
 中原御殿よ
 り御放鷹に
 出させ給ひ
 し時も、入
 御あらせら



れしかば顛庭前の柚子を献す、是を歡ばせ給ふ餘り恩賜ありしとて今に行厨一合を寺寶とす、其圖前の如し九世惠了院日通が時堂宇を再建せり、故に通を中興と稱す、△番神堂 ○圓光寺 城護山明王院と號す、古義眞言宗蓮寺末、開山は澄範と云ふ、法印權大僧都阿闍梨、永祿二年十二月十九日寂す、相傳へて北條左馬助氏時玉繩城中に開基し祈願所とす、城蹟の南邊に、今も圓光寺曲輪の名残り、而來彼城主の祈願所なりしに元和五年廢城となりし後、此地に轉すと云へり、本尊不動寸弘法作、を安ず、△藥師堂 行基の作佛を置く長二寸七分、○玉繩城蹟 村の中程山上にあり、小名城宿より凡一町許を登りて大手口に至る、大手は西に向へり、此郭を御厩曲輪と呼べり、潤凡千坪餘、總て空塹を廻らし東方に一路を通ず、頗る嶮岨にして屈曲し七曲と呼べり、此郭より北に續きて一郭あり、本丸蹟と云ふ、潤凡千坪、郭内中程より北へよりては一段高し最北に一口あり裏口と唱ふ、惣て空塹を廻らし土居の形尙存す、本丸御厩の二郭を合せ、東西凡一町南北二町許に及べり又厩曲輪西南の隅に空塹を隔て、一小郭あり、圓光寺曲輪と云ふ、本丸東南の隅に空塹を隔て、太鼓櫓、東北の隅に諏訪檀岡本村諏訪社の舊地と云ふ、其北に續きて蹴鞠場麻里計婆

等の名あり、是等皆當時郭外の内なるべし、城蹟今は少許の芝地あり、其餘は皆林となれり、永正九年十月北條新九郎入道早雲の築る所なり、寛永北條家譜曰、北條新九郎長氏、永正九年八月北條早雲三浦道寸が居城、大住郡岡崎城を陥れ、北を追て、三浦郡に至りよりて早雲、國中を併吞せしかば、當城を築しなるべし、大永・享祿の頃は北條左馬助氏時氏綱の弟にて、北條幻備中守が養子となり、居城たりしと傳ふ、大永六年、里見左後北條氏に復す、馬頭義弘、鎌倉亂入の時、氏時當城より戸部川の邊に出張し、防戦に及し事、近村岡村に傳ふ、又隣村渡内村二傳寺に藏する享祿二年八月の制札は、氏時の出せし處なり、享祿元年四月文書に、日當村圓光寺傳等、證左とすべし、大久保町、是年北條左衛門大夫綱成城主となりし由見え、故、令感悦畢因是知行五百貫、前大谷之郷、宛行者也、依如件、享祿元戊子、四月五日、綱成華押、こは影寫せしものにて當時のものにあらず、全く贋書なるべし、且當年綱成纔に十四歳なり、成七歳、後屬北條氏綱、爲養子云々とあり、未だ城主となるべき理なし、天文の初より綱成居城せし事論すべからず、岩瀬大長寺記録に據ば天文十四年、綱成城主となりしなり、綱成實は駿州今川氏宗徒の被官なりし、福島上總介正成の孤子にて勝千代と稱す、北條氏康同甲なるを以、氏綱養ひて子と

し北條氏を冒さしめ且一女を娶せ、即當城を與ふ、綱成武勇の聞えありて黃絹に八幡大菩薩と書ける背旗を挿し常に先陣を奉はり、能く堅を挫き鋭を陷る、を以て世人黃八幡と稱せり、後に長子氏繁【豆相記】曰、小成十八歳冠號左衛門大夫氏繁、亦改常陸介、氏康弟也、左衛門大夫の名と背旗を讓り、其身は上總介と稱す【甲陽軍鑑】曰、北條左衛門大夫は、遠州高天神の城主、福島上總と申者の子也、此福島上總甲州西郡迄發向致し武田の家老、萩原常陸守が謀を以て、信虎公に頸を取られけり、其福島上總が子、父に離れて浪々の體なるを、氏康公二十歳の時、福島が子も二十歳にて、氏康公今の福島が子に逢着有取立給ふ、相州甘繩の城を下され、北條左衛門太夫になさる、彼左衛門大夫武道の爲に、八幡の緣日に潔齋する故か、武功の譽度々有、既に指物には、黃練の四方に、八幡大菩薩と書て、氏康公の先を致す、氏康川越夜軍の御手柄も、此左衛門大夫河越城に籠居て、管領公八萬餘の人数を引請、城を落されざる故、氏康公利運に成さるに付左衛門大夫を、關八州をもて、黃八幡と申也、息子に左衛門大夫と云名と、指物を讓、己は北條上總になる云々、北條家譜曰、綱成北條左衛門大夫、後上總介と號、大永元年實父正成討死の後、北條氏綱に屬す、氏綱養て子とし且婚とす、是により福島氏を改て北條氏となり、相州玉繩城に居す、永祿四年三月上杉景虎鶴岡拜賀の時城邊を過り當城を圍む、時に綱成は總州有吉に在りしが長子氏繁能防戦して輒く責落さんこと難ければ景虎長尾正忠に命じ、押を置て退陣す【小田原記】曰、永祿四

年三月、上杉景虎小田原へ發向し、其次でに八幡宮拜賀して管領の披露せんとて、鎌倉へ引返す、甘繩の城に、北條常陸守籠りしを、責落さんとして、押寄けるに、此城當國無双の名城なり、元來用意の事なれば、諸勢を悉加勢して、兵糧玉藥卓上に籠置たれば、中々責落すこと不叶とて長尾正忠に申付押へ置く云々、【豆相記】曰、景虎の攻甘繩城、城主綱成有木在城故、長子左衛門大夫氏繁居之、自取鐵鉞を而戰、雖越甲多、爲一人猶豫而、外廓送數日矣、【北越家書】曰、永祿四年三月、鎌倉公鶴岡社參の後、二十四日の曉天、旅籠を引拂ひ、上州へ振放し給ふ、路次西南に當ては、玉繩の城あり、北條左衛門大夫綱成が、抱への地と云へり、此間公の旨を承て、長尾正忠、西上野衆是を圍む、綱成は此一舉、總州を守て有吉の壘に籠り、長男刑部少輔行方彈正忠、大谷帶刀、當城に居たりけるがさすがに康成は、地黃八幡が子程有て、躬づから手を碎て防ぎ、殊更兵糧矢玉、十分に貯へたれば、寄手輒く乗取かねたり、故に小幡安中に命ぜられ、射方の軍衆を引揚、則後陣、同六年六月當城の雉堞鎌倉・高座・三浦の三郡及び武州久良岐郡の村々に課して五年に一度づつ修理を加ふべき旨小田原より各村へ下知を傳ふ、高座郡民、銀藏々文書曰、玉繩御城屏之事、東郡・三浦郡・久良岐郡三郡へ被仰付候、且末代之定也、五年に一度宛可致之事、五間八十貫役田名、此請取中城男中柱五本、一間に一本立、廻一尺三寸、長さ九尺、少成共三寸より内の木は、是を可撰拾、栗木に定事、此代百二十五文、一本廿五文宛、小尺木十五本一間に三本宛、長さ七尺、此代四十五文、一本三文宛、間渡之竹十本、一間に二本宛、ふとさ七寸、此代六十文、一本六文宛、大和竹二十束、一間四束宛、此代百文、一束五文宛、繩

三十房、一間に六房宛、此代十五文、一文に二房宛、葦二十把、一間に四把宛、此代二十文、一文に一把宛、すたわら三十把、一間に六把宛、此代十文、一文に三把宛、合三百七十五文、此代田名懸錢之内を以て前引、殘員數如毎年可致進納者也、堀之あつさ八寸、中へ石まじりの赤土を、いかにもかたくつきかため可申、奉行人之作事可有之事、大風の後は、奉行人不及催促、其郷之者來而、堀之覆に細結可致直此堀末代致請切上、少も雨にあたらざる様に、節々覆之細結可致直事、可爲肝要事、堀之人手間之事、一間に四人積、五間には二十人也、一日に罷出、致出來様可然事、此人足其年に當、大普請之内を以、可被召仕也、以上、右於此定、未代不可有相違、然者五年に一度宛、可仕直、猶善九郎代、隨觸可走廻、此上致無沙汰付而者、諸百姓一々可被切頭之旨被仰出者也、仍被定置所如件、永祿六年癸亥六月十日、田名地頭代官百姓中虎朱印、同八年八月城内清水曲輪雉堞修理の事を命すを仰す、玉繩清水曲輪堀被仰付事、東郡云々、永祿八年乙丑八月十二日、田名代官百姓印を捺す、此文書前に引用せしものと全文小異あるのみ、大同九年九月城米を小田原に運致すべ方同じければ贅せず、大同九年九月城米を小田原に運致すべきより高座郡田名村に課す、又曰、如毎年、玉繩城米錢三五合、但百文に一斗三升、由來二十日以前小田原へ付越、安藤豊前・神保代兩人に可渡之、但竹千代殿參御飯米之御用也、仍如件乙丑九月三日、田名百姓中、虎朱印あり、又同人藏、某年八月二十一日の文書にも、此事を載す、大方同ければ、更に贅、綱成後入道して道感と號す、足柄下郡小田原古新宿の文書に、長子氏繁、始善九郎康成後氏康の一字を家督を繼道感とあり、

ぎ當城の主たり、後に子氏勝に左衛門大夫を譲り、常陸介と改む、【甲陽軍鑑】曰、今の左衛門大夫も、祖父ふくじ是もせがれに、左衛門大夫と云ふ名、當代本城増築の事ありに據る、彼條併せ見べし、氏繁天正六年八月二十八日父に先て卒す、年四十三法名を龍峯院大應榮公と號す道感は同十五年五月六日年七十三にて卒す、法名を圓龍院覺眩道感と號す、室は氏綱の女にて先に永祿元年九月十日死し、岩瀬村大長寺に葬る、法名大頂院光譽輝雲と稱す、以上北條系圖、及藤澤大久、保町堀内氏、家記に見ゆ、氏繁卒去の後其子左衛門大夫氏勝遺蹟を蹤ぎ、當城の主たり、【小田原記】曰、天正九年云々、左衛門大夫氏勝は、黃八幡の左衛門大夫が孫にて當時は相州玉繩の城主なり、天正十七年十月豊臣秀吉小田原發向の聞えありければ防禦の爲箱根山中に新城を築く、城主松田右兵衛大夫康長小勢なれば氏勝赴援す、【小田原記】曰、天正十七年十月、秀吉出張の箱根の山中に新城を取立、城主松田右兵衛大夫、小勢なれば、相州玉繩城主、北條左衛門大夫氏勝を指遣す、十八年正月北條氏令して鎌倉建長寺中に貯置る糧米、當城或は小田原城内へ移さしむ、建長寺文書曰、提、寺中に兵糧被指置儀、可被停止候玉繩江成共、小田原江成共如總並來二十五日於限而、可被入置候云々、如件、三月京勢亂入の時庚寅正月二十一日、建長寺、北條虎印、

城邊横合非分の事あるまじき旨、氏勝下知す、鎌倉妙本寺文書曰、就都鄙兩將干戈、京勢亂入節、若玉繩箱下者、自然横合非分之子細、不可有之候云々、三月二日、抑下妙本寺中、北條左衛門大夫、然るに山中城陥り、康長を始宗徒の者悉戰死せしかば氏勝力盡き、今はとて小田原城に歸入らんは面目なしと思ひけん、髻切て一族郎等を率ゐ久野山中の間道を徑て當城に歸り、死を決して籠城す、【小田原記】天正十八年三月の條曰、山中の城をば關白の甥、近江中納言の手ノ衆、中村式部少輔、堀尾帶刀等、只一時に攻落さんと、揉に揉で攻上る云々、中村式部少輔家中の者、渡邊勘兵衛、藪内匠と云ふ者先陣なり、城中松田右兵衛大夫を初、間宮備前、同式部等、悉防ぎ戦ひ、皆枕を並て討死なり云々、左衛門大夫靜に引て上る、日暮ければ、韭山の箭を、小田原の方とや見けん、方角を失ひ伊豆の方へ落て行く、左衛門大夫は山の中に自害せんと有しを、間宮・本村等、馳來り引立て落て行左衛門大夫軍の習にて、負ても耻ならねども面目なく、小田原へ參りてんも、無念なりとて、山の中に、一族郎從十八人、誓切捨久野の方を廻、爰に東照宮豫て氏勝を知し召れしり、甘繩城に籠りけり、都築彌左衛門・松下三郎左衛門かば本多忠勝が附屬の士、都築彌左衛門・松下三郎左衛門を密使として頻に降參の事を仰含められしかどふつに承引せず、かくて又松下三郎左衛門謀りて氏勝が師資の契り淺からざる大應寺の植木村にあり、今住僧良達を龍寶寺と號す、住僧良達をかたひ、屢々勧めしかば氏勝遂に志を轉し、四月二十一日當城を避渡し、薙染の姿となりて東照宮の御陣

に參る、同四月の條曰、こゝに家康卿、日頃左衛門大夫を知給しかば、本田中務・都築彌左衛門・松下三郎左衛門大夫と知人なれば、彼兩人を使として、關白家へ降參可然と有しかども、重代の武恩難捨、其上何の恨ありて、只今敵に成べきとて、更に合點なかりし所に、松下三郎左衛門が族に、龍達和尚と云ふ禪僧あり、左衛門大夫が墓所の寺、龍寶寺に住居して、氏勝師資の契淺からず、松下彼僧と相談して可然に取繕て申ければ、左衛門大夫忽飄り、同二十一日家康卿まで參り、出家入道の志云々、按するに、【小田原記】大應寺を、龍寶寺に作り、良達を龍達に作る非なり、植木村龍寶寺の條、照し見て知るべし、程なく北條氏滅亡して關東舉御分國となりしかば當城を水野織部正忠守に預らる、忠守本城を守り、二三の丸には兵士を置いて安衛に備ふ、此時近郷の縣令に仰せ、忠守に厨料石を賜ふとありを賜へり、寛永譜曰、織部忠守、大權現關東御入國の後、仰を奉はりて、相州玉繩の本城を守り、兵士二三の丸を守らしむ、又玉繩の近所の代官に仰て厨料を忠守に、其後忠守仰によりて男小左衛門忠元が領地、大住郡沼目村に閑居す、曰、其後大權現忠元が領地、相州沼目郷に至て閑居し數年を経て卒す、年七十六、水野家譜又曰、沼目郷閑居有年慶長五年三月二十八日歿、然るを御入國の後、本多佐渡守正信に當城を賜ひしと、土俗も傳へ、【大三州志】にもしか載たるは訛傳なり、天正十八年八月十日、神祖八州の地を以て、諸將士を封じ給ふ、相模國甘繩城一萬石を、本多佐渡守正信云々、

【家忠日記追加】に據れば正信には全く玉繩領にて采邑を賜ひしのみなり。日、天正十八年八月大神君采地を御家人佐渡守正信云々、然れば前に誌す如く、水野忠守が守衛せし事論なくして幾程なく廢城となりし事識るべし、抑當城の地形鎌倉藤澤の際にありて鎌倉より二里、藤澤宿へは僅に半里許山を負ひ海に對し、東海道の大略よりは半里にたらず、四方の通塞無雙の要地たり、されば寛永四年松平越中守定信水陸の要害を點檢せられし時も城地に再興せらるべきとの僉議ありしかど、遂に事罷ぬ。【蛋の燒藻】に曰、寛政四年三月十八日、定信朝臣の巡見あり、事定りてうち出られければ、中川と某は、一日先達て、十七日に江戸を立て、豆州の天城越、高山こえして下田にて定信朝臣を待請て對面有て云々、箱根を越て、鎌倉を通り、三崎に出る序、昔し甘繩の城蹟ありしをかれて下知はなかりしかども、立寄りて見侍りけるに、大手は七曲とて、甚險しく右の方の間道を行けば、僅に十六七町にて、藤澤戸塚の間に出る、浦賀三崎も僅に二三里を隔て是又前後往來四方の通塞、無雙の要地なり、三浦の出崎に、昔三浦道すが、城蹟ありつれど、是は海をかたどりたるばかりにて、さのみ自在を兼たる地にはあらず、彼甘繩の事を三崎にて定信朝臣に聞えたりしに、夫こそ見まほしけれとて、頓て鎌倉よりめぐりて、一見ありけるが、大に悦び感ぜられて、よき所こそ見立侍りつれとて、賞せられけるが、歸府有て頓て此所、取立らるべき由にて、其あたり領したる人々の、所替などの沙汰ありけるが、程なく退職ありて、剩御要害の荒増、先見合

せらるべきよし、戸田采女正氏教朝臣の申出されたる上は是非に絶て、今は面白き夢見たる如きことぞする、○陣屋蹟、城蹟の南麓にあり、元和五年松平右衛門大夫正綱玉繩領を預り奉りし頃造立して暫く爰に住し、寛永二年七月二十五日直に其地を領分に賜ひ、高二萬二千餘安元年六月歿せし後、其子備前守正信、隆綱傳領し、元祿三年四月正信隱居して、其子備前守正久襲封せしに同十一年三月五日參州吉良に轉ぜし後、廢せしなり、今白田となる。○松平甚右衛門正次宅蹟、村の西南の方にあり、潤山林を合、三、千四百坪餘、天正十八年御打入の時正次に賜ひし宅地なり、後年松平正忠が家僕より、松平勘之助に復の書簡に、松平甚之助相州玉繩之居屋敷權現様關東御入國之節、御杖先にて拜領仕候由、代申傳今以罷在候、尤殿様御知行高之外にて御座候云々、正次慶長十五年正月朔日歿せし後、實子新助正吉に讓れり、別に陣屋を設て在住す、正吉後駿河大納言忠長卿に仕ふ忠長卿御事ありし後、松平右衛門大夫正綱の許に倚賴し遂に彼家の臣となる、當宅地は舊に仍て子孫所持せしが元祿の度備前守正次の領地替りし時、正次より官に願ひ、先祖正次以來の宅地なる由を聞え上、正吉子孫の抱地となし、今に彼家の臣松平甚之助の持となせり、○舊家八郎右衛門、鋤柄を家號とす、家傳に、元弘の亂、祖

足利尊氏に屬し、或時の城攻に夜陰潛に錫をもて、敵の城壁を毀ちて忍入り、遂に城を陥る、尊氏は是を賞し、家號を錫柄と改め、一文字鉞形の笠符を授與ありしと云ふ、家系に據に先祖は累世江州坂田郡新庄を領し新庄を氏とす、與三直寛の時同國伊吹の麓にて戰死す、其子八郎右衛門直宣没落して城州西寺に住し後足利尊氏に仕へ箱根竹の下の戰に討死す、裔孫八郎右衛門直通參州西尾の城主吉良氏に由緒ありしかば直通の長子、百度右衛門直長、次子新四郎直定參州に來り吉良氏に仕へ、直長は幡豆郡翹用村百五貫文直定は同郡中田村四百貫文の地を宛行はる、直長の子某は同國深溝の城主松平主殿頭に仕へ、文明中吉良東條の戰に主共に瀨戸にて戰死す、直定の子新四郎直政其子四右衛門直成の時鳥居彦右衛門元忠に屬し、元龜三年遠州三方原の役敵兵二騎を斃し、此時の身鎧家傳とす、東照宮の御感に預る、是より合戰の度々元忠に従て屢戰功あり、其後元忠の子忠政の附屬となる長子惣九郎直廣、次子與七郎直貞共に伏見の籠城に戰死す、三男四右衛門直吉、家を繼ぎ、忠政忠恆に仕へ其子四右衛門直行に至り、鳥居氏滅祿の時落魄して松平右衛門大夫正綱に仕へ當所に住す、此後子孫相續て彼家に仕へしに八郎右衛門直置に至り、多病なるを以て

仕を辭し、遂に村民となれりと云ふ、
 ○關谷村、世幾也、正保の改には關屋に作る、玉繩領村岡郷に屬す、江戸より行程十二里、東西凡十町南北凡七町、東、西城廻村、南、柄澤、渡内二村、北、小雀村、戸數三十六、檢地は慶安三年改む、今伏屋新助・根津九郎右衛門等が采地なり、元和五年より松平右衛門大夫正綱預る所にて、元祿以前の領主は、城廻村に同じ、同十一年御料となり、同年長山彌三郎・伏屋主馬二人に賜ひしに、文化八年に至り、長山氏の分は御料となり、同十年根岸氏に賜ふ、
 ○高札場二、○小名、△清水小路、△間至谷、加武志也、△先場谷、勢武婆、△倉等子、△せりか谷、△石原谷、△鍛冶谷、△脇根、
 ○林、御料及二給の持とす、二町七段七畝の内、方一町餘餘御料に屬す、○溜井、東方にあり、城廻村の地に跨れり、
 ○住吉社、城廻村犬牙地にあり、當村持、○山王社、村民持下同、○山王社、○神明社、○第六天社、
 ○地藏堂、城廻村貞宗寺持、
 ○山谷新田、佐舜也志、江戶より十一里半、村岡郷玉繩領と唱は昔は城廻村の閑地なりしを元和中より寛永の頃に至り、藤澤宿の人金井宗齋、今子孫彌一が家に、元祿十年十二月、領主松平正忠正久の家僕等

より、金井宗榮に與へし證狀に、高五石六斗七升は、玉繩新田山谷村之内、祖父宗齋開發の地、先祖之由緒有之に付、彈正忠領地之間は年貢可相及び玉繩領の村民等漸々に開墾し、彼除之旨云々と見ゆ、及び玉繩領の村民等漸々に開墾し、彼村に屬せしに後年分村すと云ふ、元祿の改に、初て山谷新田村と載たれば別村となりて、村と載たれば別村となりて、年代推て知るべし、或は戸數二十二、南北十二町餘、東西の慶安檢地の頃とも傳ふ、城廻村に犬牙し、大凡の數知るべからず、東、城廻村、西、東俣野村、南、藤澤大鋸町、北、深谷村、檢地は時の領主寛永二十年・慶安三年の兩度に糾せり、今御料所なり、開墾而來、松平右衛門大夫正綱、其子備前守正信、傳領せしに明曆二年收公ありて、御料となり、後又松平彈正忠正久に賜ひ元祿十一年、封移さ、東海道村の西界を達す、幅三間より四間あり、字影取立場と呼り、戸塚へ一里十町、村北に古道あり、城廻村より、東俣道を横切、東俣野村に通ず、昔鎌倉より、り武州多摩郡木曾町、及び甲州邊への道と云傳ふ、

○高札場 ○小名 △影取 此所に纒の清水流る、土俗傳て、に旅客の影、池中に投ずるを喰ひしより、影取の名残りりと云ふ、按ずるに五行傳曰、蟻如蠶三足、生於南越一名射影在水中、人在岸上影見水中投入影則殺之、故曰射影、蓋當所の池中に住るも、此類なるべし、△下原 △上どんと △下どんと △杉並 △中町

○林四 一は萬木山 四歩、杉林なり、一は九郎左衛門山 段二畝松林なり、一は熊之助山 一は郷界山 十歩、と云ふ、り、下同、

○諏訪社 村の鎮守とす、片瀬村常立寺持、○七面社

石祠にて小名影取、清泉の側にあり村持、

○貞久寺 影取山と號す、曹洞宗 植木村龍、元和二年新建す、開山は玖山良順と云ふ、寛永五年六月八日寂す、本尊釋迦を安ぜり、

○渡内村 和多宇 江戸より十二里、村岡郷に屬す、當村は自然二區の如く、本村方は村岡郷五ヶ村の一なり、故に四隣廣袤等は高谷村の條に併記す、小名峯の地は分れて玉繩領と唱へ、里俗は峯渡内村と別稱す、住民本村に十戸峯渡内に六戸あり、鎌倉道村の西北に係る、幅七尺より古道は中程にあり、今大久保佐渡守忠保が領分の傳を失す、本村方にして此地則村岡郷五ヶ村の加藤三左衛門が采一なり、故に土人は五ヶ村組と俗稱す、

地なり、御入國の後、松平甚右衛門正次預り所となり、慶長二年渡せる、田園町村の印狀あり、里正左平太家藏す、元和五年より、松平右衛門大夫正綱預り申せしが、寛永二年正綱に賜へり、其子備前守隆綱、彈正忠正久、傳領しけるが、元祿十一年五月移封の後、同年八月加藤氏に賜ふ、此地即小名峯の地にして、寛永二年、松平正綱に賜ひし時、玉繩六ヶ村の内、故に是より別村の如くになれり、されば土人は、峯渡内村と唱へ、玉繩組と、村内天嶽院領三十石錯れり、此地は、玉繩峯渡内の分内、檢地は慶安三年松平右衛門大夫正綱地なり、貞享元年國領半兵衛地なり、改む、梅實を土宜とす、相傳ふ、東照宮村民孫十郎が家

に、御腰を掛させられし時、梅實を獻じ奉りしかば、藤澤御殿に成せられし時は、松平右衛門大夫正綱より、獻ぜるを例とせしとぞ、今も年々地頭所に呈せるとなり、

○高札場二 ○小名 △峯 加藤三左衛門が采

○坂二 一は觀音坂 本村峯渡内、兩分内にて、鎌倉道に在、一は二傳寺坂 峯渡内の分内にて、城廻村と呼べり、○出口川 村内溜井の餘水及溪間の清泉、字出口にて一流となり、西方を流れ九尺に至る、彌勒寺村に至て柏尾川に合す、此川本村峯渡内兩分内に係れり、○溜井 東方にあり、潤一段、二、明曆二年疎鑿す、水心に智井あり、水涸れば其蹟あらはる、昔は巴井と呼ぶ、長尾正統系圖に九曜の井と云ふ、名水あり、湧水禍をなす、依て巴の井とも云ふと記せるは、果して是を云へるなり、後世は(長七寸、幅廣き所四寸五分)

○山神社 峯渡内の鎮神なり、村岡良文の靈を合祀す、青石を神躰とせり、圖上の如し、當社

は昔字宮山にあり、村岡良文宅地の鎮神たりしが應永二十七年福原左衛門と云もの里正左平、此地に移し、良文の靈を合祀すと云ふ、慶長十二年六月福原孫十郎重種再建の棟札あり、例祭は正月十七日・六月十五日の兩度なり、里正左平太持下同、社地に古松あり、一尺、

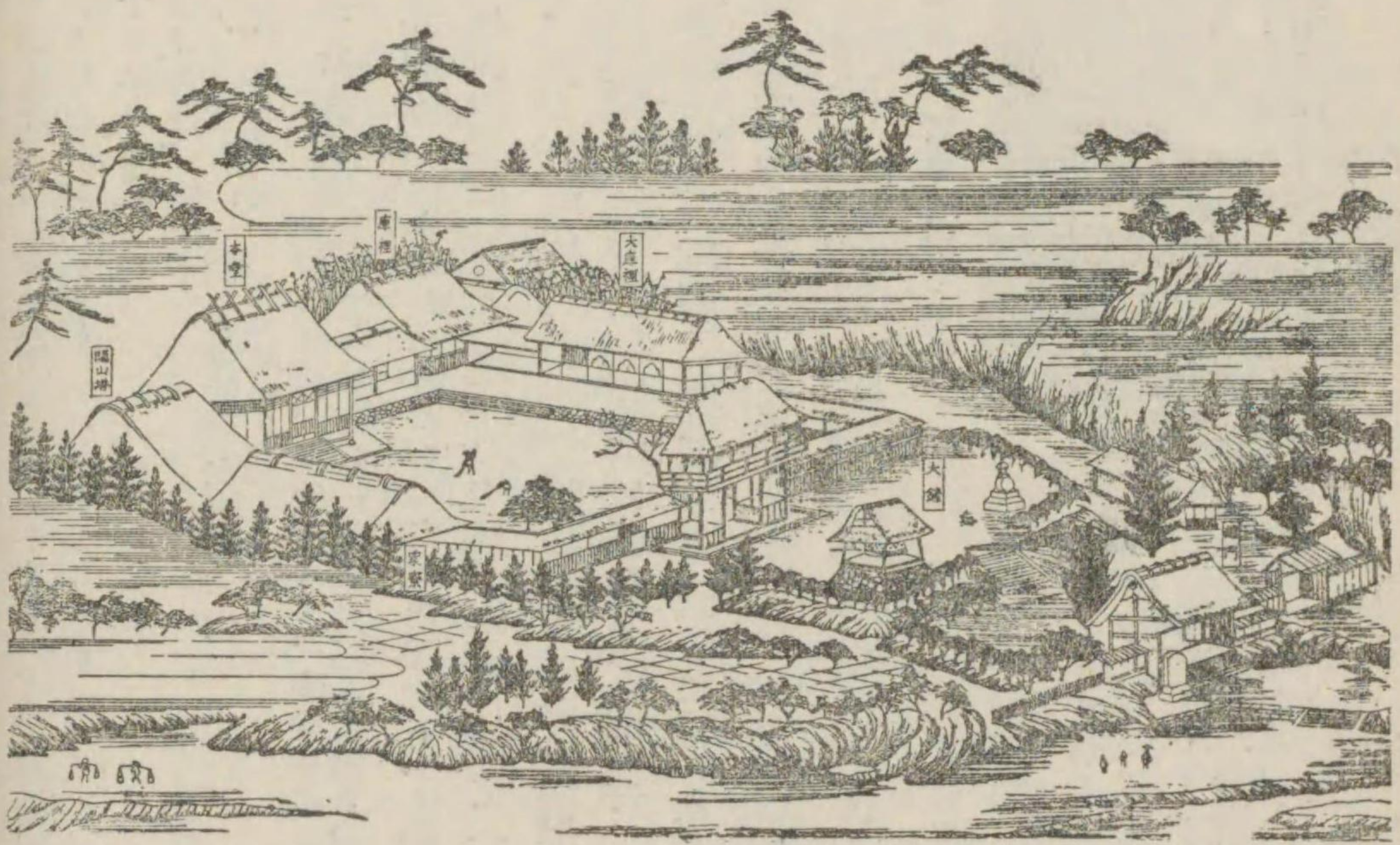
△末社 山神 秋葉 ○壺井宮 峯渡内にあり、源賴義・義家の二座を祀る、天正十八年小田原落去の後東照宮此邊御巡覽の時登臨あらせられし芳躅なればとて元和八年村民新兵衛久治太の祖先、私に御神號を勸請し奉り、壺井三社權現と崇め賜物御益をし見るべし、社内に納む、○稻荷社 峯渡内の分内にあり、神躰は木像なり、長五寸七分、神龕の背に、村岡稻荷大明神慶安庚寅年十一月吉日、玉繩渡内村、願主福原新兵衛、同所左衛門・同勸右衛門、關本藤右衛門と記す、村岡良文の勸請と傳ふ、

○天嶽院 是も峯渡内の分内にあり、功德山と號す、曹洞宗 野州富田、昔此地に葛籠ヶ池といへるあり、文明の頃僧虛堂池邊に草庵を營む、後玉繩城主北條左衛門大夫綱成早雲菩提の爲一寺を創建し即虛堂を開山とし早雲法號早雲寺天嶽瑞光、永正を開基と稱す、院號は即早雲が法號に取れり、天正四年堂宇烏有しけるを現住天嶽中興す、六世月洲が時紀伊大納言光貞卿堂宇を再建

新編相模國風土記稿卷之百四 村里部 鎌倉郡卷之三十一



天嶽院境內圖



せられしと云ふ、天正十九年十一月村内にて寺領三十石を附せられ御判物を賜ふ、本尊千手観音を置く、寺寶に天正小田原陣に豊太閤の出世し制札を藏すれど全く村里に出せしものなり、△山門 左右に廻廊あり、△衆寮 △學寮△鐘樓 安永三年新造す、△祖師堂 △鎮守社 △不動院 ○二傳寺 峯渡内の分内にあり戒法山寶國院と號す、淨土宗 鎌倉末 開山正空 忍蓮社淨武州品川の産、北條時國の子なり、本山九世の僧、祐崇に從て雅染嗣法、同寺十世の住職となり、永正十六年三月寂す、永正二年に創建す 里正左平太の祖先、福原左衛門忠重も、開基は玉繩城主北條左馬介氏時なり 法號大虛院了翁宗達月十八 享德二年八月氏時の出せる寺内の掟書を藏せり曰、彼寺家諸公事仁付、横合之儀永令停止之畢、并竹木以下不可切取之者也、依徒如件、享祿二年己丑八月十九日、戒法山二傳寺、左馬助氏時華押御分國の後松平甚左衛門正次中興す、本尊彌陀 惠心作、を安す、元和七年の磔あり 銘に、相州庄村岡郷玉繩戒法山二傳寺常住物、當寺七世頓蓮社相譽上人造立之、于時元和七年十月十五日、施主敬白、子合大工吉久左近と彫る、按ずるに △本堂 寺號の扁額を掲ぐ 天和二年、韓人春齋の筆、【寺寶】 △出山釋迦像一軀長九尺 △幡隨意自作影像一軀長二尺五分、 △三寶大字寶號一幅筆意 △幡隨

意書簡一通 其文の略に、慈音信忝次第候、殊雨經於此方珍略候恐々謹言、霜月上旬、二傳寺侍者中、知恩寺幡隨意 華押、以上二種は縁山三十八世、白隨僧正の極めあり、△鐘樓 寛文三年の鑄鐘をかく、△觀音堂 正觀音 長二尺八寸を安す 鎌倉札所、第三 △熊野・稻荷合社 寛永五年八月再建す、△龍馬井 幡隨意加持水に用ひしと傳ふ △松平甚左衛門正次墓 正次法名を德祥院善譽心法と號す、慶長十五年正月朔日死す、又正次の室 松壽院元和六年七月 成松院覺譽正西寛文十九日死す及び男新助正吉 五年三月廿六日死す 三男新平 松譽淨貞實永十一年 某十一月十一日死す、正吉が子新兵衛久次並に久次の女伊熊傳次 等の墓あり、今に松平織部正の家より香口の眞あり、○慈眠寺 本村の分内にあり、無量山と號す 天獄 興開山韓嶺月八日寂す 開基は北條左衛門大夫綱成なり、本尊觀音 六尺三寸、長を安す、

○村岡五郎良文宅蹟 峯渡内の巽方にあり、字上ノ屋鋪と唱ふ、陸田餘、を闢く按ずるに良文は高望王の五男なり、在名に因て村岡五郎と稱す、後鎮守府將軍の宣下を蒙る、此餘小五郎忠通、忠通の子、鎌倉權頭景成、景成が子、權五郎景政等相續て居住せしと傳ふ 宮ノ前村御靈社の

縁起には良文の舊宅は御靈宮の北に當れり、忠通は御靈宮の南方に、別に館を構へ、景成景政等に至る迄、居住せしと見ゆ、されど徴とすべき物なし、○間宮豊前守康俊宅蹟 峯渡内の分内二傳寺の良方に連れり、今陸田とす 三餘、天正の末住せし所と云ふ 寛永間宮譜曰、豊前守康俊、氏康、年二月二十九日、豆州山中城に於て、七十三にして戦死す、云々、間宮氏家傳に、蓋此地は衙府などにて、康俊隊長となせしなるべしと云ふ ○山田彈正宅蹟 前に續ける陸田にて宇山田屋鋪とも唱ふ、彈正の事蹟未考へず、此餘字行方屋鋪と云ふあり、是も陸田を闢けり、小田原北條氏の臣、行方彈正・行方與次郎等が居蹟にや、傳を失ふ 彈正は、武州六 郷の住人なり、○本在寺蹟 北方の水田内、及び小塚宮の前三村大 牙の地なり、を本在寺と字す、鎌倉道の傍なり、高座郡高田村本在寺の舊地と云ふ、移りし年代を失ふ、

○古塚三 各峯渡内分内にあり、一は良文塚 高五尺、方八尺五寸、一は七尺三寸許 一は忠光塚 高二尺五寸、方一間八尺五寸、一は七尺三寸許 一は忠光塚 高四尺五寸、方二間半許 忠光は良文の子と傳ふ、一は忠通塚 塚上に古神あり、圍四尺五と稱す、

○舊家左平太 峯渡内の里正なり、福原氏とす、家系を關するに祖先は佐源八郎爲連より出づ、爲連は三浦黨

にて三浦郡佐原の住人なり、爲連の男左近四郎景連外戚の家を襲て福原氏となる、玄孫作右衛門忠始、應永二十三年上杉禪秀の亂に當村に移り住す、其子左衛門忠次鎌倉に往、管領持氏に仕へ持氏滅亡の後當村に潜居す、忠次の孫左衛門忠重永正二年村内二傳寺開建の時功勞あり同十七年十月死、二傳寺に葬る、法名昭譽淨永、其子左衛門重之大永六年十一月里見義弘、鎌倉亂入の時玉繩城主北條左馬助氏時の催促に應じ防禦の兵に加はり、疵を蒙る弘治四年二月死、法名譽淨本、其子五郎太郎忠高、忠高の子孫十郎重種に至り、天正十八年小田原落去の後、東照宮此邊御巡覽の時村民源右衛門と共に郷導をなし奉り、しばし茅屋に憩はせ給ひしとぞ、此時除地五石三石は、孫十郎、二石を二人に賜ひり、松平甚右衛門正次に渡せる、田園の坪付に、分米都合五十五石五合、此内五石は爲十分、一百姓衆夫免に可引、殘五十石五合は、可有御所務分云々、と記せる是なり、慶安三年檢地の時この除地は、領主へ沒收し、其替りとして、夫金を免除せり、今に加藤氏の米地のみ然り、且山錢を免許し給ひ寶曆二年十一月、申請て山永々地頭の特なることとして、田地の貢數を減せしとぞ、土器の御盃を賜ひしとぞ、社内に收む其子新兵衛久治、大坂冬の役に松平右衛門大夫正綱に

隨其時正綱より備前長船祐定の短刀、一柄を授く、今に家藏す、元和三年神柩日光山へ遷御の時も正綱に隨從せり、同六年高五石餘の地を新墾し同八年壺井社を再建し、東照宮を合祀して三社大權現と崇祀せると云ふ、古文書二通を藏すれど一は鶴より、政所に呈せし文書、一は北條氏より藤澤大鋸引に令する書なり、家に預かれる物にはあらず、

○植木村宇惠幾 江戸より行程十二里餘、村岡郷玉繩領に屬す、天正十七年の文書に小田原宿町人 植木新宿と見えしは當村の事なるべし曰、大筒被仰付事、一挺植木新宿内一挺七日之日數を以、如記右山田致指引、手際をよく、きず無之様に可致出來由、可申附候、若無沙汰之者有之者、可處嚴科者也、仍如件、己丑十二月晦日、須藤總左衛門殿、宗甫奉之、虎朱印を捺す、戸數十六、廣三町餘袤一町半許、關谷、岡本三村、北、城廻村、檢地は慶安三年同五年の兩度に改む、今新井倉之助知行す、城廻村に同じく、今の地頭に賜ひし、藤澤より鎌倉への往還、東西に貫く、幅六も、亦異ならず、

○高札場 ○小名 △相模陣古戦場の傳あ △山居佐無幾餘

△柳小路 △六反目 △八反目 △申ヶ久保 △峯下前 △玉ノ前 △割土窟

○龍寶寺 陽谷山瑞光院と號す、曹洞宗足柄上郡塚原村長泉院末、本

尊釋迦、脇士文珠普賢を置く、開山は泰梨と云ふ永祿四年十二月十日、初玉繩城主北條左衛門大夫綱成、法名瑞光院實洲三日寂、初玉繩城主北條左衛門大夫綱成、法名瑞光院實洲三年三月十七日卒す、按ずるに、岩瀬大長寺等に傳る、法名忌日共に異なり、小名山居に創建し、寺地を附し香花院とす、天正三年三世良越の時、左衛門大夫氏勝今の地に移す、此寺域を土人七騎谷と唱ふ昔七騎敗軍の地と傳ふるのみ、事實詳ならず、寛保中住僧金獅の詩にも見えたり、曰、里俗傳曰易谷山龍寶寺昔七騎敗軍地也、依之賦一律、昔當七騎敗軍地、二百年來成道場、松響梵音休鬼哭、月呈解脫奪鋒光、苔々空封北條墓、林蔭長圍遠祖堂、谷口春敷千古翠、可憐施主獨無常、十八年小田原の役に氏勝玉繩に籠城して死を決せしを、時の住僧良達扱て遂に降參なさしむ事は城廻村、玉繩城跡の條に詳なり、後宗派の事により良達衆徒と異論に及び遂に退院せり、此頃は寺號を大應寺と唱へしが【小田原記】天正十八年の條に、論罷て良達還住するに及が蚤く龍寶寺と記せしは訛なり、論罷て良達還住するに及び今の寺號に改む所藏文書曰、貴老實山派嗣法之筋目仁而者在、嗣法與宗派混亂之際、以其理一應、先寺中退出仁申定也、雖然與自老師良悅之相續歷然、難違亂間歸住之處不可有相違者也、此上者號龍寶寺仁被定置、根本如右實山派之法仁而、寺中與隆專要也、此旨愚僧、判者總寧寺與中合、相證處分明也、仍一筆如斯、寬永二乙丑八月十八日、龍寶寺侍者中、大中寺松薫華押、頃北條氏離檀して

墳墓を上岳寺と云ふに遷せりと云ふ此寺北條氏領分、轉なり、今遠州原川上岳寺是なりとぞ、本堂に開基綱成常陸介氏繁龍寶寺大應三年三月卒す、左衛門大夫氏勝、上嶽寺角翁良牛、慶長十六年六月十日卒す、左衛門大夫氏勝六年三月二十四日卒す、三代の碑を置き、又將軍實朝を當寺の大檀那と號し、其牌を安ず、久元年正月二十七日と記す、其故詳ならず、△禪堂 △金毘羅社 △稻荷社 △鐘樓 明和五年の再鑄の鐘をかく、△新井筑後守君美碑 客殿西隅にあり、享保十一年室新助直清の撰文にして男明卿建つ、△地藏堂 龍寶寺持、

○岡本村遠加茂 江戸より行程十二里、村岡郷玉繩領に屬す、戸數五十、廣五町袤二十町許東、笠間、大船、小袋谷、關谷、城廻三村、南、上野谷、小塚、檢地は慶安三年十一月領主高谷三村、北、長尾、田谷二村、檢地は慶安三年十一月領主松平備前守正信札す、今松前彦之丞・藤本主計・松浦隼人等の采地なり元祿十一年以前は、城廻村に同じ、勝澤より鎌倉への道村内を通ず、幅八尺より二

○高札場三 ○小名 △番匠免【小田原役帳】に、三貫五百五十文、鎌倉内玉繩番匠、給田にて、此唱殘れるにや、 △平戸 △山居佐無幾餘 △飯島 △戸部宿玉繩城ありし頃の宿驛なりと傳ふ、 △戸部表 △東谷戸

△打越 △八段目 △峯ノ下 △土腐 △谷ノ坪
○戸部川 柏尾川の下流なり、村の東界を流る 幅八間より十二間に至、鎌倉道の係る所なり、板橋を架す 長十二間、小袋谷、臺等の村々にて修

○丑堰 村東戸部川に設く、當村・植木・關谷三村の水田に沃ぐ、寛永二乙丑の年初て設しが故この名ありとぞ、又北方に溜井 三段あり、合五町五段、○林五 三給の地頭林なり、共に村の東北にあり 六畝二十歩

○諏訪・御靈合社 玉繩領の惣鎮守なり 當村・植木・城廻三古は玉繩城内にありと唱ふる所是なり、廢城の後爰に移せしと云、例祭九月二十七日玉泉寺持下同、△神樂殿 △神明宮

○小林寺 大圓山と號す、淨土宗 城廻村貞宗寺末、開基は小林若狭なり 一步沙彌、元和二年六月二十九日死す、村民平左衛門が祖なり、本尊彌陀を安す、

○玉泉寺 聖天山歡喜院と號す 昔堂後の山上に聖天祠あり、依て山院號となると云ふ、古義眞言宗 蓮寺末、本尊は不動なり、當寺も小林若狭が開基にて則若狭が宅地なりしと云ふ、○地藏堂 一は玉泉寺持、一は村持、

○首塚 戸部橋邊にあり 高六尺餘、相傳て大永六年十二月里見左馬頭義弘鎌倉へ亂入の時玉繩城主北條左馬助氏時戸

部川の邊に出張して防戦し兵三十五人戦死す、氏時敵の首級と交易して爰に埋め、塚を築しとなり、土人塚上に榎樹を植多近き頃枯稿して今雜木林となる、又一名を甘糟塚、或は甘糟榎と唱ふるはこれ甘糟氏戦死の魁たるに因れるとぞ 子孫大船村里正、小三郎是なり、

新編相模國風土記稿卷之百四 終

新編相模國風土記稿卷之百五

村里部 鎌倉郡卷之三十七

深澤庄

○寺分村 天羅部武牟良 江戸より行程十四里、洲崎郷に屬す、洲崎の地名古書に往々見えたり、元弘三年五月新田義貞鎌倉を攻る時洲崎口は赤橋相模守時防禦の大將たり、千代塚の邊にて 按ずるに此塚合戦せしが軍敗れて守時以下南條左衛門尉・安久井入道等九十餘人討死す、鎌倉□この内當所第一に破れて義貞の兵鎌倉に亂入す 太平記曰、鎌倉相模守盛時を大將として武藏・相模・出羽・奥州の勢、六萬餘騎にて洲崎の敵に向らる、此陣の軍強くして一日一夜の其間に、六十五度まで切合たり、されば數萬騎有つる郎徒も、討れ落失、僅に残る勢は、三百餘騎にぞ成にける、戦未半なる最中に、帷幕の中に物具脱捨、腹十文字に切給ひて、北枕にぞ伏給ふ、南條是を見て、さらば御供申さんとて、續て腹を切ければ、同志の侍九十餘人、腹切ていやが上に重り伏、さてこそ、十八日の晩程に、洲崎一番に破れて、義貞の官軍は、山内まで入にけり 梅松論曰、武藏路は相模守々時、洲崎千代塚に於て、合戦を致けるが、是も討負て、一足も退ず自害す、南條左衛門尉、并安久入道、一所 日工集 永和二年の條 乃轉路自洲崎而歸云々 及び「鎌

倉年中行事 曰、藤澤炎上之時、公等にも洲崎の名見えたり、又永祿に改し 北條役帳 にも須崎あたみ 熱海は、今山崎村の小名に残れり、彼地もと當郷中に屬せし、須崎梶原分 今の梶原事彼村の條に辨あり、併せ見るべし、須崎梶原分 村なり、など見えたり、當村古は大慶廢寺の域内たりしを以て大慶寺分と云しを 役帳 に須崎大慶寺 上略して今の地名となりしならん 天正十二年十二月、岡江雪の奉書に、須崎寺分之山林云々と見ゆ、此文書は、鎌倉圓覺寺塔頭歸源庵の藏り民戸二十六、東西二十町許南北六町許 東、山崎村、南、笛谷村、北、上町 天文十六年十一月北條左京大夫氏康先規に任せ當村を武州比企郡三保谷養竹院の寺領に寄附す 鎌倉圓覺源庵文書曰、前々寺領之由候間、須崎大慶寺分進置候、然者鎌倉に過半御在寺、可爲肝要候、子細者龍源軒可被申候、恐々敬白、天文十六丁未十一月廿一日、養竹院、氏康華押、同十八年改て同寺に寄進あり 其和談以來、種々御馳走候、然者先年約諾申、大慶寺分進置候、子細者自龍源軒可被申置候、恐々謹言、天文十八己酉八月十五日、養竹院御司、永祿二年に改し 北條役帳 にも彼寺領たりし事見ゆ 役帳 曰、四十七貫文、東 同九年七月北條左京大夫氏政改て鎌倉圓覺寺塔頭歸源庵に寄附す 歸源庵文書曰、如日、歸源庵、氏政華押、又駿河守資國の副狀あり、曰、須崎之内大慶寺分之事、如先御證文、此度改而猶貴寺江被附置、御證判被遣候、然者御寺中似合之修造御心懸肝要に候、恐惶敬白、永祿

九丙寅八月朔日、歸源庵、駿河守資國華押、元龜四年七月當村課役事により玉繩城主北條左衛門大夫氏繁、證書を歸源庵に出す須崎大慶寺分へ、前々之役之外、近日様々申由候、一段曲子細候、無據事は、自此方可申入候、前々役外、不可有御承引候、爲其證文敬白、元龜四年癸酉七月廿六日、歸源庵衣鉢禪師、氏繁華押、是に據ば此頃當村は玉繩城に屬せし地なる事知らる、天正十二年十二月北條左京大夫氏直先規に任せ、猶歸源庵の領たるべき旨下知あり如先御筋目、須崎大慶寺分、猶以不可有相違候、仍如件、且江雪齋奉天正十二年甲申十二月十二日、歸源庵、氏重華押、はりて制札を出す須崎寺分之山林、竹木剪取事堅令停止了、若違犯之輩有之者可有披露、可處嚴科者也、仍如件、天正十二年甲申十二月十二日、今松前彦之丞の知る歸源庵、江雪奉之、北條、虎朱印、

所なり古は御料所、元祿十一年八月松前氏に賜ふ、
○高札場 ○小名 △陣出今其傳を失ひたれど、鎌倉古道の義貞、鎌倉攻の時、係りし所なれば、元弘三年、新田の遺名ならん歟、 △寺ノ入東光寺の所在なり △寺小路大慶廢寺の遺名なり
△峯 △向坂 △延命 △丸山入 △かつけん △本町 △天神下 △川端 △津村町 △道下
○戸部川 西方を流る幅五間許
○駒形社 村の鎮守なり、本地佛千手觀音を安ず、例祭九月十四日東光寺持、△稻荷社 ○山神社 村持下同じ、
○稻荷社 ○石神社 ○神明社 ○諏訪社 ○第六天社

○東光寺 天照山藥王院と號す、古義眞言宗手廣村青蓮寺末、本尊は不動なり一尺五寸、智證作、長
○方外庵 石蔭山と號す、臨濟宗今鎌倉圓覺寺塔頭に屬す、大慶廢寺中寮舎の一なりしと云ふ、法源禪師創建す道泉秋禪と號す、壽福寺に住し、元亨三年七月寂す、常樂記曰、元亨三年七月十一日、大慶寺東堂、道泉和尚入滅、去夜子時云々、是に據れば、康泉大慶寺の東堂にて滅庵を創せしなり、今其像を安ず、
永元年八月大慶寺の東堂道貫當庵にて寂せし事所見あり常樂記曰、曆應五年八月、大慶寺東道貫、於方外庵歸泉、本尊釋迦を安ず長六尺餘の本尊なり
△藥師堂 本尊は大慶廢寺の物なりと云ふ六十一年に一度、開扉して諸人に拜せしむ古佛なり、十二神をも置く、△地藏堂 門前にあり、

○大慶寺蹟 宇雪の澤にあり、此寺靈照山と號し、鎌倉十利の一なり、寺産も若干ありしに小田原北條氏の頃兵火に罹りて烏有すとなり按ずるに、既に前に記すが如く、天文・永祿・元龜・天正等の物に、往々洲崎大慶寺分と見えたり、今現存せる方外庵は、當時現存せしこと識るべし、
○天神社 村の鎮守なり、例祭正月二十五日泉光院持、△末社 松尾 稻荷 ○稻荷社 村持下同じ、○神明宮 ○泉光院 天守山高音寺と號す、古義眞言宗手廣村青蓮寺末、本尊三尊彌陀を置く、放光山如意院と號す、
○梶原村加治波 江戸より行程十三里、小松郷に屬す、抑梶原は「倭名鈔」當郡の郷名にして倉梶原 古く聞へし地なり、后年鎌倉權大夫景通高望王の五世の孫、村の子景久初て當郡に住し梶原を以て家號とす【尊卑分脈圖】には景通今諸本系圖に從ふ永祿の頃は洲崎郷に屬せしにや、【北條役帳】に須崎梶原分と見へたるは即當村を斥るなり、民戸三十三東西凡一里餘南北五町許東、扇谷村、南、常葉村、鎌倉道坤方より東方に貫く幅三尺より五尺に至る古道は東方山上にあり路傍あり、道中塚と唱ふ、是當時の遺名なるべし、北條氏割據の頃は太田豊後守【役帳】太田豊後守、百十六貫二十、及一輪齋 一輪齋、二十二貫二百文西二文、東郡須崎梶原分、此度被改上、知行

は僧靜照當寺に住す【高僧傳】曰、釋靜照號無象、相州鎌倉人、建治二年、童筑之聖福寺、居二年、遷相之大慶寺所到諸刹義徒影附焉佛光開圓覺、屈照分坐爲衆說法、正安元年、住淨智德治元年五月十五日化、勅諡法海禪師、又大川當寺に在し頃大拙隨侍せし事【高僧傳】に見えたり曰、釋祖能號大拙十七依雙峯源公於東福、歸侍大川和尚於大慶云々、同書を按ずるに、通字大川、壽福、圓覺に歷住し曆應二年二月化、當寺に貞和の頃は是英住職す【高僧傳】住せしことは闕迭す、英號傑翁、貞和、觀應間、遷住大慶、淨智圓覺、永和四年三月十二日、寂于鹿山歸源庵、勅諡佛慧禪師、永和四年六月住僧太年上杉兵部少輔能憲が佛事に會し、拈香を勤めしこと【日工集】に見えたり曰、六月二十八日、敬堂大慶廢賢其後廢せし年代を傳へず、禪師云々
○上町谷 村加美滿知 江戸より行程十二里半餘、洲崎郷に屬す、古は町屋と書す正保國圖後上字を冠せし由來詳ならず、民戸三十五、廣八町許表七町程東、山崎村、東南、寺分村、西、宮ノ前村、北、小塚、今藤本主計・松浦隼人知行す慶長十年兩氏に頻ち賜ふと云ふ 鎌倉古道村内にあり、
○高札場二 ○小名 △天神下鎌倉古道の係る所なり、△根田 △谷

戸 △三田町 △橋場 △うたう坂 △梅田 △上吉目 △山王ヶ谷
○戸部川 西堺を流る幅六間、板橋を架す 長八間、町谷橋と呼ぶ ○溜井 東方にあり八畝
○天神社 村の鎮守なり、例祭正月二十五日泉光院持、△末社 松尾 稻荷 ○稻荷社 村持下同じ、○神明宮 ○泉光院 天守山高音寺と號す、古義眞言宗手廣村青蓮寺末、本尊三尊彌陀を置く、放光山如意院と號す、
○梶原村加治波 江戸より行程十三里、小松郷に屬す、抑梶原は「倭名鈔」當郡の郷名にして倉梶原 古く聞へし地なり、后年鎌倉權大夫景通高望王の五世の孫、村の子景久初て當郡に住し梶原を以て家號とす【尊卑分脈圖】には景通今諸本系圖に從ふ永祿の頃は洲崎郷に屬せしにや、【北條役帳】に須崎梶原分と見へたるは即當村を斥るなり、民戸三十三東西凡一里餘南北五町許東、扇谷村、南、常葉村、鎌倉道坤方より東方に貫く幅三尺より五尺に至る古道は東方山上にあり路傍あり、道中塚と唱ふ、是當時の遺名なるべし、北條氏割據の頃は太田豊後守【役帳】太田豊後守、百十六貫二十、及一輪齋 一輪齋、二十二貫二百文西二文、東郡須崎梶原分、此度被改上、知行

役可中付、按ずるに、西郡に梶原の地名なし、東郡の謬なること知らる、知行す、今間宮縫之助、牧野靱負、慶長の頃より、關村南料所たりしを、元が知る所なり、檢地は慶長十年伊奈備前守忠次糺す、秣場村西にあり、
五段

○高札場二 ○小名 △休場 △井戸久保 △水之口

△峯 △隠レ谷 △大久保 △姥ヶ谷 △池田 △番所 △御堂屋鋪 △瓜ヶ谷 △龜井 △春殿谷 △虎ノ尾 △地藏面 △寺境 △唐法師畑 △道明田

△古河 △川端

○龜山 東方にあり、高五丈、大あらく山、龜山の上にあ

り、○上之山 北界にあり、高五丈、○小館川 乎多知、戸部

川の下流なり、西界を流る、幅七間より十

○御靈社 村の鎮守とす、鎌倉権五郎政景が靈社なり、木

像二軀を神躰とす、一は長一尺二寸餘、一は少しく小

梶原平三景時の木像を長一尺二寸、近世修造を置く、例祭

十一月十四日、等覺寺持下同、社傍の山麓に五輪塔五

基並立り、尺餘、何人の碑なるを傳へず、○稻荷社 ○加

護社 祭神詳ならず、

○等覺寺 休場山彌勒院と號す、古義真言宗、手廣村寄、本

尊不動を安ず、開山は秀惠と云へり、△神明宮

○古碑四基 五輪の頽碑、村北山腹の窟中に並立す、三尺

五寸、梶原兄弟の墓なりと傳ふるのみ、鐫字も漫滅す、

○常葉村 登幾波、江戸より行程十三里、小坂郷に屬す、

【東鑑】康元々年、弘長三年等の條に地名見えたり、
政村亭

蹟の條に、并に常盤に作る、享徳二十六年の文書【北條役

帳】【正保國圖】并に今の文字の如し、東西十七町餘南北

一町許、東、扇ヶ谷村、西、笛田村、戸數二十三、藤澤より鎌倉

への往還村南を通ず、倉に達す、幅一間許、文明九年九月管領

成氏當村を鎌倉報國寺内休庵の領に寄附す、
報國寺文書

開山塔休庵庵、當知行相州深澤内、常葉村云々、享徳二十

九年九月十日、成氏の袖判あり、按ずるに、享徳二十六年は、文明

九年、小田原北條氏割據の頃は伊丹右衛門大夫領す、
【役帳】

丹右衛門大夫六十九貫、今牧野内匠の知る所なり、
古は御料所

八十三文、東郡常葉、元祿十一年

に賜へり、

○高札場 ○小名 △殿ノ入 △東坂 △中ノ坂 △一

向堂 △法華堂 △御所之内 △峯山

○峯山 東方にあり、登二町許、○唄山 宇多不、南方にあり、
高四丈許

山上に松あり、尺許常磐松と唱ふ、○坂二 東坂・中ノ坂

と唱ふ、共に小坂にて大佛切

○天王社 村の鎮守とす、例祭六月朔日、圓久寺持下同、

○諏訪社 ○御嶽社

○圓久寺 常葉山感光院と號す、法華宗、鎌倉比企谷、開山

日浬本尊宗法の諸尊及び日蓮の像、長七寸、日期の、を置く

○北條陸奥守政村別亭蹟 村東に在り、今陸田となり

潤千二、御所の内と字す、土俗は、宗尊親王の御所蹟と云へど

百坪許、御所の内と字す、是は下に引用せし、康元々年彼親王

此亭に來臨ありし事など、政村は義時の第四子なり、陸奥

四郎と稱す、寛喜二年正月常陸大掾に任じ、閏正月式

部少丞に遷り、嘉禎二年二月右馬權助に轉し、四月權

頭に進み仁治元年四月辭す、康元元年三月陸奥守重時

に代て連署に加はり、四月五日陸奥守に轉任し、越後の

國務を攝す、文永元年八月長時に代て執權となり、二

年三月左京權大夫に拜す、五年三月執權を時宗に譲り

相並びて連署す、十年五月十八日病に依り薙髮して覺

崇と號し廿七日卒す、年六十九、【東鑑】を按ずるに政

村の居亭は小町にありて當所は別業を設けしなり、故

に政村を常盤と號す、康元元年八月鎌倉將軍宗尊親王

此亭に來臨あり、政村經營善美を盡せしさま彼書に見

えたり、【東鑑】曰、八月廿三日將軍家人御子新奥州常葉第、已

刻御出、(御水干騎馬)先入御出居、其所立衣枷、被懸

御服半尻狩御衣浮泉綾御水干袴、(地白青格子)色々御小袖十

具御帷子等、也御棚居八合菓子、又卷絹三十疋、紺布三十

檀紙百帖、扇五十本、積廣蓋、次供御、(六本立)次供盃酒三

献之後渡御泉屋、以金銀以下作屋形船(金五拾兩、色々紺帷三

拾、錦一段、吳綾一端、南廷三、絹三拾、墨二、紫扇五十本等

也)被置此所、次女房、一條殿、近衛殿別當殿新右衛門督局、

兵衛督局、小督局、右衛門佐局、美濃局等參上、及晚被奉御引出

物、刑部少輔教時持參御劍、(竹作)金五十兩、(置銀折敷)陸

奥七郎業時役之、南廷五、(置銀折敷)足利三郎利氏持參之次

郎馬二疋、女房贈物衣今木小袖帷子等也、御供待各各行騰也

按ずるに、原本供奉三

首の歌の會を興行あり、二月八日、於相州常盤御亭、有和歌

會、一日千首探題被置懸物主々(十

八首)右大辨入道眞觀、(百八首)前室后宮大進俊嗣、(五十首)

掃部助範元、(百首)證悟法師、良心法師以下候者十七人、辰

尅始之乘獨以前終當則披講範元一人勤其役、九日、昨日千首

和歌爲合點被送大禪門、十日、被千首合點之後於常盤御亭更

被披講、今夜以合點員數、被定坐次、第一座辨入道第二範元、

第三亭主、第四證悟也、亭主以範元下坐之儀、可着對座之由被

稱之處、大禪門云、以合點員數、可定共坐次之由、治定先訖、

而非一行坐者、頗可爲無念歎、其詞未終、亭主起坐欲着于範

元之坐下、于時範元又起坐逐電之所、即令人抑留之、給又任

點數分懸物大禪門分被置虎皮上、範元熊皮、亭主色革、以下

准之、無點之輩、儲其坐於綠、雖齋膳撤箸之間、無箸而食之、

滿坐無解頤、掃部助範元者、去正月爲上洛雖申暇依此御會、

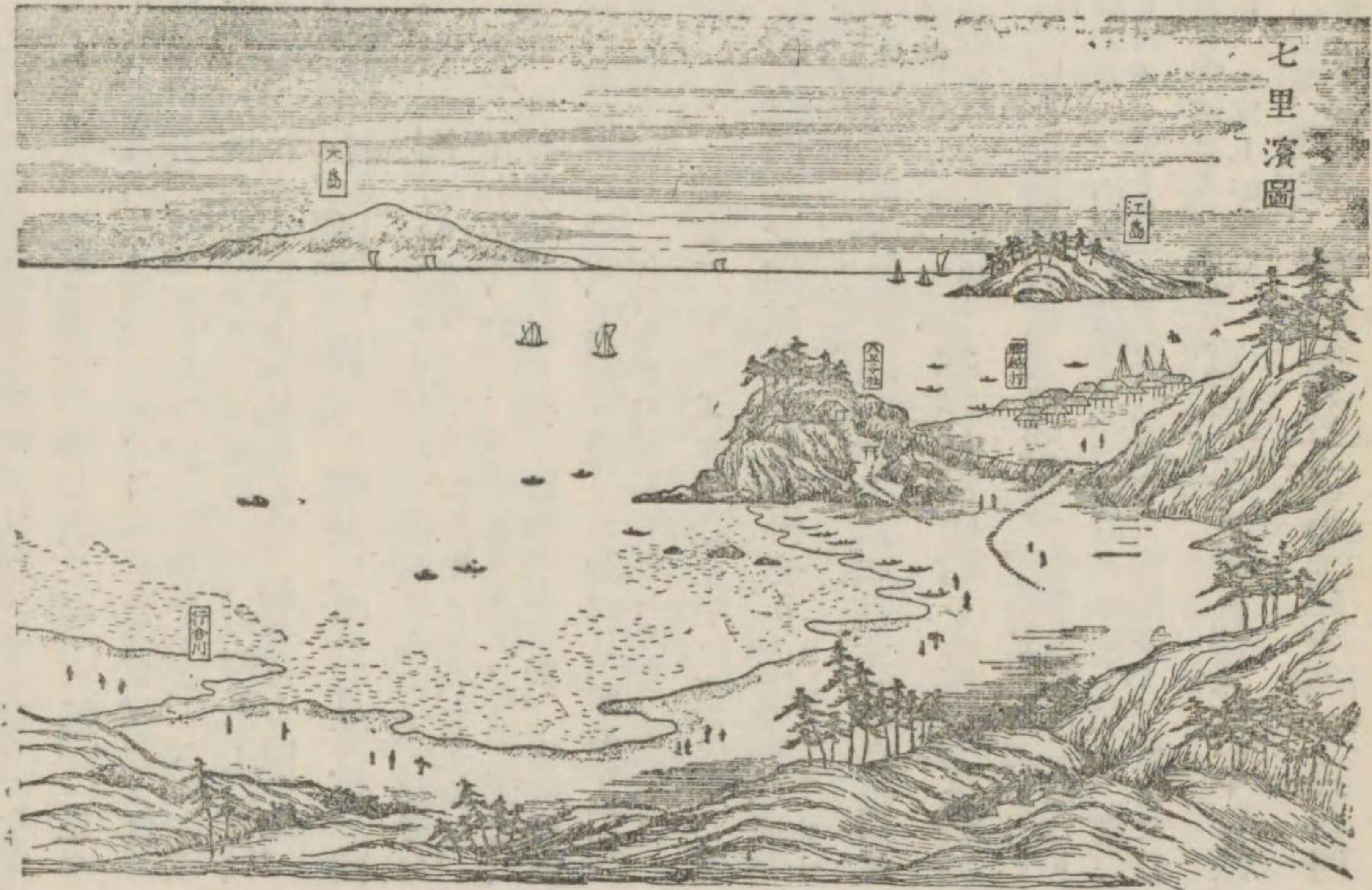
内々被留之、懸物之中於 村西路側に常盤御所の硯水と呼
 旅具者、悉以拜領之、村西路側に常盤御所の硯水と呼
 べる清泉あり、則千首の會に用しものといへり、又「新
 後撰集」に藤原景綱、平時範が常盤の山莊にて歌を詠ぜ
 し事見ゆ 曰、平時範が常盤の山莊にて、寄花祝と云ことを
 讀侍りける、藤原景綱、うつろはて萬代句へ山櫻、
 花も常盤の宿、藤原景綱、うつろはて萬代句へ山櫻、
 のしるしに、則政村の故亭なる歟、はた別に構へしにや
 按ずるに時範は、北條陸奥守時茂が長子なり 時茂は陸奥
 守重時が第
 三子、嘉元二年左馬助に任じ、洛に上りて六波羅北方に住
 す、徳治元年備前守に轉任し二年八月十八日歿す、年三
 十八、〇平義政亭蹟 村東小名殿ノ入にあり 政村の亭蹟
 を距つ潤
 三百坪許 按ずるに、義政は鹽田武藏守義政の事なる歟
 是は北條陸奥守重時の第四子にて初時景と號し、信州
 鹽田を領す、正元々年四月左近將監に任じ、文永二年
 六月引付衆に加はり四年十一月評定衆となる、七年五
 月駿河守に轉じ、十年六月十七日政村に代て連署に加
 はる、七月朔日武藏守に遷り、建治三年四月四日剃髮
 して職を辭し、五月廿八日信州善光寺に退去し、弘安四
 年十一月廿八日卒す、年四十、【東鑑】に據れば義政の
 居亭は名越の屬 大町村
 ありしなり、さては是も別亭たり
 しなり、〇僧唯善草庵蹟 村東山麓にあり、今陸田を
 開く、唯善は覺信尼 本願寺系圖に、尼は親鸞の末女日野左
 衛門佐廣綱の室となり、後出家して覺

信と號す の息なり、延慶二年密に大谷本廟に安置せる
 とあり、如信 親鸞の子善鸞の息なり、の彫刻親鸞の眞影及遺骨を取て
 關東に下着し、當村に安置して念佛を弘通す、故に世
 人は是を常葉の眞影と稱せり 【大谷遺跡録】曰、延慶二年二
 人、宣如の時、倉田永勝寺より本山へ還附せり云々、永勝寺
 相州鎌倉に下り、常葉と云ふ所に住して、念佛を弘通す、此
 事存覺一期記にも見ゆ、此故に常葉の御像と云ふ、寛永十二
 年の古記を按ずるに此眞影戰國の際、散逸して郡中長沼村正安
 寺に安置せしを、宣如江戸下向の時永勝寺に一宿し、此事を
 聞て、公に開え、本山、戰國の際兵火に罹りて廢蹟となり
 しならん、今此邊の小名を一向堂と呼ぶも此廢蹟に因
 れるなり、〇法華堂蹟 村東小名法華堂にあり、是も
 陸田となる、政村亭蹟の良方半町許を隔つ、蓋鬼門の
 鎮護として造立ありしものならんといへり、
 〇津村 都牟 江戸より行程十三里、津村郷五ヶ村 當村・腰
 越・手廣
 手廣の本村なり、【東鑑】に積良と書記せしも即當所なり
 曩昔此邊長湖ありし頃此地は其港口なるを以て津村の名
 起れりと云ふ、其澤中の潜龍港に出て兒子を取噉ひし事
 【注書賛】に見えたり 曰、古武藏相模境、海月間有長湖、其廻四
 十餘里、是謂深澤、爰有龍王、住武烈天皇
 御宇、出湖水南山谷、津村湊噉人兒、按ずるに、海月、今久良
 岐に作る武州の屬なり、又江島縁起にも此説あり、小名の條照

し見る 建仁二年二月將軍頼家此地に古柳の名木あるを聞
 き來たりて是を見、翌日毬場に移し植し事【東鑑】に見ゆ
 曰、二月廿日、相模國積良邊有古柳、名木之由就令聞給、爲移
 植于鞠御壺、渡御彼所、北條五郎以下六十餘輩候御共、又被召具
 行景、廿一日、金左吾還御鎌倉、件柳被引之、即被植石御壺内、
 行景奉行之、但非良木之由申之、按ずるに、行景は京師の人、
 鞠伎を善するを以て、頼家上皇に請、建長二年二月當村を鶴
 岡の力士、伊王國吉の給田に宛行ふ 鶴岡社人金子氏文書曰
 伊王國吉、右去二月十五日、御 者依當社重役、南深澤之内、
 津村田地之事、兩長御給恩所被下也、殊以神事祭禮、奉公無懈
 怠可勤之狀、依仰執達如件、建長二年七月廿五日、相模守華押、
 武藏守華押、按ずるに、當年陸奥守重時相模守時頼と連署す、
 今武藏守に作るは、天文二十年より永祿三年に至るまで玉
 蓋傳寫の謬なり、 天文二十年より永祿三年に至るまで玉
 繩城主北條左衛門大夫綱成此地を買得せり 【役帳】曰、左衛
 門大夫殿、六十
 貫文、東郡津村郷亥年より庚申歲迄十ヶ
 年買得年期之間、本役に加而役可致之、此頃花木某も買得せ
 し地あり 買得九十貫文、東郡
 津村内、花木隱居、地形は腰越村と交錯して辨別
 しがたければ四隣廣袤共に爰に括載す【鎌倉志】或説を引て
 水濱を腰越と云ふ、漁父の苦屋なり、山間を津村と云ふ、農夫
 の柴扉なり云々、按ずるに、腰越村には今も漁家多く、當村には
 少し、されど海濱にも、當村 東西二十五町餘南北二十町餘
 の地雜れば、一定しがたし、 東、極樂寺村、南、海、西、
 片瀬村、北、手廣村、 鎌倉道南方海濱を通ず間餘 民戸四

路傍に、腰越村と
 十一軒を連れて住す、檢地は寛文六年成瀬五左衛門重治改
 む、後延享二年高野郷右衛門新墾の地を檢す、農間には
 少しく釣漁をなし生産を資く、秣場は七里濱の上、山上
 にあり 二村の持、凡二村と記するは、津村、今大久保佐渡守
 腰越の兩村を云ふ、下是に倣へ、 忠保が領知なり 寛文中は御料所、後深谷佐源太に賜ひ、其
 後御料に復し、享保十年今の領主に賜ふ、
 〇小名 △濱野町 △神戸町 △川向町 以上鎌道にて、二
 村の村落連住す、
 △長者窪 砂山なり、往昔長者の住せし地なりと傳ふ、江島
 縁起に、武烈天皇御宇、谷前に長者あり、子十六
 人を産り云々、 △初澤口 初噉澤の轉訛にて、江島縁起に、武
 烈天皇御宇、五頭龍初て湖水の南山
 谷、津村の湊に出でて人兒を噉ふ、こゝを初噉澤と名づくこと
 記せる是なり、【江島大双紙】に、初噉澤は長者ヶ窪より北方
 十五六町許山を往て、谷中に澤あり、是を云、 △長山 土人傳
 ふとなり、今に人跡稀なる地なりと記せり、 昔此地に阿彌陀ヶ池と云ふあり、今は芝地となる、養老の頃、
 泰澄六字の名號を書寫して、投ぜしよりの名と云ふ、江島縁
 起に、養老七年三月、泰澄大師島に栖て、大乘經を讀誦し、
 又毎日船に乗て、龍口山に詣づ、龍口山の間に池あり、大師
 日毎に法樂す、一池には光明眞言を書て入る、是を光明眞言
 池と名づく、一池には阿彌陀佛、六字の名號を投ず、是を阿
 彌陀ヶ池と名づくと記せり、寶曆中の刊本【江島大双紙】に阿
 彌陀池、光明眞言池、此二の池、龍口山の東北、陸田中にお
 りと記せり、今は眞言池 の遺名をだに傳へず、
 △御所ヶ谷 △藏ヶ谷 △囚ヶ谷 △竹ヶ谷 △猫地

七里濱圖



ケ谷 △藤子ヶ谷 △伊勢船山 △矢澤山 △牛ヶ窪
 以上の小名すべて二村大牙の地なり、故にこゝに括載す。

○林 二村の持領主の林なり、○海 南方にあり 江戸迄水路二
 十六里、漁船 〇七里濱 稻村ヶ崎 極樂寺 村の屬より以西村落
 に至る迄の海濱を云ふ、其道程關道里とす、七里あり
 仍て名とす、應安六年十一月僧義堂觀中藏主を送て當
 濱に至り 諸友送觀中出門不覺相携過七里濱、表情別之禮
 是日同來六人、【日工集】曰、十一月二十五日、送觀中藏主、蓋同
 途中往返聯句、【鎌倉大變紙】に應永十七年千葉助兼胤、
 新田氏の遺類を獲し、此濱にて誅すと記せり 曰、應永
 新田殿の嫡孫謀反を起し、廻文を以、便宜の軍兵を被催けれ
 ば、鎌倉殿の持所千葉兼胤、生捕にして、七里ヶ濱にて打
 てけ、又同書に寶徳二年四月兩上杉の家長大田備中守資
 清・長尾左衛門尉景仲鎌府を襲ふ、管領成氏江島に逃る
 資清・景仲是を追ふ、時に小山下野守七里灘に出て防戦
 し、創を被り從卒八十餘人戦死せしと見えしは即此濱
 なり 曰、成氏の出頭人共、色々上杉を妨ける間、太田備中
 守・長尾左衛門尉、寶徳二年卯月廿一日鎌倉の御所へ押
 寄、成氏は江ノ島へ遁れ陣取給ふ、太田・長尾、腰越迄寄來り
 ける、小山下野守、七里灘にて馳向ひ、防ぎ戦けるが小勢に
 て家子郎等八十餘人討死、【梅花無盡藏】にも此濱の名見え
 して其身も手負引退く、

たり 曰、移步於由井濱華表之下云々、號此濱爲七里、按ずる
 は誤に、萬里・由井・七里の二濱を以て一所とし、かく記せし
 なり此濱に鐵砂久呂賀あり、其色黒漆の如し極て細密
 にして些も餘の砂を交へず、日に映すれば光輝ありて
 銀の如し、厨刀刀子などを磨くに佳なり、又花貝拾得
 て、作り花にす、故に名づく、或は櫻貝とも云ふ、其色の似たるをもて呼ぶ、と云ふあり、其色艶
 なれば兒女の翫物となせり、又折刀白骨など往々砂中
 より得ることあり、これ屢戰場となりし故なるべし、
 ○袂浦多茂登 七里濱の西にて村落に添へる海々を云
 ふ、濱邊の地形衣袂に似たり故に此名あり、【能因歌枕】
 に袂浦相模と記し【夫木集】にも古人の詠歌を載す、靡
 きこし袂の浦のかひしあれば、千鳥の跡を絶す問はな
 ん按ずるに、起句、松葉集及、寢 〇神戸川 水源一あり、
 並に兩村の溪間より出、字堀内に至り合して一流とな
 り、小名神戸を流て海に入る、鎌倉道を横ぎる所橋を
 架せり、神戸橋と呼ぶ、〇行合川 字田鍋ヶ谷の溪間
 より出七里濱を絶して海に入る、文永八年九月十二日
 日蓮厄難の時龍口よりの使、鎌府の赦免使と行合ひし
 舊跡として此名あり、【註書】曰、文永八年九月十二日相模守
 金洗澤濱 〇金洗澤 七里濱の内行合川の西方を云ふ、
 行合云々

土俗傳て昔黄金を鑿得たり、故に名づくと云へり 以上
 倉志、壽永元年四月將軍頼朝江島參詣の歸路、此地にて
 牛追物の擧あり、下河邊行平・和田義盛・愛甲季隆等箭
 員あるにより各賜物あり、【東鑑】曰、四月五日武衛令出腰越
 令還給、於金洗澤邊有牛追物、下河邊庄司・和田小太郎・小山
 田三郎・愛甲三郎等依有箭員、各賜色革紺絹等、按ずるに、今
 此邊に、生ヶ窪・矢澤山等の 文治元年五月廷尉義經、内府
 宗盛父子を具して下向の時、頼朝爰に關門を設けて鎌
 府へ入れず、梶原景時に命じ當所にて宗盛父子を請取
 しむ、【平家物語】曰、元暦二年五月七日九郎大夫判官は大炊殿
 ば、判官三日路より人を先に立て、案内を申ければ、源二
 位殿梶原を召て、九郎かき□やう、鎌倉へ入なんするぞ、侍
 共召べし、金洗澤に關すえさすべき由仰せらる、梶原金洗澤
 へ馳向て、大臣殿父子を請取奉り、判官をば、夫より腰越へ
 おひ歸し奉る、按ずるに、 正治二年正月將軍頼家雪中大
 庭野 高座郡に狩するの歸途畠山次郎重忠に命じ、爰に
 行廚を設けさせ宴を開き、彼野にて射藝を顯せし波多
 野次郎經朝・工藤小次郎行光等に物を與ふ、【東鑑】曰、正
 雪風烈、中將家令出大庭野給、稻村崎以南、江浦景氣長途催
 興、還御及晚、今日境飯者、畠山次郎重忠所役也、以之暮御
 駄駒構金洗澤、仍於其所至昏黑有盃酒儀、承久三年八月清
 召經朝行光等、賜御馬一疋御劍一腰、

久五郎行盛・大監物光行を具して當所に到る、早く此地にて誅すべきの命あり、然るに光行の長子民部大夫親行が歎訴により遂に恩免ありしかば親行其狀を懷にし爰に馳來りて父の命を救ふ、八月二日大監物光行者、清源民部大夫親行、本自在關東積功也、漏聞此事可被宥死罪之由、泣雖愁申無許容、重屬申伊豫中將、羽林傳達之仍、不可誅之旨與書狀、親行帶之馳向金洗澤、救父命訖、元仁元年六月此地の池にて禱雨の祀を行ふ、六月六日、炎旱涉旬、靈所七瀬御被、金洗澤池、知輔朝臣云々、按ずるに、今此邊に田鍋池あり、是等蓋其遺跡にや、所謂七瀬は、由比濱、岡瀬川、六連、袖河、杜戸、嘉祿二年五月賊首忍寂坊の首を爰に江島及當所を云ふ、嘉祿二年五月賊首忍寂坊の首を爰に梟す、【東鑑】曰、五月四日、結城七郎朝廣、并甲斐源氏淺利太郎馳參申云、去月廿七日申越、白川關於袋辻、號若宮禪師公曉、欲起謀叛、折節相逢路而令誅戮畢、仍持彼首、主虜一兩輩相具之參上云々、則其首被遺金洗澤被懸之與方五十餘人、其主號禪師大將軍名、嘉禎元年十二月將軍賴經違例の時又靈所七瀬の祈禱を行ふ、【東鑑】曰、十二月廿七日、金洗澤陰陽權、【東鑑】曰、十二月廿七日、永八年日蓮祈雨の舊蹟と云ふ、【東鑑】曰、按ずるに、金洗澤の池にて其舊蹟なる歟、金洗澤の條合せ考ふべし、

を二村の鎮神とす、
 ○寶善院 加持山靈山寺と號す、【本寺記録には、泰澄山瑠璃光寺に作る、古義真言宗、手廣村寺、開山は泰澄、神護景雲元年三月十八日寂す、本尊は藥師なり、長一尺三寸九分、聖德太子作、】 △鐘樓 △觀音堂 十一面觀音、長二尺二分、行、
 ○妙典寺 龍口山と號す、片瀬村龍口寺、輪番八ヶ寺の一なり、故に皆此山號あり、【下二寺、是法華宗、比谷谷妙、開山は阿闍梨天目と云ふ、其像を置く、池上右衛門本寺末、開山は阿闍梨天目と云ふ、門大夫宗仲の作なり、正和二年の創建にて本尊宗法の諸尊を置く、】 ○本龍寺 龍口山と號す、【本寺前、妙音阿闍梨と號す、日蓮の弟子、】 開建す、本尊宗法の諸尊及び鬼子母神・十羅刹女、【日蓮、開眼、三十番神、日行、日蓮の像二軀、一は日朗、一を安ず、寺傳に此地は比企三郎高家の舊跡なりと云ふ、按ずるに、此人の事跡所見、開基、比企判官能員が子、大學三郎などの事にや、】 ○東漸寺 龍口山と號す、【下總山法華、開山は日東、正蓮阿闍梨と號す、本尊三寶祖師を安ず、】 ○觀音堂 寶善院持、○彌陀堂 腰越村淨泉寺持、○幽谷庵 片瀬村常立寺持、
 ○腰越村 巨之古、江戶より行程十三里、津村郷に屬す、地形津村と混淆して辨別しがたきが故に四隣廣袤等は總

て彼村に括載す、【當村の地形、北方は小山連續して高く、南は海に瀕して低し、其地に道して、往來を通ぜり、故に山腰を踰越するの義に取れるならん、江島縁起に湖水の惡龍、邑里に出て、兒子を噉ふ事止す、土人悉く他に移れり、故に子死越と云ふと記せ、】 是は全く附會の説なり、古昔は鎌倉大磯中間の郵驛にて、【東鑑】曰、文治元年の條に、腰越驛と記す、今も民、當所經歷の事蹟古記戸連住して、頗る古のさまを存せり、【源平盛衰記】曰、八月廿五日、に散見せり、治承四年八月石橋山の役に和田義盛當所に路し、酒勾驛、【源平盛衰記】曰、八月廿五日、に腰越稻村云々、打、壽永元年四月頼朝江島に詣る路次此地を過れり、【東鑑】曰、四月五日、武、元暦元年木曾義仲追討の時佐々木四郎高綱當所に係り上洛す、【源平盛衰記】曰、佐々越・片瀬川云々馳過、文治元年五月廷尉義經内府宗盛を具して相模川を打渡、【源平盛衰記】曰、五月、義經、數日爰に抑留せられて事あり、【事は満福寺の條に詳なり、】 五年六月奥州泰衡の使即新田冠者高平義經の首級を持參す、頼朝和田義盛・梶原景時等を當所に出して實檢せしむ、【東鑑】曰、六月十三日、泰衡州首於腰越浦言上事由、仍爲加實檢、遣和田太郎義盛・梶原平三景時等於彼所、各着甲直垂、相具甲冑、從二十騎、件首納黒漆櫃浸美酒、高平僕從二人荷擔之、按ずるに、本年閏四月泰衡、義經を衣河の館に襲て是を殺す、建保元年五月和田の亂に横山右馬允時兼一族郎等を引率し武州より馳向

し時當所を歴て鎌倉に至り、義盛の陣に加はる、【東鑑】曰、五月三日、小雨灑、寅越横山右馬允時兼、引率波多野三郎・横山五郎以下、數十人之親昵從類等、馳來り腰越浦之處、既合戰最中也、仍其黨類皆弄鎗笠於彼所、積而成山、然後加義、【海道記】に盛陣、義盛軍兵三千騎、猶追奔御家人等、光行が、【海道記】に「も此地を過りしこと見ゆ、【東鑑】曰、腰越と云、平山の交を、元弘三年五月新田義貞鎌倉を攻る時、軍勢當所を放火し頓て義貞此地を経て極樂寺坂に馳向ふ、【太平記】曰、五月十八日の越・十間坂、五十餘ヶ所に火を懸て、三方より寄懸たり、同建廿一日の夜半計に片瀬・腰越を打廻り、極樂寺坂へ打臨云々、建武二年八月中前氏の亂に相模次郎時行鎌倉へ敗走せし時當所にて踏留り足利尊氏の兵と合戦に及び葦名判官討死す、【平家の兵前後に圍れて、一戦にも及ばず、皆鎌倉を指て引けるが、又腰越にて返し合せ、葦名判官も討れにけり、】 延元元年十二月奥州の國司中納言顯家上洛の路次、鎌倉に打入、此地にて尊氏の兵士と戦ひ利を得たり、【櫻雲記】曰、月廿四日、鎌倉小壺・杉本・前濱・腰越所々の合戦に、顯家利あり、按ずるに、【元弘日記】裏書、延元二年九月の事となす、曰、義良親王并顯家卿有西征之義、於鎌倉・小壺・杉本・前濱・腰越、有合戦官軍皆有利、【太平記】には此戰を漏すと、【とも、顯家の西上は、延元元年、應永廿二年十月上杉禪秀の亂に足利持氏鎌倉を落し時、當所の海濱を過りて小田原宿に走る、】 倉大草紙、十月四日の條曰、人力防に不叶、持氏落させ給ふ、安房守も御供申、極樂寺口へかゝり、肩瀬・腰越汀を打過給ひ、及黄

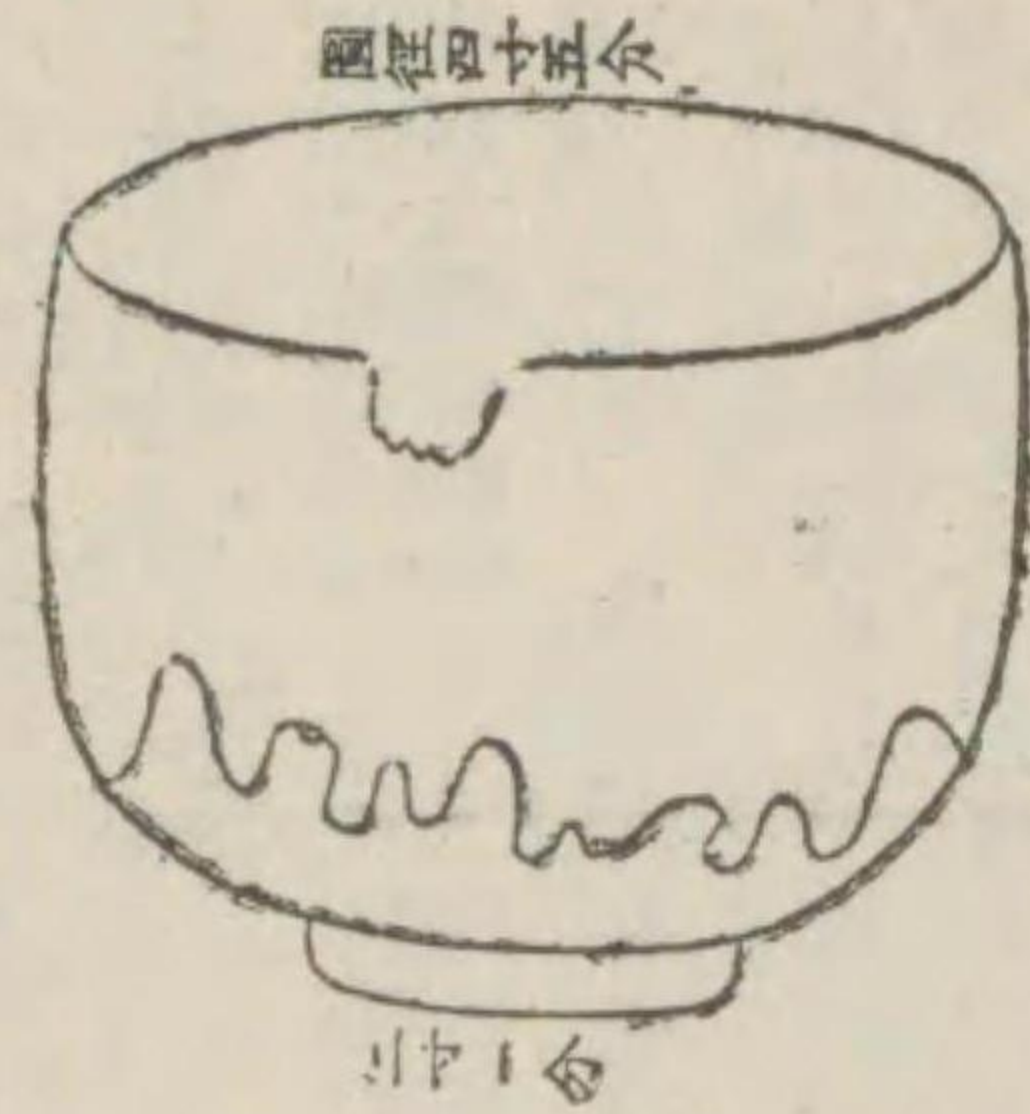
昏小田原の永享の亂春王・安王持氏の息獲せられ、上洛の路次宿に着給ふ。【結城戰場物語】曰、春王殿、鎌倉に名殘借くは思當所を過れりへともこしこへ。片瀬相模川、早く打過て云々。又古は當所に刑場ありしにや、養和元年閏二月頼朝三浦介義澄・比企四郎能員等に命じ、志田三郎義廣が與黨の頸を當所に梟せしむ。【東鑑】曰、閏二月廿七日、朝政使參上、相具比企四郎能員等、被遣。四月豆州小菅井の名主平井紀六久重を爰に梟首す。四月十九日、於腰越濱、梟首四人平井紀六、按三郎宗時を射て是を殺す。九月桐生六郎其主足利太郎俊綱を弒し其首を持參す、頼朝鎌府に入しめず、直に當地に向ふべき旨を令す、是俊綱の首を爰に梟せしめんが爲なるべし。又曰、九月十六日、桐生六郎持參俊綱之首、先自武藏大路、立使者於梶原平三之許申案内、而不被入鎌倉中、直經深澤、可向腰越之旨被仰之、按ずるに、此時俊綱自立の志あり、故に兵を遣て是を討しむ。建久二年十二月六日和田左衛門尉義盛奉りて、前右衛門尉康盛を爰に梟首す。又曰、十二月六日、前右兵衛尉康盛、於腰越邊梟首、左衛門尉義盛奉行之、按ずるに、康盛は伊達右衛門尉が家人なり。右衛門尉誅せらるゝの後、討手に向ひし北條平六左衛門を、安貞元年六月高橋次郎其主北條泰時の次男、武藏二郎時實を弒するに、當所にて死刑に處せらる。【東鑑】曰、六月十八日、武藏二郎時

實（武州當腹二男年十六）爲家人高橋二郎被殺書給、伊東左衛門尉時郎從、伴處進於高橋、即日於腰越邊、被處斬刑云々。かく當所に於て刑戮に處せられし事、歴然と所見あれど今に於ては其遺蹟をたに傳へず。按ずるに、西隣、片瀬村小を行はれし事、古書に證あり、彼地舊くより、其所屬定かならず。【鎌倉志】にも、龍口寺は腰越村の内なりと載せ、【江島大草紙】には龍口山は津村に有て、山は腰越と片瀬に接すと記せり、又彼村の傳に、龍口明神の社地、舊くは腰越、片瀬、津村三村の地に接して、其所屬分ち難かりしが、安永二年より彼村の屬と定まりしと云ふをもて合考すれば、古書に、或は腰越、或は龍口と分ち記せしも、其實は一にして、刑場二所相並べ。天正小田原の役に豊臣秀吉當村に制札を出せり、今中之村長慶寺に傳ふ腰越とあり。今地頭大久保佐渡守忠保右は御料享保十年大久保氏に賜なり、鎌倉道村南を通す。幅三、家數三百五十二鎌倉道の。漁釣を専として生産を資く、檢地は寛文六年成瀬五左衛門重治改む、延享二年高野郷右衛門が檢せし新田あり。○高札場 津村と組合持なり。○小名 津村と其地犬牙して唱呼同じければ彼村の條に括載せり。○林 ○神戸川 以津村に闔載す、これ二村錯雜するが故なり。○海 巽方にあり、江戸迄海路二十六里、漁船六十艘餘増減言字極印船七艘を置く、貞應元年四月此浦邊に死鴨流れ寄し事あり。【東鑑】曰、四月廿六日、近日前濱・腰越等、浦々死鴨寄來

安貞元年閏三月海潮赤色に變ず。【東鑑】曰、閏三月廿日、腰越海邊潮赤而如血。建長四年二月にも亦此妖あり。【東鑑】曰、二月廿八日、申池之水如血、廣三丈許、及晚消滅、按起自腰越海上至和賀津而ずるに和賀津は鎌倉材木座村の屬。○七里濱 ○袂浦 ○行合川 ○金洗澤 ○田鍋池 以上各津村に闔載す併見るべし。○八王子社 守鎮とす、幣殿・拜殿あり、社地を小動古由留と云ふ。按ずるに、【鎌倉志】に此地を當國の名所、小余呂伎磯と云ふとなし、證歌を引用し、或は大磯の濱を詠とも記したるは、謬と云ふべし、彼名所は、海本地佛十一面觀音銅像、綾郡大磯の屬なること論を俟ず。長四を安す、牛頭天王歳德神を合祀し、三神社の額を扁す。今の領主の筆縁起に據るに文治中佐々木盛綱の勸請と云ふ、毎年正月十六日を祭期とし、六月十四日には天王の祭事を行へり、境内社後に至れば翠岩丹壁峙立して海中に突出し頗勝地たり、別當は村内淨泉寺兼管す、神木銀杏樹あり。周回五尺九寸。【神寶】 △劍一振、元弘三年新田義貞鎌倉を攻るの時當社に祈誓し、成功の後報。△末社 稻荷 金毘羅 賽として、奉納せし物と云ふ。△末社 稻荷 金毘羅 天神 船玉 第六天 山王 十羅刹 辨天 宇賀神 △小動松 淨泉寺略縁起に弘仁中、弘法小動山に登り一七日護摩を修せしに満日當山の松樹に神女影向あり

小動の松と云ふ是なりと記し、又文治年中佐々木盛綱當山に詣て老松樹の邊に至るに此松平日風なきに、枝葉靡き動く、其妙音恰も琴瑟の如し、天女遊戯の靈木なり、此故に此松を小動の松と號すと記せり。【鎌倉志】に、海邊へ指出たる松あり、風無に常に動く、故にこゆるきの松と云ふとなりとあり。○本成寺 龍口山と號す、片瀬村龍口寺輪番同宗八ヶ寺の一なり、故に此山號あり。下二寺是、法華宗、覺寺末、開山日賢。淡路阿闍梨と號す。延慶二年に建つ、本尊三寶祖師を安す。○勸行寺 龍口山と號す。豆州玉澤妙、開山日實。梨と號す。嘉元元年建つ、本尊三寶祖師及文殊。銅像長一寸八分、海を置く。○法源寺 龍口山と號す。下總國中山、阿闍梨と文保二年に建つ、本尊三寶祖師。法華經末、開山日行。妙音福寺 龍護山醫王院と號す古義真言宗。手廣村青蓮寺末、開山は行基、中興は高範。承安三年三月十六日寂す、本尊は藥師なり寸、行基作、同作の日月光、十二神もありしとぞ、不動弘法作。が、寛文中、回祿に烏有せしとぞ、不動長八寸十一面觀音。同作長二尺五寸、彌陀一尺五寸、等を安す、文治元年五月延尉義經頼朝の不審を蒙りて鎌倉に入られず、當所に滯留す。【東鑑】曰、五月廿四日、源延尉義經、如意平朝敵訖、刺相具前内府參上、其賞兼不疑之處、日來依有不善之聞、忽蒙

御氣色、不被入鎌倉中、於腰越驛、徒涉日之間、愁鬱之餘、付因幡前司廣元、奉一通款狀、廣元雖披見之、敢無分明仰、追可有左右、當時即止宿の所なりと云ふ、【垂加全集】曰、腰越之源云々、當時即止宿の所なりと云ふ、越是源延尉、以平將來、爲武衛所拒、數日逗留、上申狀之地也、此時大江廣今滿福寺其宿所而、申狀草創猶在焉云々、此大江廣元に就て呈せし款狀の草案なりとて今に藏せり古文書部に詳載す、世に腰越狀と稱す是なり、辨慶が書記せしと傳ふれどおぼつかなし、【寺寶】 △藥師畫像一幅弘法 △錫杖一握 △椀一口辨慶手澤の物なりと傳ふ、其圖左の如し、



△地藏堂 △鐘樓 元祿中鑄造の鐘をかく、△天神社 △稻荷社 △辨天社 池嶼にあり、△硯池 本堂の前にあり、是辨慶款狀を書し時、池水を汲て硯池に滴す故に此名ありと云ふ、池邊に腰掛石といふあり、辨慶が腰を掛し所といふ、○淨泉寺 小動山松岩院と號す 本寺前此地に至り、江島神女の靈感により創建すと記す 中興元秀 弘治四年四月十三日寂本尊不動作長一尺二寸、左手に劍を持る像なり 及び地藏 長五寸三分を安ず、【寺寶】 △四神畫像一幅丹生、氣比、高野、嚴島の四神なり、弘法筆、 彌陀堂 ○正山坊

之、到固瀨驛、重繼不進前途、頻以敬嘯之間、各還參、建長四年四月宗尊親王鎌倉の將軍として下向ありし時、鎌府の諸員當所に出迎へ是より鹵簿を整ふ 四月一日寅一點、親王自關本御出、來一點、出承久の亂に三浦平九郎胤義が洛よりの間使、五月十九日此地に馳着しこと【承久記】に見ゆ 相添て、承久三年五月十五日の酉刻、都を立て劣じ負じと下ける程に、同十一遍諸州を遊行の時弘安五年三月當所館の御堂にて斷食し別時を行ひ、頓て往生院に一宿あり 一遍上人六條緣起曰、弘安四年三月、斷食して別時し給ふ、願行上人の門弟、上總の生阿彌陀佛來臨して十念受奉りて、六日の朝、往生院へ召請し奉り、一日一夜待りける、按ずるに、館の御堂、及往生院の古跡今詳ならず、夫より地藏堂に徙りて數日滞留せり 事は下地藏堂、元弘三年五月新田義貞鎌倉を攻る時、十八日の早天に近郷五十餘所を放火す、當所も此兵燹に罹れり 腰越村條に引用せり、此時天野七郎左衛門經顯忠戦をなし家僕等こゝにて討死す 諸家系圖纂曰、天野尉、元弘三年五月十八日、鎌倉合戦、片瀬、稻村崎、前濱、鳥居脇致忠戦、若黨家子令討死、廿一日義貞此地より腰越を経て極樂寺坂へ打向 越村條に引用せり、建武二年八月中前氏蜂起の時も當所にて合戦あり、相模次郎時行の兵敗北す 遠江橋本より云々、相模河、片瀬、腰越、十間坂此等十七度の戦に、平家二萬餘騎の兵共、或

片瀬村常立寺、○閻魔堂 淨泉寺持、○地藏堂 萬福寺持 片瀬村 加多勢 古或は固瀨に作る 其餘の諸書、皆今の文字の如し、江戸より行程十三里、小坂郷に屬す、東西一里三町餘、南北十五町餘、東、腰越、津村二村、南、江島、西、民戸百六十五、藤澤より鎌倉江島への道、坤方より入て村中を貫き、小名下ノ谷町にて二道に分る 間、江島に達する處は海中一町餘の際潮落の時砂磧となり徒涉すべし、潮滿れば行人を肩して涉せり、按ずるに古は徒涉の事なしと見ゆ、【東鑑】建保四年正月の條に江島明神に參詣の人、舟を捨海上を徒涉せしを希代の神變なりと記せり 相模國江島明神託宣大海忽變道路、仍參詣之人、無船之煩始自鎌倉國中、縹素、上下成群、誠以未代希有神變也、三浦左衛門尉義村爲御使向其靈地令參、嚴鎌倉より大磯驛に達せし古道は海濱にあり重之由中、鎌倉より大磯驛に達する中間の郵驛に高座郡鶴沼村に達す、即古は鎌府より大磯驛に達する中間の郵驛にて【東鑑】建保六年建長四年等の條に固瀨驛固瀨宿など載す、腰越古驛と相連れり 當寺宿驛な、今尙民戸頗る聚落をなし、腰越村と接壤す、建保六年三月勅使權少外記中原重繼 按ずるに、實朝左馬寮御監宣下歸路の時、實朝の命により二階堂行村、小山朝政等此地まで送り參る 李部并大夫判官行村、小山左衛門尉朝政、奉仰爲送

は討れ、或は創を被れり、此時時行の兵會津遠江守盛貞此地にて戦死せしとなり 武州埼玉郡牛重村民、喜右衛門の家乘に、會津遠儀傳庵、建武二年八月十七日、尊氏と戦て、片瀬の浦にて討死す、應永廿二年十月上杉禪秀の亂に管領持氏鎌府を逃れし時、此地を過れり 紙に據るに腰越村條にも此事あり、併せ見るべし、又往昔村内小名龍ノ口にて犯罪の徒を刑せし事多く古記に散見せり、文永八年九月十二日、日蓮刑に處せられんとして辛く助命ありしも此地なり 贊曰 文永八年九月十二日、爲副元帥平時宗之使者、頼綱已下數百人武士等、來名越小庵擲取聖人、申尙終出鎌倉、日中渡小路、漸至龍口之海邊、兵士打圍頼基悲働、聖人切諫、是吾喜何汝愛、然則頼基者、聖人勿頭即座可自殺申定、然子尙終坐于敷皮、向南方合掌、思惟言時及澆季、善神去國聖人辭處、宿賢聖頂正直頭、然日蓮正法行者也、天神地祇本朝諸神等、何違靈山約束、不加擁護、當時鳥巽大光物、形如滿月、飛乾、現于列頭座上、如鷹隼飛移後山大松木見、即時雲霧立爲昏闇、此光物月天子所現也、或云八幡大菩薩所變也、爰重連郎等、越智三郎左衛門尉直重、既欲刎頭、其刀折落地、手足不動、警固武士等鎗魂偏地或馳去或落馬或馬上躍、又殿中大星流、大地震雷電光、空中有聲告曰、失正法行者滅子孫亡國土、相模守大驚、日蓮法師着戮遣使、與龍口使者、於金洗澤濱往向、聖人曰、既爲被刎頭、雖然諸天神、未被捨日蓮、爲令誅國主府正法行者、靈應不思儀神驗也、若人欲加惡刀杖及瓦石、即遣變化人爲之作衛護、刀杖不加等之妙文現證、建治元年九月元の信使五人を當所にて既朗後生執疑云々、

勿頭す【保曆間記】曰、四月十五日、大元使、長門國寶の津の浦に付く、八月件の新使五人、關東へ召下され、九月七日龍ノ口にして首をはねらる、按ずるに、弘安三年二月元使杜本書元年の傍記に、いに二年と載す、

世忠を捕へ來たり、爰にて首を刎ぬ【北條九代記】曰、弘安三年二月二、太元より使者として、杜世忠を遣はし、太宰府に着岸せしかば、頓て捕へて鎌倉に告たりければ、關東に召下し、龍ノ口にて首を刎ぬ云々

永仁四年十一月吉見孫太郎義世を刑せらる【保曆間記】曰、河守範頼四代孫吉見三郎入道頼氏の男、吉見孫太郎義世、謀反の聞え有て召取、龍ノ口にて首を刎られ畢、曆應二年二月普恩寺左馬助以下、十三人の凶徒を爰にて刑す、鶴岡社務記録曰、己卯二月、自伊豆仁科城、凶徒廿七人目代具參、此内十三人者、於龍口被切了、大將普恩寺左馬助云々、

文和二年五月相模次郎時行、長崎妙阿四郎等三人、此地にて誅せらる【文和二年癸巳五月廿日於龍口相模次郎時行、長崎妙阿四郎、工藤二郎被誅畢、貞治元年九月畠山阿波入道々誓追討の時江戶修理亮を當所にて生捕り、斬に當つ【太平記】曰、康安二年九月、江戶修理亮は龍口にて生捕れて、斬れぬ、應永廿四年閏五月上杉禪秀が與黨、岩松治部大輔滿能入道天用を舞木宮内承獲し此地にて刎頸せらる【鎌倉大紙】に光寺の條、併、今は刑場の遺名をだに傳へざれば其蹤跡詳せ見るべし、永祿の頃は北條幻庵内室の粧田にて富士・大森兩氏の給田に宛行へり【役帳】曰、御新造知行分、八十四貫五百文、東郡片瀨郷、富士・大森に被下、今大久保佐渡守忠保領分、三年、大久保氏に賜ふ、及び江島

本宮石十五、上宮石十兩社の領交れり【寶永三年十月御寄附ありて四年三月社領に渡れり、檢地は寛文八年成瀬五左衛門重治改む、又延寶二年・貞享三年の兩度に同人の糺せし新田あり、農隙には專漁釣をなして生産を資く、村西に流作場あり、片瀨川の對岸高座郡鶴沼村の地に接せりと唱ふ、飛地二所鶴沼村にあり

○高札場 ○小名 △門前町 龍口寺門前の人家を云ふ、△下ノ谷町 △上町 △西方町 △新屋鋪町以上、村落 △龍ノ口 龍寺所在の總名なり、【注書】及び【江島縁起】に據に、昔深澤の長湖に栖し五頭の龍、江島明神の靈感に依て、降伏し山をなす、即當寺域内の山是なり、故に地名となりしとぞ、應永十八年六月管領持氏の評定始に、當所にて禱祀を行ひしこと、【鎌倉大草紙】 △唐ヶ原 △砥上原 △八松原 以上三原はに見えたり、唐ヶ原は、洵綾郡砥上・八松二原は、隣郡高座の屬なり、【鎌倉志】に當村を附録せしより土人もかく誤り傳へしなるべし、 △塚田 △殿山 △宮畑 △立石谷 △北ノ谷 △鯨骨 △中瀬 △藤ヶ谷 △地藏面

○石籠山 村北にあり、空海山巖を穿て穴居す、因て此名ありと云ふ、寶永の頃僧快祐其舊蹟に就て小堂を營み、法生庵と號せしが谷と唱ふ、後廢せり、其寺の鐘は今本寺青蓮寺村、に存せり 鐘銘曰、相陽鎌倉郡、石籠山鐘仁之天、欲與妙音無衣之鳥、豫穿此石籠、專爲祈修道場云々、沙門快祐就斯曰、址經始小堂安尊像寶永七年仲秋、求法開基

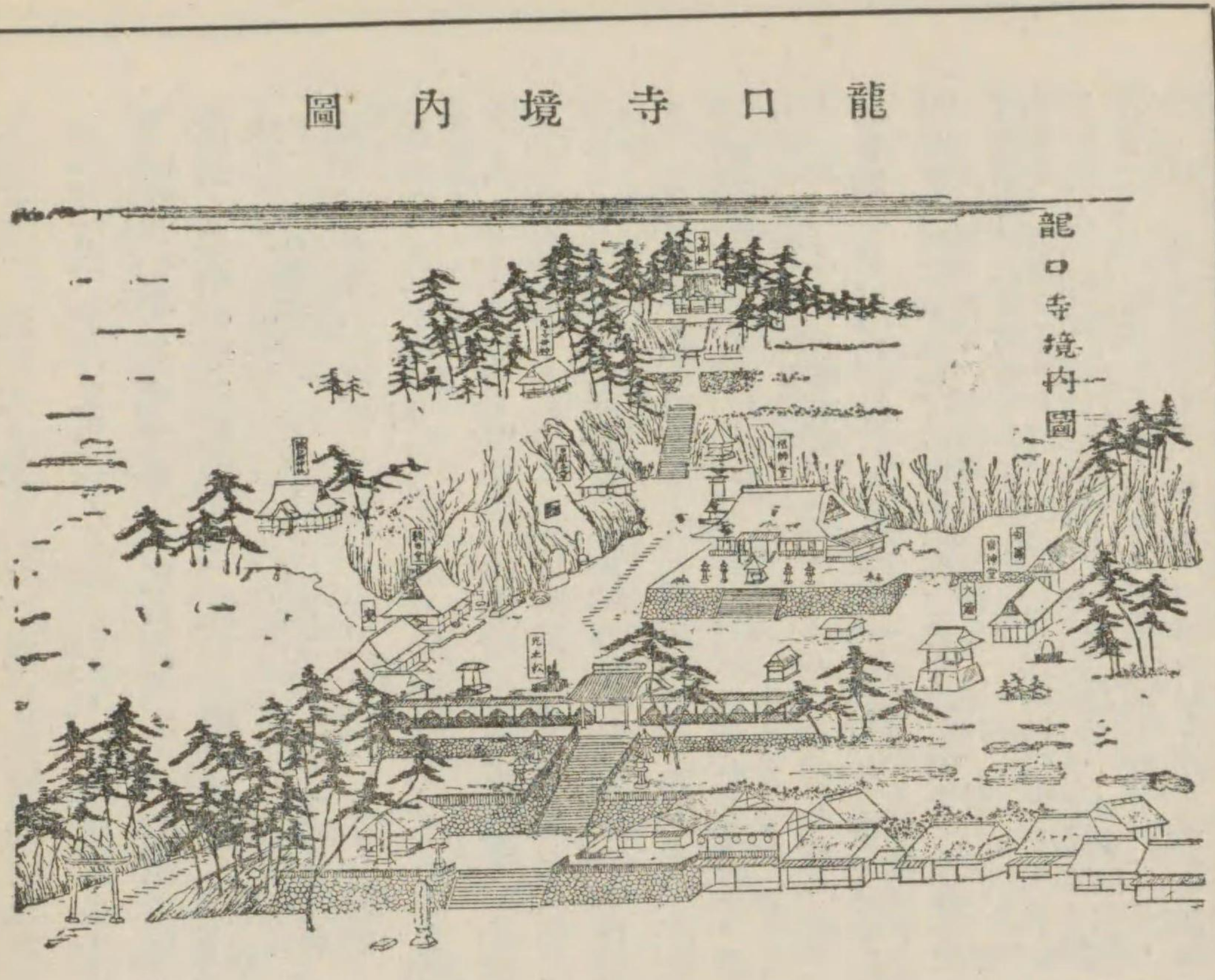
快祐 ○駒立山 石籠山の北に續けり、山頂に炮術訓練場あり 俗に御鐵砲下ヶ失場所と稱す、訓練の頃は爰より大銃を、鶴沼村の閑地に放つ、これ高に登て低きを撃つ訓練をなすなり、享保十三年、訓練の事始りし頃は、當村の海濱にて平場の訓練もありしが、今は高座郡の閑地にて、平撃の訓練あり、○狸臺 東界にあり、○海 西南の二方を廻れり、大小の船十艘 數内五大力船二、を置く南方江島に對する海涯を、神戸川岸と呼べり、公私の行李を起運する處なり、又諸國の廻船も舳岸す、○片瀨川 境川の下流なり、當村の界を流るゝを以てこの名あり 對岸鶴沼村にては、尙境川と呼ぶ、郡界を延互して、海に入る幅五六間より二、此川名、古書に往々散見せり、【東鑑】に、治承四年十月、平家の方人大庭三郎景親を、此河邊に於て梟首す 曰、十月廿三日、着相模國府給、景親遂以爲降人、參此所即被召預上總權介廣常、廿六日、於固瀨 養和元年七月和田義盛天野平内光家奉り、河邊景親梟首 爲降人、參此所即被召預上總權介廣常、廿六日、於固瀨 養和元年七月和田義盛天野平内光家奉り、長佐六郎が郎等左中太をも爰に梟せし事見え 七月廿一、和田義盛、梶原平三景時等、奉仰相具昨日被召取之左中太固瀨河、而迄而遣遠藤武者於稻瀨河邊、被仰曰、景時若宮造營之奉行也早可令歸參、天野平内光家爲彼替、義盛相共可致沙汰者、遂到彼河邊梟之、雜色濱四郎時澤、爲別御使實檢之、又【源平盛衰記】に壽永元年木曾義仲を追討の時、佐々

木四郎高綱此川を越て上洛すと見えたり 曰、佐々木四郎にて、稻村・腰越・片瀨川・砥上原、光行が【海道記】にも此八松原馳過て相模川を打渡、河の名所見あり 曰、固瀨川を渡て江尻の海汀を、元仁元年六月祈雨の爲陰陽權助親職奉りて七瀬の禱祀あり、此河其一に値れり 雨、被行靈所七瀬御秋、固瀨河、親職云々、嘉禎元年十二月將軍賴經不例により四境の祭を行ひし時も當所其一にて縫殿助文方此河邊に禱祀す 十二月廿二日、爲御不例御祈、被行四角四境、又七所に於て靈所の祭あり、當所は主計大夫廣資勤む 廿七日、重爲御祈、被行靈所祭固瀨川主計大夫廣資、北條時頼豆州三島に參詣の時、青砥左衛門藤綱忍て扈從しけるが牛此河中に在て尿するを見、早歳の民凍餒の愁あるを風論せしこと【北條九代記】に見えたり 曰、西明寺、青砥左衛門藤綱と云ふ者あり、平時頼三島詣の時、忍て供奉し片瀨川の中にて、牛の尿をしけるを見て、哀己は守殿の御佛事を風情しける牛かなと打笑ければ、待共故を問しかば、さればこそ、此數日雨不降、田畑葉を枯し、諸民饑を悲む所に此牛尿せば、田畠近き所にもあらで、川中に捨流しつる事、又よと云ふ、後に此事、時頼の聽に達し、仕進せり云々、又古人の詠吟にもあり、【歌枕名寄】に鴨長明が露旅の歌に、浦近き砥上が原に駒とめて、片瀨の川の潮干をぞ待れば、蓋長明鎌倉へ下向の時詠なるべし、【夫木

【注書贊】曰、欽明天皇十三年四月、自十二日戌寇至二十二日、江野南海湖水漲口、雲霞蔽天水氣、大地震動終日不息、天女顯雲上、海上成一鳥曰江島、天女降居、是辨財天女應作、湖水惡龍遙見天女美質、竊感至天女所、天女最不快曰、有、有本誓普字群萌、汝無慈憐悉新生命、委其不同、何配偶好述、龍曰、我任教命、誓自今後爲物不有毒、垂哀憐遂此志、天女輒諾、其後救人還施慈悲德、龍又立誓向南成山、龍口山是也、日子亥方明神、養老七年奉澄大師住島誦大乘經、又每日乘船、請龍口山云々、此說、江島緣起にも見ゆ、を祀れると云ふ、例祭九月九日津寶善寺持、○上下諏訪社 共に當村の鎮守とす、鎌倉路を隔て上下の兩社相對せり、例祭七月廿七日、△末社 船玉 金毘羅 天神 稻荷以上、上諏訪 山王 第六天 白山以上、下諏訪 △池 下諏訪の社邊にあり諏訪池と呼べり、△別當玉藏院 諏訪山と號す本山修驗小田原玉藏院 本尊不動を置く、○石神社 玉藏院持下同じ、○神明社

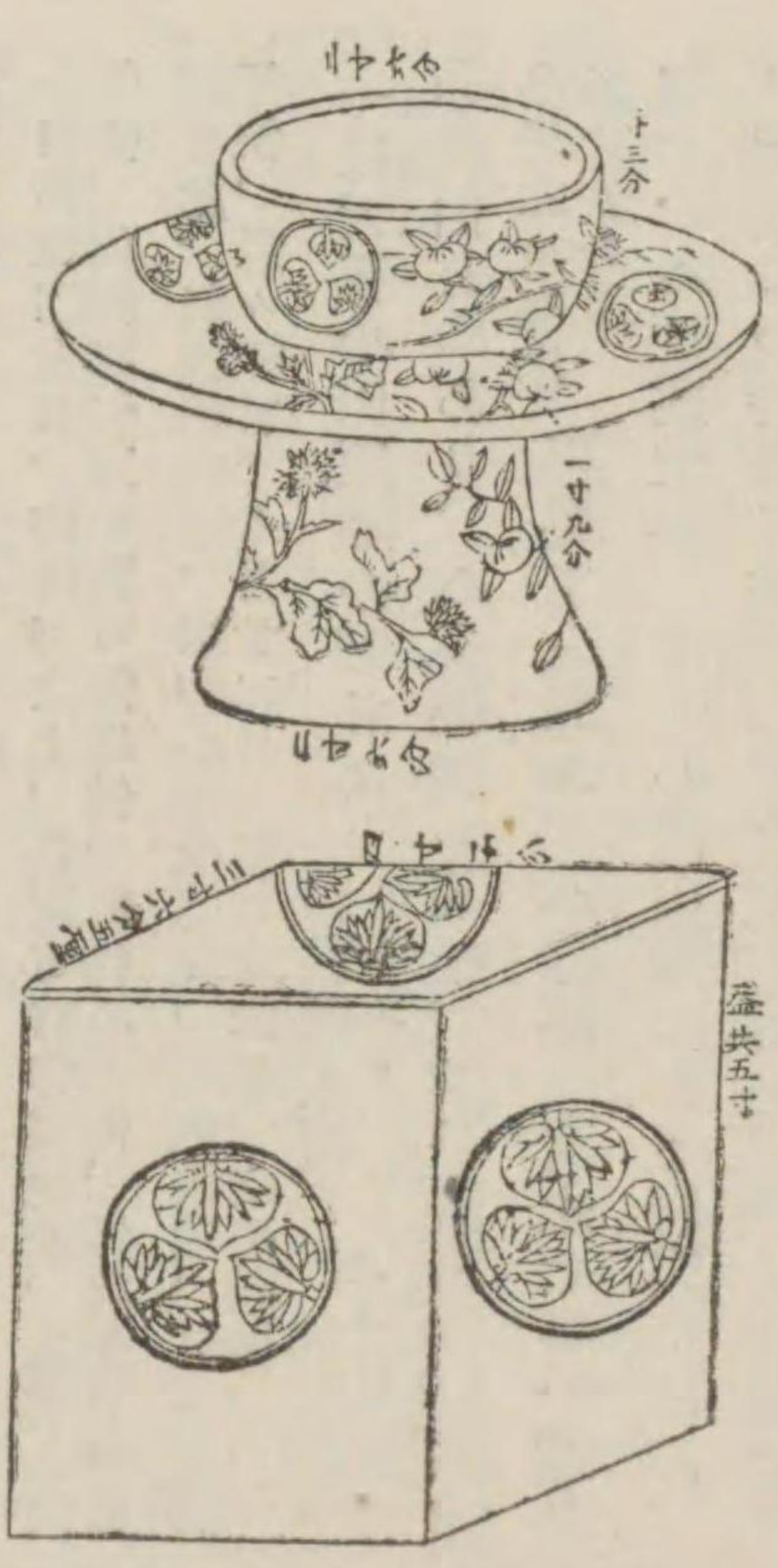
○龍口神社 津村腰越兩村の鎮守なり、社地元は當村津村・腰越三村に接して所屬定らざりしが、安永二年の爭論より當村の屬に定まると云ふ、神跡五頭の蛇形長一尺、泰澄作にて白髭明神長五寸、を前立とす、相傳へて欽明帝十三年江島神女の靈感に因て、降伏せし深澤の毒龍澤・鳶澤と唱ふ、

○龍口寺 寂光山と號す法華宗無本、文永八年九月十二日宗祖日蓮刑に當りし舊跡たるを以て弘安の頃六老僧等力を戮せて創立し註書贊曰云、龍口相州片瀨内也、伏案大難云々、於彼 即日蓮を開山となし、近隣八箇寺村内常所建立一寺、即日蓮を開山となし、



祖師日蓮なり長二尺二寸五分、堂内に敷皮石長二尺三寸五分、稱するあり註書贊曰、鋪皮石古跡在、或は首の座石とも呼ぶ、是日蓮斬に當らんとし、座を設けし石なりとぞ堂頭に敷皮堂の三字を扁す寶鏡寺宮、墨、每歲九月十一二兩日の會式には宗門の緇素群參せり、【寺寶】七字七幅 日蓮の眞跡なりと云ふ、△制札二通 一は小田原北條氏より出せる制札なり其文曰、禁制、於寺中諸人取事、右至于違犯之輩者可致披露旨被仰出者也、仍如件、天正十五年丁亥八月七日、宗悅奉之龍口寺、北條氏虎印を押す、此制札を乞に就て宗悅よりの返翰あり儀、豫使僧申候、即口披露相調可申處、有御行之旨、三日之内御出馬仁候條、萬端御取籠候而、此度者延引申候、雖然如何様仁茂與存仁付而一日御使口置候、御歸馬之上、急度可有御催促候、後代之儀候條、如何様仁茂申調可進之候、可御心易候、爲其先日者御越之處、無指儀御歸、無御心元次第候、取亂候間、早々及御報候、恐々謹言、七月廿二日、龍口寺御報、宗悅華押、一は天正小田原陣の制札なり相模國、本蓮、△七面社 寺後山上にあり、△番神堂 某年、松平淡路守利次室鳥居左京亮忠 再興すと云ふ、△鐘樓 寛永七年の鐘を掲ぐ、△日蓮土牢 本堂の西山麓にある岩窟を云ふ、日蓮厄難の時假に設けし牢なりと傳ふ、傍に膳窟と呼べるあり、同時膳所たりし遺趾と云ふ、△經八稻荷社

○常立寺 龍口山と號す身延久遠寺末龍口寺輪番同宗八箇寺の一なり、故に此山號あり是に同じ、開山は日豪と云ふ武州碑文谷法華寺七世、永正中、豪、日向山利生廢寺の舊池に就て開基し、今の寺山號に改め、當宗に屬すと云ふ古昔の傳へ、△番神堂 堂地もと古塚あり、誰姿森多我須と賀茂利と、其塚上に此堂を建しと云ふ今は類廢せり、○本蓮寺 龍口山と號す京本國寺末、寺記に據るに推古帝の三年義玄高麗惠慈の、創建し後泰澄、弘法、慈覺等の高僧居住す、元曆中賴朝再建せしとなり、當時密宗たりしが文永八年九月十二日、日蓮止宿ありし舊跡なるをもて嘉元中日秀僧、改宗して再建せしとぞ、困て秀を中興とす、本尊三寶諸尊及び宗祖の木像二軀を安す一は中老日法作、臺一は日像作、臺座を合て、慶安二年八月寺領七石の御朱印を賜へり、【寺寶】△赦免狀一通御下知之趣、於守殿日蓮法師不可誅之由、以南條七郎、被仰出所如件、九月十二日、平左衛門尉殿、信濃判官入道觀正、在判、按ずるに、平左衛門尉は執權北條氏の、是日蓮龍口の厄に鎌倉より下せる免狀とて摹刻して世に傳ふるものなり、△御天目臺△御茶入箱 此二品は慶長の頃、東照宮此邊渡御ありし時、御休憩あり、御茶を召上られし器と云ふ、其圖



左の如し、△七面堂 三十番神をも置く、△鐘樓 寛永十年の鐘をかく、△稻荷社 △支院 佛乘院・圓頓房・本光坊今皆廢す、△長者塚 津村長者の墳と云ふ【江島縁起】に武烈天皇の御宇五頭龍湖水の南山谷・津村の湊に出て人兒を噉ふ云々、谷前に長者あり、子十六人を産り毒龍の爲に吞れ、悲歎懊惱して舊宅を離れ西里に移る是を長者塚と云ふ云々と記し、寶曆中の刊本【江島大雙紙】にも長者塚の形を存す彼長者が子を埋めし所と云ふと記せり、△兒櫻 長者の兒十六人の墳なりと傳ふ、又子安櫻とも呼ぶ子安祖師よりの名なりと云ふ、○泉藏寺 片瀬山大聖院と號す、古義眞言宗手廣村寺蓮寺末、本尊は不動なり、元文元年回祿に罹り古傳を失ふと云ふ、○密藏

寺 寶盛山藥師院と號す本寺前開山は有辨 德治元年正月中興は祐與 天正五年十月六日寂す、本尊は藥師なり、○地藏堂 小名上町にあり、六條縁起に片瀬濱の地藏堂と記し弘安五年三月より七月に至る迄、一遍こゝに寓居の際歸依の道俗群をなし紫雲花降の奇瑞ありしこと見えたるは此所なり日、弘安五年三月二日、片瀬の館の御堂と云ふ所に於て、斷食別時し給ふ、願行上人の門弟、上總の生阿彌陀佛來臨して、十念受奉りて六日の朝往生院へ召請し奉り、一日一夜侍りける、七日の日に、片瀬濱の地藏堂に移り居て、數日を送り給ひけるに、貴賤雨の如くに參詣し、道俗雲の如に群集す同道場にて三月の末に、紫雲立て花ふり始めり、其後は時に隨て連々此奇瑞ありき、人疑をなして問奉りければ、花の事は花にとへ、紫雲の事は紫雲にとへ、一遍はしらすとぞおほせられける、聖歌云、さけばさきちればおのれと散花の、ことわりこそみは成にけれ、花か色月か光とながむれば、心はものを思はざりけり、泉藏同年七月十六日に、片瀬を立て都の方へ修行し給ふ、寺持、

○梵天塚 路傍にあり、○西行見返松 土俗は辰松彌知利末都と呼べり、本蓮寺の門外大路の傍に在り、枝葉西方に指す、往昔西行此地に來たり都の方を見返り、此枝を取て西方に押ねむけたり、故に此名ありと云ふ、今古道の北側にあり、義經の郎等駿河次郎清重樹下にて

笈を燒捨、戦死せし舊蹟と傳ふ、
○川名村加波奈牟良 江戸より行程十二里十町餘、津村郷に屬す、民戸三十六、東西八町南北九町、瀨二村、北、戸部川を限、彌勒寺村、西、境川の對岸、江島道村内を貫けり、幅三、高座郡鶴沼村、及藤澤宿、
は延寶六年成瀬五左衛門改む、飛地彌勒寺村高五石五座郡鶴沼村に餘、あり文化十年川瀬革まりし時飛地となれりと云ふ、天正の頃當村の染工、役錢不納の事聞えて北條氏より嚴密に下知を加へし事あり、足柄下郡板橋村、染工一之宮、河名云々右の在所不入與申、紺屋役不出候、曲事堅申付可取、若猶兎角申、不出候は可申上、他郷江越候共、其在所迄たゞし、役口迄可取者也、仍如件、同十七年十二月北條氏大銃を當國の治工に課せし時、當村の鍛工清左衛門と云ふ者も其事を奉れり、
小田原新宿町、治工治部左衛門藏文左衛門云々、以上廿挺、右御急用之間、一挺七日之日敷を以、面左衛門可申附、山田致指引、手際をよくきず、無之様、可致出來由可申附候、若無沙汰之者、有之者可被處嚴科者也、仍如件、己丑十二月晦日須藤惣左衛門殿、宗前奉之、虎朱印、
の頃は、大谷彦次郎知行す、
【役帳】曰、大谷彦次郎、四十、上左太夫の知行所なり、
八貫四百十二文、東郡川名、今井
○高札場 ○小名 △市場
○境川 西の郡界にあり、幅十、
○戸部川 村の北界を流

幅十 間餘 乾隅にて境川に會す、土橋を架せり長十五間

○御靈社 村の鎮守なり、大勝寺持、

○神光寺 古義真言宗手廣村青蓮寺末、稻荷山影向院と號す、本尊不動を安す、○大勝寺 川名山金剛院と號す本寺前に同じ

○大谷 筑前守某宅蹟、村東手廣村の界にあり、宇殿屋敷と呼ぶ、是「北條役帳」に見えし、永祿年間の地頭大谷彦次郎の孫なるべし、

○手廣村天比呂 江戸より行程十二里二十町餘、津村郷に屬す、古昔津村より分村せしと傳ふ、東西十町許南北九町餘川名村、南津村、民戸四十六、檢地は延寶六年吉川武兵衛糾す、今大岡龜之丞知行す拜賜の年代詳ならず、

○高札場 ○小名 △三田所 △一ノ澤 △戰道多々加比陀宇

△宮ヶ崎 △池下 △笹田 △梶原 △中ヶ丸 △下向之毛武 △岩穴 △竹内 △しほて谷 △條鋪谷

△前田 △片岡

○大塚山 村東にあり高八山腹に塚あり高四尺許、上に小松生ず、塚邊に達する坂を峰ノ坂と呼ぶ、

○熊野社 村の鎮守とす、例祭九月寶積院持、下同じ、

○神明二

し、村名は殊更に抹去せし物なり、△鐘樓 元は片瀬村法生慶庵の鐘なりしを、寶永七年現住快祐當寺に寄附す、△神明宮

△辨天社 山の中腹に小盆池あり、辨天加持水と呼ぶ早には雫祭をなす、△子神社 △支院 寶積院手廣山と號す、本尊は藥師なり、△彌陀堂 寶積院持、△番神堂 笛田村佛光寺持、

○笛田村布江駄 江戸より行程十三里餘、津村郷に屬す東西二十五町許南北十町許二村、東、長谷、常葉二村、南、津、極樂寺、梶原、民戸五十八、鎌倉道乾方に係る幅六、檢地は慶長中彦坂小刑部元正糺せり、小田原北條氏の頃は長田但馬守買得地とす【役帳】曰、長田但馬守、買得百二十八貫六百文東郡笛田、今大久保佐渡守忠保

古は園村御料所寶永是も寶永中、井上氏に賜ひし中大久保氏に賜ふ、井上左大夫が寶曆中一旦御料となり、寛政四年舊、牧野勅負一を頒ち賜へり、等が知る所なり、に復す、

○高札場 ○小名 △番場ヶ谷 △新不知谷 △ひは田谷 △しほろ △池ノ谷 △椿谷 △五段田 △向ノ谷 △大繩下 △長町 △宮ヶ崎 △大久保 △關口 △深澤 △龜山

○大佛切 通利土保志、東方にあり登二十間許、坂上は長谷村の

○青蓮寺 飯盛山仁王院と號す、古義真言宗高野山無量壽院末弘法の開基にて中興は善海と云ふ、本尊不動長三尺三寸智證作、

及び愛染を安す長六尺五寸、關東檀林三十四院の一なり

天正十九年十一月寺領二十五石の御朱印を賜ふ、客殿

に文和四年の半鐘をかく高三尺五寸、圓徑一尺五寸、銘曰爲始從願主法阿、一紙半錢、結緣衆等、現世安穩、後生善處、乃至法界、衆生平等利益故也、文和四乙未年五月八日、願主

法阿敬白、大工大和權守光連と鑄る、相傳て、古は江島の諸刹、皆當寺の末院なりしと云ふ、今に江島岩本院受戒の時

當寺にて、其式を行ふとなり、又江島に圓可寺と號せる末院ありしが、今は廢せり、若くは其寺の物なりしにやとも云ふ

寺域の後山を飯盛山と云ふ高十七、頂上に凹地方二尺許あり弘法大師護摩を修せし蹟と傳ふ、【寺寶】 東照宮御神

影一幅 △兩界曼陀羅各軸胎界は宅間筆、金 △愛染畫像一幅弘法 △妙音辨天畫像一幅 △弘法大師自畫像一幅

△不動畫像二幅一は覺鏡、一 △種子兩界曼荼羅二幅覺鏡 △十六善神畫像一幅唐志 △阿彌陀畫像一幅同 △釋迦畫像一幅啓書 △十三佛畫像一幅惠心 △舍利二粒弘將來の物 △五鈷一握弘法手澤の △水晶念珠一連同

△制札一通豐太閤小田原陣の時、村里へ出せし物にて、當寺預る物にはあらず、且本書、相模國東郡と錄

界なり、○小館川 乾方を流る幅七尺許 ○溜井 村南にあり段別三段、成瀬五左衛門縣令たりし頃更に鑿れりと云ふ、

○三島社 佛光寺持下同、○藏王社 ○道祖神社二村持下同、○神明宮 ○山神社

○佛行寺 笛田山と號す、法華宗比企谷妙本寺末、本尊は三寶祖師を置く、開山は日秀佛生院と號す、明と云へり、

新編相模國風土記稿卷之百五 終

新編相模國風土記稿卷之百五 村里部 鎌倉郡卷之三十七

一八七